

平成 2 6 年度

一般財団法人 建設業振興基金
建設産業情報化推進センター

情報化評議会 活動報告書

平成 2 7 年 3 月

CI-NET[®]

Construction Industry-NETwork 建設産業情報ネットワーク
一般財団法人建設業振興基金 建設産業情報化推進センター

ま え が き

一般財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センターは、建設産業情報ネットワーク（CI-NET）の恒常的な推進機関として平成 4 年 4 月に設立された。本報告書は 23 年目にあたる平成 26 年度の活動成果を取りまとめたものである。

活動体制は、情報化評議会の下に、CI-NET 推進上の基本的な方針を審議する政策委員会を置き、さらにその下に実用化推進委員会、標準化委員会、LiteS 委員会、調査技術委員会、広報委員会の 5 つの専門委員会を置いて具体的な活動を行った。

CI-NET の普及については、平成 26 年度末（平成 27 年 3 月末）の時点で 9,979 社の企業が実用に至っている。しかし、CI-NET 普及拡大の中心は大手ゼネコンとその取引先の間に留まり、普及の伸びは緩やかな増加となっている。そこで、「CI-NET 導入および未導入企業に個別ヒアリング等の調査」「課題分析」を実施し、この結果を踏まえて、平成 22 年度に CI-NET 普及拡大のための 3 ヶ年活動計画を策定し、CI-NET 普及拡大活動に向けて、「CI-NET 導入検討や利用拡大を目指す企業に対する情報提供」「CI-NET 導入・運用に関する簡易な手法の提供、提示」「CI-NET 普及促進の戦略的支援」の 3 つの対応方針を取り纏めた。これらの対応方針に基づき、平成 23～25 年度にかけて、CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定、低コスト手法の検討、導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援等の広報普及活動を展開した。この結果、CI-NET を導入するゼネコンは、平成 22 年度末の 14 社から平成 26 年 3 月末には 23 社となり、9 社が新規に CI-NET を導入するに至った。

これらの活動と成果を受けて、引き続き、平成 26 年度には平成 26～28 年度の 3 ヶ年活動計画を策定した上で、その具体的な普及方策を探るために CI-NET 利用企業を対象とする大規模なアンケート（4,224 社配付、うち 2,126 社回答）を実施している。

平成 26 年度の活動は、会員各位や国土交通省のご支援、ご協力により大きな成果を得ることができた。ご尽力いただいた皆様に深く感謝する。本報告書が CI-NET 推進の一助となることを願うとともに、関係の皆様には今後とも一層のご協力、ご支援をお願い申し上げたい。

平成 27 年 3 月

一般財団法人 建設業振興基金
建設産業情報化推進センター

目 次

1. 建設産業情報化推進センター 情報化評議会の活動体制について	1
2. 情報化評議会 活動報告	2
2.1. 活動目的	2
2.2. 活動経過	2
3. 政策委員会 活動報告	3
3.1. 活動目的	3
3.2. 活動経過	3
3.3. 活動結果	4
4. CI-NET の普及拡大に向けた 3 カ年活動.....	6
4.1. 平成 26～28 年度 CI-NET 普及活動計画	6
5. 各専門委員会の活動報告（概要）	8
5.1. 実用化推進委員会の活動報告（概要）	8
5.1.1. CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大	8
5.1.2. すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する利用範囲拡大の支援	9
5.1.3. 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討	10
5.1.4. 3 カ年の普及活動に対するアクションプランの作成	10
5.1.5. 設備分野における CI-NET 実用化促進	11
5.2. 標準化委員会の活動報告（概要）	12
5.2.1. CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス	12
5.3. LITES 委員会の活動報告（概要）	13
5.3.1. CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス	13
5.3.2. 消費税率変更への対応方法検討	14
5.3.3. 建築見積業務分野における EDI 化の検討	14
5.3.4. CI-NET 準拠基準（案）の策定	14
5.3.5. 強い暗号化への移行に向けた対応検討	14
5.3.6. 新通信方式の追加に伴う情報伝達規約等の改訂	15
5.3.7. 企業識別方法および認証方法のあり方の検討	15
5.3.8. CI-NET における添付ファイルの圧縮・解凍方式の見直し	15
5.4. 調査技術委員会の活動報告（概要）	15
5.4.1. 複数消費税率混在への対応	15
5.4.2. 法定福利費の明示への対応	16

5.5.	広報委員会の活動報告（概要）	16
5.5.1.	広く認知してもらうための広報セミナー	16
5.5.2.	広報コンテンツの収集と体系的整理および公表	17
5.5.3.	CI-NET ホームページの改修	17
6.	各専門委員会の活動報告	18
6.1.	実用化推進委員会の活動報告	18
6.1.1.	活動テーマ	18
6.1.2.	活動体制	18
6.1.3.	活動経過	19
6.1.4.	活動結果	22
6.2.	標準化委員会の活動報告	55
6.2.1.	活動テーマ	55
6.2.2.	活動体制	55
6.2.3.	活動経過	56
6.2.4.	活動結果	56
6.3.	LITES 委員会	64
6.3.1.	活動テーマ	64
6.3.2.	活動体制	65
6.3.3.	活動経過	65
6.3.4.	活動結果	68
6.4.	調査技術委員会	90
6.4.1.	活動テーマ	90
6.4.2.	活動体制	91
6.4.3.	活動経過	91
6.4.4.	活動結果	91
6.5.	広報委員会	97
6.5.1.	活動テーマ	97
6.5.2.	活動体制	97
6.5.3.	活動経過	97
6.5.4.	活動結果	98
7.	情報化評議会会員名簿	105
7.1.	情報化評議会会員（企業、団体）	105
7.2.	情報化評議会および各委員会名簿	106
7.2.1.	情報化評議会	106
7.2.2.	政策委員会	108
7.2.3.	実用化推進委員会	108
7.2.4.	標準化委員会	112

7.2.5.	LiteS 委員会	113
7.2.6.	調査技術委員会	117
7.2.7.	広報委員会	117
7.2.8.	事務局	119
8.	資料編	121
8.1.	実用化推進委員会	121
8.1.1.	普及推進 WG	121
8.1.2.	設備見積 WG	185
8.2.	標準化委員会	202
8.2.1.	チェンジリクエスト	202
8.2.2.	チェックリスト	216
8.3.	広報委員会	226
8.3.1.	広報セミナー	226
8.3.2.	資料検索システム	237

1. 建設産業情報化推進センター 情報化評議会の活動体制について

平成 26 年度の情報化評議会（CI-NET）の活動体制は下図のとおりである。（敬称略、平成 27 年 3 月現在。）

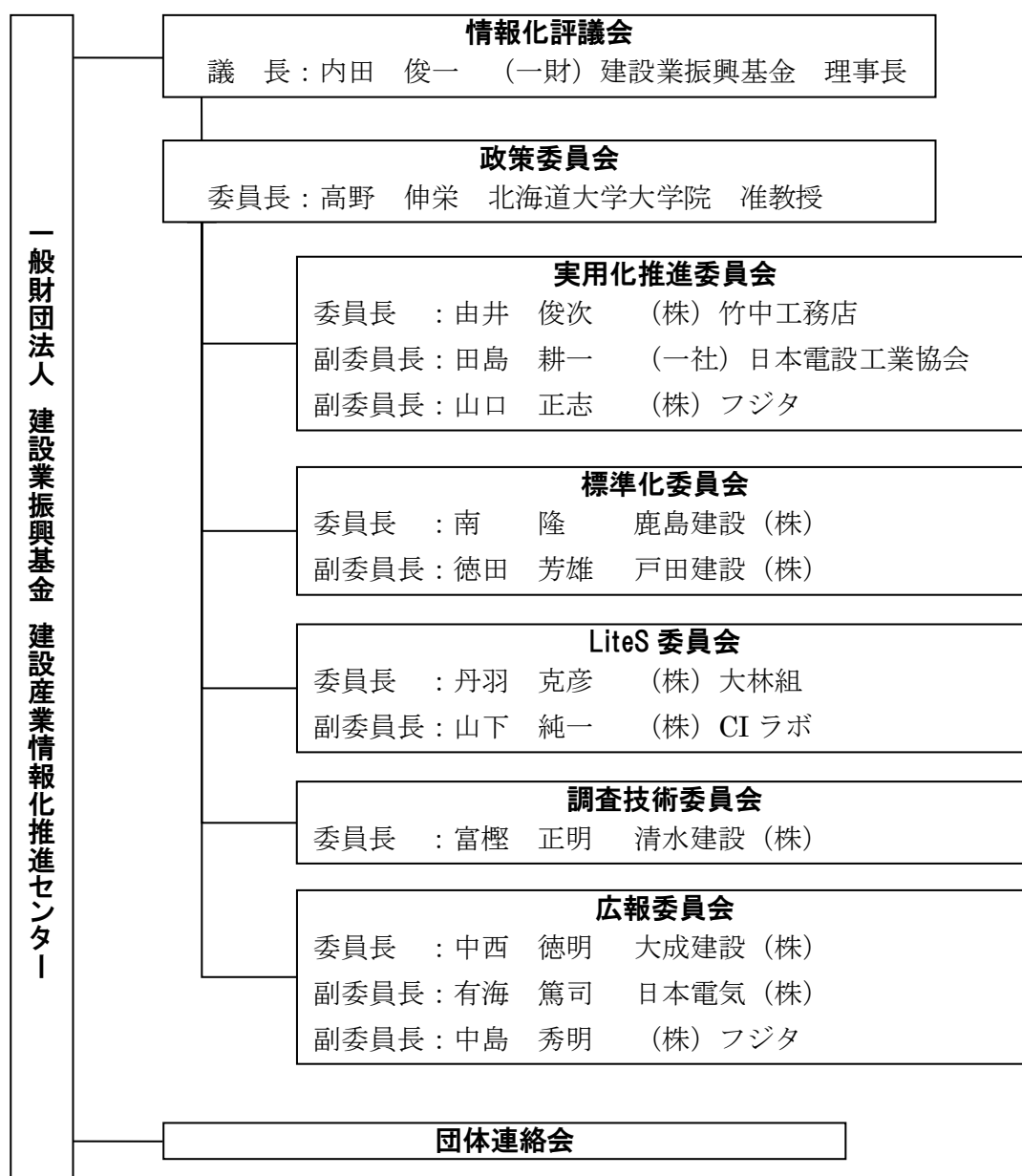


図 2.1-1 活動体制図

2. 情報化評議会 活動報告

2.1. 活動目的

情報化評議会は、情報化評議会が行うべき事業について審議し、意見を述べる機関として、建設業振興基金内に設置されている。会員および学識経験者のうちから建設業振興基金が委嘱した「情報化評議員」で構成される。

2.2. 活動経過

表 2.2-1 情報化評議会の会議開催記録

開催回	開催日時、場所	主な議題
第1回	平成26年5月28日(水) 14:00～16:00 浜離宮建設プラザ 10 階 大会議室	(1) 平成25年度情報化評議会 活動報告について (2) CI-NET の普及拡大に向けた「3 カ年活動計画」について (3) 平成26年度情報化評議会 活動計画について (4) その他 1) 設計製造情報化評議会 活動について

3. 政策委員会 活動報告

3.1. 活動目的

情報化評議会の下に、建設産業政策大綱の趣旨に沿って、建設業振興基金が行う支援業務、専門的に検討すべき事項の専門委員会への付託等の CI-NET に係る基本方針を審議する機関として設置されている。学識経験者、国土交通省、業界および会員企業の代表、各専門委員会の委員長により構成される。

平成 26 年度の政策委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

＜主な活動テーマ＞

① 情報化評議会の基本方針の策定

3.2. 活動経過

表 3.2-1 政策委員会の会議開催記録

開催回	開催日時	主な議題
第 1 回	平成 26 年 4 月 24 日(木) 15:00～17:00 一般財団法人建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 平成 25 年度 情報化評議会 活動報告および事業収支について (2) 3 カ年活動計画（案）について (3) 平成 26 年度 情報化評議会 活動計画および事業予算（案）について (4) 「CI-NET 活動成果物公開方針」の改訂へ向けて (5) その他
第 2 回	平成 27 年 1 月 21 日(水) 15:00～17:00 一般財団法人建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 「3 カ年活動計画」普及拡大に向けたアクションプラン (2) 電子証明書暗号強度化について (3) CI-NET 利用拡大支援のための基本契約書電子データ化について (4) 国土交通省の施策に沿った CI-NET 工夫改善等について (5) その他

3.3. 活動結果

CI-NET の普及進展や普及活動の強化に伴い、CI-NET の活用に係るステークホルダの多様化への対応が求められている。これを受けて、CI-NET 運営方針について、検討を行った。具体的な検討テーマとして、以下の検討を行った。

(1) 情報化評議会（CI-NET）活動成果物公開方針改訂に係る検討

普及活動の一貫として、ベンダ連携強化を進める上で、情報化評議会 CI-NET 活動成果物等の活用範囲の拡張を検討する必要性が生じている。これを受けて、既存の会員におけるメリット等にも配慮しつつ、今後の CI-NET の普及に向けて必要であると判断される事項について、情報化評議会（CI-NET）活動成果物公開方針を改訂した。

(a) 背景

平成 24 年度に、完工高 50 億円以上の企業（ゼネコン）を対象に実施した「発注業務における電子商取引に関する調査アンケート」において、その半数近くの企業が業務パッケージシステムを使用している実態が明らかとなった。これにより、業務パッケージシステムと CI-NET との連携を強化することで、導入コストの低減化や業務の効率化が推進され、CI-NET 導入企業の拡大に大きく寄与することが期待された。これを受けて、CI-NET の普及拡大に向けた「3 カ年活動計画（平成 26～28 年度）」において、「業務パッケージベンダとの連携強化」が掲げられ、CI-NET の導入拡大に向けた重要施策の 1 つと位置付けられた。

一方で、評議会の成果物は、次表の「CI-NET 活動成果方針」に従い、事業化目的利用での公開先は会員企業に限定されており、今後の CI-NET 普及拡大へ向けて、様々な関係者との連携を進める上では、これらを広く公開していく必要があると認識された。

(b) 基本方針

建設分野の情報化を推進するためには、CI-NET の成果を業界で広く利用できる成果運用が不可欠である。このため、当評議会の成果物は、評議会会員の便益が阻害されないよう配慮した上で、会員内外を問わず広く公開することを基本方針とする。

(c) 検討結果

「活動成果物公開方針」を、「評議会への入会を前提として個別対応」を「個別対応」とし、以下の通り改訂した。

表 3.3-1 情報化評議会（CI-NET）活動成果物公開方針情報化評議会（CI-NET）活動成果物
公開方針

利用者区分 成果物区分		自己利用※			事業化目的利用		
		会員	非会員		会員	非会員	
		CI-NET 会員	C-CADEC 会員	非会員	CI-NET 会員	C-CADEC 会員	非会員
標準 等	標準メッセージ	○	○	○	○ (利用登録)	同左	同左
	資機材コード	○	○	○	(個別対応)	(個別対応)	(個別対応)
	マニュアル類	○	○	○	○	○	○
ドキュメント 等	仕様,資料等(含む実装規約) (含む印刷物 PDF 等)	○	○	○	(個別対応)	(個別対応)	(個別対応)
	ロードモジュール、 操作マニュアル等	○	(個別対応)	(個別対応)			
	ソースモジュール、 システム仕様書等	(個別対応)	(個別対応)	(個別対応)			

※自己利用、例えば契約締結あるいは取り決め等において取引先等へ公開する場合、事業化目的利用とならないようにすること。

【凡例および用語説明】

自己利用 自社内業務の情報化を目的とした利用

事業化目的利用 自社の商品として第三者に利用させることを目的とした利用

○ 提供媒体費用および送料等は実費負担

個別対応 活動成果物の利用の範囲、利用形態等の契約締結、協議等が必要なもの

4. CI-NET の普及拡大に向けた 3 カ年活動

4.1. 平成 26～28 年度 CI-NET 普及活動計画

CI-NET の普及に向けた 3 カ年活動計画（平成 23～25 年度）では、平成 23 年度に普及活動における 3 つの対応方針を取りまとめ、活動の具体的な方向性を示した上で、平成 24 年度には、これら 3 つの対応方針に基づき、CI-NET の広報普及活動を効果的かつ効率的に実施するためのツールの開発および試行に重点を置いた活動を行い、続く平成 25 年度は、これらの開発したツールを活用して、CI-NET 未導入企業等に対して導入・拡張に向けた働きかけや支援を実践した。

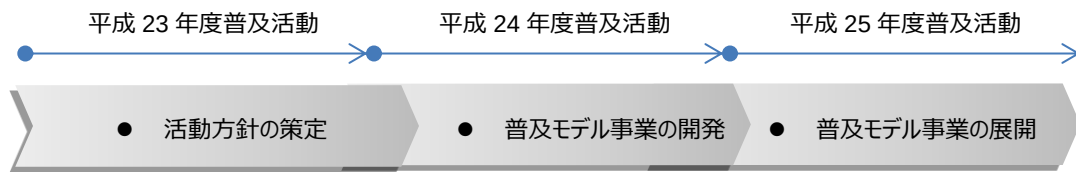
CI-NET の普及に向けた 3 カ年活動計画（平成 26～28 年度）では、3 カ年活動計画（平成 23～25 年度）の普及活動を継続するとともに、以下の活動方針の下で、より効果的かつ効率的な普及戦略を検討し、普及活動の強化を図ることを計画している。

＜3 カ年活動計画（平成 26～28 年度）の活動方針＞

- CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大
- すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する利用範囲拡大の支援
- 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討

これらの 3 つの対応方針に則して、3 カ年活動計画（平成 26～28 年度）における各年度の活動目標を以下のとおり設定している。

●3ヵ年活動計画（平成 23～25 年度）における各年度の目標



●3ヵ年活動計画（平成 26～28 年度）における各年度の目標

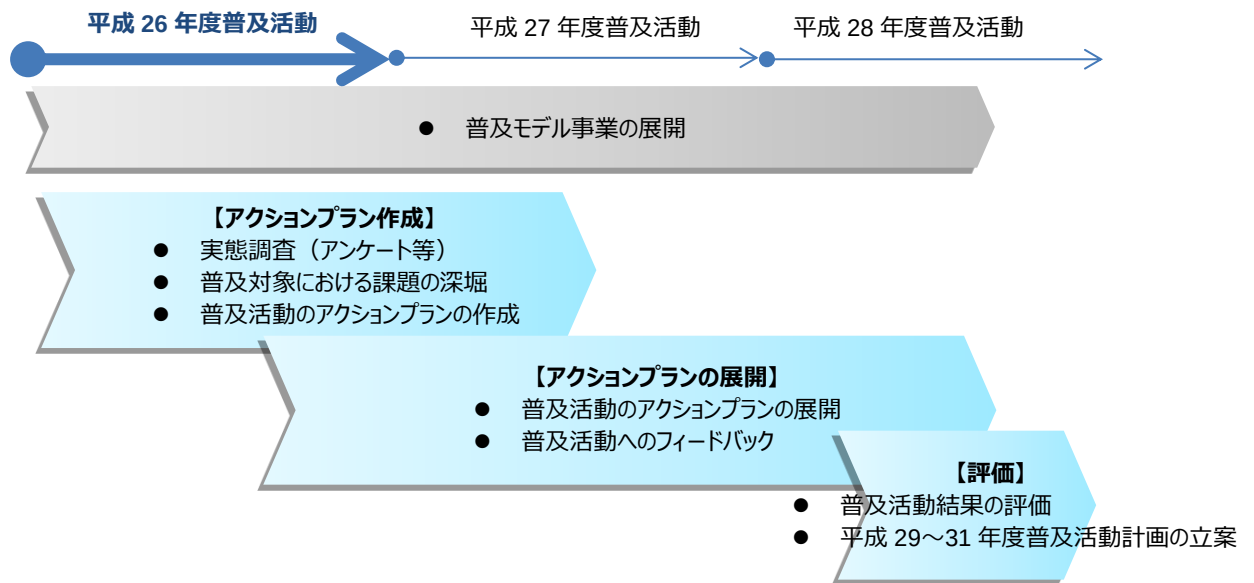


図 4.1-1 3ヵ年活動計画（平成 26～28 年度）における各年度の活動目標

5. 各専門委員会の活動報告（概要）

5.1. 実用化推進委員会の活動報告（概要）

企業識別コード取得による CI-NET の実用化の進展状況は、平成 26 年 3 月末から 208 社増加し、平成 27 年 3 月末現在で 9,979 社となった。このうち、ゼネコンは平成 26 年 3 月末時点で 23 社であったが、平成 26 年度は新たに 3 社が CI-NET を導入済みであり、さらに 2 社が平成 27 年度内に導入見込みとなっている。

＜主な活動テーマ＞

- ① CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大
- ② すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する利用範囲拡大の支援
- ③ 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討
- ④ 設備分野における CI-NET 実用化促進

5.1.1. CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大

(1) 広報セミナー、勉強会、個別支援を中心とした支援活動の継続

平成 23～25 年度活動を通じて確立した手法およびツールを活用し、CI-NET 推進協力者（国土交通省（地方整備局）、建設産業関係団体等）と連携して、平成 25 年度に設定した重点地域（特に宮城、新潟、愛知を中心にフォロー）および首都圏のゼネコンを中心に、広報セミナー（「5.5 広報委員会の活動報告（概要）」を参照。）を開催した。また、広報セミナーに参加した企業を対象として、1 社の勉強会および 11 社の個別支援を実施した。

(2) 普及ツール（提供資料等）および提供方法の継続的な改善

ケーススタディの更新や新規事例は特に生じなかったが、平成 25 年度までの導入事例 4 例について、「建設業しんこう」（平成 26 年 4 月 No.457）

（<http://www.shinko-web.jp/backnumber/2014/04.html>）に特集を掲載した。また、「5.1.2(2) 取引先の実態調査を踏まえた電子化率の向上策等の実施」の結果を反映して、PR 資料として平成 25 年度に作成した「受注者メリット」を改訂した。

(3) 業務システム更改時に効果的にアプローチするための手法の確立

CI-NET を導入済みのゼネコン 23 社の業務システムの更改時期に関する情報収集を行った。

(4) CI-NET 推進協力者（国土交通省（地方整備局）、建設産業関係団体等）との連携強化

国土交通省（地方整備局）の担当者一覧を整備の上、4 地方整備局を訪問するとともに、建設産業関係団体についても 3 地域を訪問し、連携強化を図った。

(5) 業務パッケージベンダとの連携強化

建設業向け業務パッケージを取り扱う事業者を対象に、CI-NET 対応状況、今後の予定に関するアンケート調査（配付 45 社、有効回答 12 社）を実施した。

CI-NET との連携強化対象企業として選定した建設業向け業務パッケージ取扱企業 7 社との意見交換会を開催し、今後の活動に対する意見、要望等を確認した。

(6) コンプライアンス等のアピールポイントを活かした普及活動の推進

国土交通省によるコンプライアンス推進活動（建設業取引適正化推進月間(11 月)等）と連携した普及ツール展開の検討を行った。

また、現行の「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」に従えば、CI-NET の導入を進める上での阻害要因となる懸念があるため、施工体制台帳ガイドラインの改訂に向けて、平成 27 年度に実用化推進委員会（普及推進 WG）で改訂案を作成し、国土交通省に提案することとした。

5.1.2. すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する

利用範囲拡大の支援

(1) 中堅・地域ゼネコンの利用範囲における課題の明確化と支援策の実施

現状およびニーズを把握する目的で、CI-NET 導入済みのゼネコン 23 社に対するアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえたゼネコンへの普及方策およびアクションプラン（案）の作成を行った。また、本調査結果において、CI-NET 導入済みの中堅ゼネコンでは、確定注文・注文請けのみの利用に留まる企業も多い一方で、出来高への拡張を検討している企業も多かったことを踏まえて、CI-NET の利用率や利用業務の拡大への取り組みを支援する目的で、CI-NET 導入済みの中堅ゼネコンを対象とする意見交換会を 2 回開催した。

また、新潟地区と神奈川地区において CI-NET 導入済みの地域ゼネコンを対象とする意見交換会を 2 回開催した。

(2) 取引先の実態調査を踏まえた電子化率の向上策等の実施

CI-NET 企業識別コード登録企業（企業識別コード取得手続き外目的での連絡先使用許諾企業。4,224 社配付、2,126 社回答。）を対象にアンケート調査を実施し、利用状況や利用メリット、課題等を把握した。また、アンケート結果に基づき、受注者における導入意欲を高めるための対応方針およびアクションプラン（案）を作成した。

5. 1. 3. 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討

(1) 電子商取引の周辺分野への拡大

電子商取引の周辺分野への拡大に向けて、以下の 2 つのテーマについて検討を行うこととした。

- 発注者～ゼネコン間の電子契約
- 基本契約書への適用

(2) 国や自治体の施策に関連した優遇措置

IT を活用した建設生産システムの高度化やコンプライアンス確保においては、CI-NET を有効に活用できる面が多いと考えられることから、国や自治体の施策に関連した CI-NET の改善や普及活動を進めていく方針としており、平成 26 年度は、平成 26 年 9 月に国土交通省により、「建設業法第 27 条の 2 第 3 項の経営事項審査の項目および基準を定める件」の一部改正案等に関する意見募集が実施されたことを受けて、CI-NET の利用を加点対象とする要望を提出した。結果、今般の改訂では不採択となったが、今後も機会に応じて、継続的に要望していくこととした。

5. 1. 4. 3 ヲ年の普及活動に対するアクションプランの作成

CI-NET の普及に向けた 3 ヲ年活動計画（平成 26～28 年度）において、平成 26 年度は、その初年度として、実態調査および課題を深堀し、重要度を再確認した。再確認事項は以下の通りで、これを踏まえて、3 ヲ年の普及活動に対するアクションプランを作成した。

(1) CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大

受注者からの CI-NET 導入要望のあったゼネコンを優先して、CI-NET 導入を検討してもらうための広報セミナーの開催、および、参加企業を対象とした勉強会、個別支援等の支援活動を、より一層強化して実施していくこととした。

(2) すでに CI-NET を導入している企業に対する利用範囲拡大の支援

(a) 電子化率向上および利用業務拡大について

スモールスタートした中堅・地域ゼネコンに対するフォローとして、適用業務を出来高・請求業務まで拡大することを中心に、支援活動を実施する。

(b) CI-NET 導入協力会社の業務改善のための支援

アンケート等において、改善要望の高かった「利用者コスト負担軽減」「ASP サービス内容の改善」事項について、対応策の検討をすすめることとした。

(c) 企業識別コード未更新企業に対するヒアリング等による課題の抽出

未更新企業はゼネコンとの取引がなくなった等の理由によるものであり、これ以上課題を深堀することなく重要度を下げる。

(d) 一次下請企業から二次下請企業等への展開上の課題の解決

調査結果からはニーズが低く一次以上に二次への展開に対するハードルが高いと言った意見が多かったので、対応には時期尚早と判断し、重要度を下げる。

(3) 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討

調査結果や中堅および地域ゼネコンとの意見交換会の結果、以下の事項に絞って検討することとした。

(a) 電子商取引の適用業務を周辺分野に拡大

発注者とゼネコン間の契約電子化

ゼネコンと取引先間の基本契約書の電子データ化

(b) 運用の統一化に対する対応方針・進め方の検討

運用の統一化に対する対応方針・進め方

5. 1. 5. 設備分野における CI-NET 実用化促進

設備見積 Ver.2.1 化の実現に向けて、CI-NET 導入企業（ゼネコン、取引先各社）および CI-NET 対応サービス等（ASP サービスおよび業務パッケージ等）における設備見積 Ver.2.1 化準備状況を整理した。

また、第 1 段階のアクションプランに基づく実施項目(導入・移行時期、担当者レベルへの伝達方式および見積依頼の簡略化ルール)の明確化のために、ゼネコン、取引先および CI-NET サービスを提供している ASP ベンダの 3 者間による実証実験「CI-NET 設備見積実運用テスト」を実施した。実証実験結果より、Ver.2.1 への移行に際して運用上の課題となり得る事項をより具体化かつ明確化した上で、解決策の検討を行った。

平成 27 年度には、引き続き、これらの課題解決策を具体的に取り纏め、設備見積 Ver.2.1 への移行準備に入る予定である。

5. 2. 標準化委員会の活動報告（概要）

＜主な活動テーマ＞

① CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

5. 2. 1. CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

CI-NET 標準ビジネスプロトコルに係る以下の改善要求（チェンジリクエスト）について審議を行い、承認した。

(1) 建設資機材コードのメンテナンス方法に係る改善要望

建設資機材コードのメンテナンスを適切かつ効率的に実施するために、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 p.207 に記載のメンテナンス方法に関する以下の 3 点について、改訂することを要求するチェンジリクエストが提出された。

- 建設資機材コード改訂の頻度
- 建設資機材コード改訂に係る審議主体
- 建設資機材コード改訂に係る照会先

これについて審議を行い、承認した。

(2) 建設資機材コード等の掲載先に係る改善要望

建設資機材コードや C-CADEC 機器分類コードのリストの掲載先 URL は、コードの改訂や CI-NET ホームページの改訂等に応じて変更される場合があることから、掲載先 URL については、CI-NET 標準ビジネスプロトコルへの掲載は行わないことが望ましいとして、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 p.208 に記載の URL を削除する改善要求が提出された。

これについて審議を行い、承認した。

(3) 建設資機材コードの構成に係る記述の変更

建設資機材コードは分類コード体系を採用しており、コードの対応付けを行う場合には、「段階的マッチング」の方法を用いる必要がある。しかし、この方法が周知されておらず、コードの変換率が高まらないケースが多く見受けられることから、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 p.206 に、「段階的マッチング」の方法について解説を付記する改善要求が提出された。

これについて審議を行い、承認した。

(4) 請求確認コード、課税分類コードに係る改善要望

LiteS 委員会（LiteS 実装規約 WG）において、継続的に CI-NET LiteS 実装規約のメン

テナンスに係る検討が行われているが、平成 26 年度に確定した CI-NET LiteS 実装規約の改訂に伴い、以下の 2 件について、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの改善要望が提出された。

- 請求確認コードの改訂
- 課税分類コードの補足説明文追記

これについて審議を行い、承認した。

5.3. LiteS 委員会の活動報告（概要）

<主な活動テーマ>

① CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス
② 消費税率変更への対応方法検討
③ 建築見積業務分野における EDI 化の普及
④ CI-NET 準拠基準（案）の策定
⑤ 強い暗号化への移行に向けた対応
⑥ 新通信方式の追加に伴う情報伝達規約等の改訂
⑦ 企業識別方法および認証方法のあり方の検討【新規】
⑧ CI-NET における添付ファイルの圧縮・解凍方式の見直し【新規】

平成 25 年度の検討結果を反映した CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 をリリースすることを LiteS 委員会で承認した。

また、平成 26 年度は以下の活動を行った。

5.3.1. CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス

CI-NET LiteS 実装規約に基づき実業務に適用する上で、理解のしやすさ、解釈の相違、不具合の解消、実施のしやすさ等の向上のための検討を引き続き行い、CI-NET LiteS 実装規約や指針あるいは参考資料に関する実務への適応性向上に向けた取組を進めた。

具体的には、表 5.3-1 に記載の検討事項について審議を行った。このうち、(a)、(c)、(e)、(f)、(g)は平成 26 年度に完了し、その他の検討事項については、平成 27 年度に引き続き審議を行う予定である。

表 5.3-1 検討事項別の審議の進捗

検討事項	進捗状況
	●：完了、○：継続
(a) 追加契約をした場合の消費税計算方法	●
(b) 出来高報告メッセージにおける明細の記載方法の周知	○

検討事項	進捗状況
	●：完了、○：継続
(c) 出来高確認（査定）の査定理由を記載する項目の追加	●
(d) 規約等のバージョンアップルール	○
(e) 請求確認コードの見直し【新規】	●
(f) 拡張漢字の利用可否【実用化推進委員会普及推進 WG へ移管】	●
(g) 注文業務メッセージの運用ルール【新規】	●
(h) 法定福利相当額明示における CI-NET 対応について【新規】	○
(i) 既存メッセージの見直しと整理【新規】	○
(j) 基本契約書メッセージの策定検討【新規】	○

5.3.2. 消費税率変更への対応方法検討

消費税率に関する以下の2つの事項について、CI-NET での対応方法を検討した。

- ・ 消費税率変更時の CI-NET 対応方法検討
- ・ 消費税の複数税率導入時の CI-NET 対応方法検討

5.3.3. 建築見積業務分野における EDI 化の検討

建築積算業務メッセージの普及を目指し、建築積算数量データ（平成 24 年度までにフォーマット作成済み、平成 25 年度にデータ項目へのタグ番号付番済み）を CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 指針・参考資料

（<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/members/seika/lites.html>）に反映した。

5.3.4. CI-NET 準拠基準（案）の策定

CI-NET に対応したサービス（ASP サービス、パッケージ製品等）の新規参入に伴い、CI-NET 準拠基準を明確化する必要が生じたことを受けて、平成 25 年度に「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準（案）」を検討し、「CI-NET 相互運用性試験手順書（案）」を策定したが、個別の CI-NET サービスにおける適合性試験のための CI-NET LiteS 実装規約基準確認手順についても明示が必要であるとの指摘を受け、平成 27 年度も継続して、「CI-NET LiteS 実装規約準拠確認手順書（案）」を検討することとした。

5.3.5. 強い暗号化への移行に向けた対応検討

電子政府システム（入札、申請等）における強い暗号化に向けた暗号アルゴリズムの移行

指針が示されたことを受けて、CI-NET においても「暗号アルゴリズム」を移行する必要性が生じたことから、関係者と協議の上、移行スケジュール案を作成した。平成 27 年度も引き続き、関係者との調整を行い、移行方針およびスケジュールの確定、周知を行う。

5.3.6. 新通信方式の追加に伴う情報伝達規約等の改訂

平成 25～26 年度にかけて確定した「CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドライン改訂版」を CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 に反映した。

5.3.7. 企業識別方法および認証方法のあり方の検討

今後のセキュリティ強化や CI-NET の利用業務拡大等に鑑み、認証方法の高度化に配慮した電子証明書プロファイルの見直しについて検討した。また、セキュリティ強化策に起因する電子証明書の発行費用増大への対応策として、「法人番号¹」の導入を含む企業識別方法の見直しについても検討した。

5.3.8. CI-NET における添付ファイルの圧縮・解凍方式の見直し

CI-NET メッセージへの添付ファイルは、自己解凍方式で圧縮することが定められているが、当該方式ではファイル容量が増大し、ASP サービス利用者のコスト負担増に繋がる場合があることから、添付ファイルの圧縮・解凍方式の見直しを要望された。これについて、平成 27 年度に引き続き検討を行うこととした。

5.4. 調査技術委員会の活動報告（概要）

＜主な活動テーマ＞

① CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究の実施

5.4.1. 複数消費税率混在への対応

次期の消費税率変更における経過措置期間における複数の消費税率の取り扱いや、軽減税率の導入可能性もあること等を踏まえ、これらへの対応策について、調査、研究を行うこととしていたが、平成 27 年 10 月の消費税率変更予定が、平成 29 年 4 月予定に先送られることから、引き続きの検討課題とした。

¹ 法人番号：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（2013 年 5 月 24 日成立）に基づき、法人に付与される番号。

5.4.2. 法定福利費の明示への対応

「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成 25 年 5 月 10 日、国土建労第 7 号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）を受けて、CI-NET を利用するゼネコンを対象とするアンケートにより実態を把握した上で、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 に基づく法定福利費の内訳明示方法に関する対応例を取り纏め、ホームページ（<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/images/taiourei.pdf>）に掲載した。

5.5. 広報委員会の活動報告（概要）

<主な活動テーマ>

- | |
|---|
| ① 広く認知してもらうための広報セミナー
② 広報コンテンツの収集と体系的整理および公表
③ CI-NET ホームページの改修 |
|---|

5.5.1. 広く認知してもらうための広報セミナー

CI-NET への関心を地域単位あるいは業界単位で高め、導入検討に進む企業の裾野を拡げることが目的として、都道府県建設業協会や業界団体等と連携して広報セミナーを開催した。平成 26 年度は、以下の 3 通りの広報セミナー（「CI-NET を活用した電子商取引説明会」と呼称）を開催した。

表 5.5-1 広報セミナーの開催実績

広報セミナー名称	開催回数	参加者数
①CI-NET を活用した電子商取引説明会（専門工事業者より「CI-NET を導入して欲しい企業」として社名の挙げられたゼネコン向け広報セミナー）	2 回	17 社 30 名
②CI-NET の導入検討可能性のある完工高 50 億円以上の建設企業向け広報セミナー	2 回	32 社 45 名
③地域別の広報セミナー（平成 25 年度より継続）	3 回（2 県）	67 社 69 名

このうち、①および②の広報セミナーについては、開催案内に対する出席率が高かったことから、会場アンケート結果等も踏まえ、適宜、プログラムを再編の上、平成 27 年度も継続して開催することとした。

5.5.2. 広報コンテンツの収集と体系的整理および公表

導入を検討する企業における関係者への説明資料等作成に資することを主な目的として、平成 24 年度に実施した、利用者が参照しやすい、広報コンテンツの体系的整理（アーカイブ）に基づき、平成 26 年度は、以下の新規コンテンツの作成と既存コンテンツの改訂を行い、資料検索システムに登録した。

- CI-NET における法定福利費の明示方法について
- CI-NET の導入メリット

また、資料検索システムの利便性等を高めるための機能改修等の検討に資することを目的として、資料検索システムの利用状況を把握するためのアクセス履歴取得機能を実装した。

5.5.3. CI-NET ホームページの改修

現在の CI-NET ホームページについて、以下の 2 つの方針の下で、CI-NET 会員および CI-NET に関心のある利用者のためにより参照しやすい情報提供を実現するための改修方法等の検討を行った。

- CI-NET の導入・拡大を検討する方への情報提供
- CI-NET 活動(情報化評議会)の周知

平成 26 年度は、CI-NET の導入・拡大を検討する方への情報提供に資する目的でメニュー構成の変更を行うとともに、コンテンツの追加を行った。

6. 各専門委員会の活動報告

6.1. 実用化推進委員会の活動報告

6.1.1. 活動テーマ

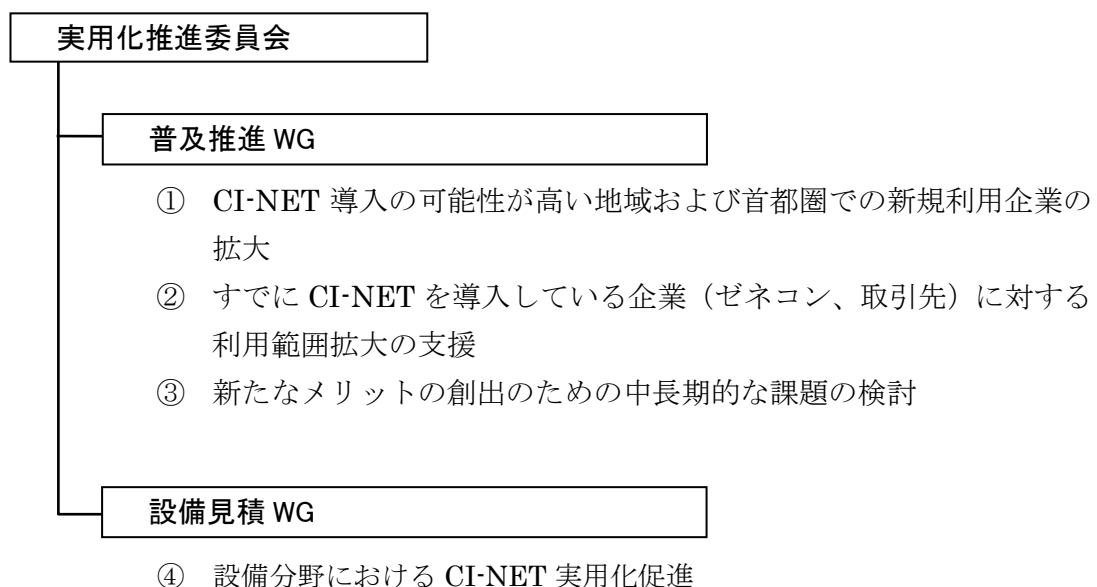
平成 26 年度の実用化推進委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

＜主な活動テーマ＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大② すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する利用範囲拡大の支援③ 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討④ 設備分野における CI-NET 実用化促進 |
|--|

6.1.2. 活動体制

平成 26 年の実用化推進委員会では、主な活動テーマごとに以下の WG を設置して活動した。



6.1.3. 活動経過

以下の日程で実用化推進委員会およびワーキンググループを開催し、CI-NET の実用推進に係わる検討を行った。

6.1.3.1. 実用化推進委員会

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回実用化推進委員会	平成 26 年 6 月 17 日(火) 15:00~17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 平成 26 年度実用化推進委員会活動計画について(報告) (2) 普及推進活動概況について (報告) (3) 実用化状況調査結果について (中間報告) (4) CI-NET 利用状況調査 (受注者側) 結果について (報告) (5) 業務パッケージベンダとの連携について (審議) (6) 今後の広報セミナーの開催方法について (審議) (7) その他
第2回実用化推進委員会	平成 26 年 11 月 18 日(火) 15:00~17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 実用化推進委員会活動 (中間報告) 普及推進 WG 設備見積 WG (2) 3 カ年活動計画におけるアクションプラン(案)について (審議) (3) その他
第3回実用化推進委員会	平成 27 年 3 月 10 日 (火)15:00~17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 実用化推進委員会活動報告(案)について(報告) (2) 実用化推進委員会活動計画(案)について(審議) (3) その他

6.1.3.2. 普及推進 WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回普及推進 WG	平成 26 年 4 月 24 日(木) 15:30~17:30 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 普及推進活動概況について (2) 平成 26 年度 実用化推進委員会の活動計画(案)について (3) CI-NET 実用化状況調査 (案) につい

会議名	開催日時、場所	主な議題
		て (4) CI-NET 導入企業(受注者)アンケート調査(案)について (5) 業務パッケージと CI-NET の連携に係る運用ルールの公開について (6) 業務パッケージベンダとの連携強化について (7) その他
第 2 回普及推進 WG	平成 26 年 7 月 3 日(木) 15:00～17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 普及推進活動概況について (2) 実用化状況調査結果について (3) CI-NET 利用状況調査(受注者側)結果について (4) 業務パッケージベンダとの連携について (5) 今後の広報セミナーの開催方法について (6) その他
第 3 回普及推進 WG	平成 26 年 9 月 24 日(水) 15:00～17:00 建設業振興基金 301 会議室	(1) 普及推進活動概況について (2) 実用化状況調査結果および調査結果に対する方策について (3) CI-NET 利用状況調査結果を受けた方策の見直しとアクションプラン(案)について (4) 業務パッケージソフトの CI-NET 対応調査について (5) その他
第 4 回普及推進 WG	平成 26 年 11 月 5 日(水) 15:00～17:00 建設業振興基金 301 会議室	(1) 普及推進活動概況について (2) CI-NET の普及拡大に向けた 3 ヶ年活動計画におけるアクションプラン(案)について (3) その他
第 5 回普及推進 WG	平成 27 年 2 月 26 日(木)15:00～17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 普及推進活動概況について(報告) (2) 地域・中堅ゼネコンとの意見交換会と今後の対応について(審議) (3) 業務パッケージベンダとの連携強化について(審議) (4) CI-NET の普及拡大に向けた 3 ヶ年活

会議名	開催日時、場所	主な議題
		動計画におけるアクションプラン変更について(審議)
		(5) 平成27年度普及推進WGの活動計画について(審議)
		(6) 中長期的な課題等の検討状況と今後の対応について(審議)
		(7) その他

6.1.3.3. 設備見積WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回設備見積WG	平成26年7月17(木) 15:00~17:00 富山県赤坂会館会議室	(1) 平成26年度実施計画について (2) 今年度活動テーマの進め方および作業調整 1.設備見積 現状把握、分析と課題整理 2.課題検討班編成 3WG 実施事項調整について 3.設備見積 Ver2.1 実運用確認テストについて (3) 今年度活動テーマのスケジュール調整 (4) その他
第2回設備見積WG	平成26年9月30(火) 15:00~17:00 建設業振興基金3階301会議室	(1) 設備見積 Ver2.1 実運用確認テストについて (2) 設備見積WG 各検討チーム実施状況打合せ 1.運用ルール検討チーム 2.見積依頼基準検討チーム 3.資機材コード検討チーム (3) 各社設備見積 Ver2.1 準備状況確認 (4) その他
第3回設備見積WG	平成27年2月6日(金) 15:00~17:00 建設業振興基金3階301会議室	(1) 設備見積 Ver2.1 実運用確認テストについて (2) 設備見積WG 各検討チーム実施状況打合せ 1) 運用ルール検討チーム 2) 見積依頼基準検討チーム

会議名	開催日時、場所	主な議題
		3) 資機材コード検討チーム
		(3) 各社設備見積 Ver2.1 準備状況確認

6. 1. 4. 活動結果

6. 1. 4. 1. 実用化状況

(1) CI-NET LiteS 方式による実用化の推進

企業識別コード取得による CI-NET の実用化の進展状況は、平成 26 年 3 月末から 208 社増加し、平成 27 年 3 月末現在で 9,979 社である。

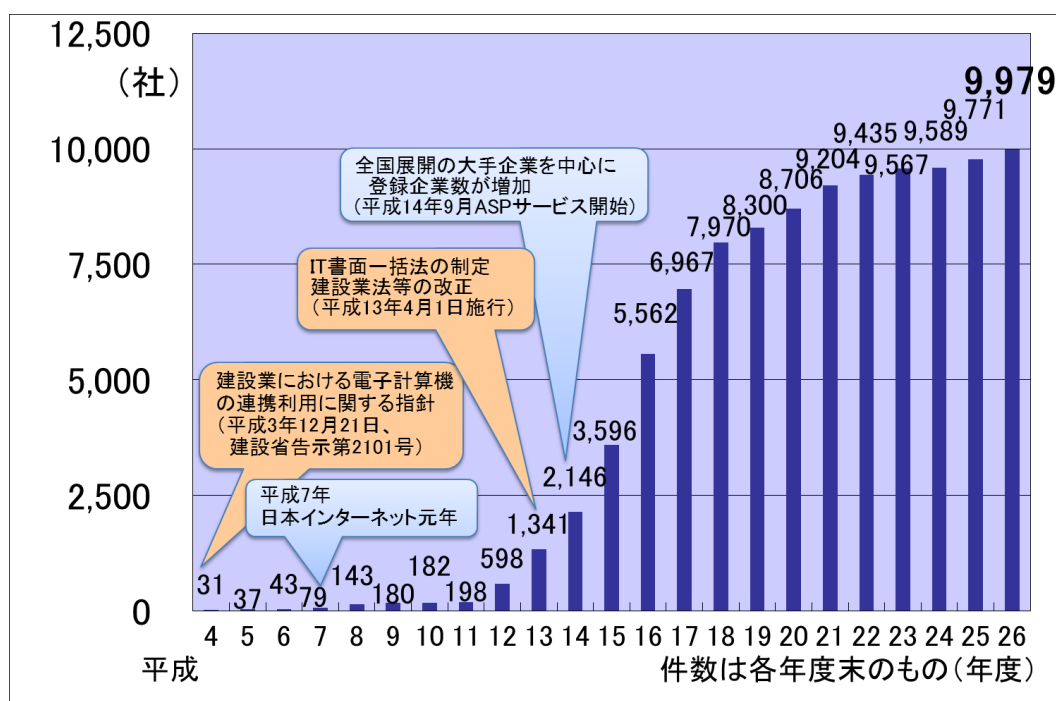


図 6.1-1 CI-NET 利用の企業識別コード登録企業数の推移

(2) 対象業務別の実用化実施状況

ゼネコンにおける各業務の実用化状況は、下表の通りである。平成 26 年度は、新たに 3 社が CI-NET を導入済みであり、2 社が平成 27 年度内に導入見込みとなっている。

表 6.1-1 ゼネコンにおける業務別実用化状況（平成 27 年 3 月現在／敬称略）

ゼネコン	本社	建築 見積	設備 見積	設備機 器見積	購買 見積	契約	出来高 ・請求	支払 通知
(株)穴吹工務店	香川				○	○		
(株)安藤・間	東京				○	○	○	
(株)大林組	東京		○			○	○	

ゼネコン	本社	建築 見積	設備 見積	設備機 器見積	購買 見積	契約	出来高 ・請求	支払 通知
鹿島建設(株)	東京				○	○	○	
(株)熊谷組	東京				○	○		
(株)鴻池組	大阪					○		
五洋建設(株)	東京				○	○		
清水建設(株)	東京				○	○	○	
(株)竹中工務店	大阪		△		○	○	○	
戸田建設(株)	東京				○	○		
(株)フジタ	東京		△		○	○	○	
三井住友建設(株)	東京				○	○		
A 社	地域				○	○		
(株)土屋ホールディングス	北海道				○	○	○	
(株)長谷工コーポレーション	東京					○		
(株)加賀田組	新潟					○		
B 社	地域					○		
(株)本間組	新潟					○		
(株)小俣組	神奈川				○	○		
西松建設(株)	東京				○	○		
(株)橋本店	宮城					○		
(株)近藤組	愛知					○	○	
創和ジャステック建設(株)	新潟					○		
アイシン開発(株)	愛知					●		
C 社	神奈川					●		
D 社	神奈川					●		

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 利用

【凡例】

○：運用中

●：運用中（平成 26 年度より稼働）

△：テスト運用あるいはシステム構築中

6. 1. 4. 2. 普及推進 WG

(1) CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大

(a) 広報セミナー、勉強会、個別支援を中心とした支援活動の継続

平成 23～25 年度活動を通じて確立した手法およびツールを活用し、CI-NET 推進協力者（国土交通省（地方整備局）、建設産業関係団体等）と連携して、広報セミナー、勉強会、個別支援を中心とした支援活動を実施した。

広報セミナー、勉強会は、平成 25 年度に設定した重点地域（特に宮城、新潟、愛知を中心にフォロー）および首都圏を中心に実施した。なお、広報セミナーは、平成 26 年度は「CI-NET を活用した電子商取引説明会」の名称で開催した。

1) 広報セミナー

(「8.3.1 広報セミナー」を参照。)

2) 勉強会

広報セミナーに参加した企業のうち、勉強会、個別支援を希望した企業に対して、フォローアップを随時実施した。平成 26 年度は、重点地域および首都圏を中心に 1 社に勉強会を実施した。

表 6.1-2 勉強会の開催実績

開催地域	開催日	参加企業	主な議題
埼玉県	2014 年 11 月 12 日	1 社	• ASP サービス利用に係る費用について • 社内システムと ASP サービスの連携について

3) 個別支援

広報セミナーに参加した企業のうち、勉強会、個別支援を希望した企業に対して、フォローアップを随時実施した。平成 26 年度は、重点地域および首都圏を中心に 11 社を個別訪問した。

(「8.1.1.1(1) 普及推進活動実績概況報告」を参照。)

(b) 普及ツール（提供資料等）および提供方法の継続的な改善

平成 23～25 年度に確立した手法およびツールを活用し普及活動を展開していくが、その活動を通じて明らかになった課題等を受けて、手法およびツール等を改善した。

1) ケーススタディ

既存ケーススタディの更新は特になかった。

新規ケーススタディ（土木系、一次→二次の企業等）は、新規の導入事例が生じなかったことから、平成 27 年度に繰り越した。

2) 事例紹介資料

以下の業界紙等に CI-NET の導入事例の紹介記事を掲載した。

表 6.1-3 業界紙等への CI-NET 導入事例紹介記事の掲載実績

掲載先	掲載時期	掲載事例の概要
建設業しんこう (http://www.shinko-web.jp/bac/knumber/2014/04.html)	平成 26 年 4 月 No.457	CI-NET の地域企業への展開 • 導入事例 1：株式会社本間組 • 導入事例 2：株式会社橋本店 • 導入事例 3：株式会社小俣組 • 導入事例 4：株式会社近藤組

3) 普及ツール（提供資料等）における取引先メリットの強調

平成 26 年度は、受注者を対象とする「CI-NET 利用状況調査」を実施し、受注者のメリットを定量化し、PR 資料である「受注者メリット」を改訂した。

(c) 業務システム更改時に効果的にアプローチするための手法の確立

a) 業務パッケージベンダ等との情報共有のための関係構築

「6.1.4.2(1)(e)業務パッケージベンダとの連携強化」の活動を通じて、業務パッケージベンダ等との情報共有のための関係を構築した。

b) 各企業における業務システムの更改時期に関する情報収集

CI-NET を導入済みのゼネコン 23 社を対象に実施した電子化率調査により、各社の業務システムの更改時期に関する情報収集を行った。

c) 業務システムの更改時期を迎える企業への CI-NET 導入に向けたアプローチ

平成 26 年度は、上記で得た業務システム更改情報に基づく効果的なアプローチには至らなかったが、今後も継続して、業務パッケージベンダや電子化率調査等から、業務システムの更改時期の把握に努め、各種支援活動を適時行っていくこととする。

(d) CI-NET 推進協力者（国土交通省（地方整備局）、建設産業関係団体等）との連携強化

国土交通省（地方整備局）の担当者一覧を整備するとともに、4 地方整備局を訪問し、CI-NET の紹介資料等を配付した。

また、以下の建設産業関係団体も訪問し、CI-NET の紹介資料等を配付した。

表 6.1-4 建設産業関係団体の訪問実績

訪問先、会議名	開催日時、場所	主な議題
(一社) 山梨県建設業協会	6 月 25 日	CI-NET の紹介資料等を配付
(一社) 茨城県建設業協会	8 月 29 日	CI-NET の紹介資料等を配付
(一社) 埼玉県建設産業団体連合会	9 月 3 日	CI-NET の紹介資料等を配付

表 6.1-5 国土交通省（地方整備局）の訪問実績

訪問先、会議名	開催日時、場所	主な議題
北陸地方整備局	6 月 6 日	CI-NET の紹介資料等を配付
四国地方整備局	6 月 6 日	CI-NET の紹介資料等を配付
中部地方整備局	7 月 17 日	CI-NET の紹介資料等を配付
近畿地方整備局	9 月 2 日	CI-NET の紹介資料等を配付

(e) 業務パッケージベンダとの連携強化

1) 平成 26 年度の活動状況

a) 建設業向け業務パッケージ取扱企業へのアンケート実施

平成 24 年 11 月に実施した「発注業務における電子商取引に関する調査」において回答のあった、建設業向け業務パッケージを取り扱う 45 社に対し、CI-NET 対応状況、今後の予定について確認するアンケートを実施した。うち、有効な回答は 12 社であった。

b) CI-NET との連携強化対象企業の選定

上記のアンケート結果から、CI-NET 仕様に対応済みの企業、および、CI-NET 仕様へ対応予定の企業より、CI-NET との連携活動への協力意志のある企業を今後の連携強化対象企業として選定した。

c) CI-NET との連携強化対象業務パッケージ取扱企業企業との意見交換会の開催

CI-NET との連携強化対象企業として選定した建設業向け業務パッケージ取扱企業企業 7 社との意見交換会を開催し、今後の活動に対する意見、要望等を確認した。

表 6.1-6 業務パッケージ取扱企業企業との意見交換会 開催実績

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回業務パッケージ取扱企業企業との意見交換会	平成 27 年 2 月 3 日 (火) 14:00～16:00 建設業振興基金 6 階 601 会議室	(1) CI-NET LiteS 利用時における外字の取扱について (報告) (2) 注文業務の取消等の場合における注文メッセージの一般的な運用方法について (報告) (3) CI-NET の普及拡大におけるアクションプランについて (報告) (4) 意見交換 ①CI-NET に係わる情報提供について ②事務局との情報交換について ③共通の課題に対する解決策の検討について ④参加メンバーに対する個別支援について (5) その他

2) 活動成果

CI-NET との連携強化を図る業務パッケージ取扱企業企業より、業務パッケージと CI-NET との連携強化を進める上で、CI-NET の運用ルール統一化が求められた。このうち、特に要望の高かった以下の 2 点について、LiteS 委員会にて検討の上、CI-NET の運用ルール統一化を図るための方針を明示し、(a)については CI-NET のホームページ

へ Q&A として掲載した。

a) 外字の取扱について

外字の取扱については、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 において、使用文字を JIS-X0201（第 1 水準）および JIS-X0208（第 2 水準）に制約することが明記されている。

CI-NET LiteS 利用時における外字の利用制限は、CII シンタックスルールに起因する制約であることや、既存の ASP サービスのサーバが JIS-X0201 および JIS-X0208 以外の外字に対応していないこと等の理由から、CI-NET LiteS 実装規約の改訂は行わず、JIS-X0201 および JIS-X0208 以外の外字への利用拡張も行わないこととした。また、CI-NET で利用可能な文字および利用不可能な文字の明確化については、最終的には、広報 WG の了承を得て、「CI-NET 外字変換推奨文字一覧表」をホームページ Q&A (<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/qa/cinetQA05.html>) へ掲載することとなった。

「CI-NET 外字変換推奨文字一覧表」のメンテナンスに関しては、CI-NET ユーザからの追加要望を事務局で随時受け付け、半年あるいは 1 年に 1 回更新することとした。

b) 注文業務の訂正を行う場合における注文メッセージの一般的な運用方法について

注文業務の訂正を行う場合における注文メッセージの一般的な運用方法の例示案が、CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.1ad.7 に照らして適切であるか、実運用に差支えないか等の観点から、LiteS 委員会に審議を依頼し、例示案を確定した。本例示を CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.1ad.8 指針・参考資料に記載することとしている。

（検討経緯、結果および記載案については、「6.3.4.2(1)(g) 注文業務メッセージの運用ルール【完了】」を参照。）

3) 今後の活動

意見交換会での意見等を踏まえて、今後の活動として以下を計画した。

a) 営業情報、システム更新情報の収集

連携可能と思われるベンダーとの定期の意見交換会を設け情報交換を行い、推進活動の継続を行う。導入済みシステムに対するバージョンアップやユーザー企業のシステム更新の際に、未導入企業に対し CI-NET 導入を依頼できるよう必要な情報提供を行う。

b) CI-NET 実施の仕組み情報の提供

CI-NET を導入する者(ゼネコン、取引先)がスムーズに仕組みを構築できるよう、標準的な業務処理を公開する。例えば、注文業務において契約打ち切りは、複雑な、種々

の処理が想定されるが標準的な処理の周知が求められている。そのためにも、ベンダーにとって仕組みの煩雑さを解消し、カスタマイズ容易性を実現するための情報提供を、ホームページの Q&A への掲載や資料の配付などにより解決を図る。

(f) 首都圏のゼネコンにアプローチするための戦略（業種や団体等の分野別対応等）の立案と実施【新規】

「CI-NET 利用状況調査」において、CI-NET を導入して欲しい取引先として企業名の挙げられたゼネコン（首都圏に本社を置く企業が中心）を対象に、東京で 2 回の CI-NET 説明会（広報セミナー）を開催した。（説明会開催実績の詳細は、「8.3.1(1) CI-NET を活用した電子商取引説明会（専門工事業者より「CI-NET を導入して欲しい企業」として社名の挙げられたゼネコン向け広報セミナー）」を参照。）

(g) コンプライアンス等のアピールポイントを活かした普及活動の推進【新規】

1) アピールポイントを強調した普及ツール（提供資料）の作成普及

平成 26 年度に実施したアンケート調査「CI-NET 利用状況調査」から取引先メリットを整理し、既存のリーフレット「受注者メリット」に反映した。具体的には、アピールする受注者メリットの項目ごとに、当該メリットを実感している利用者の比率を追記することで、アピール力の強化を狙った。

2) 国土交通省によるコンプライアンス推進活動と連携した普及ツールの展開

国土交通省によるコンプライアンス推進活動（建設業取引適正化推進月間(11 月)等）と連携した普及ツール展開の検討を行った。

3) 施工体制台帳ガイドラインの見直し

CI-NET を全国都道府県へ周知する活動の一環として、国土交通省主催による全国都道府県土木部監理課長会議において、CI-NET を利用した場合の施工体制台帳の扱いについて手続要領を提示することとし、準備をすすめた。

しかしながら、現行の「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」に従えば、CI-NET を導入した場合でも、電子化率が 100%に至らず電子契約と書面による契約が混在する段階においては、施工体制の確認を求められた際には、全ての契約について施工体制台帳を書面で印字、添付する必要がある、とされており、CI-NET の導入を進める上での阻害要因となる懸念が、委員等より指摘された。

これを受けて、施工体制台帳ガイドラインの改訂に向けて、平成 27 年度に実用化推進委員会（普及推進 WG）で改訂案を作成し、国土交通省に提案する計画とした。

<改訂対象箇所（「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」より抜粋）>

（３）電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一覧性が確保されないことに対する措置について

現在の電子商取引の普及状況等を勘案すれば、施工体制台帳を構成する契約の中に電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一覧性が確保されないこととなるため、施工体制の確認の円滑な実施を容易にする観点から、当面の間は、（１）の要件が満たされている場合においても、当該電子契約の内容を紙面に印刷した書面を施工体制台帳に添付することとする。

なお、この場合、上記書面の原本性は、工事現場においてＰＣ等で確認するものであるため、現場代理人の署名又は記名押印による誓約は必要ない。

（２）すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する利用範囲拡大の支援

（a）中堅・地域ゼネコンの利用範囲における課題の明確化と支援策の実施 【新規】

1) 発注者に対するアンケートの実施（電子化率調査）

a) 調査対象企業

CI-NET 導入済みのゼネコン 23 社（大手企業 4 社、中堅企業 19 社）

b) 調査期間

平成 26 年 5 月 8 日～31 日

c) 調査項目

i) 企業情報（資本金、完工高、営業地域）

ii) CI-NET で利用されている業務メッセージ

iii) 電子化率（概要）

①取引業者数、②契約件数、③契約金額、④出来高件数、⑤出来高金額

iv) 電子化率（詳細）

①店別・ブロック別、②事業別（建築、土木等）、③決済権限部署別（内勤、外勤等）、④要素別（資材、労務、外注等）

v) 電子商取引の普及方策

vi) その他の要望

d) 調査結果

（「8.1.1.2(1) 発注者に対するアンケートの実施（CI-NET 実用化状況調査）」を参照。）

2) 実用化状況調査結果を踏まえたゼネコンへの普及方策およびアクションプラン（案）の作成

表 6.1-7 実用化状況調査結果を踏まえたゼネコンへの普及方策およびアクションプラン（案）

設問 番号	報告 書掲 載 ID	回答	記入 日 2014	方策分類	方策内容	アクションプラン 分類	アクションプラン内容	担当
6	21	毎月利用料が請求される仕組みもどうなのかなって思う。導入したが、さほど CINET 契約していない業者に対し、毎月やめるかどうかを検討する通知書が来てるみたいだ。そして、こういうのが最近多いのも現状。電子マニフェストとか。。。	6/30	費用改善	請求タイミングの見直しについて、ベンダ各社の判断に委ねる		(ベンダ各社にて検討)	ベンダ
6	4	国や建設業振興基金は新たな施策を打ち出して欲しい。 ・電子証明書・標準企業コード取得、更新手数料の軽減および有効期間の延長（資本金で更新金額が違うのも変？）	6/30		CI-NET 利用費用の見直し	CI-NET 利用費用の見直し	・CI-NET サービス利用料の多様化 ・企業コードの「番号法」に基づく「法人番号」への変更検討	ベンダ 事務局 調査技術 委員会
6	6	首都圏以外の受注者様への積極的な働きかけを期待しております。	6/30	普及対象地域	首都圏以外の受注者への普及	重点地域での普及活動	重点地域での広報セミナー、勉強会の開催	事務局
6	19	神奈川県地域のゼネコン各社への CI-NET 普及（CI-NET 導入発注者の増加）を求めています。なので、ゼネコン各社へ CI-NET を広めていくことで自然と受注者となる業者を増やすことができると思っています。	6/30		神奈川県地域のゼネコン各社への普及		神奈川県地域での広報セミナー、勉強会の開催	
6	4	今後の CI-NET 拡大するうえで、受注者へのアプローチよりも発注者（ゼネコン）を増やす施策が必要。	6/30	普及対象企業	受注者より発注者を優先	発注者向け広報セミナー、勉強会の実施	元請業界団体（日建連など）での広報や、同団体幹部会（各社の役員クラス）での有力元請企業への個別要請	事務局
6	5	早く、もっと発注者側の利用者を増やしてほしい。	6/30					
6	8	・電子商取引の導入拡大には、元請企業の導入拡大が先決と考えます。短期的取組みとして元請業界団体（日建連など）での広報や、同団体幹部会（各社の役員クラス）での有力元請企業への個別要請を行ってもらってはどうか。	6/30					

設問 番号	報告 書掲 載 ID	回答	記入 日 2014	方策分類	方策内容	アクションプラン 分類	アクションプラン内容	担当
6	4	国や建設業振興基金は新たな施策を打ち出して欲しい。 ・公共工事入札条件項目に CI-NET 導入有無を記入（記入させるだけでも効果は望めるのでは？）	6/30	メリット創出（営業）	公共工事入札条件項目に CI-NET 導入有無を記入	経営事項審査、総合評価での加点	公共工事入札条件項目に CI-NET 導入有無を記入することについて、国土交通省および地方自治体へ働きかける。	事務局
6	8	・前シートの 5-(2) でコンプライアンス上のアピールポイントの話がありましたが、発注者側の導入効果としては、電子契約化に併せて社内システムを整備することにより、契約明細の見える化や価格比較など、元請業務の質と効率向上につながることも挙げられます。こういうこともアピールポイントとしてはどうでしょうか。	6/30	PR への活用	業務効率向上の事例	PR 用リーフレットへの反映	電子契約化に併せて社内システムを整備することにより、契約明細の見える化や価格比較など、元請業務の質と効率向上につながることを PR 資料に追記。	事務局
5-(1)	12	現行システムのサーバが老朽化しており、来年度中までには何らかの対策が必要と考えています。 取引規模等会社の状況が変わってきており、費用対効果を考え、利用停止も含めて検討する予定です。	7/1	利用停止企業の縮小	利用停止希望企業への働きかけ	利用停止希望企業への普及活動	・費用対効果の見直し支援。 ・コスト効果以外を含めた多面的なメリットのアピール	事務局
5-(1)	1	平成 28 年 4 月から新会社の統合システム運用開始、会計・工事収益等	7/1	既導入企業における対象業務拡大	CI-NET の対象業務拡張、業務標準化の推進	社内システム更改時期と同期した普及活動	・対応する CI-NET メッセージや標準的な運用ルール適用を依頼。 ・意見交換会の実施。	先行ゼネコン事務局
5-(1)	3	更改計画は経理システムとの関連もあるため現時点では未定。	6/30					
5-(1)	5	購買システム 2014/6～2015/10	6/30					
5-(1)	6	原価管理システムの導入・2015/04	6/30					
5-(1)	9	2014 年 8 月に原価管理システムを更新予定です。	6/30					
5-(1)	10	原価管理システム。時期未定。 社内システム更改と同時にを行うと、問題の切り分けが困難になる可能性もある。	6/30					

設問 番号	報告 書掲載 ID	回答	記入 日 2014	方策分類	方策内容	アクションプラン 分類	アクションプラン内容	担当
5-(1)	19	CI-NET での取引を開始する約 2 ヶ月程前から業務フローの見直し（電子・紙での見積から注文までの流れ）を行い、電子に切り替えたタイミングでその業務フローに沿った業務運用を開始しました。今後の計画として、経理部門による重複入力の問題があるので時期等は決まっていますが、改善していく予定です。	6/30					
5-(2)	8	立替金の相殺手続きを CI-NET 利用に標準化し、従来、電話や F A X を使って協力会社の承諾を取付けていた業務の効率化や経費削減も図られた。	6/30	PR への活用	業務効率向上の事例	PR 用リーフレットへの反映	<実施項目> ・ヒアリングによる事例調査 ・PR 用リーフレットの作成 <テーマ> ・業務効率向上の事例 ・コンプライアンス向上の事例 ー契約履歴の証跡 ー小額契約の徹底 ー着工前契約の徹底	事務局
5-(2)	9	CI-NET に限らず、システム化・標準化はコンプライアンス向上に有効と感じています。	6/30		コンプライアンス向上の事例			
5-(2)	1	合意精算メッセージの使用により、契約・請求の時間が短縮された。	7/1		コンプライアンス向上の事例（契約履歴の証跡）			
5-(2)	12	システム制約により、手順を飛び越えた処理やデータの改ざんが出来なくなっていることはコンプライアンスの向上に寄与しています。	7/1					
5-(2)	19	紙での取引だと電話など口頭でのやりとりで見積金額が決定することもあり、見積書の金額が一方的に決定したものと判断されることがありました。しかし、CI-NET を利用して見積依頼（発注者）→見積回答（受注者）をすることによって、双方の合意で最終金額を決定したと判断できるので CI-NET を利用することで結果的にコンプライアンスの向上につながりました。	6/30					
5-(2)	8	小額取引に対しても契約の徹底を図ることができた。	6/30		コンプライアンス向上の事例（小額契約の徹底）			
5-(2)	3	未契約着工防止に貢献できる。	6/30		コンプライアンス向上の事例			

設問 番号	報告 書掲載 ID	回答	記入 日 2014	方策分類	方策内容	アクションプラン 分類	アクションプラン内容	担当
5-(2)	8	電子契約化により、従来月次での契約処理がデイリーで可能となり、かつ社内システムを整備することにより契約時期遅延管理も容易になり、早期契約に寄与した。	6/30		例（着工前契約の徹底）			
5-(2)	8	決裁および回付状況が可視化されたために、結果として契約手続きが遅延するなどの事態を防止する効果が挙げられている。	6/30					
5-(2)	18	施工前発注の徹底（オフレコ）	6/30					
5-(2)	24	注文書発送～請書受領までのリードタイムが郵送に比べて短縮されたことで、着工前に工事請書を受領できた注文案件が増えた。	6/30					
5-(2)	14	コンプライアンスは、社内において厳しく指導されていますが、C I-N E Tの導入とは特に絡めていません。	6/30					
5-(3)	1	経営者向けの説明会を開催して欲しい。また、導入して欲しい発注者の調査結果を活かせる場を設けてほしい。	7/1	合同説明会	受注者への導入動機付け（発注者名明示による）	合同説明会の開催	経営者向け説明会の開催	事務局
5-(3)	6	受注者様の担当者の負担が大きく、導入に踏み切れないケースがあると思われます。ASPベンダー様からの積極的な勧誘およびサポートが利用拡大には必要ではないでしょうか。	6/30		ASPベンダーによるサポート		ASPベンダーによるサポートを受けて実施	ベンダ事務局
5-(3)	18	受注者側は受身の姿勢で発注者側から要請があれば導入を検討するというスタンスだと思います。発注者主催で導入を前提とした「説明会形式」でないと普及促進効果は薄いと思います。	6/30		受注者への導入動機付け（発注者主催による）		発注者主催として開催	ゼネコン事務局
5-(3)	3	社内でも普及展開に努めているが加入率が低い地域もあるためそうした地域を中心に、説明会を開催してもらえればと考える。	6/30		低加入率地域での実施		発注者より、開催希望地域を募集	

設問 番号	報告 書掲 載 ID	回答	記入 日 2014	方策分類	方策内容	アクションプラ ン分類	アクションプラン内容	担当
5-(3)	24	発注者企業に、説明会への出席を要望する受注者企業の聞き取りをする。その受注者企業宛の説明会の案内には出席を要望した発注者企業名（複数の場合は全て）を記載する。そうすることで、説明会への出席率も上がるうえ、導入への動機付けにもなる。 さらに、説明会を建設業振興基金殿と地域のCI-NET 導入済み発注者企業との共催という形にして、CI-NET 導入によって取引が拡大が図れるということを意識してもらう。また、発注者企業としても（当社の場合は）、実際電子化率を上げたいので CI-NET 導入済み受注者企業との取引は進めたいと考えている。	6/30		受注者への導入動機付け（発注者名明示による）		発注者より、出席希望受注者企業を募集	
5-(3)	9	複数の発注者が対応していることを説明し、てくださるよう希望します。	6/30		受注者への導入動機付け（発注者連名による）		発注者主催として開催（発注者連名による）	
5-(3)	16	地域の発注者が合同で実施することで、受注者へのアピールとなる。	7/1					
5-(3)	19	受注者向けの説明会を実施することも必要ですが、発注者向けの説明会をより多く実施すること。受注者は、CI-NET を導入しているゼネコンが多数いなければ導入の際にメリットや金銭面も考えて検討しないと思います。なので、まず発注者を増やしていくことが利用拡大につながると思います。	6/30		受注者より発注者を優先			
5-(4)	3	システム利用料がネックで加入しない会社もあると聞くので改善頂きたい。	6/30	費用改善	CI-NET 利用費用の見直し	CI-NET 利用費用の見直し	・CI-NET サービス利用料の多様化 ・企業コードの「番号法」に基づく「法人番号」への変更検討	ベンダ事務局調査技術委員会
5-(4)	8	建築主との電子契約化については、相当の導入経費や手続きがかかる反面、効果を図りかねる印象があるため、慎重に議論していくことが必要と思われる。	6/30	建築主への普及	費用対効果の検証	建築主への普及	建築主との電子契約化に係る費用対効果の検証	調査技術委員会
5-(4) -(7)	1	図面の配信	7/1	メリット創出（機能）	CI-NET の機能拡大	CI-NET の機能拡大	図面配信の仕様検討	LiteS 委員会

設問 番号	報告 書掲 載 ID	回答	記入 日 2014	方策分類	方策内容	アクションプラ ン分類	アクションプラン内容	担当	
5-(4) - (7)	19	最終的には、電子入札→電子商取引→電子納品と CI-NET で契約できるのが理想的です。	6/30	官民 EDI 連携			電子入札→電子商取引→電子納品の連携利用に係る検討	調査技術委員会	
5-(4) - (7)	19	経営事項審査の加点、総合評価の加点等、国交省に働きかけて欲しいです。	6/30	メリット創出（営業）	CI-NET による加点	経営事項審査、総合評価での加点	経営事項審査、総合評価への CI-NET 加点に向けた国土交通省、地方自治体等への働きかけ	調査技術委員会	
5-(4) - (7)	6	建築主との電子契約…導入される企業(建築主)様の拡大は、現在の受注者様と同様の課題を抱えると思われます。	6/30	建築主への普及	発注者向けと同様の普及活動	建築主への普及	発注者向けと同様の普及活動（主に個別訪問）を展開。訪問先はゼネコンより紹介。	ゼネコン事務局	
5-(4) - (7)	8	適用業務の拡大分野：建設副産物関連の委託契約の電子化への適用	6/30	適用業務の拡大	建設副産物関連の委託契約の電子化				
5-(4) - (7)	21	今のままでは拡大はしないと思う。いろんな電子化が進んでいる中でただの一つの事項。	6/30						
5-(4) - (1)	3	工期が短かったり単発の工事の場合、加入に躊躇する会社もあると聞くのでそうした会社にもメリットがある方策を考えてほしい。	6/30	費用、手続き、設定等	CI-NET サービス利用の見直し	CI-NET 利用費用の見直し	・CI-NET サービス利用料の多様化 ・企業コードの「番号法」に基づく「法人番号」への変更検討	ベンダ事務局 調査技術委員会	
5-(4) - (1)	6	CI-NET は各社様の経営判断で導入するひとつのツールであるため、国または自治体の施策による優遇策の対象する場合、公平性の担保が難しいと思います。	6/30	メリット創出（営業）	CI-NET による加点（公平性の担保）	経営事項審査、総合評価での加点	経営事項審査、総合評価への CI-NET 加点における公平性の担保方法の検討	調査技術委員会	
5-(4) - (1)	18	何らかの優遇措置があれば普及促進につながると思いますが、導入範囲や電子化率等をどう優遇措置に反映させるかが難しい課題と感じます。	6/30		CI-NET による加点（適正な加点方法）	経営事項審査、総合評価での加点	経営事項審査、総合評価への CI-NET 加点における適正な加点方法の検討		
5-(4) - (1)	3	経営事項審査の加点措置については、是非検討して頂きたい。	6/30		CI-NET による加点	経営事項審査、総合評価での加点	経営事項審査、総合評価への CI-NET 加点に向けた国土交通省、地方自治体等への働きかけ		
5-(4) - (1)	8	国の施策でもある I T 技術の利用を促進させるため、電子商取引実施企業の経営事項審査評価点への加点が有効と考えます。事務面などで困難も予想されますが検討を望みます。	6/30						

設問 番号	報告 書掲 載 ID	回答	記入 日 2014	方策分類	方策内容	アクションプラ ン分類	アクションプラン内容	担当
5-(4) -(イ)	9	入札時の CI-NET 導入企業への加点などが、CI-NET 普及に効果が高いと思います。	6/30					
5-(4) -(イ)	16	経営事項審査や競争参加資格審査における加点項目とする。	7/1					
5-(4) -(イ)	21	導入企業に対する総合評価での加点措置。 ※導入済の業者は総合評価落札方式による入札で優位にたてる等の優遇措置があると一気に導入業者は増えます。	6/30					
5-(4) -(イ)	24	具体的なアイデアはありませんが、この 4 月からの印紙税の軽減措置の拡充により CI-NET 導入のメリットが小さくなっており、受注者企業への導入推進の足かせとなっています。コストメリットの出る優遇措置を希望します。	6/30					
5-(4) -(イ)	20	3 年毎の CI-NET 更新手続きの際に、社会保険の加入状況と反社会的勢力でないことの「確約書」を添付させる。	6/30	社会保険の 加入状況	CI-NET 更新手続き時の確認			
5-(4) -(ウ)	24	CI-NET 導入済みの発注者企業と受注者企業のマッチングをコーディネートするような仕組み。	6/30	CI-NET 導入 企業マッチ ング	CI-NET 導入済みの発注者企業と受注者企業の CI-NET 加入情報公開	CI-NET 利用企業 情報の公開	CI-NET 導入済みの発注者企業と受注者企業の CI-NET 加入情報をホームページに掲載。	事務局
5-(4) -(ウ)	10	・市販の見積ソフト、会計ソフトの CI-NET 対応（アドオンでも可）による受注者の 2 重入力手間削減。市販ソフトの CI-NET 対応開発費用は国からの補助金でベンダに実施してもらう。 ・購入する受注者への補助。	6/30	業務パッケージ 連携強化	見積ソフト、会計ソフトの CI-NET 対応	業務パッケージ 連携強化	業務パッケージベンダ向けアンケートの実施 業務パッケージ連携時の課題抽出、改善策検討	ベンダ 事務局
5-(4) -(ウ)	8	・元請（ゼネコン）と一次下請け間だけでなく、下請け間での電子取引が運用コスト等の敷居を下げて活性化できれば CI-NET 活用の裾野が広がるのでは。	6/30	一次→二次 展開	一次→二次の利用促進	CI-NET 利用費用 の見直し	一次→二次利用時における CI-NET 利用費用負担を軽減する方策の検討	ベンダ事 務局

設問 番号	報告 書掲 載 ID	回答	記入 日 2014	方策分類	方策内容	アクションプラ ン分類	アクションプラン内容	担当
5-(4) - (ウ)	19	今回問題となっている保険未加入問題の件で、弊社では協力業者が保険に入っているかどうか把握することが非常に苦労している部分であります。ですから、各企業の情報（保険の加入・未加入状況・整理記号、企業情報等）を CI-NET 上で一括管理できるような方法があれば、今後様々な面で役立つと思います。現在は、個々で企業情報を登録して管理していますが、自社で登録した情報が他企業のソフトに自動で更新されるようなシステムを作れば情報の一括管理もでき、確かな情報を変更した際にすぐに各 CI-NET 利用者先に届けることができると考えました。	6/30	協力会社情報 の共有化	企業情報の CI-NET 上での一元管理（保険の加入・未加入状況・整理記号、企業情報等）	CI-NET 利用企業 情報の公開	企業情報の CI-NET 上での一元管理（保険の加入・未加入状況・整理記号、企業情報等）のためのデータベース構築について検討	技術調査 委員会
5-(4) - (ウ)	8	・協力会社の事業所単位の許可業種の情報を元請と連携するのに CI-NET を活用する。	6/30		企業情報の CI-NET 上での一元管理（事業所単位の許可業種）			
5-(4) - (ウ)	21	これ以上幅広く展開しても意味がない。	6/30					

3) 意見交換会の開催

CI-NET 導入済みの中堅ゼネコンでは、確定注文・注文請けのみの利用に留まる企業も多い。一方で、出来高への拡張を検討している企業も多いことが、電子化率調査より把握された。これを踏まえて、CI-NET の利用率や利用業務の拡大への取り組みを支援する目的で、CI-NET 導入済みの中堅ゼネコンを対象とする意見交換会を2回開催した。

また、新潟地区と神奈川地区において CI-NET 導入済みの地域ゼネコンを対象とする意見交換会を2回開催した。

表 6.1-6 中堅・地域ゼネコンとの意見交換会の開催実績

会議名	開催日時、場所	主な議題
CI-NET 導入ゼネコン意見交換会 (地域ゼネコン向け)	<第1回>：新潟地区 平成 26 年 12 月 19 日(木) 10:00～12:00 ㈱加賀田組会議室	(1) 電子化率の推移について (2) 電子化率向上のための推進上の課題 (3) 対象業務（出来高・請求業務）の拡大について
	<第2回>：神奈川地区 平成 27 年 2 月 24 日(火) ㈱小俣組会議室	(4) 電子化率向上のための推進上の課題 および対象業務拡大に対する方策の検討
CI-NET 導入ゼネコン意見交換会 (中堅ゼネコン向け)	<第1回> 平成 27 年 1 月 26 日（月） 14:00～16:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(5) 対象地域拡大に向けた方策について (6) 地域別合同説明会の開催について (7) CI-NET 新規業務について ① 請負工事契約外取引について ② 基本契約の CI-NET 導入について
	<第2回> 平成 27 年 2 月 2 日(月) 14:00～16:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(8) 法定福利費の明示について (9) その他

(b) 取引先の実態調査を踏まえた電子化率の向上策等の実施 【新規】

CI-NET 利用企業を対象にアンケート調査を実施し、利用状況や利用メリット、課題等を把握した。また、アンケート結果に基づき、受注者における導入意欲を高めるための対応方針およびアクションプラン（案）を作成した。

1) 「CI-NET 利用状況調査」の実施

a) アンケート実施概要

i) 実施目的

CI-NET 導入企業に対する CI-NET 利用の実態把握および普及のための課題把握

ii) 実施対象

CI-NET 企業識別コード登録企業のうち、企業識別コード取得手続き外目的での連絡先使用許諾企業 4,224 社

iii) 実施時期

平成 26 年 5 月 13 日～平成 26 年 5 月 23 日

iv) 回収状況

回答企業数：2,126 社

回収率：50.3%

b) 集計結果報告（概要）

i) 回答企業のプロフィール

回答企業の 51.2%が資本金 2,000 万円未満、16.5%が 500 万円未満の小規模事業者となっている。直近 1 年間の概算取引金額では、1 億円以上 5 億円未満のクラスが 33.2%と最も多く、1 億円未満は 12.8%となっている。営業地域は、1 都道府県の企業が 23.0%となっており、ほぼ半数の企業において、営業地域の都道府県数が 4 つ以下となっている。

ii) 取引先との関係

回答企業の 94.6%が受注者のみの立場で CI-NET を利用している。電子入札を実施している企業は 34.9%となっている。CI-NET 利用年数は 75.2%の企業が 3 年以上であり（一度以上の更新をしている）、24.1%の企業が 3 年未満の新規加入者となっている。取引先の発注元企業数は、累積でも 1 社のみの企業が 51.6%、5 社以上の発注元企業がある企業は 10.7%となっている。また、年間の収入印紙代負担額は、10 万円以上の企業が 63.3%となっており、さらに 50 万円以上の企業が 26.1%となっている。一方で、5 万円未満の企業は 11.9%となっている。

iii) 電子商取引の実施状況

電子商取引の利用件数は、10 件以上 30 件未満の企業が 29.5%となっている。また、50 件以上は 22.2%、100 件以上は 12.8%となっている。これを利用率で見ると、10%未満が 38.4%、30%未満が 62.1%となっている。一方で、60%以上の企業は 18.6%となっている。

iv) CI-NET の利用対象業務

CI-NET 利用業務は、「注文請け」が 94.2%と最も多くなっており、次いで、「出来高報告・請求」が 78.2%、「購買見積回答」が 65.8%となっている。

v) CI-NET の導入メリット

CI-NET の利用メリットが最も感じられる効果は「収入印紙代の削減」が最も多く、「メリットを感じる」、「ややメリットを感じる」を合わせると 8 割を超えている。次いで、「通信費・交通費の負担軽減」、「伝票作成作業の負担軽減」、「保管作業軽減」、「契約までの時間短縮」、「データの見える化」がいずれも 6 割を超えている。

このうち、CI-NET の導入効果に関しては、75.5%の企業が「収入印紙税負担が軽減した」と回答している。また、CI-NET の導入により実際に見積から契約までの所要日数が短縮された企業のうち、所要日数が 5 割以上短縮された企業は、66.9%あった。

vi) 社内業務上での利用状況

電子と紙の混在により煩雑またはやや煩雑であると感じている企業は、48.0%、煩雑でないまたはあまり煩雑でないと感じている企業は 15.2%となっている。

社内システム（自社構築システム、業務パッケージシステム等）への CI-NET データの取り込み方法については、51.3%の企業が一度紙で出力し手入力している。一方で 37.2%の企業が、ファイル取り込み等による効率的な連携を導入し CI-NET データを活用している。しかし、社内システムと CI-NET データの連携機能を活用している企業と、連携していない企業で、紙と電子の混在による煩雑さの感じ方には、大きな違いは見られない。

vii) 要望等

電子化率を向上させるために CI-NET を導入してほしいゼネコンについて、371 社が導入してほしい企業を自由記入回答しており、具体的なゼネコン企業名として 200 社程が挙げられた。また、ゼネコンに対応してほしいことに関する自由記入回答では、ほとんどの回答企業が「出来高請求業務」を挙げている。

CI-NET への意見や要望、課題、困り事等に関しては、特に多かった事項として、「ゼネコン各社で異なる運用の統一化」や CI-NET 向け ASP サービスの「画面・機能の改良」、「コスト負担の軽減」、「サポートの強化」、「利用時間の拡大」が挙げられている。

d) 集計結果報告（詳細）

（「8.1.1.2(2)(c)集計結果報告（詳細）」を参照。）

2) 受注者における導入意欲を高めるための対応方針およびアクションプラン（案）の作成

表 6.1-8 アンケート結果に基づく受注者における導入意欲を高めるための対応方針およびアクションプラン（案）

No.	アンケート結果/改善要望	要望レベル	設問	普及活動計画との関連	対応方針（案）	アクションプラン（案）	対応時期	担当	難易度	重要度
1	(発注元企業がなしまたは限定) ① CI-NET を行った発注元企業が1社のみに限られている企業が半数(49.5%)を占め、また、現在、CI-NET に取引を行っていない企業が14.6%もいる。(企業識別コード未更新企業の予備軍)	現在、CI-NET による取引を行っていない14.6%(311社)	Q13. Q14	新規利用企業（ゼネコン）の拡大 既導入企業（ゼネコン）の利用範囲拡大	一度 CI-NET を導入した受注者が、撤退することなく継続して CI-NET を実施できるような環境整備を行う。	CI-NET 利用料（ASP 利用料、企業識別コード、電子証明書）の検討。	保留	事務局 ＋ ベンダ	高	低
	② CI-NET に対して、利用企業が限られている、現在その取引先との仕事がない、導入したが利用していない、の意見があった。	利用頻度が低い意見19社	Q. 35							
2	(CI-NET 導入のメリット) ① CI-NET 利用に対して、メリットを感じている企業が大半を占めた。 （「メリットを感じる」、「ややメリットを感じる」と回答した企業がほとんどの項目（8/10 項目）で6～8割を超えている。）	8項目に対してメリット、ややメリットに感じる回答6～8割 1,146 ～ 1,715 社	Q20	普及ツール（提供資料等）に対する取引先メリットの強調	CI-NET の利用は受注者にとってもメリットが大きいことが再確認できた。定量的に確認した結果は PR 資料等に反映する。	・受注者向け導入メリットのリーフレットへの反映(補強) ・セミナー/勉強会資料へのアンケート結果の反映(特にアンケート数値反映)	CI-NET 説明会	事務局 作成 ＋ WG メン バ 内 容 確認	低	高
	② CI-NET 導入で収入印紙税負担が軽減した、やや軽減したと回答する企業が72.4%にあり、その内の25.1%の企業が(最近1年間)削減額10万円以上で、100万円以上の企業も2.3%存在する。	削減額10万円以上 25.1%	G21. Q22							
	③ CI-NET 導入で契約までの時間短縮に「メリットを感じる」、「ややメリットを感じる」と回答した企業が6割以上あり、見積から契約まで平	例 電子契約 見積～契約 日数 1/3 以上減	Q27. Q28							

No.	アンケート結果/改善要望	要望レベル	設問	普及活動計画との関連	対応方針（案）	アクションプラン（案）	対応時期	担当	難易度	重要度
	均して要していた日数が、電子契約に置き換わることで、1/3 or 1/2 に減少した回答した企業が多かった。	少 66.1%(1, 40 6 社)								
3	(収入印紙代削減額と CI-NET 利用費用との比較)	利用費用 高い、やや 高い 39.4%	Q21. Q22. Q23. Q24	取引先の実態調査を踏まえた電子化率の向上策等の実施 (アンケート調査による課題分析)	CI-NET 利用によるメリットとして、収入印紙代の削減などを挙げる企業が多いが、取引件数等によっては該当しない(メリットがない)ケースがあることを、発注者・受注者双方で認識し、展開計画の立案等に活かす。	CI-NET 利用料 (ASP 利用料、企業識別コード、電子証明書) の検討。	保留	事務局 ベンダ	高	低
	① CI-NET 導入で収入印紙税負担が軽減した、やや軽減したと回答する企業が 72.4%にあるのに対して、その削減額(最近 1 年間)は 10 万円未満と少額の企業が過半数(51.1%)を占めている。その為、削減額と比較して CI-NET の利用費用の方が大きい、やや大きいと感じる企業が 29.7%あり、39.4%の企業が利用費用が高い、やや高いと思っている。					メリットについては、収入印紙だけでなく、コンプライアンス等も PR する。 ・勉強会資料への反映 ・Q&A への掲載	CI-NET 説明会	事務局 作成 + WG メン バ内 容 確認	低	高
	② CI-NET の利用費用に関して、小規模な事業者にとっては利用料金・更新費用が高い、少額の契約などデータ保管料が高すぎるなど、負担軽減の要望が多くあった。	負担軽減 39 社	Q35.		印紙税の軽減により、CI-NET 利用によるコストメリットが低減しているため、利用費用を低減させるための方策を検討する。	CI-NET 利用料 (ASP 利用料、企業識別コード、電子証明書) の検討。	保留	事務局 + ベンダ	高	低
	① 子入札を実施したことがある企業が 34.9%存在し、電子入札向けに電子証明書を取得していると考えられる。	電子入札実施 34.9%(742 社)	Q8.			技術検討 WG の「企業識別方法および認証方法のあり方の検討」の活動の中で、利用可能な電子証明書、および企業コードの変更 (JIPDEC 発番コード→国の法人番号) を検討する。	年度内 検討	技術 検 討 WG	高	中

No.	アンケート結果/改善要望	要望レベル	設問	普及活動計画との関連	対応方針（案）	アクションプラン（案）	対応時期	担当	難易度	重要度
4	（電子と紙の混在） ① CI-NET に対する意見として紙と電子データの混在、同一ゼネコンでも対応が様々、下見積から正規の契約までの過程は紙とさほど替わらないなど煩わしさや手間の増加を感じている回答が多い。	メリットが感じられない 25 社	Q35.	取引先の実態調査を踏まえた電子化率の向上策等の実施（アンケート調査による課題分析）	CI-NET 利用によるメリットとして、収入印紙代の削減などを挙げる企業が多いが、取引件数等によっては該当しない（メリットがない）ケースがあることを、発注者・受注者双方で認識した上で、運用の工夫、イメージ提示等展開計画の立案等に活かす。	・リーフレット作成 不安一掃（混在・運用方法）・セミナー/勉強会で事例紹介・Q&A への掲載・新規作成事例で触れてもらう（ex. 近藤組）	CI-NET 説明会	事務局作成 + WG メンバ内容確認	低	高
	② CI-NET の利用メリットとして、「伝票作成・転記・照合・保管作業の負担軽減」を挙げる企業が多い一方で、電子と紙の混在が煩雑、やや煩雑であると感じている企業が、半数近くあった。 煩雑でない、あまり煩雑でないと感じている企業の一部の企業では、「区分して管理」、「紙または電子に統一化」する等の工夫が行われている。	煩雑、やや煩雑 46%（979 社） 煩雑でない、あまり煩雑でない 15%（311 社）	Q25. Q26.		発注者および受注者に共通した課題であり、紙と電子の混在による煩雑さを解消する工夫として、各社の回答（取組み）を整理し事例として紹介する。					
	③ 注者側では、CI-NET による業務の流れ（操作面を含む）を理解している人が限られており、一人に業務が集中する、担当者が不在時には対処できないなど、体制面での課題に関する意見が多かった。	体制面の意見 16 社?	Q35.		受注者への展開に対し、発注者およびベンダが連携し、受注者に向けた支援方法を提示する。	・展開計画の中で、受注者への支援体制の整備が織り込まれるよう、勉強会資料等に反映する。	次回 WG で検討	WG（ベンダ）	中	中
5	（CI-NET を導入して欲しいゼネコン） ① 電子化率を向上させるために CI-NET を導入してほしいゼネコンについて、371 社から回答があり、具体的なゼネコン企業名が 200 社程、挙げられた。	371 社から回答	Q29.	取引先の実態調査を踏まえた電子化率の向上策等の実施（取引先側からの主要なゼネコン側への導入推薦等に	導入要望のあった未導入企業に対して、広報セミナー等への参加を働きかけ、勉強会等の具体的な支援活動へと繋げていく。	・（首都圏）広報セミナーの開催。導入要望のあった企業に対して、参加要請し勉強会開催、個別支援へと繋げていく。 ・ CI-NET 会員で未導入先への訪問	CI-NET 説明会	広報 WG（普及推進 WG と連携）	低	高

No.	アンケート結果/改善要望	要望レベル	設問	普及活動計画との関連	対応方針（案）	アクションプラン（案）	対応時期	担当	難易度	重要度
	(未導入企業 98 社、既導入企業 15 社) 未導入企業 98 社の内、半数は、首都圏に本社を置いている。			よる普及促進の実施)	・既導入企業に対する導入要望に関しては、アンケート結果として該当企業にフィードバックする。	・発注者向けアンケートのフィードバックに合わせてフォローする。	発注者向けアンケート結果報告	事務局	低	中
					CI-NET 導入済ゼネコンに対し、取引先拡大を支援	・スモールスタート等（限られた業務、支店）導入した企業に対し、個別ヒアリングを実施する（地域ゼネコン：新潟、愛知）		事務局ベンダ	低	高
	② CI-NET に対して、中小建設者を含め広く（業界全体に）普及することを要望する企業があった。	利用企業拡大の要望 7 社?	Q35.	新規利用企業の拡大	首都圏および重点地域を中心とした普及展開活動と共に、業界全体に向けた広報活動でフォローする。	・首都圏以外の地域でも、将来に向けた種まきとして CI-NET 説明会等を開催する。	CI-NET 説明会	広報 WG（普及推進 WG と連携）	中	高
6	(拡大して欲しい業務) ① 拡大してほしい業務として、「出来高請求業務」と回答企業のほとんどがを挙げている。	出来高請求業務と回答 103 社	Q30.	既導入企業（ゼネコン）に対する利用範囲拡大の支援	発注者向けアンケートの結果とも調整し、既導入企業の出来高請求業務への展開に対して、支援活動を強化する。	出来高請求未導入企業に対し、個別ヒアリングを実施する。	発注者向けアンケート結果報告の中で実施時期を調整	事務局 + 出来高請求未導入企業	高	高
	② 注者に対する要望として、出来高請求への対応の要望があった。	出来高請求拡大要望 2 社?	Q35.							
7	(社内業務システムとの連携) 社内業務システムとの連携により、業務効率化を図っている企業が、想定していたより多かった。	自動 19.0%(403 社) ファイル取込 18.2%(386 社)	Q32.	取引先の実態調査を踏まえた電子化率の向上策等の実施→パッケージベンダーとの連携強化	「パッケージベンダーとの連携強化」の活動の中で、受注者が利用しているパッケージも視野に入れて対応する。	連携対象となる業務パッケージベンダー・システムの整理の中で、受注者利用パッケージも調査対象に織り込む	議題 4 で検討	WG	中	中

No.	アンケート結果/改善要望	要望レベル	設問	普及活動計画との関連	対応方針（案）	アクションプラン（案）	対応時期	担当	難易度	重要度
8	(1次下請から2次下請への展開) 1次請け→2次請けへの展開を希望・検討している企業は7%に留まり、2次請けへの展開を考えていない企業がほとんどである。展開上の課題として以下が挙げられている。 ・コスト負担が困難 ・ITスキルの不足 ・IT環境の未整備 ・企業規模が小さい	展開したい 3.3%(71社) 現在検討中 3.6%(77社)	Q33. Q34.	取引先の実態調査を踏まえた電子化率の向上策等の実施 (一次下請企業から二次下請企業等への展開上の課題の解決)	1次請けへの展開と共通する課題が多い為、新規利用企業の拡大(1次請けへの展開)活動を通じて課題解決を図る。 1次請け→2次請けに対する展開支援は、WG活動としての優先度を下げる。	2次請けへの展開に対しては、当面は事務局で、CI-NET 会員企業に対する個別支援等に対応	保留	事務局	高	低
9	(ゼネコンの運用統一化) 発注者(ゼネコン)への要望として、ゼネコンによって運用が違っている点を統一してほしいという意見が多い。	運用の統一化の要望 46社?	Q35.	取引先の実態調査を踏まえた電子化率の向上策等の実施 (取引先側の視点に立った取り組み、アンケート調査による課題分析)	現状、発注者への普及推進に重点を置き、スモールスタートなど、発注者にとって取り組むやすいものとして複数のバリエーションを紹介・推奨している。 段階的に標準な運用に収斂されていくように、運用全般にわたって標準的フロー等を提示していく。	パッケージ連携を目的とした標準な運用(外字、注文訂正時の処理フロー)の検討を、運用全般に拡大し、個々の業務の標準的な運用を整理する。 新規導入企業および既導入企業の利用業務拡大において、勉強会等での支援を通じ、標準フローをHP上Q&Aで推奨する。	整備対象次回WGで検討	WG (事務局)	中	中
					中長期的な課題の1候補として検討の遡上にのせる。	既展開企業を含めた運用業務の統一化に対して、影響範囲・検討工数が大きいため、今後、CI-NETを導入するゼネコンに対し指導する。	中長期課題	事務局 ベンダ (普及推進WG対象外)	高	低

No.	アンケート結果/改善要望	要望レベル	設問	普及活動計画との関連	対応方針（案）	アクションプラン（案）	対応時期	担当	難易度	重要度
10	（要望事項等） ① CI-NET に対する要望として、ベンダが提供するサービス内容に係わるものが多い。 ・画面に対する視認性の改善、操作性の改善・簡素化の要望 ・社内システムとの連携機能の追加、Windows バージョンアップ対応 ・サポート体制の強化、（電話が繋がりにくい） ・システム利用時間の延長（24 時間稼働）	画面改良 48 社 機能改善 25 社 サポート強化 27 社 時間延長 22 社	Q35.	取引先の実態調査を踏まえた電子化率の向上策等の実施 （アンケート調査による課題分析）	利用企業に対するサービス向上の観点で、各ベンダで対応を検討する。 （実施可否はベンダ各社の判断による）	・要望事項を受けて、具体的に改善等を実施するものは、WG 活動の一環として状況把握する。（方策一覧等に反映） ・サービス内容の改善に対しては、各ベンダに直接要望できるように、アンケートレポートには、ヘルプデスク先を明示する。また、HP 上 Q&A を参照することを明示する。	次回 WG で状況確認	WG（ベンダ）	中	中
	② CI-NET で取り扱える文字に関して、外字・環境依存文字・半角を使用出来るようにする、使用できない文字を列挙する等の要望があった。	利用文字の要望 3 社？	Q35.	取引先の実態調査を踏まえた電子化率の向上策等の実施 （アンケート調査による課題分析）	J I S 第 1 水準+第 2 水準の利用可能文字とする現行の規約は見直さない。	要望に対する見解等は HP 上 Q&A に掲載しフォローする。 （外字の変換表、使用できない文字の例示）	次回 WG で結果報告	事務局	低	中
	③ CI-NET 利用企業に対する営業地域、および業種の公開に対して 7 割の企業が賛成である。	公開に賛成 69.8%(1485 社)	Q37.	地域展開における電子化率向上策の実施	地域展開に対する効果的な情報提供の一環として、CI-NET 利用企業の営業地域、および業種の情報をホームページおよび広報セミナー等で公開する	①CI-NET 利用企業の営業地域、および業種に関する情報の収集・整理方法、②ホームページおよび広報セミナー等での公開方法、に関して整理する。	広報委員会対応	事務局	中	中

(3) 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討

(a) 電子商取引の周辺分野への拡大（発注者～ゼネコン間の電子契約、基本契約書への適用等）

1) 発注者～ゼネコン間の電子契約

ゼネコンと取引先の契約では、注文・注文請けの契約方法が主流であるが、発注者（ディベロッパー等）とゼネコンの契約では、双方署名捺印の契約方法が主流であると言われている。その契約方法の利用実態を把握するとともに、法制度（建設業法等）および CI-NET LiteS 実装規約の観点から、発注者とゼネコンの契約を EDI 化する方策について、検討を行うこととする。

2) 基本契約書への適用

a) 背景

平成 19 年 6 月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ。以下「企業指針」という。）が取り纏められ、平成 22 年 12 月には、企業指針を受ける形で「企業活動からの暴力団排除の取組について」（暴力団取締り等総合対策 WT。以下「WT 取りまとめ」という。）が取り纏められた。

企業指針は、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本理念や具体の対応を取り纏めたものであり、その対応策の一つとして、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入が示された。また、WT 取りまとめでは、各府省に対し、業界団体による業種ごとの標準契約約款に盛り込むべき暴力団排除条項のモデル作成の支援が求められた。

上述の企業指針に基づき、建設産業界においては、基本契約書の結び直しなどによる対応が必要となり、大手ゼネコンでは取引先数千社と基本契約書を結び直すこととなるため、膨大な人手を要する事態が生じた経緯がある。

b) 対応方針

今後も法制度改正の都度、基本契約書の結び直しが生じると想定されることから、政策委員会の承認を得て、基本契約書の EDI 化を検討することを決定した。

なお、大手ゼネコンにおいては、基本契約書の利用が主流であるが、地域ゼネコンおよび中堅ゼネコンでは、個別契約時の約款添付の利用が主流の言われていることから、意見交換会等でニーズを調査した後に、検討を進めることとする。

(b) 国や自治体の施策に関連した優遇措置

IT を活用した建設生産システムの高度化やコンプライアンス確保においては、CI-NET を有効に活用できる面が多いと考えられることから、国や自治体の施策に関連した CI-NET の改善や普及活動を進めていく。

1) 経営事項審査の一部改正に関するパブリックコメント

平成 26 年 9 月に国土交通省により、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」の一部改正案等に関する意見募集が実施された。

本意見募集に応じて、CI-NET の利用を加点対象とする要望について、情報化協議会²より意見を提出した。これに対して、国土交通省からは今後の参考にするとの回答があり、今般の改訂には採択されなかったものの、将来に向けてインパクトを創成できた。

経営事項審査への CI-NET 利用の加点要望については、今後も機会に応じて、継続的に要望していくこととした。

(4) 3 ヶ年の普及活動に対するアクションプランの作成

CI-NET の普及に向けた 3 ヶ年活動計画（平成 26～28 年度）において、平成 26 年度は、その初年度として、実態調査および課題を深堀し、重要度を再確認した。再確認事項は以下の通りで、これを踏まえて、3 ヶ年の普及活動に対するアクションプランを作成した。

(a) CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大

CI-NET 利用状況調査結果より、CI-NET 導入によるメリットを感じている受注者（取引先）が多く、これらの企業が多くの中堅・地域ゼネコンに対して CI-NET を導入してほしいという要望を挙げていることを踏まえ、地域ゼネコンより、受注者からの CI-NET 導入要望のあったゼネコンを優先して、CI-NET 導入を検討してもらうための広報セミナーの開催、および、参加企業を対象とした勉強会、個別支援等の支援活動を、より一層強化して実施していくこととした。

(b) すでに CI-NET を導入している企業に対する利用範囲拡大の支援

1) 電子化率向上および利用業務拡大について

受注者（取引先）からは出来高・請求業務まで業務を拡大して欲しいという意見が多数あった。それを受け、スモールスタートした中堅・地域ゼネコンに対するフォローとして、適用業務を出来高・請求業務まで拡大することを中心に、支援活動を実施する。

2) CI-NET 導入協力会社の業務改善のための支援

アンケート等において、改善要望の高かった以下の事項について、対応策の検討をすすめることとした。

- 「利用者コスト負担軽減」の方策の 1 つとして、暗号方式変更と併せた企業識別コードの見直し
- 「ASP サービス内容の改善」に向けて、アンケート結果における ASP サービス改善要望をベンダへフィードバック

² 本意見募集に対する意見提出は、個人名で行うことが定められているため、建設業振興基金事務局担当者名で提出した。

3) 企業識別コード未更新企業に対するヒアリング等による課題の抽出

未更新企業はゼネコンとの取引がなくなった等の理由によるものであり、これ以上課題を深掘することなく重要度を下げる。

4) 一次下請企業から二次下請企業等への展開上の課題の解決

調査結果からはニーズが低く一次以上に二次への展開に対するハードルが高いと言った意見が多かったので、対応には時期尚早と判断し、重要度を下げる。

(c) 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討

調査結果や中堅および地域ゼネコンとの意見交換会の結果、以下の事項に絞って検討することとした。

1) 電子商取引の適用業務を周辺分野に拡大

- 発注者とゼネコン間の契約電子化
- ゼネコンと取引先間の基本契約書の電子データ化

2) 運用の統一化に対する対応方針・進め方の検討

- 運用の統一化に対する対応方針・進め方

表 6.1-9 CI-NET の普及拡大に向けた 3 カ年活動計画におけるアクションプラン

「3 カ年活動計画」の実施方策については、以下のとおりとする。

3カ年計画活動内容		今後のアクションプラン(■:実施済み、▲:実施中、□:27年度へ延期、赤字:平成26年度後期活動での変更点)			備考
対象	内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
新規	4.活動計画(1) b) ①	1. 広報セミナー（CI-NETを活用した電子商取引説明会）の継続的			
	(4.活動計画(2) b) ③)	(a) CI-NET利用状況調査において受注者から導入して欲しいと企業名が挙がったゼネコン等を対象にした説明会の開催			
	(4.活動計画(1) b) ⑤)	(b) 完工高50億円以上の建設企業等を対象にした説明会の開催 建設業団体等で実施			
	4.活動計画(1) b) ①	2. 建設業団体からの要望による広報セミナーの開催			
		(1) 広報セミナー参加企業に対するフォロー			
		説明会参加企業を中心に情報提供、勉強会案内等を実施する。			
		(2) 個別の問い合わせに対する対応			
		個別に問合せがあった企業に対して可能な限り個別訪問を行い、説明を行う。			
	4.活動計画(1) b) ②	3. 普及ツールの継続的な改善			
		(1) ケーススタディの作成			
		(新規CI-NET導入ゼネコン他)			
		(2) 普及推進PR資料の作成・改訂			
		①既存リーフレット等の改訂			
	4.活動計画(1) b) ④	4. CI-NET対応ASPベンダおよび業務パッケージベンダの連携強化			
		(1) CI-NET対応ASPベンダ			
		① CI-NET対応ベンダの営業に同行			
		② CI-NET連携業務パッケージベンダ			
		①情報共有のための関係構築（コアメンバーによる定期的な意見交換会の開催）			
		②実装規約等の情報提供			
		③連携基準の検討			
		(参考)CI-NET規約準拠基準(LiteS委員会)			
	4.活動計画(1) b) ③	5. CI-NET推進協力者との連携強化			
	4.活動計画(1) b) ⑥	(1) 国土交通省との連携			
		(コンプライアンス等アポイントの周知)			
		(2) 地域CI-NET推進協力者との連携強化			
		基金担当者が地方整備局等担当者へ説明を行う。			
既存	4.活動計画(2) b) ①、②	6. CI-NET導入ゼネコンに対する電子化率向上・業務拡大のための支援			
		(1) 地域ゼネコンに対するヒヤリングの実施			
		①電子化率の向上に向けた推進上の課題			
		②対象業務(出来高・請求業務)拡大に向けた課題			
		(2) 中堅ゼネコンの電子化率向上に向けた意見交換会の開催			
		①電子化率の向上に向けた推進上の課題			
		②対象業務(出来高・請求業務)拡大に向けた課題			
		③対象地域の拡大に向けた方策			
	4.活動計画(2) b) ③	7. CI-NET導入協力会社の業務改善のための支援			
		(1) ASPサービス内容の改善			
		(2) 利用者コスト負担軽減策の検討			
中長期	4.活動計画(3)	8. 中長期的な課題の検討			
		(1) 電子商取引の適用業務を周辺分野に拡大			
		発注者～総合工事業者間の契約電子化の検討(ヒアリング)			
		基本契約書の電子データ化についてのニーズ調査			
		(2) 運用の統一化に対する対応方針・進め方の検討			
		運用の統一化に向けた、以下のQ&Aの作成。 ・注文業務の取消等の場合における注文メッセージの一般的な運用方法について			
次期3カ年計画の策定		(1) 普及活動結果の評価 (2) 次期3カ年普及活動計画の立案			

(注) 無色 : 3カ年継続する事項
 : 3カ年において解決する事項
 : 次期3カ年へ繰り越される事項(中長期的な課題)

6.1.4.3. 設備見積 WG

(1) 設備分野における CI-NET 実用化促進

(a) 背景

設備見積業務については、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 (以下、「Ver.2.1」という。)による方法と CI-NET 標準ビジネスプロトコルのみに基づいて策定された CI-NET 導入マニュアル—設備見積回答業務版—Ver.1.0 による方法の 2 つがある。

設備見積メッセージの Ver.2.1 が策定されて以降、この方法への移行を進めるべく検討を進めてきているが、実装が進んでいない状況にある。

これまで議論、検討が中心となっている状況から脱却すべきときに来ているとの認識から、一歩動き出すためには何らかの方針を打ち出すことが必要であるとして、平成 23 年度には、「設備見積メッセージ Ver.2.1 化を前提とした検討」を進めていくことについて提示、議論を行った。また、これまで、Ver.2.1 への移行のみを目的とするような議論に偏った面もあったとの反省に立ち、改めて、設備見積業務の業務効率化、生産性向上を目的として、設備見積業務における Ver.2.1 化に係る検討を進めてきた。そのために、現状の把握・分析に基づき、メリットおよびデメリット（課題）を整理し、必要な環境整備に向けた対応を検討した。

- 設備見積業務の現状把握・分析と課題整理（依頼なしメッセージの回答是否、担当者間でのメッセージ交換可能性等）
- 設備見積業務における Ver.2.1 化に係るメリットの整理（コンプライアンスへの寄与の可能性、導入に伴う付帯メリットの検討等）
- Ver.2.1 化を進めるにあたって必要な環境整備（建設資機材コードのバージョンアップ対応、社内理解促進方策の検討等）

これらの課題整理と対応方針を踏まえて、平成 24 年度にはアクションプラン（案）を作成した。

平成 24 年度に策定したアクションプラン（案）に従い、平成 25 年度には、「設備見積 Ver.2.1 導入・移行時期の設定、公表」を実施した。平成 26 年度は引き続き、ゼネコン、取引先、ASP やパッケージソフト等における現状確認と移行に向けた個別課題の調整を行いつつ、設備見積 Ver.2.1 化を推進するための取り組みを行った。

(b) 実施内容

<実施項目>

- 第 1 段階のアクションプラン（案）に基づく実施項目（平成 26 年度末までを目標とする事項）

- 導入・移行時期の設定、公表

※導入・移行準備対応を依頼する公文書は平成 25 年度に発行済み。平成 26 年度は導入・移行時期の設定、移行期間の対応を検討した。

- 担当者レベルへの伝達方式の確立
 - 見積依頼の簡略化ルール策定
 - CI-NET/C-CADEC 統一コード移行
- 第2段階のアクションプラン(案)に基づく実施項目(中長期的な検討を要する事項)
- ASP等への機能拡張仕様の提示(一斉見積依頼機能の追加、物件管理機能の追加、担当者レベルへの伝達機能の追加、発注者機能の追加等)
 - 見積依頼条件書の統一化
 - 見積区分、見積項目、拾い区分の基準化、統一化、コード化
 - 業務に整合したコードの見直し(建設資機材コード、メーカーコード)
 - 図面添付方式の検討

<アウトプット>

- 担当者レベルへの伝達方式に関する運用ルールの取り決め、マニュアル等
- 見積依頼の簡略化に関する運用ルールの取り決め、マニュアル等
- CI-NET/C-CADEC 統一コード移行期間における運用ルールの取り決め、マニュアル等

<実施時期>

第1段階のアクションプラン(案)に基づく実施項目…平成26年度前半:運用ルール作成、平成26年度後半:試行

第2段階のアクションプラン(案)に基づく実施項目…平成26年度通期(以降継続)

<実施体制>

上記の実施項目は、以下の検討チームを設置して、個別具体的な検討を進めた。

表 6.1-7 課題検討チームの活動概要

検討チーム	活動概要
運用ルール検討チーム	Ver.2.1の運用に伴い業務上の課題とされる事項について、運用ルールを取り決め、マニュアル等を作成して各社での対応推進を図った。
見積依頼基準検討チーム	Ver.2.1の導入により新たな付加価値を創出できるよう、見積依頼をより効率的に行うための見積依頼書、見積項目区分、拾い基準の統一化を進めた。
資機材コード検討チーム	Ver.2.1の導入により新たな付加価値を創出できるよう、見積依頼をより効率的に行うための建設資機材コードの見直し、統一化を進めた。

1) 運用ルールを検討

第1段階のアクションプランに基づく実施項目(導入・移行時期、担当者レベルへの伝達方式および見積依頼の簡略化ルール)の明確化のために、ゼネコン、取引先およびCI-NET サービスを提供しているASPベンダの3者間による実証実験「CI-NET 設備見積実運用テスト」を2回実施した(実証実験の実施概要は、「8.1.2(1)運用ルールを検討」を参照)。

a) 実証実験の目的

ASP サービス、社内システム、業務パッケージ等の実運用環境を利用して、Ver.2.1に対応した設備見積メッセージの送受信を試行することにより、第1段階のアクションプランに基づく実施項目(導入・移行時期、担当者レベルへの伝達方式および見積依頼の簡略化ルール)における課題と対応策を明確化する。

b) 実証実験の実施概要

ゼネコン、取引先およびCI-NET サービスを提供しているASPベンダの3者間による実証実験「CI-NET 設備見積実運用テスト」を2回実施した。

テストケースは、以下を組み合わせで作成した。

i) 発注者、受注者

- 発注者：ゼネコン (2社)
- 受注者：取引先 (設備系1社／電気系1社)

ii) 設備見積データ

- 鑑：Ver.2.1 メッセージ
- 明細：Ver.2.1 メッセージ (1行明細／複数行明細) ／明細ファイル添付

iii) システム

- 見積作成：社内システム／業務パッケージ
- 通信：ASP サービス

■ 設備見積実運用テストイメージ



図 6.1-2 実証実験のテストケース

c) 実証実験の結果および今後の展開

実運用確認テストの実施結果として、Ver.2.1 化に際して以下の利点と課題が報告された。

- メール方式と比較して、Ver.2.1 ではデータ送信の手間が省力化される（メール本文等の入力が必要であるため）。
- ASP の表示機能を利用した場合、再見積りも含めて、見積依頼・回答を履歴管理できる点はメリットである。
- （テストケースでは）支店別、かつ、購買／見積の別で、自動振り分け機能が必要であり、ID のコスト軽減が課題となる。手作業による振り分けを支援するため、ASP 画面上の担当者記入欄の表示桁数が拡大されるとよい。
- Ver.2.1 で送信される見積データが、正式の見積書として扱われれば、受注者側（取引先:専門工事業者等）ではメリットがある。これに対して、Ver.2.1 の利用が普及すれば、正式な見積書として扱う方針とのゼネコンもあった。

平成 27 年度には、引き続き、これらの利点と課題の解決策を具体的に取り纏め、設備見積 Ver.2.1 への移行準備に入る予定である。

2) 見積依頼基準の検討

見積項目区分は、現状では、ゼネコン毎にはある程度統一化がされているが、ゼネコン間では統一化が図られていない。このため、複数のゼネコンより見積依頼を受ける取

引先においては、同一の見積回答を回答先別に異なる見積項目区分に対応付ける作業が発生しており、極めて非効率な業務であると言える。このような背景から、見積依頼基準の作成は、取引先における見積回答の作業効率化を狙いとして取り組むものであるが、見積データ分析の効率化等のゼネコン側の利便性向上にも寄与するものと期待される。

拾い区分には設計会社や施主の意向を反映する必要もあり統一化は難しいと考えられるが、拾い区分が統一化されることにより、取引先には大きなメリットがあるとの委員の賛同を得て、本取組に賛同する企業を対象として、平成 27 年度も引き続き、検討を行うこととした。

3) 資機材コードの検討

平成 24 年度には、機械設備分野のうち、機器設備（空調、衛生共通機器）、衛生・防災機器について、CI-NET 建設資機材コードと設備機器ライブラリーデータ交換仕様コード(Stem コード)の統合、および大分類以下のコード体系が整理された（「8.1.2(2) 資機材コードの検討」を参照）。平成 26 年度は、引き続き、電気設備機器において、両コードが統合整理された。また、統合に係る新旧コードの対応付け等についても整理、公開され、新コードへの移行準備が整いつつある。

平成 27 年度は、CI-NET と C-CADEC のコード統合コードへの移行方針に関して、①統合するコードの対象範囲、②統合化の時期（2.1 化時期とのタイミング）、③コード体系の統合、④統合に伴う重複コードの対応策、の 4 点について決定し、統合コードへの移行を進めることとしている。

なお、C-CADEC が本年度を持って活動を終了することから、今後のコードメンテナンスは、当該 WG で支援を行うこととなる。

6. 2. 標準化委員会の活動報告

6. 2. 1. 活動テーマ

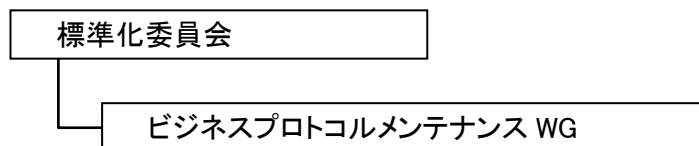
平成 26 年度の標準化委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

＜主な活動テーマ＞

① CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

6. 2. 2. 活動体制

平成 26 年の標準化委員会では、以下の WG を設置して活動した。



① CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

6. 2. 3. 活動経過

以下の日程で標準化委員会を開催し、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5（以下、「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」という。）の改訂に係わる審議を行った。

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回標準化委員会	平成 26 年 6 月 5 日(木) 15:00～17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 平成 26 年度標準化委員会活動計画について(報告) (2) チェンジリクエストについて(審議) (3) その他
第 2 回標準化委員会	平成 27 年 3 月 11 日(水) 15:00～17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) チェンジリクエストについて(審議) (2) 平成 26 年度標準化委員会活動報告(案)について(報告) (3) 平成 27 年度標準化委員会活動計画(案)について(審議) (4) その他

6. 2. 4. 活動結果

6. 2. 4. 1. CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス（平成 26 年度）

CI-NET 標準ビジネスプロトコルに係る以下の改善要求（チェンジリクエスト）について審議を行い、承認した。

(1) 建設資機材コードのメンテナンス方法に係る改善要望

(a) チェンジリクエストの概要

建設資機材コードのメンテナンスを適切かつ効率的に実施するために、CI-NET 標準ビジネスプロトコル p.207 に記載のメンテナンス方法に関する以下の 3 点について、改訂することを要求するチェンジリクエストが提出された。

1) 建設資機材コード改訂の頻度

建設資機材コードの改訂を行う頻度について、「月 1 回」と定められているが、必要が生じた際に随時行うことに変更する。

2) 建設資機材コード改訂に係る審議主体

建設資機材コードの改訂に係る審議は、「標準化委員会コードメンテナンス WG」が主体となることが定められているが、WG を特定せず、「標準化委員会」が主体となることに変更する。

3) 建設資機材コード改訂に係る照会先

CI-NET 標準ビジネスプロトコルには、建設資機材コードのすべてを掲載しておらず、大分類コード表のみ掲載しているが、掲載の大分類コードは策定当時の例示であることからこれを明示的に「例示」と記す。

また、本文中の「詳細については推進センターまで照会」するは、大分類表の例示の補足説明として記載する。「大分類コード表の内容は変更されている場合がある。」についても、同様に大分類表の例示の補足説明とし、変更が大分類コード表に限定されないことから、「大分類コード表の」を削除する。

これを受けて、以下の変更を行うチェンジリクエストが提出された。

<CI-NET 標準ビジネスプロトコル P.207>

変更前	<本文> なお、本コードは標準化委員会コードメンテナンス WG が主体となり、月 1 回のメンテナンス（コードリストの追加など）が行われる。このため次表の大分類コード表の内容は変更されている場合がある。詳細については推進センターまで照会されたい。
変更後	<本文> 大分類までのコード表を次表に例示する。本コードは標準化委員会が主体となり、メンテナンス（コードの追加など）が行われる。 <大分類表の補足説明> コード表の内容は変更されている場合がある。詳細については推進センターまで照会されたい。

(b) 審議結果

標準化委員会にて審議の上、承認された。

(2) 建設資機材コード等の掲載先に係る改善要望

(a) チェンジリクエストの概要

C-CADEC 機器分類コードリストは、平成 26 年度に建設資機材コードとの統合を行い、CI-NET 建設資機材コードとして平成 27 年 3 月末に公表された。

また、建設資機材コードは改訂や CI-NET ホームページの改訂等に応じて、変更される

場合がある。一方で、これらの掲載先に変更が生じた場合は、その都度、チェンジリクエストの手続、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの変更に一定の時間を要することから、実態に合致しない場合の可能性がある。

これらの状況を考慮し、C-CADEC 機器分類コードリストの掲載先 URL については、CI-NET 標準ビジネスプロトコルへの掲載は行わないことが望ましい。

以上の背景から、建設資機材コードの掲載先に係る以下の記述について、改訂することを要求された。

1) 国土交通省の補正予算により策定した建設資機材コードの掲載先に関する記述の削除

<CI-NET 標準ビジネスプロトコル P.208>

変更前	また平成 12 年度、国土交通省の補正予算により策定した建設資機材コードを参考資料 7 に掲載している。以下の URL でも公開している。 (建設業振興基金： http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/code_mlit/code_predwn.html 建設資機材コードの標準化検討業務 概要報告書 より)
変更後	<本文> ～削除～

2) C-CADEC 機器分類コードリストの掲載先に関する記述の削除

<CI-NET 標準ビジネスプロトコル P.211>

変更前	C-CADEC 機器分類コードは、CI-NET & C-CADEC コードデータベースの「C-CADEC Stem 機器コード」に整理されており、そちらを参照されたい。 (URL : http://cinet.yoi-kensetsu.com/top.html)
変更後	C-CADEC 機器分類コードは、建設資機材コードとの統合を行い、C-CADECアーカイブの「評議会／成果物／CI-NET 建設資機材コード」に整理されている。

(b) 審議結果

標準化委員会にて承認された。

なお、建設資機材コードについては、広く周知を図る必要があることから、CI-NET のホームページ等において、掲載場所やコードメンテナンス時の通知等が適切に行われるよう、配慮する必要がある。

(3) 建設資機材コードの構成に係る記述の変更

(a) チェンジリクエストの概要

建設資機材コードは、これを利用する事業者の業態（総合工事業者、専門工事業者等）や利用する業務用途（見積業務、請求業務等）等に応じて、必要な分類階層のみ（例：分野＋大分類＋中分類までを使用し、小分類と細分類の特定は行わない等）を選択して活用することを可能としている。

各事業者における既存の社内コード等と建設資機材コードの対応付けを行う際に、当該事業者において使用することが適切な分類階層を判断するため、各分類の解説を付記することが望ましいと考えられる。

また、EDI 取引においては、利用する分類階層の異なる事業者間でコードの対応付けを行う必要があるが、14 桁の完全合致では照合できないことから、コードマッチングの運用において多様な方法が生じないような運用方法について、予め周知しておくことが望ましいと考えられる。

以上の背景から、以下の 2 点について、改善要望が提出された。

a) 5 つの分類項目の解説の追記

建設資機材コードのコード体系に関して、これを構成する 5 つの分類の「分類名」および「byte 数」の記載はあるが、各分類名の定義が明記されていないため、建設資機材コードの構成を説明する図中において、各分類名の定義を明記することを要求された。

<CI-NET 標準ビジネスプロトコル P.206>

変更前

分類名	分 野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレータ	スペック
byte数	2	2	3	4	3	1 "&"	可変長 最大25byte

固定長部分 (14byte)

図3.2.3-20 建設資機材コードの構成

変更後

分類名	分 野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレータ	スペック
byte数	2	2	3	4	3	1 "&"	可変長 最大25byte

固定長部分 (14byte)

分野：

建設業の分野を示す。(例) 建築資材、電気設備、機械設備など。

大分類：

各分野における、資機材の最も大括りの分類を示す。

(例) 電気設備の場合：配線、照明器具、防災機器など。

	中分類： 各大分類項目における、資機材の種類を示す。 (例) 電気設備／配線の場合：電力用電線、通信用電線など。 小分類： 各中分類項目における、資機材の最小分類を示す。 (例) 電気設備／配線／電力用電線の場合：C Vケーブル、耐火電線など。 細分類： 小分類を細分化し補完する場合に用いる。性能区分、形状、材質などを示す。 (例) 電気設備／配線／電力用電線／C Vケーブルの場合：(定格電圧) 6 0 0 V、6 k V など。 スペック部： 資機材の規格・サイズを示す。 図3.2.3-20 建設資機材コードの構成
--	--

b) 異なる分類レベルに基づくコード間の対応付けに関する運用方法の解説の追記

建設資機材コードでは、14桁を必須としておらず、任意の分類階層のみの使用を認めているため、事業者間で異なる分類階層を使用している場合におけるコードの対応付けの方法を解説することを要求された。

<CI-NET 標準ビジネスプロトコル P.205>

変更前	<本文> なお、スペックの展開にあたっては次の点に注意が必要である。 (1)細分類 1 コードにつき複数のスペック書式が定められている場合もある。 ～ (中略) ～ (2)スペックが小数点を含む場合、小数点以下に余計な「0」を付けない。 ～ (中略) ～ (3)スペックが複数ある場合には、スペックとスペックの区切りに " _ " (アンダーバー) を用いる。 ～ (中略) ～ (4)スペックの付加は任意である。 ～ (中略) ～
変更後	<本文> (1)建設資機材コードのマッチングに係る留意点 建設資機材コードは分類コード体系を採用している。前表のとおり、分野からスペックまでの 6 階層に分類され、これを利用する事業者の業態（総合工事業者、専門工事業者等）や利用する業務用途（見積業務、請求業務等）等に応じて、必要な分類階層のみ（例：分野＋大分類＋中分類までを使用し、小分類と細分類の特定は行わない等）を選択して活用することを可能としている。このため、利用する分類階層の異なる事業者間において、コードの対応付けを行う場合には、「段階的マッチング」の方法を用いる必要がある。この方法を用いることにより、コード変換率の

向上に寄与する。

「段階的マッチング」とは、まず、コード全桁でマッチングを行い、マッチするコードがなければ、順番に上位の分類によるマッチングを行う方法で、コードが一致した箇所までのコードと名称を採用する運用方法ある。

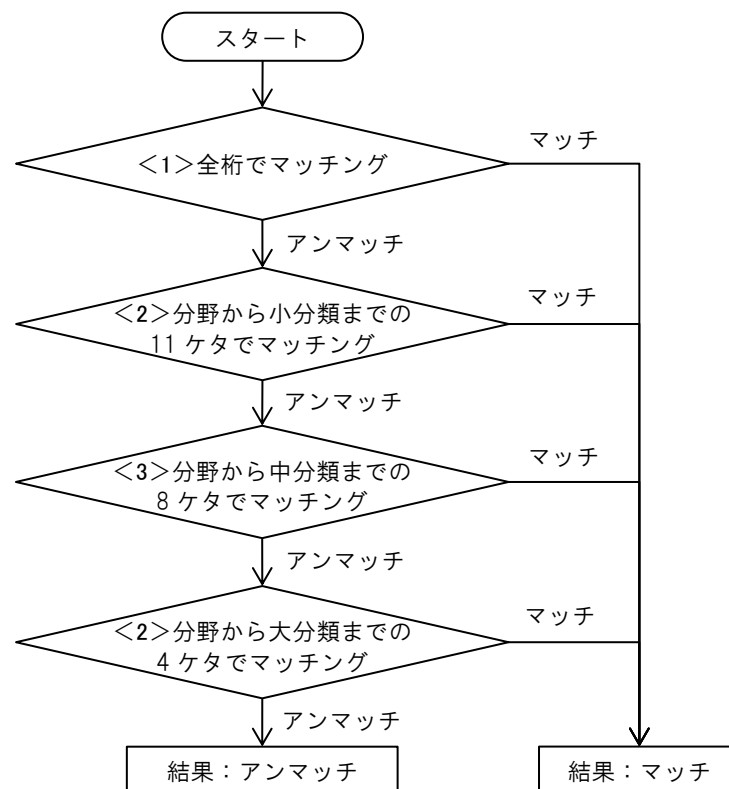
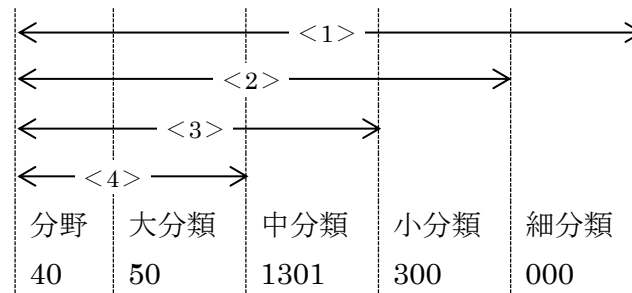


図 分類階層毎の段階的マッチングの手順

(例)

中分類まで使用している A 社が、小分類まで使用している B 社と取引する場合は、「ガス漏れ警報器」を「セキュリティ装置」に引き当てる。大分類まで使用している C 社が、同 B 社と取引する場合は、「ガス漏れ警報器」を「防災機器」に引き当てる。

CI-NET コード	分野	大分類	中分類	小分類	細分類
40000000000000	電気設備				
40500000000000	電気設備	防災機器			
40501300000000	電気設備	防災機器	セキュリティ装置		
40501301300000	電気設備	防災機器	セキュリティ装置	ガス漏れ警報器	

(2) スペックの展開に係る留意点
 スペックの展開にあたっては次の点に注意が必要である。

(a) 細分類 1 コードにつき複数のスペック書式が定められている場合もある。
 ～（中略）～

(b) スペックが小数点を含む場合、小数点以下に余計な「0」を付けない。
 ～（中略）～

(c) スペックが複数ある場合には、スペックとスペックの区切りに “_”（アンダーバー）を用いる。
 ～（中略）～

(d) スペックの付加は任意である。
 ～（中略）～

(b) 審議結果

標準化委員会にて承認された。

(4) 請求確認コード、課税分類コードに係る改善要望

LiteS 委員会（LiteS 実装規約 WG）において、継続的に CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンスに係る検討が行われているが、平成 26 年度に確定した CI-NET LiteS 実装規約の改訂に伴い、以下の 2 件について、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの改善要望が提出され、標準化委員会において 2 件とも承認された。なお、これらの改善要望が提出されるに至った背景および LiteS 委員会での検討経緯については、「6.3.4.2(1)CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンスについて」に記載している。

(a) チェンジリクエストの概要

1) 請求確認コードの改訂

請求確認時の基本フロー（CI-NET 標準ビジネスプロトコル p.198 に記載）に則った運用を促すため、請求確認コードの定義文をより適切な内容とするよう、改訂することを要求された。

具体的には、[1316]請求確認コードの「1：出来高査定を受けたうえで再度請求するよう、受注者に求める」を「1：出来高報告が承認されていないため、出来高報告を送るよ

う、受注者に求める。」に変更することが要望された。

<CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 P.198>

変更前	コード	発注者の表意内容	想定される状況と対応の例
	1	出来高査定を受けた上で再度請求するよう、受注者に求める	・発注者の誤りによって出来高確認（承認）を受けられないまま請求締日が到来し、請求した場合。 → 受注者は出来高報告を行って発注者の査定を受け、出来高確認（承認）を受けた後に請求する。タイミングにより、今回請求に間に合う場合と、次回になる場合があり得る。
	2	請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。	・出来高実績、請求額は出来高査定業務において合意されているが、それら以外の請求メッセージの記載に軽微な誤りがあった場合。 → 受注者は誤りを修正して請求する。
	3	既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。	・発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場合。 → 重複分の請求を受注者が撤回したことにすることに、双方同意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。
	4	請求は承認/受理したが、支払を遅らせる。	・出来高実績、請求額は合意されているが、何らかの事情により支払が遅れる場合。
変更後	コード	発注者の表意内容	想定される状況と対応の例
	1	出来高報告が承認されていないため、出来高報告を送るよう、受注者に求める。	・発注者の誤りによって出来高確認（承認）を受けられないまま請求締日が到来し、請求した場合。 → 受注者は出来高報告を行って発注者の査定を受け、出来高確認（承認）を受けた後に請求する。タイミングにより、今回請求に間に合う場合と、次回になる場合があり得る。
	2	請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。	・出来高実績、請求額は出来高査定業務において合意されているが、それら以外の請求メッセージの記載に軽微な誤りがあった場合。 → 受注者は誤りを修正して請求する。
	3	既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。	・発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場合。 → 重複分の請求を受注者が撤回したことにすることに、双方同意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。
	4	請求は承認/受理したが、支払を遅らせる。	・出来高実績、請求額は合意されているが、何らかの事情により支払が遅れる場合。

2) 課税分類コードの補足説明文追記

消費税率変更に伴う経過措置の対象となる場合に、では、課税分類コード（CI-NET 標準ビジネスプロトコル p.190）の「4」を使用することができることを明記するため、課税分類コードのコード毎に、消費税計算方法を明記するための説明文を追記することが要求された。

具体的には、CI-NET 標準ビジネスプロトコル p.190 の「3.11.3 課税分類コードリスト」に、以下の一文を追記することを要望された。

『なお、「1」または「4」の場合は、[1096]消費税額 の計算を行い、「2」、「3」、「9」のいずれかの場合は、[1096]消費税額 の計算を行わない。』

<CI-NET 標準ビジネスプロトコル P.190>

変更前	3.11.3 課税分類コードリスト 「1」・・・当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 「2」・・・当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続きの処理を行う。 「3」・・・当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続きの処理を行う。 「4」・・・当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。 「9」・・・当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。
変更後	3.11.3 課税分類コードリスト 「1」・・・当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 「2」・・・当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続きの処理を行う。 「3」・・・当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続きの処理を行う。 「4」・・・当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。 「9」・・・当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。 なお、「1」または「4」の場合は、[1096]消費税額 の計算を行い、「2」、「3」、「9」のいずれかの場合は、[1096]消費税額 の計算を行わない。

(b) 審議結果

標準化委員会にて、1)2)ともに承認された。

6.3. LiteS 委員会

6.3.1. 活動テーマ

平成 26 年度の LiteS 委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

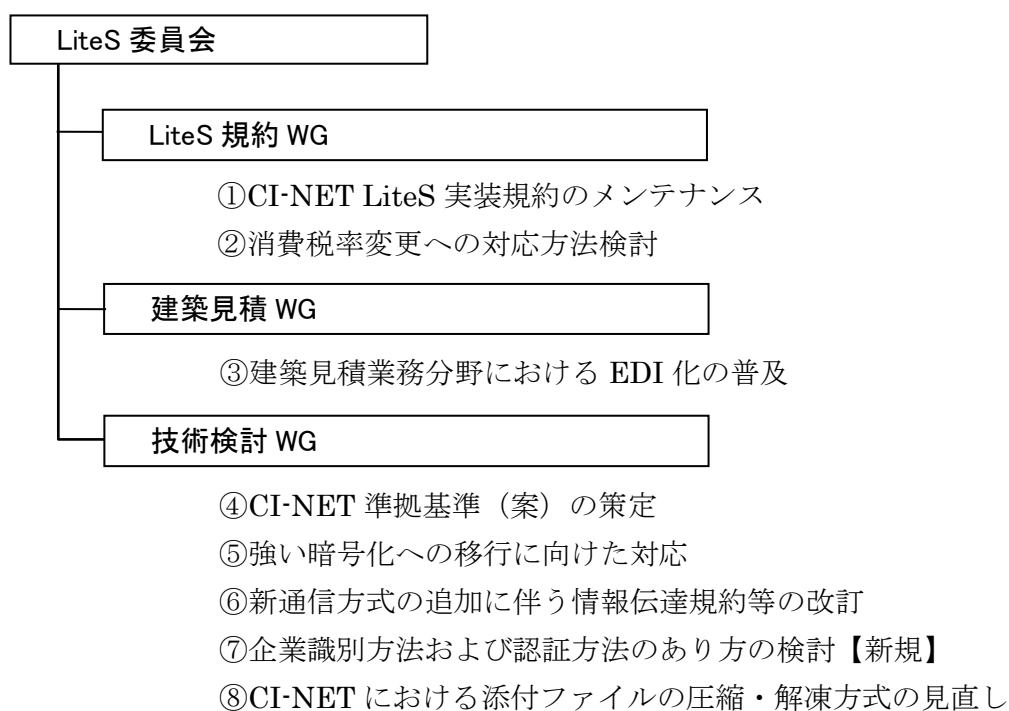
<主な活動テーマ>

- ① CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス
- ② 消費税率変更への対応方法検討
- ③ 建築見積業務分野における EDI 化の普及
- ④ CI-NET 準拠基準（案）の策定
- ⑤ 強い暗号化への移行に向けた対応

- ⑥ 新通信方式の追加に伴う情報伝達規約等の改訂
- ⑦ 企業識別方法および認証方法のあり方の検討【新規】
- ⑧ CI-NET における添付ファイルの圧縮・解凍方式の見直し【新規】

6.3.2. 活動体制

平成 26 年の LiteS 委員会では、主な活動テーマごとに以下の WG を設置して活動した。



6.3.3. 活動経過

以下の日程で LiteS 委員会を開催し、CI-NET のビジネスプロトコルおよび LiteS 実装規約の改訂に係わる検討を行った。

6.3.3.1. LiteS 委員会

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回 LiteS 委員会	平成 26 年 6 月 5 日(水) 13 : 30~15 : 00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 平成 25 年度 LiteS 委員会の活動計画について (2) その他

会議名	開催日時、場所	主な議題
第2回 LiteS 委員会	平成27年1月15日(木) 15:00～17:00 建設業振興基金3階301 会議室	(1) 平成26年度 LiteS 委員会活動 中間報告 (2) 審議 1) LiteS 規約 WG 基本契約書の電子データ化の提案 2) 技術検討 WG 電子証明書暗号化強度の高度化について (SHA-2、2048bit 化) (3) その他
第3回 LiteS 委員会	平成27年3月18日(水) 15:00～17:00 建設業振興基金2階203 会議室	(1) 平成26年度 LiteS 委員会活動報告 (案)について(報告) (2) 平成27年度 LiteS 委員会活動計画 (案)について(審議) (3) その他

6.3.3.2. LiteS 規約 WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回 LiteS 規約 WG	平成26年6月12日(木) 15:00～17:00 建設業振興基金3階301 会議室	(1) CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンスについて(審議) (2) 注文業務の取消等の場合における注文メッセージの一般的な運用方法 (案) について(審議) (3) その他
第2回 LiteS 規約 WG	平成26年10月3日(火) 15:00～17:00 建設業振興基金3階301 会議室	(1) CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンスについて(審議) (2) 注文業務の取消等の場合における注文メッセージの一般的な運用方法について(審議) (3) 外字表への提案について (4) 複数消費税率の取扱いについての検討 (5) 技術データの送信方法に係る規約について (6) 暗号アルゴリズム SHA-2、RSA1024 の扱いについて (7) その他

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 3 回 LiteS 規約 WG	平成 26 年 12 月 10 日(金) 15 : 00～17 : 00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンスについて(審議) ・ [1316]請求確認コードの追加 (2) 注文業務の取消等の場合における注文メッセージの一般的な運用方法について(審議) (3) 新規メッセージの策定 1) 事務局提案 ・ 基本契約書 ・ CAD 封筒メッセージの活用 2) 実用化推進委員会提案(想定されるもの) ・ 施工体制台帳 ・ 施主との契約書 (4) 法定福利相当額明示における CI-NET 対応について (5) 次期 EDI システムに関して
第 4 回 LiteS 規約 WG	平成 27 年 2 月 23 日(月) 15:00～17:00 建設業振興基金 7 階 701 会議室	(1) 平成 26 年度 LiteS 規約 WG 活動報告について(審議) 特に、注文業務メッセージの運用ルール (2) 法定福利費明示における CI-NET 対応について (3) CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス 平成 27 年度継続課題について (4) その他

6. 3. 3. 3. 技術検討 WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回技術検討 WG	平成 26 年 12 月 11 日(木) 10:00～12:00 建設業振興基金 2 階 203 会議室	(1) 強い暗号に移行について (審議) (2) CI-NET LiteS 伝達規約および ASP 連携指針に対する改善要望 (審議) (3) 電子帳簿保存法への確認事項について (報告) 電子商取引を行っ

会議名	開催日時、場所	主な議題
		た場合の電子データの保存方法 (4) 情報伝達規約（ebMS の場合）への提案（審議） (5) その他
第2回技術検討WG	平成27年2月4日(水) 10:00～12:00 コンストラクション・イ ーシー・ドットコム 会議室	(1) 電子証明書暗号強度の高度化について（審議） (2) CI-NET LiteS 伝達規約およびASP 連携指針に対する改善要望（審議） (3)その他

6.3.4. 活動結果

6.3.4.1. LiteS 委員会

(1) CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 のリリース

平成25年度に改訂案を作成した CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 について、以下の方針の下でリリースすることを承認した。

- 建築積算メッセージ(建築積算数量データ)を CI-NET 実装規約 Ver.2.1 ad.7 指針・参考資料へ反映する。
- 電子証明書暗号強度の高度化への移行（ダイジェスト・アルゴリズム SHA-2、RSA 鍵長 2048bit に移行）については、CI-NET 実装規約 Ver.2.1 ad.7 へ反映する。
- CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 および指針・参考資料は、会員向けのホームページに掲載する。また、利用を検討するユーザへは個別に情報提供する。
- 今後は、CI-NET LiteS に関する運用ルールのうち CI-NET LiteS 実装規約に掲載しない事項については全て、指針・参考資料または CI-NET のホームページに掲載する。

6.3.4.2. LiteS 規約 WG

平成26年度の活動として、以下に示す項目について、検討を行った。

(1) CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンスについて

CI-NET LiteS 実装規約に基づき実業務に適用する上で、理解のしやすさ、解釈の相違、不具合の解消、実施のしやすさ等の向上のための検討を引き続き行い、CI-NET LiteS 実装規約や指針あるいは参考資料に関する実務への適応性向上に向けた取組を進めた。

具体的には、表 6.3-1 に記載の検討事項について審議を行った。検討事項別の審議の進捗

は、表 6.3-1 のとおりである。このうち、(a)、(c)、(e)、(f)、(g)は平成 26 年度に完了したが、その他の検討事項については、平成 27 年度も引き続き審議を行う予定である。

表 6.3-1 検討事項別の審議の進捗

検討事項	進捗状況
	●：完了、○：継続
(a) 追加契約をした場合の消費税計算方法	●
(b) 出来高報告メッセージにおける明細の記載方法の周知	○
(c) 出来高確認（査定）の査定理由を記載する項目の追加	●
(d) 規約等のバージョンアップルール	○
(e) 請求確認コードの見直し【新規】	●
(f) 拡張漢字の利用可否【実用化推進委員会普及推進 WG へ移管】	●
(g) 注文業務メッセージの運用ルール【新規】	●
(h) 法定福利相当額明示における CI-NET 対応について【新規】	○
(i) 既存メッセージの見直しと整理【新規】	○
(j) 基本契約書メッセージの策定検討【新規】	○

(a) 追加契約をした場合の消費税計算方法【完了】

1) 背景

CI-NET LiteS 実装規約に基づく CI-NET サービスにおいて、追加契約をした場合の消費税計算方法が異なる状況があるとの報告がユーザ企業よりなされている。

具体的には、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7、p.309 ケース 3 のように本契約と追加契約（枝番契約）があった場合に、本契約と追加契約（枝番契約）のこの出来高報告において、以下の 2 事例が生じている（消費税率 5% の場合の例）。

- 確定注文 調整後帳票金額計、(消費税額、小数切り捨て)
 - 本契約 1,050 円 (52 円)
 - 追加契約（枝番契約） 1,050 円 (52 円)
- 出来高報告
 - 事例 1：本契約と追加契約（枝番契約）を合算した際、契約金額計：2100 円となり、その契約金額消費税額(5%)は 105 円となる場合。
 - 事例 2：契約金額消費税額(5%)を本契約と追加契約(枝番契約)別個に計算しており、契約金額消費税額(5%)は 104 円(=52 円+52 円)となる場合。

2) 現状

CI-NET 実装規約には、全体情報部分（鑑）の[1092]契約金額計は、第一レベル（[1200]明細コード=0001～9999）の全ての本体行の[1225]契約金額明細の総和である。

本契約と追加契約(枝番契約)があった場合、枝番契約分も明細に統合されるので、本体

契約+枝番契約=契約金額 として、消費税は全ての合計契約金額で再計算される。

この際、消費税の累積加算を行うと上記との相違が生じる場合があるため、全明細行の[1225]契約金額明細の合計と[1092]契約金額計とは一致しないことがある。

これについて、CI-NET 対応ベンダ 4 社のうち、3 社は追加契約部分を本契約と合算した上でその分の消費税を計算しており、1 社は本契約と追加契約を合算せず別個に消費税を計算して、全体情報部分（鑑）に記載している。

3) 検討結果

CI-NET サービスの現状を再確認の上、調査技術委員会において検討される消費税率変更への対応方針も考慮しつつ、見解の整理およびシステム的な対応を含めて、ルールの明確化を検討した。検討に際して、出来高業務に CI-NET を導入しており、かつ、追加契約にも対応している企業における消費税の計算方法について、契約の税額と請求書の税額の合計を一致させる必要があるかどうかも含めて確認した。

検討の結果、以下の対応方針とした。

- 全体情報部分（鑑）の[1092]契約金額計は、税抜合計額（外税明細の積算）+ 税抜合計額×消費税率 とする。
- CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 には明記済みであることから、CI-NET 実装規約 指針・参考資料に事例を掲載する。

現時点での CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.8 の改定案は、以下の通りとしている。

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.8 指針・参考資料改訂案>

追加契約をした場合の消費税計算方法については、各社様々であるが、以下の（A）に示す 3 つのパターンに整理される。なお、CI-NET では、以下の（B）を推奨する。

（A）本契約と追加契約で各々の税額を記載する場合

本契約が税抜 50 円、追加契約が税抜 50 円であった場合、税率 5%の税額は 2.5 円となるが、小数点以下は切り捨てのルールにより、税込額は各々 52 円となる。この場合の合計金額の算出方法は以下の 3 パターンがある。

（A-1）

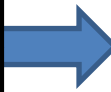
本契約:50 円(税抜)	税額 2 円	→	合計:104 円 (税込、うち税額 4 円) 税額 2 円+税額 2 円
追加契約:50 円(税抜)	税額 2 円		

※小数点以下切り捨て

（A-2）

本契約:50 円(税抜)	税額 2 円	→	合計:105 円 (税込、うち税額 5 円) (50 円+50 円)×0.05=5 円
追加契約:50 円(税抜)	税額 2 円		

(A-3)

本契約:50 円(税抜)	税額 2 円		合計:105 円 (税込、うち税額 5 円) 税額 2 円+税額 3 円
追加契約:50 円(税抜)	税額 3 円		

(B) CI-NET での追加契約の考え方

本契約が税抜 50 円、追加契約が税抜 50 円であった場合、税抜の合計額は 100 円となる。これに対する税率 5%の税額 5 円を加算して、総合計は 105 円となる。

本契約:50 円(税抜)		合計:100 円(税抜)+(100 円 ×0.05)=105 円 (税込、うち税額:5 円)
追加契約:50 円(税抜)		

<参考>

1 円未満の端数を切り捨てた後の消費税の累計額をもって消費税の申告をする方法(一般に「積上げ方式」(旧消費税法施行規則第 22 条第 1 項)という。)については、平成 16 年の改正で原則として認められないこととなったが、事業者間取引については、経過措置が設けられている。(平成 24 年 4 月 30 日現在の法令・通達等に基づく。)

なお、本改訂については、工事請負契約外取引における外税／内税の混在や、複数税率への対応も含めて、再度検討が必要になった場合は、各ベンダの現状を再確認の上、調査技術委員会において検討される消費税率変更への対応方針も考慮しつつ、見解の整理およびシステム的な対応を含めて、ルールの特明確化に向けた検討を行うこととした。また、検討に際して、出来高業務に CI-NET を導入しており、かつ、追加契約にも対応している企業における消費税の計算方法について、契約の税額と請求書の税額の合計を一致させる必要があるかどうかも含めて、確認する必要があることも指摘された。

(b) 出来高報告メッセージにおける明細の記載方法の周知【継続】

1) 背景

CI-NET のスタート当初には、生コン等の資材などで、出来高時に必ず明細が変更になるので、変更できるようにすべきだという意見があり、また、紙で処理する場合に、発生しない当初の明細項目を、出来高の度に記載するのは非合理的だという意見があった。しかし現状の電子商取引では、当初の明細項目を残したまま変更になった内容を明細行追加すればよく、明細を転記する手間はかからないため、そのような手間は殆ど考慮する必要はない。

また、世の中の経理処理の厳格化、内部統制の浸透により、明細のもつ意義も変わりつつあり、出来高の際に、契約時の明細項目を自由に変更できることによる不都合が生じているため、CI-NET LiteS 実装規約、あるいはその他手段にて、明確にするこ

とが求められている。

2) 現状

出来高報告メッセージにおける明細の記載内容について、規約上は契約内容の変更不可と明記されており（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad7、p.312 「【重要事項 2】出来高業務のメッセージにおける契約内容の変更可否」）、変更された場合にエラーとなるようシステムを組んでいる企業が多い。

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7、p. 312 より抜粋>

【重要事項 2】出来高業務のメッセージにおける契約内容の変更可否

- ・出来高業務のメッセージにおける契約内容部分（品名・名称、仕様、単価、契約数量、契約金額等、契約において合意された内容）は、契約時点における内容から変更、削除してはならない。
- ・ただし、出来高明細作成例 6 のように契約数量、金額を統合する場合はこの限りではない。
なおこの場合、本契約の明細行に枝番契約分の数量、金額を加算し、枝番契約の明細行は出来高業務のメッセージに記載しない。本契約と枝番契約ではなく、枝番契約 A と枝番契約 B との間に統合する場合は、枝番号の小さいほうの行に統合し、枝番号の大きいほうの行はメッセージに記載しない。
- ・出来高明細作成例 1 のように明細行を追加することができる。さらに、この追加された明細行の変更、削除もできる。これらの扱いは取引当事者双方の責任の下に行う。

一方で、出来高業務のメッセージの明細書作成例として、確定注文／注文請けメッセージと出来高報告メッセージで明細内容が異なる場合の変更方法が記載されており（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad7 p.311～）、変更可能な運用を行う企業もある。

<確定注文／注文請けメッセージと出来高報告メッセージで明細内容が異なる場合の変更方法例>（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 p.311 より抜粋。）

・出来高明細作成例 6: 統合型 [1303] 注文番号=1001

表 B.VII.1-1 出来高明細作成例 6 統合型

枝番	契約内容					今回迄 累積出来高	
	地下1階床仕上げ	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
	地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,500	700,000
	地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	22,100	200	4,420,000	22,100	4,420,000
	地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000	300	600,000
	地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000	1,000	300,000
	計				6,980,000		6,980,000
04	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0		200			
01	地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	200	80,000	400	80,000
	計				80,000		80,000

出来高明細作成例 4 とほぼ同様だが、同一資材（この例では「リノリウム厚 2.0」）があれ

ば、それらを一つの明細行に統合(merge)する（単価が同一であることが前提）。上表の見え消し行は実際のメッセージには記載しない。

3) 検討結果

出来高報告メッセージにおける明細の記載内容に関して、CI-NET LiteS 実装規約において矛盾した記載になっていることについて、当面の対応方針を以下のように取り決めた。

<対応方針>

- CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7、p.311 の「表 BVII1-9 出来高明細作成例 6 統合型」の例示は規約に合致しないが、運用中の企業もあるため当面は記載を残し、議事録に経緯を記録しておく。
- CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7、p.311 の「表 BVII1-9 出来高明細作成例 6 統合型」に対応可能なゼネコンおよび対応不可能なゼネコンのリストを作成し、CI-NET ホームページに掲載するとともに、ベンダ各社への周知を図ることとする。

<CI-NET ホームページ等の掲載案>

Q. 出来高明細の作成方法がゼネコン各社で異なっているようですが、CI-NET で推奨されている作成方法はありますか。

CI-NET における出来高明細作成方法に関しては、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 p.308～p.311 に例示しています。主要なゼネコンにおける作成方法は、2015 年 1 月時点で次表のとおりとなっています。なお、CI-NET では、現在、「出来高明細作成例 6：統合型」（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 p.311）は推奨しておりませんので、今後 CI-NET の出来高メッセージを導入される企業においては、「出来高明細作成例 6：統合型」以外の方法をご検討ください。

表 主要なゼネコンにおける出来高明細の作成方法

ゼネコン名（出来高導入企業）	出来高明細の作成方法
（検討中）	（検討中）

なお、掲載案の「表 主要なゼネコンにおける出来高明細の作成方法」については、平成 27 年度に主要なゼネコン各社の現状を調査の上、作成する。

(c) 出来高確認（査定）の査定理由を記載する項目の追加【完了】

1) 背景

出来高確認（査定）メッセージで査定理由を記載する項目を加えて欲しいとの要望が提出されている。

2) 現状

[1315] 査定結果コードは、現在、「承認」、「査定・不承認」、「受理」しかなく、査定が否認された場合に、受注者側で否認理由が分からないため、対応に困るケースがある。このため、不承認の際の査定理由を記載する項目が別途必要だが、既存項目を流用する場合、使用可能な該当項目がない。

なお、発注者側では、自動査定と目視査定の2段階で処理しているケースが多い。自動査定の際に理由を明らかにするためには、[1315] 査定結果コードに典型的な査定理由を定めておくことも必要になるが、査定理由は各社各様であり、整理は難しい。

3) 検討結果

代替利用が想定される既存項目について、利用実態（[1315]出来高・請求・立替査定結果コードに不足はないか、[1315] 査定結果コード 21、22、23 は使われているか、査定否認理由にはどのような項目があるか等）を調査した。

上記の調査結果を踏まえ、対応方針として、以下を取り決めた。

<対応方針>

- [1315]査定結果コードに典型的な否認理由を定義したいとの要望もあるが、否認理由を統一的に決めることは難しいことから、当面は CI-NET ホームページ等にゼネコン各社の運用方法を例示（不承認の理由を送り状案内に記載する等）することとした。
- 現時点で、CI-NET による出来高報告、請求、立替金報告を運用しているゼネコンにおける運用方法を確認の上、掲載案を以下の通りとした。

<CI-NET ホームページ等の掲載案>

Q. 出来高確認の査定結果について、受注者より、「具体的に問題の箇所や修正すべき内容がわからない」との問い合わせを受けますが、メッセージ上のどの項目で連絡すればよいでしょうか。

メッセージには出来高確認の査定結果をセットする項目が定義されていません。このため、出来高を利用中のゼネコン各社では、以下のような様々の方法により、受注者へ査定結果の詳細を伝えています。

- 自動査定をせずに担当者が目視確認の上、電話、FAX、送り状等で連絡する方法
- 自動査定の上、送り状で連絡する方法
- 自動査定の上、担当者が別途電話や FAX で連絡する方法

ゼネコン企業名	システムによる出来高査定等の自動確認の実施状況（○：有、×：無） ／自動確認のチェック項目	不承認時の不承認理由詳細の 伝達方法
A 社	×	「送り状案内」に記載
B 社	○ チェック対象は全体情報部分（鑑）では 28 項目、明細情報部分（内訳）では 18 項目	「送り状案内」に記載
C 社	○ 部分払い割合の値	「送り状案内」に記載
D 社	○ ・出来高査定方式識別コード ・請求査定方式 ・明細積上げと鑑情報の一致 ・前回迄累積出来高金額計 ・最終契約金額 ・前回迄累積支払金額計が自社管理値と 合致しているか	「送り状案内」に記載
E 社	○（報告期限を過ぎた出来高報告は自動 チェック、他は担当者確認） ・契約金額を超えた出来高 ・請書の未受信 ・契約項目差異 ・項目・金額不整合 ・精算済案件の出来高報告 ・出来高回数差異	電話や FAX、メール等で理由を 説明の上、出来高報告を出し直 しを依頼する。必要に応じて査 定メッセージを返信する。

(d) 規約等のバージョンアップルール【継続】

1) 背景

CI-NET 建設資機材コードと設備機器ライブラリーデータ交換仕様コード(Stem コード)の統合に伴い、運用開始後初めて CI-NET 建設資機材コードが改訂されることから、バージョンの命名ルールを取り決める必要が生じた。

CI-NET LiteS 実装規約に関しても、バージョン管理番号の体系は決められているものの、付番方法は決められていなかったことから、以前からこれを明確にすべきとの指摘があった。

2) 検討結果

以下の課題について、継続して検討を行うこととした。

- ・ CI-NET LiteS 実装規約等のバージョンの命名ルールを決める。
- ・ 現時点で見込まれる改訂内容について、どのバージョンにて反映させるかを割り当てる。

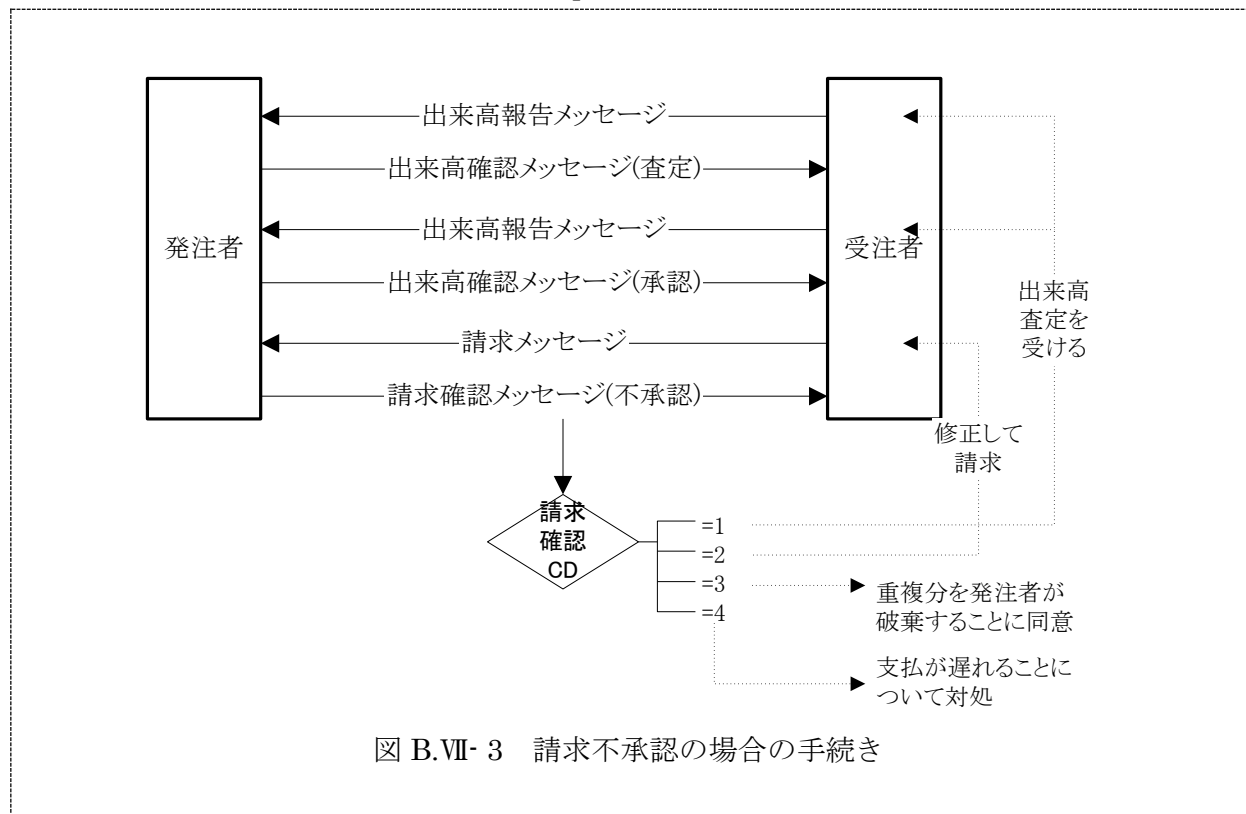
- 各バージョンアップのスケジュール案を作成し、標準化委員会に提案する。

(e) 請求確認コードの見直し【完了】

1) 背景

請求確認時には、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 p.308 に記載の基本フローに則ることが定められているが、発注者が査定において、出来高確認メッセージにより、請求確認コード=1 を送信した場合、受注者は出来高報告を送信せずに請求のみ送信するケースが散見される。

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 p.308 より抜粋>



2) 検討結果

[1316]請求確認コードの「1：出来高査定を受けたうえで再度請求するよう、受注者に求める」を「1：出来高報告が承認されていないため、出来高報告を送るよう、受注者に求める。」に変更する。

本件は、標準委員会にチェンジリクエストを提案し、承認された。

[1316]請求確認コード

請求メッセージに不備がある場合等にその内容を表すコード。

- 1：出来高報告が承認されていないため、出来高報告を送るよう、受注者に求める。
- 2：請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める
- 3：既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。
- 4：請求は承認・受理したが、支払を遅らせる。

(f) 拡張漢字の利用可否【実用化推進委員会普及推進 WG へ移管】【完了】

本検討テーマに関しては、平成 26 年度活動計画では、LiteS 委員会 LiteS 規約 WG での検討事項として整理されたが、利便性向上対策の一つであるため、実用化推進委員会普及推進 WG での検討事項として移管された。

(g) 注文業務メッセージの運用ルール【完了】

1) 背景

実用化推進委員会では、CI-NET 普及拡大のため、業務システムと ASP サービスの連携を効率良く、低コストで行うための方策の 1 つとして、「業務システムと CI-NET データの連携仕様」の策定を進めているところである。この連携仕様の 1 つとして、「注文業務メッセージの運用ルール（案）」が提案されたことから、本案が CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 に照らして適切であるか、実運用に差支えないか等の観点から、LiteS 委員会にて審議を依頼された。

2) 検討結果

a) 方針

新規に CI-NET を導入する企業において、運用ルールを極力統一化する目的で CI-NET 実装規約 Ver.2.1 ad.7 に準拠した運用を推奨案として掲載する。（注：CI-NET 導入済みの企業における現行の運用ルールの変更は意図しない。）

掲載先については、広報委員会での決定に従い、CI-NET 実装規約 Ver.2.1 ad.8 指針・参考資料に掲載することとした。

b) 前提条件

一般的な社内業務においては、注文の訂正を行う場合は訂正前の注文番号は変更しないことが多いことから、注文番号を変更せずに訂正を行う方法について、解説する。

（注）CI-NET では、確定注文を訂正する場合は、[9]訂正コード＝1 を使用することになっている。[9]訂正コード＝3 は確定注文の撤回・取り消しを意味しており、[9]訂正コード＝3 の後に同一の[1007]帳票 No.（注文番号）で確定注文メッセージを作

成することができない。

c) 掲載案

＜CI-NET 実装規約 Ver.2.1 ad.8 指針・参考資料への掲載案＞

Q. 注文業務の訂正を行う場合、確定注文および注文請けのメッセージの送信手順はどのように行うべきでしょうか。

注文業務の取消を行う場合は、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad. 7「VI.注文メッセージ」に記載のとおり、p. 238 の「1.2 特殊処理のデータ交換手順」に従うこととなっており、以下のルールが適用されます。

- [1]データ処理 No. は、確定注文の場合は、一連の確定注文メッセージの送信回数、注文請けの場合は、各確定注文メッセージに対して 1 から始まる連番とする。
- [9]訂正コード は 1：新規、または、3：取消 を使用する。(2：変更 は使用しない。)
- 注文請けの [1179]帳票データチェック値 は、対応する確定注文の [1]データ処理 No. をセットする。³
- 確定注文の訂正の場合は、[9]訂正コード=1 を使用することになっている。[9]訂正コード=3 は注文書の撤回・取り消しの場合であり、[9]訂正コード=3 の後に同一注文番号のメッセージを作成することはできない。

また、一般的な社内業務においては、注文の訂正を行う場合は訂正前の注文番号は変更しないことが多いことから、以下では、注文番号を変更せずに訂正を行う方法について解説します。

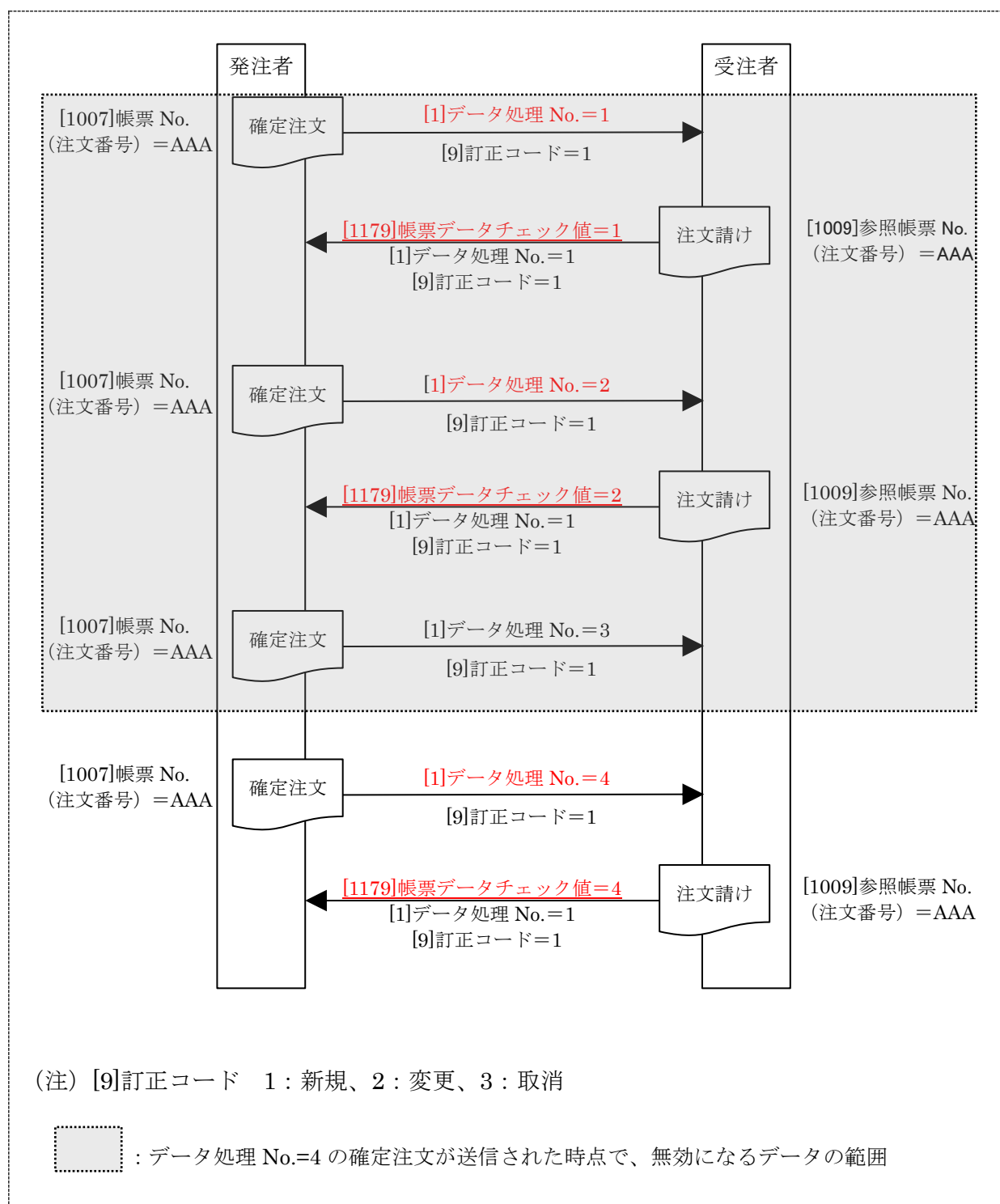
上記の前提の下で、確定注文の訂正を行う場合に推奨される送信手順を以下に示します。

【確定注文の訂正を行う手順】

[1]データ処理 No.は、送信の都度、インクリメントされ、N 回目に確定注文を送信する場合、[1]データ処理 No.=N となります。N 回の確定注文に対して、複数の注文請けを受信した場合、[1]データ処理 No.=N の確定注文および[1179]帳票データチェック値=N の注文請けについてののみ、契約が成立したものと見做されます。(注：[1]データ処理 No. =N の確定注文が送信された時点で、[1]データ処理 No.<N の確定注文は、契約が成立していないと見做されます。)

なお、[1]データ処理 No.<N の確定注文および[1179]帳票データチェック値<N の注文請けを取り消した履歴を残したい場合は、合意解除メッセージを取り交わします。

³ CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 p.260：注文請けメッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、対応する確定注文メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。



(h) 法定福利相当額明示における CI-NET 対応について【継続】

1) 背景

国土交通省および建設業界団体等では、社会保険未加入問題への対策を進めており、平成 24 年 3 月 26 日には、国土交通省土地・建設産業局長より「建設産業における社会保険加入の徹底について」が通知されたところである。これらの動向を受けて、CI-NET においても CI-NET を利用した元請～下請の間の取引（見積や契約）において、法定福

利費が明示されるよう、その対応方法を検討することとした。

2) 検討結果

CI-NET における、法定福利費の明示方法について、運用ルールの明示または規約の改訂の検討を行い、当面の対応方針を以下のとおりとした。

- 法定福利費の明示に係る CI-NET LiteS 実装規約の改訂は行わない。
- CI-NET LiteS 実装規約を変更せず、法定福利費の明示に係る対応例（「8. 資料編」に掲載）を取り纏めの上、周知した。

(i) 既存メッセージの見直しと整理【継続】

次期 CI-NET LiteS 実装規約の改訂に向けて、これまで、委員会等で検討され、将来的に追加を検討すべきとされたデータ項目を整理した。

なお、これらのデータ項目は、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 には登録済みの項目もあるが、CI-NET LiteS 実装規約のメッセージには適用されていない。

1) メッセージ共通

a) 担当者のメールアドレス

i) 背景

設備見積依頼メッセージにおいては、受注者担当者名を指定できる項目がなく、受信したメッセージの振り分け作業を行いにくいことが、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.1.0 から Ver.2.1 への移行を妨げる要因の 1 つとなっている。

ii) 現状

メールアドレスを連絡するためのデータ項目として、[1001]送信側電子メールアドレス、[1002] 受信側電子メールアドレス が検討された経緯があるが、現時点では、いずれのメッセージにも採用されていない。

iii) 検討対象

設備見積依頼／回答メッセージ

b) 受注者 JV 工事フラグ、受注者その他の JV 構成企業名

i) 背景

受信者名のデータ項目は[1013]受信者名の 1 項目のみであり、JV 工事の場合、JV 代表企業および JV 構成企業名を各々指定できる項目がない。

ii) 現状

JV 代表企業および JV 構成企業名を[1013]受信者名に入力している。

iii) 検討メッセージ

購買見積業務、注文業務、出来高・請求業務のメッセージ

2) 出来高・請求メッセージ

a) 複数消費税率への対応

i) 背景

CI-NET 実装規約 Ver.2.1 ad.7 で新規に追加された[1376] 明細別消費税率に使用することにより、明細毎に消費税率を設定でき、複数税率にも対応可能となる。

ii) 現状

現時点では、[1376] 明細別消費税率は、工事請負契約外請求／工事請負契約外請求確認の 2 メッセージのみの適用となっている。

iii) 検討メッセージ

[1004]消費税率を持つすべてのメッセージなお、明細別消費税率を導入した場合、階層構造の明細行における消費税の計算方法等も複雑になるため、この運用整理も含めた検討や規約の改訂が必要になると想定される。

3) 見積・注文メッセージ

a) 全体工期

i) 背景

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において、見積りを適正に行うという建設業法第 20 条第 3 項の趣旨に照らして、「工事内容」に関し、発注者が最低限明示すべき事項の 1 つに、「工事の全体工程」が挙げられており、発注者が、受注予定者に対して、契約までの間にこれを提示しない場合には、建設業法第 20 条第 3 項に違反することが明記されている。

ii) 現状

CI-NET 実装規約 Ver.2.1 ad.7 で新規メッセージとして策定された工事物件案内では、新たに[1379]全体工事開始日および[1380]全体工事終了日を設けている。

iii) 検討メッセージ

[1052]工事・納入開始日および[1053]工事・納入終了日・納入期限を持つすべてのメッセージ

b) 図面の URL

i) 背景

図面データは大容量となることが多く、データ通信負荷やデータ保管容量等の制約からメッセージへの添付が困難なケースが多い。このため、メッセージ上では、図面の URL のみを連絡し、別途 Web サイト等にアクセスして図面データを取得する方法が効率的である。

ii) 現状

URL を連絡するための EDI 項目として、[1391]技術データ用 URL の検討された経緯があるが、現時点では、いずれのメッセージでも利用されていない。

iii) 対象メッセージ

図面データの連絡が必要なメッセージ

(j) 基本契約書メッセージの策定検討【継続】

1) 背景

平成 19 年 6 月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ。以下「企業指針」という。）が取り纏められ、平成 22 年 12 月には、同指針を受ける形で「企業活動からの暴力団排除の取組について」が取り纏められた。

企業指針は、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本理念や具体の対応を取り纏めたものであり、その対応策の一つとして、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入が示された。これに対応して、大手ゼネコン各社では、取引先数千社と基本契約書を結び直したことから、膨大な人手を要する事態が生じた。

今後も、法制度等の改正により、契約書の再締結が必要となるケースがあると考えられることから、LiteS 規約 WG において、基本契約書の取り交わし業務における CI-NET の適用について検討することが提案された。

2) 検討結果

基本契約書の取り交わし業務における CI-NET の適用について検討する提案に対して、政策委員会の承認を得られたことから、平成 27 年度以降に実用化推進委員会において、ニーズ調査等により必要性を把握した上で、CI-NET での適用可否を検討することとなった。

(2) 消費税率変更への対応方法検討

(a) 消費税率変更時の CI-NET 対応方法検討 【完了】

1) 背景

消費税率が段階的に引き上げられることを受けて、これに伴う経過措置対応に関して、CI-NET における対応方法を取り決める必要が生じた。

消費税率変更に伴う経過措置の対象となる場合は、その旨を取引先へ通知する必要があるが、その手段の 1 つとして、CI-NET LiteS 実装規約では、[59]課税分類コードの「4」を使用することができる。しかし、平成 26 年 4 月時点では、これを使用できない ASP サービスまたはパッケージ製品があることが判明した。

2) 検討結果

消費税率変更に伴う経過措置の対象となる場合に、CI-NET LiteS 実装規約では、[59] 課税分類コードの「4」を使用することができることを明記するため、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 を以下の通り改訂することとした。

また、次期の消費税率引き上げ時まで、[59]課税分類コードの「4」を使用可能とするよう ASP サービスの改修を行うことが望ましいとされた。

本件は、標準委員会にチェンジリクエストを提案し、承認された。

<CI-NET LiteS 実装規約の改訂案>

(CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7、p.124 他より抜粋。)

[59]課税分類コード

課税、非課税取引を示すコード。

- ・ CI-NET 標準ビジネスプロトコル「3.2.3.11 課税分類コード」(下表)に準拠する。
- ・ メッセージの明細に課税分類の異なる明細行が混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.Ⅲ.2-1 課税分類コード

分類	[59] 課税分類コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

【注意事項】

- ・ [59]課税分類コードが”1”または”4”の場合は、[1096]消費税額 の計算を行う。
- ・ [59]課税分類コードが”2”、”3”、”9”のいずれかの場合は、[1096]消費税額 の計算を行わない。

(b) 消費税の複数税率導入時の CI-NET 対応方法検討 【延期】

1) 背景

平成 26 年 10 月の消費税率引き上げ (8%→10%) は見送られたが、今後消費税率が 10%に引き上げられる予定であることから、CI-NET における対応方法を取り決める必要がある。また、今後複数税率が導入される可能性もあり、これに対する CI-NET に

における対応方法も検討しておく必要がある。

これについて、調査技術委員会にて検討される対応方針に従い、規約改訂を行うか、あるいは、規約改訂を行わずに運用で対応するかの検討も含め、具体的な対応方法について検討が求められることとなった。

2) 検討結果

調査技術委員会より具体的な対応方法の検討を求められる事項は発生しなかった。

今後、調査技術委員会より具体的な対応方法の検討を求められた場合は、以下の検討を行う。

- 対応方針に基づく具体的な対応マニュアルの作成
- CI-NET LiteS 実装規約における消費税率変更対応に係る仕様案および規約改訂のタイミング等の検討

(3) 建築見積業務分野における EDI 化の検討

(a) 背景

主にゼネコンと積算事務所における建築積算数量データの電子データによるやり取りを進める取組であり、平成 19 年度から「集計表（仕上・躯体集計表）」の電子データ化の検討を行い、平成 21 年度には「建築積算業務メッセージ（案）」を策定し、平成 23 年度は、電子データ化のより良い運用を引き続き検討し、EDI 化による生産性の向上の検証を行うためのツール「建築積算データチェックツール」を開発している。平成 24 年度は、（公社）日本建築積算協会の協力も得ながら、建築積算データチェックツールを用いて建築積算データの有効性についての評価を行うとともに、建築積算業務のメッセージの取り扱いを取り決めた。

(b) 検討結果

建築積算業務メッセージの普及を目指し、建築積算数量データ（平成 24 年度までにフォーマット作成済み、平成 25 年度にデータ項目へのタグ番号付番済み）を CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 指針・参考資料

（<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/members/seika/lites.html>）に反映した。また、集計表に展開するためのコード精査を行った。

6.3.4.3. 技術検討 WG

(1) CI-NET 準拠基準（案）の策定 【継続検討】

(a) 背景

従来、CI-NET を利用した電子商取引における ASP サービス、パッケージ製品およびその他の EDI サービス（以下、「CI-NET サービス」という。）の開発は、CI-NET LiteS 実装

規約を策定しながら、その都度 CI-NET サービス相互のデータ交換授受の検証を行ってきた経緯から、CI-NET 準拠基準については明示されていなかった。

平成 24 年度に、新規事業者が ASP による CI-NET サービスへの参入を希望されたことから、改めて、CI-NET 準拠基準に係る要件を明らかにする必要性が生じた。また、今後の CI-NET 普及活動を推進する上でも、CI-NET サービスへの新規参入に備え、CI-NET LiteS 実装規約への準拠基準が必要となる。

これを受けて、平成 25 年度に「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準（案）」を検討した。その中で、基準準拠の評価を行うために、適合性試験および相互運用性試験の実施項目を各々定めることとし、相互運用性試験のための CI-NET 相互運用性試験手順書（案）を検討したが、個別の CI-NET サービスにおける適合性試験のための CI-NET LiteS 実装規約基準確認手順についても、明示が必要であるとの指摘を受けている。

(b) 検討結果

「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準（案）」の方針に基づき、平成 27 年度も継続して、「CI-NET LiteS 実装規約準拠確認手順書（案）」を検討する。

(2) 強い暗号化への移行に向けた対応検討

(a) 背景

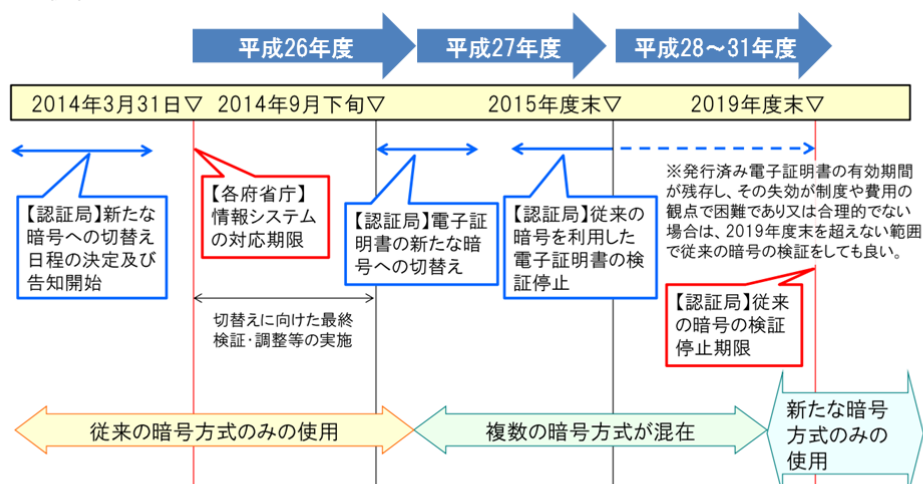
暗号化や署名に利用されているハッシュ関数 SHA-1 および公開鍵暗号方式 RSA1024 について、暗号技術検討会（事務局：総務省・経済産業省）等において安全性の低下により将来問題が生じる可能性が指摘されていることを受けて、総務省より、国民等と行政機関との間での手続きに利用される暗号アルゴリズムの移行に関して、以下の方針が示されている。

＜行政機関の暗号アルゴリズム(SHA-1 および RSA1024)に係る移行指針＞

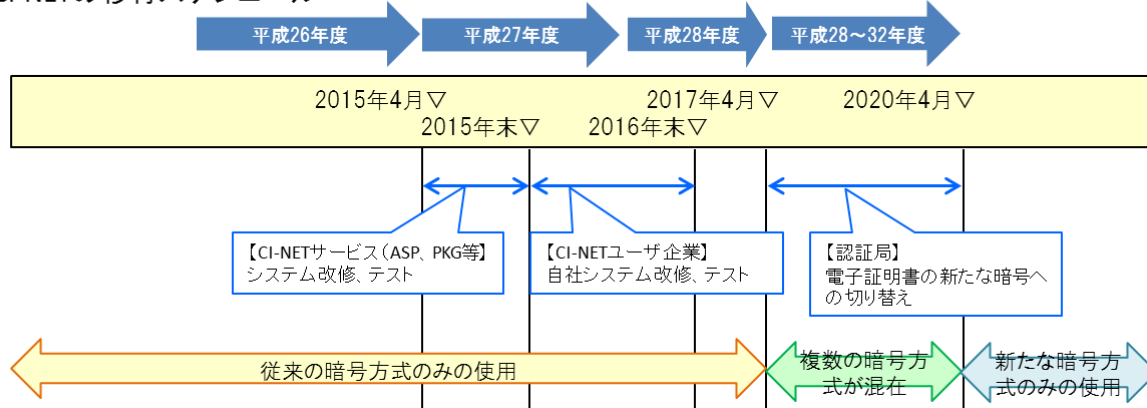
- SHA-1 および RSA1024 に代わる暗号アルゴリズムとして SHA-2 および RSA2048 を利用することが適当である。
- 現段階では以下のスケジュールを基本として暗号アルゴリズムの移行を進めていくことが適当である。ただし、このスケジュールについては SHA-1 および RSA1024 の急速な安全性低下を前提としていないため、今後、コンティンジェンシープランを検討する必要がある。
- 暗号アルゴリズムの移行案については、暗号アルゴリズムの監視状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある。

また、この移行スケジュールに関しては、以下が示されている。

■行政機関の移行スケジュール



■CI-NETの移行スケジュール



出所：内閣官房情報セキュリティセンター（NISC），報道資料「情報セキュリティ対策推進会議第8回会合の開催について」（平成24年10月26日）に加筆

図 6.3-1 行政機関における暗号移行スケジュール

これらの行政機関における動向に合わせて、CI-NET においても、暗号アルゴリズムの移行を進める必要が生じている。

また、CI-NET 電子証明書の発行認証局(認証サービス)である日本認証サービス株式会社の解散に伴い、認証サービスについても、平成 26 年度より変更する必要が生じた。

移行に伴うシステム改変については、障害対応の原因切り分けを行い易くするため、認証サービスと暗号アルゴリズムの変更のタイミングは同時としない方針を決定している。

なお、認証サービスと暗号アルゴリズムの変更に伴い、将来的な利用拡張も考慮した「電子署名のセキュリティ高度化」についても、その必要性および変更案を検討した。

(b) 検討結果

認証サービスの変更および暗号アルゴリズムの移行に伴う以下の検討を行った。

1) 認証サービスの移行

先行する認証サービスの移行は、平成 26 年 4 月より開始している。認証サービスの変更に伴うユーザ側の電子証明書の切り替え時期については、ユーザ側のコスト負担に配慮し、一斉更新は行わず、各ユーザの電子証明書更新時に順次切り替える方法で進めている。

2) 暗号アルゴリズムの移行

暗号アルゴリズムの移行については、CI-NET 対応ベンダをはじめとするシステム改修が必要となる関係各社と協議の上、スケジュールの検討（「8. 資料編」に掲載）、および、各社内でのシステム更新に係る予算措置に配慮して、早期の周知（「8. 資料編」に掲載）を進めている。

本件については、平成 27 年度も引き続き、関係者との調整を行い、移行方針およびスケジュールを確定の上、移行準備を進める計画である。

(3) 新通信方式の追加に伴う情報伝達規約等の改訂

(a) 背景

現在の CI-NET LiteS 実装規約における情報伝達規約では電子メール方式を採用しているが、対象業務の普及拡大に伴い、出来高・請求のように業務上締切りのある大量の業務データに対する処理の効率化や、高度なセキュリティへの要求もあり、従来の電子メールベースの情報伝達規約に加え、新たな方法について平成 18 年度より検討を行っている。平成 21 年度第一次実証実験、平成 22 年度第二次実証実験において、ebMS を利用した新しい通信方法が実用に資することが実証され、平成 23 年度には、平成 20 年度作成の「CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドライン」に導入・運用に係る具体的な進め方等を盛り込むことで実用に向けて具体的な対応を追記し、「CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドライン改訂版」を作成している。

(b) 検討結果

平成 25～26 年度にかけて、平成 23 年度に取りまとめた「CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドライン改訂版」について、当面のユーザと想定されるゼネコンや CI-NET 対応ベンダ等から新たな追加意見、要望を収集するとともに、内容について確認を行い、「CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドライン改訂版」を CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料 Ver.2.1 ad.7 に反映した。

(4) 企業識別方法および認証方法のあり方の検討【新規】

(a) 背景

暗号アルゴリズムの移行に伴い、電子証明書の発行費用の増加が見込まれることや、今後に更なるセキュリティの強化が求められる可能性が想定される。一方で、CI-NET の導

入に際して、企業識別コードおよび電子証明書の取得に係るコスト負担が課題となるケースが多いことを踏まえ、以下の 2 点に関して対策を行うことで、CI-NET の普及推進に繋がることが期待されている。

1) 企業識別方法（企業識別コード）

CI-NET 標準ビジネスプロトコルでは、企業の識別に企業識別コード(6 桁)を使用することを定めているが、中小規模の企業への普及展開に際して、企業識別コードの取得に係る登録料の負担が阻害要因の 1 つとなっていると考えられる。一方で、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年 5 月 24 日成立）に基づく「法人番号」の導入等、今後企業識別方法が多様化することが想定される。

2) 認証方法（電子証明書）

今般の暗号アルゴリズムの移行は、セキュリティ強化策の一つとして実施されるものであり、今後さらなるセキュリティ対策強化が求められる可能性がある。また、今後の CI-NET の利用業務拡大等においても、高度なセキュリティ機能が求められる可能性が想定される。

(b) 検討結果

今後のセキュリティ強化や CI-NET の利用業務拡大等に鑑み、認証方法の高度化に配慮した電子証明書プロファイルの見直しについて検討した。一方で、今般の暗号アルゴリズムの移行を含め、セキュリティ強化策に起因する電子証明書の発行費用増大への対応策として、企業識別方法についても見直しを検討した。

1) 企業識別方法（企業識別コード）

現行の「標準企業コード」（企業識別コード 6 桁+枝番 6 桁、JIPDEC 発行）に加え、国における「社会保障・税番号制度に基づく法人番号」の導入に鑑み、CI-NET においても法人番号の導入を検討することとした。法人番号の利用により、企業識別番号の登録料を削減でき、暗号アルゴリズムの移行による電子証明書のコストアップをある程度相殺可能と考えられる。

2) 認証方法（電子証明書）

認証方法に関しては、今般の暗号アルゴリズムの移行に見られるセキュリティ強化や、今後の CI-NET の利用業務拡大に鑑み、認証方法の高度化に配慮した電子証明書プロファイルの見直しを検討し、以下の案を作成した。本案の適用時期については、暗号方式の変更に伴う、電子証明書の入れ替えと併せて実施することが望ましいとされた。

i) 有効期間設定

有効期間の候補としては、現在 3 年+30 日であるが、複数の有効期間も挙げられている。有効期間の設定は、価格とも連動するため、登録作業負荷や利用普及への影響も考慮しつつ、継続して今後に検討する。

ii) KeyUsage

電子証明書の使用用途を指定するものであり、以下の項目の指定を検討した。

- nonRepudiation(否認防止フラグ)

iii) プロファイル

パラメータ (新)	属性	必須／オプション	値 注：OU の”-“の前は予約語 (CPN、CMN、CompanyCode、TID。 標記例：OU=CompanyCode-212980000000)	記載する目的	パラメータ (現行)
C=	国名	必須	JP	—	C=
O=	組織名	必須	CI-NET	CI-NET による電子商取引を表す。	O=
OU=	企業名 (ヘボン式)	必須	CPN-ヘボン式ローマ字	存在確認対象の 1 要素。	CN=
OU=	法人番号 ⁴	オプション	CMN-13 桁の数字	証明書価格の低減、行政機関との統一化を想定。	(なし)
OU=	標準企業コード	必須	CompanyCode-12 桁の数字および英大文字	他業界との EDI を可能とする企業識別子+部署・部門コード。	OU=
OU=	端末 ID	オプション	TID-MAX64 桁の英数字	該当企業の端末から送信された電文であることを担保する。 TID=MAC、IMEI、UDID 等	(なし)
OU=	(予備)	(予備)	(予備)	(予備)	(なし)

⁴ 法人番号：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に基づき、国税庁が法人番号の指定、通知、公表を行うもの。平成 27 年 10 月からの番号の指定、通知、公表業務が行われる計画とされている。1 法人に対して 1 つの法人番号(13 桁)が指定され、法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されない。マイナンバー（個人番号）とは異なり利用範囲の制約がなく、自由に利用することができる。

パラメータ（新）	属性	必須／オプション	値 注：OU の”-“の前は予約語（CPN、CMN、CompanyCode、TID。 標記例：OU=CompanyCode-212980000000）	記載する目的	パラメータ（現行）
CN=	利用者名、 又は部門長・課所長役職名	必須	ヘボン式ローマ字	- 役職名をデフォルトとする（特定認証は NG）。 - 利用者名を指定した場合は、電子署名法の要件を満たし、特定認証業務での利用が可能になる。	（なし）
E=	メールアドレス	必須	MAX80 桁の英数字		E=

本件については、平成 27 年度も引き続き、関係者との調整を行い、移行方針およびスケジュールを確定の上、移行を進める計画である。

(5) CI-NET における添付ファイルの圧縮・解凍方式の見直し【新規】

(a) 背景

CI-NET のメッセージに技術データを添付して送信する場合、自己解凍形式での圧縮方式が採用されていることから、ファイル容量が増大し、ASP サービス利用者のコスト負担増に繋がる場合がある。これを改善する、圧縮・解凍方式の見直し、ならびに、これに伴う情報伝達規約の改定を行うことが、CI-NET 対応ベンダより要望された。

(b) 検討結果

CI-NET 対応ベンダ間で協議の上、添付ファイルの圧縮・解凍方法案を作成し、平成 27 年度の技術検討 WG で協議することとした。

6. 4. 調査技術委員会

6. 4. 1. 活動テーマ

平成 26 年度の調査技術委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

<主な活動テーマ>

① CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究の実施

6.4.2. 活動体制

平成 26 年度の調査技術委員会では、WG 等を設置せずに活動した。

調査技術委員会

- ① CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究の実施

6.4.3. 活動経過

以下の日程で調査技術委員会を開催し、CI-NET の消費税率の変更に係る対応策について、検討を行った。

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回調査技術委員会	平成 27 年 3 月 17 日(火) 15 : 00～17 : 00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 平成 26 年度調査技術委員会活動報告(案)について (2) 平成 27 年度調査技術委員会活動計画(案)について

6.4.4. 活動結果

(1) 複数消費税率混在への対応

(a) 背景

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法および地方交付税法の一部を改正する法律」（平成 24 年 8 月 22 日公布）により、消費税率が段階的に引き上げられることを受けて、平成 25 年度には平成 26 年 4 月の消費税率変更に伴う対応策について、CI-NET LiteS 実装規約の変更は行わず、運用で対応することを方針として取り決めた。

引き続き、次期の消費税率変更における経過措置期間において、複数の消費税率を取り扱う状況が生じることに加えて、今後に軽減税率の導入可能性もあることから、これらへの対応策を取り決める必要がある。

(b) 検討結果

平成 26 年度は、引き続き、次期の消費税率変更における経過措置期間における複数の消費税率の取り扱いや、軽減税率の導入可能性もあること等を踏まえ、これらへの対応策に

ついて、調査、研究を行うこととしていたが、平成 27 年 10 月の消費税率変更予定が、平成 29 年 4 月予定に先送られることから、引き続きの検討課題とした。

(2) 法定福利費の明示への対応

(a) 背景

国土交通省では、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を進める上で、雇用、健康、厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の未加入対策を総合的に進めることが特に重要であるとして、「建設産業における社会保険加入の徹底について」（平成 24 年 3 月 26 日国土建第 342 号・国土建整第 183 号国土交通省土地・建設産業局長通知）によりその旨が通知されている。さらに、本取組を進めるに当たっては、社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要であるとして、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（平成 24 年 9 月 13 日国土建整 115 号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）において、適正な法定福利費の確保、適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施、法定福利費が内訳明示された見積書の尊重、下請企業への社会保険加入の指導の徹底など、法定福利費の適切な支払と社会保険等の加入の徹底が求められている。

これを受けて、第 2 回社会保険未加入対策推進協議会（平成 24 年 10 月 31 日）において専門工事業団体が作成した標準見積書案が登録されており、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成 25 年 5 月 10 日、国土建労第 7 号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）により、これらの標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示、および専門工事業団体における取組（団体における標準見積書等の位置付けの明確化、標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ、標準見積書等による内訳明示の推進）、総合工事業団体における取組（発注者への対応、見積書を提出する環境づくり）、各建設業者団体における関係者への周知啓発、等が促された。

(b) 検討結果

これらの動向に対応して、CI-NET の活用による法定福利費の内訳明示に関する当面の対応として、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 に基づき対応可能な方法を取り纏めの上、対応例をホームページ（<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/images/taiourei.pdf>）に掲載した。

なお、対応例の取り纏めに際して、調査技術委員会にて、ゼネコンを対象とするアンケート調査を実施した。

また、当該アンケート調査では、CI-NET を活用した見積業務においても、法定福利費を取り扱えるようにすることについて、その必要性や実現可能性を把握した。

1) アンケート調査の仕様

a) 調査目的

- CI-NET を導入されている各社の「法定福利費明示」に対する現状および今後の対応に係る実態把握
- CI-NET において法定福利費を明示する方法の例示案に対する各社意見の把握

b) 調査対象

CI-NET 導入済みのゼネコン 23 社。

c) 調査時期

平成 27 年 2 月 10 日～平成 27 年 2 月 27 日

d) 回収状況

16 社より回答

2) アンケート調査の結果

a) 集計結果

【設問 1】

見積依頼において、貴社は取引先に対し、法定福利費を明示するよう工事見積条件書等に明記されていますか。

設問	回答数
①明記している（公共工事のみ）	0
②明記している（公共工事、民間工事とも）	4
③明記していないが、今後検討する又は口頭で指導している	7
④明記しておらず、今後検討する予定はない	1
⑤その他	4

<その他>

- 現状、法定福利費を含む、または明示した見積書を提出するよう記載している。
- 土木工事は発注条件書に明記している。建築部門は公共工事については個別に発注条件書に明記しており、公共工事以外は今後発注書に明記する予定。
- 送付する内訳書に「法定福利費」の項目を設けている
- 法定福利費相当分内訳書を添付し、明記を指導している。見積条件書にも近々に明記予定。

【設問 2】

見積回答について、取引先から工事費のうち法定福利費は明示されていますか。

設問	回答数
① 明示されている 契約全体の（ ）割程度	12
1 割未満	3
1 割程度	4
2 割程度	2
3 割程度	1
4 割程度	0
5 割程度	1
6 割程度	0
7 割程度	0
8 割程度	0
9 割程度	0
10 割程度	1
② 明示されていない	2
③ その他	1

<その他>

- 正確な数字は集計していないが、上記 1 に未記入の場合は必ず明記する様指導している。

【設問 3】

事務局において、CI-NET 見積回答書で法定福利費を明示する場合の対応例を 3 つ考えました。貴社で対応しているものまたは対応しようとしているものについて、3 案からお選びください（複数回答可）。

設問	回答数
① 見積回答書の鑑の特記事項欄等に法定福利費を明示させる（別添資料「例 A」参照）	6
② 内訳明細書の最下段等にコメントとして法定福利費を内数で明示させる（別添資料「例 B」参照）	11
③ 内訳明細書の明細として法定福利費を外数で明示させる。（別添資料「例 C」参照）	5

【設問 4】

事務局の 3 案以外に CI-NET で法定福利費を明示する方法が考えられる場合や、これらを明示することにより懸念される問題点等、法定福利費に関するご意見を以下に

お書きください。

＜懸念される問題点等＞

- 社会保険料の算定基礎となる労務費の算出が難しい実情となっているため（特に材工一式会社の場合、材工分離が難しく、開示したくない事情もある等）請負金額に対する職種別の労務费率等を設定してもらいたい。
- 作業員の加入を担保できる法的措置がなければ、加入徹底は難しく、加入、非加入による競争上の不公平が残るため厚労省と法的措置の検討をお願いしたい。
- 見積書（鑑）に別途項目として新設することが望ましい（将来的には）
- 現在、明示方法を検討中である。うち相当額〇〇〇円と内数で明示させるか、各単価に含むかの方向で検討している。外数で明示することは、支払時、増額発生時に非常に煩雑さが予想される。
- 法定福利費の表示方法だけでなく、算出方法、査定方法の社内コンセンサスが取れておらず、現状においては表示方法を限定できない。
- 法定福利費相当分内訳書を添付し、明記する様指導している。業界全体の流れや国交省等のガイドライン等がより具体的になればそれに沿って改善する必要があると認識している。
- 工種によって見積金額にかかる人件費の割合が異なるので算定が難しい。
- 明示された金額の妥当性を確認しにくい。
- 法定福利費の算出方法は取引先に任せている。
- 各業種の法定福利費の内訳が不明。（人数、金額などの明細がなければ確認できない。）
- 何も無理に様式で定めなくてもいいのではないかと思う。各団体や会社に任せておけばいい。全員加入者現場に来ていないのに、満額の法定福利費を見積であげたから全額欲しいという業者が多い。元請として、未加入者が来た際は減額処理しているが、元請側を擁護する文面なし。手間ばかりかかって何をしたいのだから。

【設問 5】

設問 2 で取引先からの見積回答に法定福利費が「①明示されている」と回答された方へお聞きします。明示方法について、その考え方で上記事務局の 3 案いずれかに該当するものはありますか。該当がなければどのように明示されているか具体的にご記入ください。

設問	回答数
① 事務局 3 案の中にあり	
例 A：見積回答書の鑑の特記事項欄等に法定福利費を明示させる	5

設問	回答数
例 B：内訳明細書の最下段等にコメントとして法定福利費を内数で明示させる	6
例 C：内訳明細書の明細として法定福利費を外数で明示させる。	9
② 事務局 3 案の中にはない	
所属する団体が定めた法定福利費率や様式が定まっている団体	1

【設問 6】

明示方法を今後さらに検討するにあたり参考とすべく、法定福利費が明示されている見積回答書あるいは添付書類または根拠となる書面等がございましたら、事務局までご提示いただきたく存じます。

設問	回答数
① 提示可能である	5
② 提示不可能である	10

b) アンケート結果のまとめ

回答企業 16 社のうち、「法定福利費を明示するよう工事見積条件書等に明記している」企業は 4 社のみであったが、その他の方法で明記している企業も 3 社あり、何からの方法で明記している企業は計 7 社であった。また、「法定福利費を明示するよう工事見積条件書等に明記はしていないが、今後検討する又は口頭で指導している」企業は 8 社であり、今後の対応も含めると計 15 社が対応する意志があると回答している。

見積回答において取引先から法定福利費を明示されている企業は 12 社あったが、このうち、10 社は契約全体の 3 割程度以下の実施状況であった。

CI-NET 見積回答書で法定福利費を明示する場合の対応例については、例示した 3 案に回答が分散していた。

懸念される問題点等については、明記する方法に関する懸念よりも、算出方法や査定方法等に関する懸念が多く挙げられた。なお、将来的には、見積書（鑑）に別途、法定福利費の項目を新設することが望ましいとの意見もあった。

6.5. 広報委員会

6.5.1. 活動テーマ

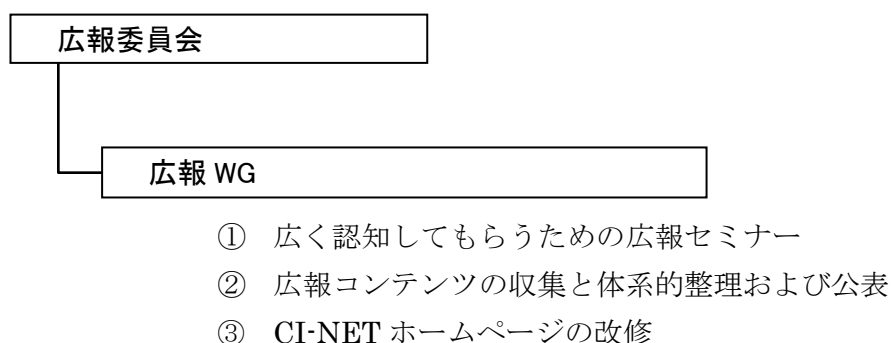
平成 26 年度の広報委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

＜主な活動テーマ＞

- | |
|---|
| ① 広く認知してもらうための広報セミナー
② 広報コンテンツの収集と体系的整理および公表
③ CI-NET ホームページの改修 |
|---|

6.5.2. 活動体制

平成 26 年度の広報委員会では、広報ワーキンググループを設置して、実用化推進委員会とも連携を取りながら、活動を行った。



6.5.3. 活動経過

以下の日程で広報委員会および広報ワーキンググループを開催し、CI-NET の広報に係わる検討を行った。

6.5.3.1. 広報委員会

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回広報委員会	平成 26 年 6 月 13 日(金) 15 : 00～17 : 00 建設業振興基金 3 階 301	(1) 平成 26 年度広報委員会活動計画について(報告) (2) 今後の広報セミナーの開催方法について

会議名	開催日時、場所	主な議題
	会議室	て（審議） (3) その他
第 2 回広報委員 会	平成 27 年 3 月 6 日（金） 15:00～17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 平成 26 年度広報委員会活動報告(案) について(報告) (2) 平成 27 年度広報委員会活動計画(案) について(審議)

6.5.3.2. 広報 WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回広報 WG	平成 26 年 7 月 15 日(火) 15:30～17:30 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 広報セミナーについて（審議） (2) 資料検索システムアクセスカウントに ついて(審議) (3) Q&A のホームページ掲載方法につい て(報告) (4) その他
第 2 回広報 WG	平成 26 年 10 月 10 日 (金)13:00～15:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 電子商取引説明会（8/27、9/5）につい て（報告） (2) 電子商取引説明会（11/14、11/21）に ついて（審議） (3) 資料検索システムアクセスカウントに ついて(報告) (4) Q&A のホームページ掲載方法につい て(報告) (5) その他

6.5.4. 活動結果

6.5.4.1. 広報 WG

(1) 広く認知してもらうための広報セミナー

- 1) CI-NET を活用した電子商取引説明会（専門工事業者より「CI-NET を導入して欲しい企業」として社名の挙げられたゼネコン向け広報セミナー）

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第 1 回	平成 26 年 8 月 27 日(水) 14:00～16:30 建設業振興基金 3 階 301	国土交通省土地・建設産業局建設 市場整備課 株式会社鴻池組	8 社 16 名

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
	会議室	株式会社小俣組 株式会社近藤組 情報化評議会 事務局	
第 2 回	平成 26 年 9 月 5 日(金) 14:00～16 : 30 建設業振興基金 3 階 301 会議室	国土交通省土地・建設産業局建設 市場整備課 株式会社鴻池組 株式会社小俣組 株式会社近藤組 情報化評議会 事務局	9 社 14 名

2) CI-NET の導入検討可能性のある完工高 50 億円以上の建設企業向け電子商取引説明会

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第 1 回	平成 26 年 11 月 14 日(金) 14:00～16 : 30 建設業振興基金 3 階 301 会議室	国土交通省土地・建設産業局建設 市場整備課 株式会社安藤・間 株式会社小俣組 情報化評議会 事務局	15 社 20 名
第 2 回	平成 26 年 11 月 21 日(金) 14:00～16 : 30 建設業振興基金 3 階 301 会議室	国土交通省土地・建設産業局建設 市場整備課 株式会社安藤・間 フジタビルメンテナンス株式会社 情報化評議会 事務局	17 社 25 名

3) 地域別の広報セミナー

開催県	開催日時、場所	主催	参加社
熊本県	平成 26 年 12 月 8 日(月) 15 : 00～ 熊本県建設会館会議室	(一社)熊本県建築協会 経営雇用 委員会勉強会	熊本県建築協会 経営雇用委員 14 社 15 名
島根県	平成 27 年 1 月 28 日(水) 10 : 00～ ホテル宍道湖会議室	島根県建築技術協会	島根県建築技術 協会会員(松江地 区) 33 社 34 社
	平成 27 年 1 月 29 日(木) 10 : 00～ 島根県浜田地区建設業協 会会議室		島根県建築技術 協会会員(浜田地 区) 20 社 20 名

(a) 背景、目的

CI-NET への関心を地域単位あるいは業界単位で高め、導入検討に進む企業の裾野を広げることを目的として、都道府県建設業協会や業界団体等と連携して広報セミナーを開催する（平成 25 年度より継続）。

(b) 実施内容

電子商取引の普及および CI-NET の普及拡大に向けた「3 ヶ年活動計画（平成 26～28 年度）」の活動方針(1)において、「CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大」を挙げている。

本活動方針を受けて、平成 26 年度は、以下の 3 通りの広報セミナー（「CI-NET を活用した電子商取引説明会」と呼称）を開催した。

1) CI-NET を活用した電子商取引説明会（専門工事業者より「CI-NET を導入して欲しい企業」として社名の挙げられたゼネコン向け広報セミナー）

実用化推進委員会と連携して、「CI-NET 利用状況調査」（平成 26 年 5 月実施）において、「CI-NET を導入して欲しい」と社名が挙げられたゼネコンを対象に広報セミナーを開催した。平成 26 年度は、本広報セミナーを計 2 回開催し、合計で 17 社 30 名が参加した。

2) CI-NET の導入検討可能性のある完工高 50 億円以上の建設企業向け電子商取引説明会

平成 26～28 年度 3 ヶ年普及活動計画において「首都圏のゼネコンにアプローチするための戦略（業種や団体等の分野別対応等）の立案と実施」を掲げていることを受けて、完工高 50 億円以上の企業（ゼネコン）を対象として平成 24 年度に実施した「発注業務における電子商取引に関する調査アンケート」において、検討可能性のある首都圏所在の建設企業を対象に、広報セミナーを開催した。平成 26 年度は、本広報セミナーを計 2 回開催し、32 社 45 名が参加した。

3) 地域別の広報セミナー（平成 25 年度より継続）

地域別の広報セミナーについて、2 県で 3 回の説明会を開催し、合計で 67 社 69 名が参加した。

(c) 実施結果および課題

1) 開催内容について

CI-NET を活用した電子商取引説明会（専門工事業者より「CI-NET を導入して欲しい企業」として社名の挙げられた総合工事業者向け広報セミナー）、および、CI-NET の導入検討可能性のある完工高 50 億円以上の建設企業向け広報セミナーについては、会場

アンケート結果（「8.3.1(1)2)c)」および「8.3.1(2)2)b)」を参照。）において、開催内容に関して「ちょうどよい」との回答が 8 割を超えていることから、平成 27 年度以降も継続して開催することが適当と考えられる。

具体的には、同アンケート結果の自由回答において、「導入事例が参考になった」との意見が多かったことを踏まえ、平成 27 年度以降も、導入事例を中心とした構成とする。一方で、一部の参加企業より、「導入のメリットの明確化」や「ベンダーによるデモンストラレーションの閲覧」等も要望されたことから、これらを講演内容や配付資料あるいはベンダへの要望に反映することも検討する。

さらに、コンプライアンスの観点から、国土交通省の「建設産業活性化会議」において CI-NET の導入推進を支持していることについても、アピールしていくことが効果的と考えられる。

2) 開催対象（開催地）について

「表 8.3-1 CI-NET 受注者へのアンケートで導入を希望された総合工事業者における都道府県別の分布状況」に記載のとおり、専門工事業者より「CI-NET を導入して欲しい企業」として社名の挙げられた総合工事業者の所在地は、その 4 割以上を東京都が占め、次いで、大阪と名古屋が合計で全体の 1/4 を占めている。一方、その他の道県はいずれも 5 社以下であり、該当する 22 都道府県のうち 14 道県が 1 社のみであった。これを踏まえ、「CI-NET を活用した電子商取引説明会（専門工事業者より「CI-NET を導入して欲しい企業」として社名の挙げられた総合工事業者向け広報セミナー）」の開催地について、平成 26 年度は東京のみとしたが、平成 27 年度は、東京に加え、大阪、名古屋でも開催することも検討することとする。一方で、地方での開催は、講師の派遣等において困難性が生じることから、当該地域における CI-NET 導入実績のある企業に講師を依頼する等の対応策を講じる必要がある。

3) 開催対象（事業者特性）について

「CI-NET を活用した電子商取引説明会（専門工事業者より「CI-NET を導入して欲しい企業」として社名の挙げられたゼネコン向け広報セミナー）」では、該当する 97 社に開催案内を送付し、2 回の開催で 17 社が出席しており、出席率が 17.5%と高かった。また、「CI-NET の導入検討可能性のある完工高 50 億円以上の建設企業向け広報セミナー」についても、該当する 327 社に開催案内を送付し、同じく 2 回の開催で 32 社が出席しており、出席率は 9.8%と比較的高かった。

上記の広報セミナー会場での質問内容においても、「紙と電子の併用への対応方法」、「導入にあたっての社内調整（ヘルプデスク等の人員確保等）の方法」等といった、個別具体的な内容が多く、積極的な導入検討の姿勢が見られた。

以上の結果を踏まえ、「CI-NET を活用した電子商取引説明会（専門工事業者より「CI-NET を導入して欲しい企業」として社名の挙げられたゼネコン向け広報セミナー）」および「CI-NET の導入検討可能性のある完工高 50 億円以上の建設企業向け広報セミナ

一」については、ともに、平成 27 年度も継続して、当該企業を対象として開催することが適当と評価された。なお、平成 27 年度は、平成 26 年度に広報セミナーに参加した企業を対象としたフォローアップと、平成 27 年度に新たに広報セミナーに参加する企業を対象としたアプローチの 2 通りの取り組みを進めることが効果的と考えられる。

(2) 広報コンテンツの収集と体系的整理および公表

(a) 背景、目的

導入を検討する企業における関係者への説明資料等作成に資することを主な目的として、平成 24 年度に実施した、利用者が参照しやすい、広報コンテンツの体系的整理（アーカイブ）に基づき、普及推進活動を通じて作成した資料について、平成 25 年度に引き続き、属性項目の整理を行い、追加して公表する（平成 26 年度継続）。

また、これらの収集、作成した広報コンテンツを、提供先の目的に応じた確かつ効率的に提供するための検索システム（平成 25 年度に構築）について、必要に応じ利便性等を高めるための機能改修等を行う。

(b) 検討結果

1) 広報コンテンツの収集、整理、公表

平成 26 年度は、新規コンテンツ 1 件を追加するとともに、既存コンテンツ 1 件の改訂を行い、資料検索システムに登録した。

表 6.5-1 資料検索システムに登録した広報コンテンツ（平成 26 年度）

区分	コンテンツ名
新規コンテンツの追加	「CI-NET における法定福利費の明示方法について」（リーフレット）
既存コンテンツの改訂	「受注者メリット」（リーフレット）

2) 利便性等を高めるための機能改修等

資料検索システムの利便性等を高めるための機能改修等の検討に資することを目的として、資料検索システムの利用状況を把握するためのアクセス履歴取得機能を実装した。

これにより、以下の 4 項目について、実績数の把握が可能となった。

- ・ 資料検索システムトップページへのアクセス件数
- ・ カテゴリキーワードによる検索件数（カテゴリキーワード別）
- ・ フリーワードによる検索件数（フリーワード別）
- ・ コンテンツファイルのダウンロード回数（コンテンツファイル別）

本機能により取得した実績データを「8.3.2 資料検索システム」に掲載している。

(3) CI-NET ホームページの改修

(a) 背景、目的

現在の CI-NET ホームページについて、CI-NET 会員および CI-NET に関心のある利用者のためにより参照しやすい情報提供を実現するための改修方法等の検討を行う（平成 26 年度継続）。

(b) 実施内容

1) CI-NET ホームページの再構成案の検討

a) 基本の考え

- i) CI-NET の導入・拡大を検討する方への情報提供
- ii) CI-NET 活動(情報化評議会)の周知

b) 再構成の要領

従来の CI-NET ホームページは「ii) CI-NET 活動(情報化評議会)の周知」を中心に構成されていた。これに加えて、「i) CI-NET の導入・拡大を検討する方への情報提供」の視点を重視し、CI-NET はどのようなものか知りたい、検討するための関連情報を取得したいなどの要求に対応するために、「導入の参考資料」のメニューを独立させるなど、①CI-NET の概要説明、②導入の参考資料、③導入・手続き、に力点を置いた構成とした。

c) 追加登録したコンテンツ

平成 26 年度は、「よくあるご質問」を「Q&A」に改名し、CI-NET の導入・拡大を検討する方への情報提供に資する目的で、以下のメニュー構成の変更を行うとともに、コンテンツの追加を行った。

表 6.5-2 メニュー構成の変更

「よくあるご質問」(旧メニュー)	「Q&A」(新メニュー)
CI-NET 導入・手続き	CI-NET 手続き 検討・準備段階（導入決定前） 構築・導入段階（導入決定後） 運用・普及段階（運用開始後） その他
用語集 問い合わせ	用語集 問い合わせ

} 追加

このうち、「その他」のメニューへは、推奨する標準的なルール等を掲載することとしており、平成 26 年度は、LiteS 委員会の要請を受けて、LiteS 委員会にて策定した以下のコンテンツを CI-NET LiteS 実装規約指針参考資料「B.VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点」に掲載した。

- 「外字の取扱について」
- 「法定福利費の明示についての CI-NET における対応例」

CI-NET のホームページへの掲載画面は

「<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/qa/cinet.html>」を参照のこと。

7. 情報化評議会会員名簿

7.1. 情報化評議会会員（企業、団体）

（平成 27 年 3 月 31 日現在、五十音順、敬称略）

(株)朝日工業社	全国生コンクリート工業組合連合会
(株)穴吹工務店	全日本電気工事業工業組合連合会
(株)安藤・間	大成温調(株)
NECソフト(株)	大成建設(株)
(株)大林組	ダイダン(株)
(株)奥村組	高砂熱学工業(株)
鹿島建設(株)	(株)竹中工務店
(株)かねこ	東急建設(株)
(株)関電工	東光電気工事(株)
北保証サービス(株)	東洋熱工業(株)
協栄産業(株)	戸田建設(株)
(株)きんでん	飛島建設(株)
(株)熊谷組	西松建設(株)
(株)建設経営サービス	（一社）日本機械土工協会
(株)建設総合サービス	（一社）日本空調衛生工事業協会
(株)弘電社	（一社）日本建設躯体工事業団体連合会
(株)鴻池組	（公社）日本建築積算協会
(株)コスモ・ソフト	（一社）日本ツーバイフォー建築協会
五洋建設(株)	日本電気(株)
(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	日本電子認証(株)
三建設備工業(株)	日本電設工業(株)
(株)サンテック	（一社）日本電設工業協会
シーイーエヌソリューションズ(株)	パティオシステムズ(株)
清水建設(株)	(株)日立製作所
消防施設工事協会	(株)フジタ
新日本空調(株)	富士通(株)
新菱冷熱工業(株)	(株)富士通マーケティング
須賀工業(株)	(株)不動テトラ
住友商事(株)	前田建設工業(株)

住友電設(株)	前田道路(株)
(一社) 全国建設業協会	三井住友建設(株)
(一社) 全国建設室内工事業協会	(株)雄電社
(公社) 全国鉄筋工事業協会	

(65 法人)

7. 2. 情報化評議会および各委員会名簿

7. 2. 1. 情報化評議会

区分	会社名	氏 名	所属・役職
議長	(一財)建設業振興基金	内田 俊一	理事長
評議員	(株)朝日工業社	谷 恵介	営業本部 環境ソリューション部営業本部 環境ソリューション部
評議員	(株)穴吹工務店	井坂 正浩	情報システム部部長
評議員	(株)安藤・間	高馬 洋一	社長室 情報システム部部長
評議員	(株)大林組	及川 晃司	本社グローバル ICT 推進室 総合調達ソリューション課課長
評議員	(株)奥村組	飛田 智	管理本部 情報システム部部長
評議員	鹿島建設(株)	渡邊 克彦	IT ソリューション部部長
評議員	(株)かねこ	金子 靖	代表取締役社長
評議員	(株)関電工	荒木 佳昭	営業統轄本部常務執行役員 副本部長
評議員	北保証サービス(株)	阿部 洋一	総務部総務部長
評議員	協栄産業(株)	北垣 毅	ソリューション第二事業部副事業部長
評議員	(株)きんでん	久保 勝裕	情報システム部部長
評議員	(株)熊谷組	嶋原 功	経営企画部 IT 企画グループ部長
評議員	(株)建設経営サービス	武田 隆夫	常務取締役
評議員	(株)建設総合サービス	佐々木 淳一	常務取締役
評議員	(株)弘電社	加賀谷 拓治	技術本部 技術管理部 部長
評議員	(株)鴻池組	川口 昭則	本社 建築事業本部 建築部 部長
評議員	(株)コスモ・ソフト	飯田 浩美	取締役部長
評議員	五洋建設(株)	大久保 光	経営管理本部 経営企画部 IT グループ IT グループ長
評議員	(株)コンストラクション・ イーシー・ドットコム	石黒 義昭	代表取締役常務 電子契約事業部長
評議員	(株)コンプケア	渡辺 將氏	代表取締役
評議員	三建設備工業(株)	貞本 俊治	技術本部 技術本部長
評議員	(株)サンテック	栗尾 紳司	技術部 部長
評議員	シーイーエヌソリューションズ(株)	米村 敦	代表取締役社長
評議員	清水建設(株)	伊藤 健司	情報システム部 部長
評議員	消防施設工事協会	斎藤 一雄	常務理事・事務局長
評議員	新日本空調(株)	佐藤 智昭	営業本部 営業企画部 課長
評議員	新菱冷熱工業(株)	宮崎 保典	管理部 情報担当 専任課長
評議員	須賀工業(株)	吉本 敦	情報システム部部長
評議員	住友商事(株)	権平 高彦	金属総括部 部長代理
評議員	住友電設(株)	三原 敦郎	情報システム部 情報システム部長
評議員	(一社)全国建設業協会	古市 義人	事業部 部長
評議員	(一社)全国建設室内工 事業協会	高野 周大	日本建工(株) 代表取締役社長
評議員	(公社)全国鉄筋工事業	柴山 照男	事務局長

区分	会社名	氏 名	所属・役職
	協会		
評議員	全国生コンクリート工業組合連合会	橋詰 均	総務企画部課長代理
評議員	全日本電気工事業工業組合連合会	鷹林 昭仁	講習部 部長
評議員	大成温調(株)	鈴木 英司	本社技術グループ積算部副部長
評議員	大成建設(株)	柄 登志彦	社長室 情報企画部 情報企画部長
評議員	ダイダン(株)	田島 和一	業務本部 情報管理部 部長
評議員	高砂熱学工業(株)	小松 久芳	経営管理本部 情報システム部部長
評議員	(株)竹中工務店	後藤 尚生	グループ ICT 推進室 室長
評議員	東急建設(株)	青木 秀二郎	管理本部 情報システム部 部長
評議員	東光電気工事(株)	白石 秀樹	情報システム部 部長
評議員	東洋熱工業(株)	辻谷 宣宏	経営統轄本部情報システム室技師長
評議員	戸田建設(株)	佐藤 康樹	価値創造推進室 ICT戦略ユニットマネージャー
評議員	飛島建設(株)	成田 和夫	経営管理本部 事業管理部情報システムグループ部長
評議員	西松建設(株)	古村 文平	情報システム部 部長
評議員	(一社)日本機械土工協会	田村 貞	(一社)日本機械土工協会山崎建設(株) 管理本部 業務管理部 情報システム課担当課長
評議員	(一社)日本空調衛生工事業協会	高樋 雪雄	事務局長
評議員	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会	天本 武	事務局長
評議員	(公社)日本建築積算協会	塚原 均	事務局長
評議員	(一社)日本ツーバイフォー建築協会	池田 富士郎	専務理事
評議員	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグレーション部エキスパート
評議員	日本電子認証(株)	木下 寿夫	企画総務部 担当部長
評議員	(一社)日本電設工業協会	佐藤 譲	営業統括本部 営業業務推進部部長
評議員	パティオシステムズ(株)	加藤 重雄	代表取締役
評議員	(株)日立製作所	桃木 典子	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部部長
評議員	(株)フジタ	山口 正志	管理本部情報システム部主席コンサルタント
評議員	富士通(株)	石橋 博明	産業ビジネス本部エンジニアリング統括営業部建設・不動産営業（神戸産業営業）石橋博明
評議員	(株)富士通マーケティング	藤崎 隆	商品戦略推進本部 業種・業務ソリューション推進統括部課長代理
評議員	(株)不動テトラ	水江 洋一	管理本部企画財務部 情報システム課長
評議員	前田建設工業(株)	嶋田 孝司	情報システムサービスカンパニー部長
評議員	前田道路(株)	不流 伸二	管理本部経理部電算課課長
評議員	三井住友建設(株)	結城 陽治	企画部 IT グループグループ長
評議員	(株)雄電社	栗林 寛	情報システム部部長
オブザーバ	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興企画専門官
オブザーバ	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興第二係長

7. 2. 2. 政策委員会

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
委員長	北海道大学	高野 伸栄	大学院工学研究科	准教授
副委員長 (実用化推進委員長)	(株)竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室 ICT 企画 グループ	部長
副委員長 (標準化委員長)	鹿島建設(株)	南 隆	IT ソリューション部 事務シ ステムグループ	グループ長
副委員長 (LiteS 委員長)	(株)大林組	丹羽 克彦	グローバル I C T 推進室	主席技師
副委員長 (調査技術委員長)	清水建設(株)	富樫 正明	情報システム部	主査
副委員長 (広報委員長)	大成建設(株)	中西 徳明	社長室 情報企画部	部長(担当) 兼 推進室長
委員 (C-CADEC 運営委員長)	(株)C I ラボ	山下 純一		代表取締役
委員	住友商事(株)	小林 卓	金属総括部	内部管理支援・ IT チー ム長
委員	(一社)全国建設業協会	古市 義人	事業部	部長
委員	(公社)日本建築積算協会	松並 孝明		
委員	日本電気(株)	小山 昇	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
委員	(株)フジタ	山口 正志	管理本部 情報システム部	主席コンサルタント
委員	富士通(株)	齋藤 昌司	(株)富士通システムズ・イースト 産業ソリューション本部 組立産業	部長
オブザーバー	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業	企画専門官
オブザーバー	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業	建設振興第二係長

7. 2. 3. 実用化推進委員会

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
委員長	(株)竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室 ICT 企画 グループ	部長
副委員長	(一社)日本電設工業協会	田島 耕一	栗原工業(株)	取締役 技術統括 部長
副委員長	(株)フジタ	山口 正志	管理本部 情報システム部	主席コンサルタント
委 員	(株)安藤・間	西村 高志	社長室 情報システム部 シス	担当部長

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
			テム 開発グループ	
委 員	(株)大林組	丹羽 克彦	グローバル I C T推進室	主席技師
委 員	(株)奥村組	飛田 智	管理本部 情報システム部	部長
委 員	鹿島建設(株)	伊藤 功也	IT ソリューション部 生産シス テム グループ	次長
委 員	鹿島建設(株)	川野 太郎	建築管理本部 企画部 事務 グ ループ	担当部長
委 員	鹿島建設(株)	金香 成明	土木管理本部 工務部 現業 支 援グループ	グループ長
委 員	(株)かねこ	金子 靖		代表取締役社長
委 員	(株)きんでん	岡 泰秀	技術本部 技術統轄部	副部長
委 員	(株)熊谷組	横幕 宏明	建築統括部 情報グループ	部長
委 員	(株)弘電社	小山 美佐子	内線事業本部 営業統括部	
委 員	(株)鴻池組	竹中 良実	東京本店 建築見積部	課長代理
委 員	五洋建設(株)	大野 誠司	本社 購買部	担当部長
委 員	五洋建設(株)	原本 雅文	経営管理本部経営企画部 I T グループ	担当部長
委 員	(株)コンストラク ション・イーシ ー・ドットコム	山下 満祥	CIWEB 事業部	取締役 CIWEB 事業 部 長
委 員	(株)コンストラク ション・イーシ ー・ドットコム	永田 幸次	CIWEB 事業部	執行役員 営業部 長
委 員	(株)C I ラボ	山下 純一		代表取締役
委 員	シーイーエヌソ リューションズ (株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
委 員	シーイーエヌソ リューションズ (株)	朝比奈 裕利	ソリューション推進部	シニアエキスパー ト
委 員	清水建設(株)	島田 万樹彦	建築事業本部調達・見積総合セ ンター調達部	グループ長
委 員	新日本空調(株)	八文字 成実	首都圏事業本部 都市施設事業 部 設計部	担当課長
委 員	新菱冷熱工業(株)	檢崎 和実	管理本部 管理部	専任課長
委 員	住友商事(株)	小林 卓	金属総括部	内部管理支援・IT チー ム長
委 員	大成建設(株)	成瀬 亨	社長室 情報企画部 企画室	企画室長
	ダイダン(株)	畑 一誠	業務本部 情報管理部 情報シ ステム課	担当課長
委 員	(株)竹中工務店	森崎 広行	調達本部 企画管理グループ	副部長
委 員	東急建設(株)	高橋 裕一	建築本部見積部	
委 員	東光電気工事(株)	黒田 貴志	営業管理部管理課	副長
委 員	戸田建設(株)	田中 春彦	価値創造推進室 ICT 戦略ユニ ット 業務改善推進チーム	主管
委 員	戸田建設(株)	長沼 秀明	価値創造推進室 ICT 戦略ユニ ット 業務運用チーム	主管
委 員	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューシ ョン事業部 建設・設備インテ グ部	エキスパート
委 員	日本電気(株)	小山 昇	第二製造業・自動車ソリューシ ョン事業部 建設・設備インテ グ部	エキスパート
委 員	日本電子認証(株)	木下 寿夫	企画総務部	担当部長

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
委 員	(一社)日本電設工業協会	井岡 良文		
委 員	パティオシステムズ(株)	加藤 重雄		代表取締役
委 員	(株)日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
委 員	(株)フジタ	中島 秀明	安全・調達本部 調達部	次長
委 員	富士通(株)	齋藤 昌司	(株)富士通システムズ・イースト 産 業ソリューション本部 組 立産業	部長
委 員	(株)富士通マーケティング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本 部 I D C・サポートセンター クラウド	課長代理
委 員	前田建設工業(株)	嶋田 孝司	情報システムサービスカンパ ニー	部長
委 員	前田道路(株)	不流 伸二	管理本部 経理部 電算課	電算課長
委 員	三井住友建設(株)	岩戸 伸泰	調達センター	次長
ワザハバー	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整 備課 専門工事業・建設関連業	企画専門官
ワザハバー	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整 備課 専門工事業・建設関連業	建設振興第二係長
ワザハバー	(一社)日本建設業連合会	和田 卓靖	総務部	参事
ワザハバー	(一社)日本建設業連合会	山口 成佳	建築部	

7.2.3.1. 普及推進 WG

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
主査	(株)竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室 ICT 企画 グループ	部長
副主査	(株)フジタ	山口 正志	管理本部 情報システム部	主席コンサルタント
メンバー	(株)安藤・間	西村 高志	社長室 情報システム部 シス テム開発グループ	担当部長
メンバー	(株)大林組	丹羽 克彦	グローバル I C T 推進室	主席技師
メンバー	(株)鴻池組	竹中 良実	東京本店 建築見積部	課長代理
メンバー	(株)コンストラクション・イー シー・ドットコム	山下 満祥	CIWEB 事業部	取締役 CIWEB 事業 部長
メンバー	(株)コンストラクション・イー シー・ドットコム	永田 幸次	CIWEB 事業部	執行役員 営業部 長
メンバー	シーイーエヌソリ ューションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
メンバー	シーイーエヌソリ ューションズ(株)	朝比奈 裕利	ソリューション推進部	シニアエキスパー ト
メンバー	東光電気工事(株)	黒田 貴志	営業管理部管理課	副長
メンバー	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリュー ション事業部 建設・設備インテ グ部	エキスパート
メンバー	日本電気(株)	小山 昇	第二製造業・自動車ソリュー ション事業部 建設・設備インテ グ部	エキスパート

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
メンバー	(一社)日本電設工業協会	井岡 良文		
メンバー	パティオシステムズ(株)	加藤 重雄		代表取締役
メンバー	(株)日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
メンバー	(株)フジタ	中島 秀明	安全・調達本部 調達部	次長
メンバー	(株)富士通マーケティング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本部 IDC・サポートセンター クラウド	課長代理

7.2.3.2. 設備見積 WG

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
主査	鹿島建設(株)	伊藤 功也	IT ソリューション部 生産システム グループ	次長
メンバー	(株)安藤・間	西村 高志	社長室 情報システム部 システム 開発グループ	担当部長
メンバー	(株)安藤・間	中山 幹也	事業推進統括部 積算センター 設備グループ	担当課長
メンバー	(株)安藤・間	藤井 聡	事業推進統括部 積算センター 設備グループ	担当課長
メンバー	(株)大林組	勝野 一郎	東京本店建築事業部設備部設備第三課	課長
メンバー	鹿島建設(株)	足立 忠郎	建築管理本部 建築設備部 工務グループ	次長
メンバー	鹿島建設(株)	石山 誠	東京建築支店 見積部 設備グループ	課長代理
メンバー	(株)関電工	菊地 信行	営業統轄本部 営業企画部	営業チームリーダー
メンバー	(株)関電工	菊池 貴弘	営業統轄本部 営業企画部	副長
メンバー	協栄産業(株)	吉村 靖史	ソリューション第二事業部	専門次長
メンバー	協栄産業(株)	菊池 豊	ソリューション第二事業部	課長
メンバー	協栄産業(株)	渡部 純	ソリューション第二事業部 開発第一部 第一グループ	主事
メンバー	協栄産業(株)	福田 集	ソリューション第二事業部 営業部 営業課	設備システム担当
メンバー	(株)きんでん	岡 泰秀	技術本部 技術統轄部	副部長
メンバー	(株)熊谷組	横幕 宏明	建築統括部 情報グループ	部長
メンバー	(株)鴻池組	竹中 良実	東京本店 建築見積部	課長代理
メンバー	(株)コスモ・ソフト	飯田 浩美		取締役部長
メンバー	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	小橋 哲朗	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB開発部長
メンバー	(株)コンプケア	吉田 博之	東京営業部	主任
メンバー	三建設備工業(株)	伊藤 淳一	東京支店 技術部	次長
メンバー	(株)サンテック	栗尾 紳司	技術部	部長
メンバー	シーイーエヌソリューションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
メンバー	シーイーエヌソリューションズ(株)	朝比奈 裕利	ソリューション推進部	シニアエキスパート
メンバー	清水建設(株)	下村 麻由美	建築事業本部 見積部	

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
メンバー	清水建設(株)	中村 健一	建築事業本部 調達・見積総合センター見積部	グループ長
メンバー	新日本空調(株)	齋藤 清	首都圏事業本部 都市施設事業部 設計部	課長代理
メンバー	新菱冷熱工業(株)	宮崎 保典	管理部 情報担当	専任課長
メンバー	新菱冷熱工業(株)	検崎 和実	管理本部 管理部	専任課長
メンバー	須賀工業(株)	吉本 敦	情報システム部	部長
メンバー	須賀工業(株)	高梨 浩	情報システム部	主管
メンバー	須賀工業(株)	小池 亮一	業務本部	主管
メンバー	住友電設(株)	松山 陽一	施設統括本部 西部本部 原価企画統括部 設計積算部 積算	主席
メンバー	大成温調(株)	鈴木 英司	本社技術グループ	積算副部長
メンバー	大成温調(株)	中野 秀樹	ファシティー事業部技術部	課長
メンバー	大成建設(株)	窪田 好弘	本社 建築本部 積算部	精算担当チームリーダー
メンバー	ダイダン(株)	畑 一誠	業務本部 情報管理部 情報システム課	担当課長
メンバー	(株)竹中工務店	浅野 和重	(株)TAK-QS	設備部長
メンバー	(株)竹中工務店	前田 健一	生産本部 原価部	主任 見積担当
メンバー	東光電気工事(株)	石井 博将	積算部 積算課	担当課長
メンバー	東洋熱工業(株)	辻谷 宣宏	経営統轄本部 情報システム室	技師長
メンバー	東洋熱工業(株)	中村 大	経営統轄本部 情報システム室	技師補
メンバー	戸田建設(株)	御厨 雅文	本社コスト管理センター 建築積算部 設備積算課	
メンバー	戸田建設(株)	田中 春彦	価値創造推進室 ICT 戦略ユニット 業務改善推進チーム	主管
メンバー	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
メンバー	(一社)日本電設工業協会	井岡 良文		
メンバー	パティオシステムズ(株)	加藤 重雄		代表取締役
メンバー	(株)フジタ	青木 唯	首都圏支社 建設統括部 設備部	
メンバー	(株)フジタ	廣本 瑞昭	首都圏支社 建設統括部 設備部	次長
メンバー	(株)富士通マーケティング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本部 I DC・サポートセンター クラウド	課長代理
メンバー	(株)雄電社	栗林 寛	情報システム部	部長
オブザーバー	和田特機(株)	横井 義光	営業技術	
オブザーバー	和田特機(株)	大矢 徳	技術サポート	

7.2.4. 標準化委員会

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
委員長	鹿島建設(株)	南 隆	ITソリューション部 事務システムグループ	グループ長
副委員長	戸田建設(株)	徳田 芳雄	価値創造推進室 ICT 戦略ユニット 情報企画チーム	主管
委 員	(株)安藤・間	安保 篤康	社長室 情報システム部	課長

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
委 員	(株)大林組	深谷 英之	本社グローバル ICT 推進室総合 調達ソリューション課	副課長
委 員	(株)鴻池組	竹中 良実	東京本店 建築見積部	課長代理
委 員	五洋建設(株)	原本 雅文	経営管理本部 経営企画部 I T グループ	担当部長
委 員	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	村井 裕一	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 事業部 システム技術部長
委 員	シーイーエヌソリューションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
委 員	新菱冷熱工業(株)	檢崎 和実	管理本部 管理部	専任課長
委 員	大成建設(株)	島田 裕司	社長室 情報企画部 企画室	課長
委 員	(株)竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長
委 員	(一社)日本機械土工協会	田村 貞	山崎建設(株) 管理本部 業務管 理部 情報システム課	担当課長
委 員	日本電気(株)	板倉 公一	第二製造業・自動車ソリューション 事業部 建設・設備インテグレー	シニアエキスパート
委 員	(一社)日本電設工業協会	井岡 良文		
委 員	パティオシステムズ(株)	加藤 重雄		代表取締役
委 員	三井住友建設(株)	河上 義治	企画部 I T グループ	次長
オブザーバー	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整備 課 専門工事業・建設関連業振興	企画専門官
オブザーバー	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整備 課 専門工事業・建設関連業振興	建設振興第二係長
オブザーバー	(一社)日本建設業連合会	和田 卓靖	総務部	参事
オブザーバー	(一社)日本建設業連合会	山口 成佳	建築部	

7.2.5. LiteS 委員会

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
委員長	(株)大林組	丹羽 克彦	グローバル I C T 推進室	主席技師
副委員長	(株)C I ラボ	山下 純一		代表取締役
委 員	(株)安藤・間	西村 高志	社長室 情報システム部 システム 開発グループ	担当部長
委 員	(株)大林組	宮崎 勇輔	本社グローバル ICT 推進室総合 調達ソリューション課	担当課長
委 員	鹿島建設(株)	中尾 暁彦	IIT ソリューション部 生産システム グループ	
委 員	(株)熊谷組	横幕 宏明	建築統括部 情報グループ	部長
委 員	(株)熊谷組	鈴木 隆文	建築事業本部 購買部	課長
委 員	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	村井 裕一	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 事業部 システム技術部長

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
委 員	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	小橋 哲朗	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 開発部長
委 員	シーイーエヌソリューションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
委 員	清水建設(株)	池本 信二	情報システム部	主査
委 員	新菱冷熱工業(株)	檢崎 和実	管理本部 管理部	専任課長
委 員	住友商事(株)	小林 卓	金属総括部	内部管理支援・IT チーム長
委 員	全国生コンクリート工業組合連合会	橋詰 均	総務企画部	課長代理
委 員	大成建設(株)	成瀬 亨	社長室 情報企画部 企画室	企画室長
委 員	(株)竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長
委 員	(株)竹中工務店	岡本 敬三	生産本部 原価部	専門役（見積担当）
委 員	戸田建設(株)	浅野 広興	価値創造推進室 ICT 戦略ユニット 業務運用チーム	主管
委 員	西松建設(株)	鈴木 岳史	情報システム部 情報システム課	副課長
委 員	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
委 員	日本電気(株)	小山 昇	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
委 員	日本電子認証(株)	木下 寿夫	企画総務部	担当部長
委 員	(一社)日本電設工業協会	井岡 良文		
委 員	パティオシステムズ(株)	加藤 重雄		代表取締役
委 員	(株)日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
委 員	(株)フジタ	笹島 真一	経営本部 情報システム部	主席コンサルタント
委 員	(株)富士通マーケティング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本部 IDC・サポートセンタークラウド	課長代理
委 員	(株)雄電社	栗林 寛	情報システム部	部長
オブザーバー	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業	企画専門官
オブザーバー	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業	建設振興第二係長

7.2.5.1. LiteS 規約 WG

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
主査	(株)安藤・間	西村 高志	社長室 情報システム部 システム 開発グループ	担当部長
副主査	(株)富士通マーケティング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本部 IDC・サポートセンター クラウド	課長代理

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
メンバー	NEC ソリューション イノベータ(株)	岩永 崇	第二製造業ソリューション事業 部 e ビジネスグループ	マネージャ ー
メンバー	(株)大林組	宮崎 勇輔	本社グローバル ICT 推進室総合 調達ソリューション課	担当課長
メンバー	(株)奥村組	飛田 智	管理本部 情報システム部	部長
メンバー	鹿島建設(株)	中尾 暁彦	IIT ソリューション部 生産シス テム グループ	
メンバー	(株)熊谷組	横幕 宏明	建築統括部 情報グループ	部長
メンバー	(株)熊谷組	鈴木 隆文	建築事業本部 購買部	課長
メンバー	(株)鴻池組	竹中 良実	東京本店 建築見積部	課長代理
メンバー	(株)コンストラクショ ン・イー シー・ドット コム	村井 裕一	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 事業部 システム技 術部長
メンバー	三建設備工業(株)	伊藤 淳一	東京支店 技術部	次長
メンバー	シーイーエヌソリュ ーションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャ ー
メンバー	清水建設(株)	池本 信二	情報システム部	主査
メンバー	大成建設(株)	山本 広行	建築本部 建築部 調達担当	課長
メンバー	高砂熱学工業(株)	吉津 佳之介	営業企画部	参事
メンバー	(株)竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室 ICT 企画グ ループ	部長
メンバー	(株)竹中工務店	森崎 広行	調達本部 企画管理グループ	副部長
メンバー	戸田建設(株)	浅野 広興	価値創造推進室 ICT 戦略ユニッ ト 業務運用チーム	主管
メンバー	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリュート ン事業部 建設・設備インテグ部	エキスパー ト
メンバー	パティオシステムズ (株)	加藤 重雄		代表取締役
メンバー	(株)日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
メンバー	(株)フジタ	笹島 真一	経営本部 情報システム部	主席コンサ ルタント

7. 2. 5. 2. 技術検討 WG

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
主査	(株)C I ラボ	山下 純一		代表取締役
メンバー	(株)安藤・間	安保 篤康	社長室 情報システム部	課長
メンバー	NEC ソリューション イノベータ(株)	岩永 崇	第二製造業ソリューション事業 部 e ビジネスグループ	マネージャ ー
メンバー	(株)大林組	望月 政宏	本社グローバル ICT 推進室総合 調達ソリューション課	副課長
メンバー	(株)熊谷組	横幕 宏明	建築統括部 情報グループ	部長
メンバー	(株)鴻池組	竹中 良実	東京本店 建築見積部	課長代理
メンバー	(株)コンストラクショ ン・イー シー・ドッ トコム	村井 裕一	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 事業部 システム技術 部長
メンバー	シーイーエヌソリュ ーションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャ ー
メンバー	大成建設(株)	島田 裕司	社長室 情報企画部 企画室	課長
メンバー	(株)竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室	部長

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
			ICT 企画グループ	
メンバー	日本電子認証(株)	木下 寿夫	企画総務部	担当部長
メンバー	日本電子認証(株)	寺西 一男	認証事業部 認証 2 課	シニアマネージャー
メンバー	(株)日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
メンバー	(株)富士通マーケティング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本部 I D C・サポートセンター クラウドサービス部	課長代理
メンバー	(株)富士通マーケティング	保坂 正樹	システム本部 IDC サービス部	課長代理

7. 2. 5. 3. 建築見積 WG

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
メンバー	(株)竹中工務店	岡本 敬三	生産本部 原価部	専門役（見積担当）
メンバー	(株)奥村組	西山 佳延	東日本支社 建築原価部	主任
メンバー	(株)熊谷組	横幕 宏明	建築統括部 情報グループ	部長
メンバー	(株)コンストラクション・イー・シー・ドットコム	小橋 哲朗	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 開発部長
メンバー	シーイーエヌソリューションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
メンバー	大成建設(株)	濱田 修嗣	建築本部 積算部	工務担当部長
メンバー	(株)竹中工務店	岩成 弘幸	(株)T A K - Q S	代表取締役社長
メンバー	東急建設(株)	田中 敏浩	建築本部見積部見積企画グループ	
メンバー	(株)大林組	五十嵐 喜	東京本店 建築事業部 見積第二部	副部長
メンバー	鹿島建設(株)	伊藤 功也	IT ソリューション部 生産システム グループ	次長
メンバー	協栄産業(株)	山田 茂樹	ソリューション第二事業部	専門次長
メンバー	協栄産業(株)	弘瀬 道夫	ソリューション第二事業部	専任課長
メンバー	協栄産業(株)	吉村 靖史	ソリューション第二事業部	専門次長
メンバー	協栄産業(株)	菊池 豊	ソリューション第二事業部	課長
メンバー	(株)鴻池組	竹中 良実	東京本店 建築見積部	課長代理
メンバー	清水建設(株)	吉井 構造	建築事業本部 調達・見積総合センター見積部	グループ長
メンバー	(公社)日本建築積算協会	佐藤 健一	技建工務(株)	代表取締役
メンバー	(公社)日本建築積算協会	佐藤 貴一	(株)中野積算 開発部	主任
メンバー	(株)バル・システム	斉藤 一敏		
メンバー	パティオシステムズ(株)	加藤 重雄		代表取締役
メンバー	(株)フジタ	篠崎 英之	首都圏支社建設統括部 積算部	次長
オブザーバー	株式会社日積サーベイ	水嶋 和伸	開発部	課長代理

7. 2. 6. 調査技術委員会

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
委員長	清水建設(株)	富樫 正明	情報システム部	主査
委 員	(株)大林組	宮崎 勇輔	本社グローバル ICT 推進室総合 調達ソリューション課	担当課長
委 員	鹿島建設(株)	清水 靖則	IT ソリューション部 生産シス テムグループ	グループ長
委 員	五洋建設(株)	丹羽 一人	経営管理本部 経営企画部 I Tグループ	係長
委 員	(株)コンストラクシ ョン・イー シー・ド ットコム	村井 裕一	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 事業部 システム技術 部長
委 員	(株)サンテック	栗尾 紳司	技術部	部長
委 員	シーイーエヌソリ ューショ ンズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
委 員	シーイーエヌソリ ューショ ンズ(株)	朝比奈 裕利	ソリューション推進部	シニアエキス パート
委 員	大成建設(株)	国見 肇	社長室 情報企画部 推進室	課長
委 員	(株)竹中工務店	石田 智行	グループ ICT 推進室 システム企 画・整備 1 グループ	副部長
委 員	東急建設(株)	矢代 彰紀	建築本部 建築部 事業推進グ ループ	グループリー ダー
委 員	戸田建設(株)	岡松 光明	本社コスト管理センター購買部 事務課	
委 員	日本電気(株)	有海 篤司	第二製造業・自動車ソリューシ ョン事業部 建設・設備インテ グ部	シニアエキス パート
委 員	日本電気(株)	板倉 公一	第二製造業・自動車ソリューシ ョン事業部 建設・設備インテ グ	シニアエキス パート
委 員	日本電子認証(株)	木下 寿夫	企画総務部	担当部長
委 員	(株)フジタ	山口 正志	管理本部 情報システム部	主席コンサル タント
オブザーバー	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整 備課 専門工事業・建設関連業	企画専門官
オブザーバー	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整 備課 専門工事業・建設関連業	建設振興第二 係長

7. 2. 7. 広報委員会

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
委員長	大成建設(株)	中西 徳明	社長室 情報企画部	部長(担当) 兼 推進室長
副委員長	日本電気(株)	有海 篤司	第二製造業・自動車ソリューシ ョン事業部 建設・設備インテ グ部	シニアエキス パート
副委員長	(株)フジタ	中島 秀明	安全・調達本部 調達部	次長
委 員	(株)大林組	友村 大海	(株)オーク情報システムコールセ ンターサービス部	担当部長

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
委 員	鹿島建設(株)	宇田川 明	IT ソリューション部 事務システム グループ	専任部長
委 員	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	山下 満祥	CIWEB 事業部	取締役 CIWEB 事業部長
委 員	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	村瀬 知良	CIWEB 事業部	執行役員 企画部長
委 員	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	永田 幸次	CIWEB 事業部	執行役員 営業部長
委 員	シーイーエヌソリューションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
委 員	シーイーエヌソリューションズ(株)	朝比奈 裕利	ソリューション推進部	シニアエキスパート
委 員	清水建設(株)	島田 万樹彦	建築事業本部調達・見積総合センター調達部	グループ長
委 員	全日本電気工事業工業 組合連合会	五十畑 正美		理事 事務局長
委 員	(株)竹中工務店	石田 智行	グループ ICT 推進室 システム企画・整備 1 グループ	副部長
委 員	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
委 員	日本電気(株)	小山 昇	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
委 員	(株)日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
委 員	(株)フジタ	佐藤 敏雄	建設本部 建築部	次長
委 員	(株)富士通マーケティング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本部 IDC・サポートセンター クラウドサービス部	課長代理
委 員	(株)富士通マーケティング	藤崎 隆	商品戦略推進本部 業種・業務ソリューション推進統括部 業種ソリューション推進部	課長代理
オブザーバー	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業	企画専門官
オブザーバー	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業	建設振興第二係長

7.2.7.1. 広報 WG

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
主査	大成建設(株)	中西 徳明	社長室 情報企画部	部長(担当) 兼 推進室長
副主査	鹿島建設(株)	宇田川 明	IT ソリューション部 事務システム グループ	専任部長
副主査	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	村瀬 知良	CIWEB 事業部	執行役員 企画部長
メンバー	(株)大林組	友村 大海	(株)オーク情報システムコールセンターサービス部	担当部長
メンバー	(株)コンストラクシ	山下 満祥	CIWEB 事業部	取締役 CIWEB

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
	ヨン・イー シー・ド ットコム			事業部長
メンバー	(株)コンストラクシ ョン・イー シー・ド ットコム	永田 幸次	CIWEB 事業部	執行役員 営 業部長
メンバー	シーイーエヌソリ ューションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
メンバー	シーイーエヌソリ ューションズ(株)	朝比奈 裕利	ソリューション推進部	シニアエキス パート
メンバー	清水建設(株)	島田 万樹彦	建築事業本部調達・見積総合セ ンター調達部	グループ長
メンバー	全日本電気工事業 工業組合 連合会	五十畑 正美		理事 事務局 長
メンバー	(株)竹中工務店	石田 智行	グループ ICT 推進室 システム企 画・整備 1 グループ	副部長
メンバー	日本電気(株)	有海 篤司	第二製造業・自動車ソリューシ ョン事業部 建設・設備インテ グ部	シニアエキス パート
メンバー	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューシ ョン事業部 建設・設備インテ グ部	エキスパート
メンバー	(株)日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
メンバー	(株)フジタ	中島 秀明	安全・調達本部 調達部	次長
メンバー	(株)フジタ	佐藤 敏雄	建設本部 建築部	次長
メンバー	(株)富士通マーケテ ィング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本部 I D C・サポートセンター ク ラウドサービス部	課長代理
メンバー	(株)富士通マーケテ ィング	藤崎 隆	商品戦略推進本部 業種・業務ソ リューション推進統括部 業種 ソリューション推進部	課長代理
オブザーバー	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整 備課 専門工事業・建設関連業	企画専門官
オブザーバー	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整 備課 専門工事業・建設関連業	建設振興第二 係長

7. 2. 8. 事務局

区分	会社名	氏 名	所 属	役 職
事務局	(一財)建設業振興基金	有木 久和		専務理事
事務局	(一財)建設業振興基金	小林 安行	建設産業情報化推進センター	部長
事務局	(一財)建設業振興基金	帆足 弘治	建設産業情報化推進センター	事業推進課長
事務局	(一財)建設業振興基金	小西 容子	建設産業情報化推進センター	主任
事務局	(一財)建設業振興基金	荒井 秀一	建設産業情報化推進センター	主任
事務局	(一財)建設業振興基金	小林 龍司	建設産業情報化推進センター	
事務局	(一財)建設業振興基金	山中 隆	建設産業情報化推進センター	専門役
事務局	(株)三菱総合研究所	福田 互	社会 ICT ソリューション本部 第 2 グループ	グループリー ダー
事務局	(株)三菱総合研究所	里田 洋子	社会 ICT ソリューション本部 第 2 グループ	主任研究員
事務局	(株)三菱総合研究所	万行 寿也	社会 ICT ソリューション本部 第 2 グループ	主任研究員

8. 資料編

8. 1. 実用化推進委員会

8. 1. 1. 普及推進 WG

8. 1. 1. 1. CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大

(1) 普及推進活動実績概況報告

普及推進活動概況報告

区分欄での表示 広: 広報セミナー、勉: 勉強会、

個: 個別支援およびベンダー支援、個 1、2、3 の数値は企業を示す

※太字は重点地域

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
北海道	広	土木技術会 建設マネジメント研究委員会 建設経営革新小委員会	高野先生経由の依頼。 高野政策委員会委員長が建設マネジメント研究委員会委員長		2013/8/29 建設経営革新小委員会主催セミナーにて広報セミナー開催(民間企業 11 社、北海道開発局、北海道庁等合計 33 名参加)				
	個 1	土屋ホールディングス							2013/8/30 導入後のフォロー
	個 2	1 社	2013/8/30 CI-NET 説明訪問						
宮城県 (重点)	個 1	橋本店	2013/3CI-NET 導入を公表	2013/3 社長を訪問		→→→	→→→	→→→	2013/3/15 導入発表。 2013/7 段階的運用開始(76 社、うち新規 36 社)
	勉	公共工事品質確保安全施工協議会(9 社)	2013/3 上記企業からの発案により活動開始	2013/49 社(上記の 1 社を含む)訪問	※9 社の導入・導入検討が進捗する段階で、建設業協会と連携した勉強会を実施	→→→	2013/6/10 勉強会開催(9 社参加) 2013/7/23 勉強会第 2 回導入検討担当者を対象に開催(8 社参加) 2013/8/20 勉強会第 3 回、1 社参加にて開催	2013/12/16 勉強会参加担当者が入院のため稟議遅延	
		建設業協会	2014/5 建設業しんこう 2014/4 号 特集						

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
			「CI-NET 地域企業への展開」にて橋本店導入事例」掲載。協会員に配布						
新潟県 (重点)	広	建設業協会	2012/8 新潟県内総合建設企業 3 社による合同導入により活動開始	→→→	2013/2 広報セミナー開催 (34 社 37 名参加)	2013/5 関心のある会社 (3 社)と地域 5 大 企業(1 社)を個 別訪問	2013/7/31 県協会巻支部で 勉強会実施(3 社 参加)	2013/12/16 他社動 向様子見とする ↑	
	個 1	1 社	以前より CI-NET 関 心あり	ベンダ営業					
	広	北陸地方整備局	2014/6/6 CI-NET 資 料持参						
石川県	個	石川県総合建設 業協同組合	2013/11/8 いしけん e コマースに ついてヒアリング。 みづほ工業(株)と取引 先 40 社程度で運用 中						
茨城県	個 1	1 社	2013/7/3 担当者が経営層より 導入に関し検討する よう指示あり	2013/7/18 CI-NET 説明 2013/8/8 社内 システム改善構 想より開始す る、電子商取引 導入はまずは 棚上げ					
	広	茨城県建設業協 会	2014/8/29 協会事務局へ説明						
東京都	広	(社)日本埋立浚 渫協会	2012 セミナー開催を依頼	→→→	2012/11 部会にて広報セ ミナー開催(11 社 11 名参加)	2013/7/25 1 社に説明			
	広 1	(社)日本ツーバイ フォー建築協会	2012 セミナー開催を依頼	→→→	2012/12 広報セミナー開催 (6 社 6 名参加)	2013/5 1 社より問合せ受 け、CI-NET 説明 実施			
	個 2					2013/11/14 工務部と上位 10 社で始めようと話			

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
						をしている。 2014/2/20 説明 日程調整回答待 ち(調整できず)			
	個 3	1 社	2013/10/22 購買部等に CI-NET 説明			2014/09/05 CI-NET 説明会参 加			
	個 4	1 社	2013/10/23 購買部等に CI-NET 説明。ERP は NECX プランナー？業者と は Excel で。						
	個 5	1 社	2013/12/4 請負工事のほとんど はメンテナンスなので 契約金額が 100 万未 満のものが多く。受 注者側は個人も多い ので、導入に係る負 担費用がネックとなる 2014/1/14 業務システムベンダ と業務・電子商取引 の共同提案説明						
	個 6	1 社	2013/12/6 建設クラウド(4 社共 同開発システム)を来 年導入するので、状 況が落ち着いたら改 めて情報システム部 と一緒に話を聞きた い						
	個 7	1 社	2014/08/07 CI-NET 説明会案内						
	個 8	1 社	2014/08/07 CI-NET 説明会案内						
	個 9	1 社	2014/08/07 CI-NET 説明会案内						
	個 10	1 社	2014/09/18 CI-NET 説明	2014/11 グル ープ会社に対し、 説明会を予定					

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
				(調整できず)					
埼玉県	広				2014/1/16 広報セミナー「建設産業における電子商取引」埼玉県電業協会主催(20 社 20 名参加)				
	広	埼玉建産連	2014/09/03 事務局へ説明						
	個 1	1 社	2014/08/27 CI-NET 説明会出席	個別に連絡			2014/11/12 勉強会実施	2014/12/10ASP ペンダ見積提示	
神奈川県	広	建設業協会	2013/2 CI-NET 説明、広報セミナー開催を依頼	→→→	2013/7/17 広報セミナー開催(9 社 9 名参加)				
	個 1	小俣組	2014/5 建設業しんこう 2014/4 号特集 「CI-NET 地域企業への展開」にて小俣組導入事例」掲載。関係先に配布依頼						2013/4/24 導入発表。3 月取引先 20 社開始、8 月より拡大予定。 2013/10/10 事例作成用ヒアリング
	広	横浜建設業協会	2013/8/28 広報セミナー開催を依頼したが、集客の目処たたず断念 勉強会など他の方法にてアプローチ予定						
	個 2								2014/5 導入済
	個 3	1 社	2014/08/07 CI-NET 説明会案内						
	広	山梨県建設業協会	2013/6/25 協会事務局へ説明						
長野県	広	建設業協会	2013/2 協会 来 訪 時 に CI-NET を紹介	2013/2 支部長会合にてセミナー開催を申し入れ	2013/12/19 広報セミナー開催(31 社 31 名参加)				
	個 1	1 社	2013/4 ペンダ主催研究会を通じて CI-NET 紹介を依頼	2013/4 購買部へ CI-NET の説明実施		2014/12/12 進捗状況確認(内部資料を作成し、購買部と調整			

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
				2014/5/23 CI-NET の説明 2013/6/25 コストシミュレーション説明		中)			
	広	長野県	2014/1/30 長野県庁へ説明						
静岡県	広	建設業協会	発注業務における状況調査により、関心度が高い地域と判断	2013/2～5 協会にセミナー開催を申し入れ 新聞社に開催案内記事依頼	2013/6/7 広報セミナー開催(9社11名参加)	2014/2/7 浜松地区で個別1社訪問			
愛知県 (重点)	勉1	アイシン開発	2012/12 CI-NET 説明の依頼受け	67社と取引、電子化率 28%(取引件数ベース)	→→→	→→→	2013/2～3 勉強会(計3回)開催	→→→	2014/4 導入。 2ヶ月で 67社と取引、電子化率 28%(取引件数ベース)
	個2	近藤組	2013/4 広報セミナー参加						2013/5/28 導入発表。11月15社と試行。 2014/4 注文・出来高請求業務を本稼働
	広	建設業協会	発注業務における状況調査により、関心度が高い地域と判断	2013/2～3 協会にセミナー開催を申し入れ	2013/4 県建設業協会にて 広報セミナー開催(19社29名参加) 2013/10 土木委員会にて 広報セミナー開催(8社8名参加)	2013/7/23 関心のある会社 にアプローチ 2社訪問(1社継続フォロー、1社導入に向けて前向き)			
	個3	350社アンケート企業	2013/4 広報セミナー参加	→→→	→→→	2013/7/23 1社(概要説明→継続フォロー) 11/18、12/11			
	個4	350社アンケート企業	2013/4 広報セミナー参加	→→→	→→→	2013/7/23 2013/10/2 説明			
	個5	350社アンケート企業	2013/4 広報セミナー参加	→→→	→→→	2013/10/2 導入検討開始意向			

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における 進捗状況
	個 6	350 社アンケート 企業	2013/4 広報セミナー 参加	→→→	→→→	2013/7/29 1 社(注文/注文 請けから導入検 討前向き) 2014/1/27 実 施 企業の近藤組に ヒアリング			
	個 7	350 社アンケート 企業	2013/4 広報セミナー 参加	→→→	→→→	2013/11/18 説明			
	個 8	350 社アンケート 企業	2013/4 広報セミナー 参加	→→→	→→→	2013/11/19 説明			
	個 9	350 社アンケート 企業	2013/4 広報セミナー 参加	→→→	→→→	2013/10/16 トップの了承済み で準備を進めて いる。進め方を検 討中で、具体に は至っていない			
	個 10	350 社アンケート 企業				2013/12/11 鉄道軌道事業(メ ンテナンス工事) が 1/3 あり、少額 で、2/3 を電子化 率 70%としても全 社で約 40%程度 の電子商取引年 必ず、メリットが 小さいと想定			
	個 11	350 社アンケート 企業				2013/10/17 時期尚早			
		建設業協会	2014/5 建設業しんこう 2014/4 号特集 「CI-NET 地域企業へ の展開」にて近藤組 導入事例」掲載。協 会員に配布						
	個 12	1 社	2014/07/17 訪問 CI-NET 説明会案内		2014/8/27 説明会 参加				
	個 13	1 社	2014/07/17 訪問						
	広	中部地方整備局	2014/07/17 CI-NET 説明						

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
大阪府	広	近畿地方整備局 建政部建設業法令遵守指導監督室長	2014/9/2 CI-NET 説明						
	広	建設業協会	2013/5 電子商取引研究委員会立ち上げ		2013/6/19 建設業協会/電子契約部会でCI-NET説明(9社9名参加)		2014/2/4 鴻池組(大阪本社)に建設業協会会員が見学		
	個1					2013/6/18 他社 睨み			
	個2					2013/6/18 他社 睨み			
	個3	浅沼組	2014/9/2CI-NE 説明						
兵庫県	個1	吉田組	2014/9/3CI-NE 説明						
	個2	ノバック	2014/9/3CI-NE 説明 経営陣やシステム関係者にも説明希望						
島根県	広	島根県建築技術協会(松江地区)			2015/1/28 説明会 開催 33社参加				
		島根県建築技術協会(浜田地区)			2015/1/29 説明会 開催 20社参加				
広島県	個1	1社	2013/5 購買部より CI-NET 検討の要請受け	2013/5 CI-NET 説明資料一式を送付 2013/8/26 導入 を検討中		2013/11/26 平成27年4月に 社内システム稼働予定。併せて CI-NET を導入する予定			2015/4 導入予定
香川県		四国地方整備局	2014/6/6 CI-NET 説明						
福岡県	広	建設業協会	2012/7 定例会にて CI-NET 説明実施 2013/1 デモ実施の要請受け	2013/7/11 建設業協会内の福岡建設協力会会長に CI-NET 説明、試行のための 導入					

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における 進捗状況
	広	建設業協会 久留米支部	建設業協会の紹介	→→→	2013/11/6 広報セミナー(17 社 30 名参加)				
	個 1	350 社アンケート 企業	→→→	→→→	→→→	2013/11/6 説明			
佐賀県	個 1	350 社アンケート 企業	→→→	→→→	→→→	2013/11/21 以前から CI-NET は認識していた 長年使用してい る基幹システムと の連携により社 内が混乱すること と協力会社の現 況により未導入			
熊本県	個 1	1 社	2014/9/2 CI-NET 説 明						
	広	熊本県建築協会	2014/9/2 CI-NET 説 明		2014/12/8 説明会 実施 14 社参加				

(2) 業務パッケージベンダとの連携強化

(a) CI-NET 運用ルール統一化に向けた Q&A の作成

1) 注文業務の取消等における注文メッセージの一般的な運用方法について

a) アンケート概要

① アンケート内容

[9] 訂正コード=3 のときのベンダ各社の対応についてのアンケート

② アンケート対象

CI-NET 対応ベンダ 4 社

③ アンケート期間

平成 26 年 9 月 26 日～10 月 10 日

b) アンケート結果

確定注文の訂正を行う場合の運用例について、CI-NET で確定注文を運用しているゼネコンを対象とするアンケート調査を実施した。以下にアンケート調査結果概要を掲載する。

i) 注文請けメッセージ受領前に 1. の確定注文メッセージを取り消す方法

方法例	該当ゼネコン数
a. [9]訂正コードにて「3：取消」セットし、確定注文メッセージを送信する。	5 社
b. 一旦注文請けメッセージを受け取って、合意解除メッセージで契約をなかったことにする。	1 社（+ 1 社）
c. 電話などで連絡する。	2 社（+ 1 社）
d. その他	2 社

<その他>

- 基幹システムにて確定注文送信後に発注先変更を行うと、注文請け前であれば「注文取り消し」を送信、注文請け状態時は「合意解除」を送信する仕組み
- 同一の注文番号を利用しない場合…電話にて連絡し注文請けを返信しないよう指示（c.と同じ）
同一の注文番号を利用する場合…一旦注文請けを返信してもらい合意解除（b.と同じ）

- ii) 「a. [9]訂正コードにて「3:取消」セットし、確定注文メッセージを送信する。」
と同時に、注文請け msg を受信した場合の対処方法

方法例	該当ゼネコン数
a. 再度、訂正の確定注文メッセージを発行し、「3：取消」の意思を伝える。	0 社
b. 訂正の確定注文メッセージをすでに送っているのに、何も対処は行わない。	2 社
c. 契約締結と判断し、合意解除申込メッセージを発行し解除を行う	1 社（+ 1 社）
d. システム的に注文請けメッセージを受けつけない。（注文請けメッセージを無視する。）	社
e. 電話などで連絡する。	1 社
f. その他	2 社

<その他>

- ・ 注文請けデータはエラーとなり処理されない。
- ・ 今まで実務上でその事例はない。もしあれば注文メッセージを受信した以上原本が残ってしまうので、c.の操作をして原本としても解除の記録を残さざるを得ないのではないか。確定注文の取消は例えば、CI-NET サービスのツールである C-TRADEContract 等の一般的な原本管理システムでは発注者サイドに原本は保管されない。

8.1.1.2. すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する利用範囲拡大の支援

(1) 発注者に対するアンケートの実施（CI-NET 実用化状況調査）

(a) 調査概要

1) 調査対象企業

CI-NET 導入済みのゼネコン 23 社（大手企業 4 社、中堅企業 19 社）

2) 調査期間

平成 26 年 5 月 8 日～31 日

3) 調査項目

i) 企業情報（資本金、完工高、営業地域）

ii) CI-NET で利用されている業務メッセージ

iii) 電子化率（概要）

① 取引業者数、②契約件数、③契約金額、④出来高件数、⑤出来高金額

iv) 電子化率（詳細）

①店別・ブロック別、②事業別（建築、土木等）、③決済権限部署別（内勤、外勤等）、④要素別（資材、労務、外注等）

v) 電子商取引の普及方策

vi) その他の要望

(b) 調査票

CI-NET実用化状況調査

（ご回答者） ※ の箇所をご記入ください。

社 名	
ふりがな	
ご回答者氏名	
部署名	
役職名	
TEL	()
FAX	()
E-mail	

※以降の1. から6. の設問について、 の箇所をご記入ください。

1. 企業情報についてお答えください。

(1) 資本金 百万円

(2) 平成25年度完工高 百万円

(3) 営業地域(都道府県の場合は複数回答可) ※該当する項目を■にしてください。

☐ (a) 全国

☐ (b) 都道府県

- | | | | | | |
|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| ☐ 北海道 | ☐ 青森県 | ☐ 秋田県 | ☐ 岩手県 | ☐ 山形県 | ☐ 宮城県 |
| ☐ 福島県 | ☐ 茨城県 | ☐ 栃木県 | ☐ 群馬県 | ☐ 埼玉県 | ☐ 千葉県 |
| ☐ 東京都 | ☐ 神奈川県 | ☐ 山梨県 | ☐ 新潟県 | ☐ 長野県 | ☐ 岐阜県 |
| ☐ 静岡県 | ☐ 愛知県 | ☐ 三重県 | ☐ 富山県 | ☐ 石川県 | ☐ 福井県 |
| ☐ 鳥取県 | ☐ 島根県 | ☐ 岡山県 | ☐ 広島県 | ☐ 山口県 | ☐ 滋賀県 |
| ☐ 京都府 | ☐ 大阪府 | ☐ 兵庫県 | ☐ 奈良県 | ☐ 和歌山県 | ☐ 香川県 |
| ☐ 徳島県 | ☐ 愛媛県 | ☐ 高知県 | ☐ 福岡県 | ☐ 佐賀県 | ☐ 長崎県 |
| ☐ 熊本県 | ☐ 大分県 | ☐ 宮崎県 | ☐ 鹿児島県 | ☐ 沖縄県 | |

2. CI-NETで利用されている業務メッセージについてお答えください。

また、それぞれの業務に対する今後の活用方針・展開計画、及び、推進上の課題について具体的に記入ください。

<調査表> *メッセージはCI-NET LiteS実装規約Ver. 2.1

【記入例】

CI-NET LiteS実装規約Ver. 2.1利用に関して、「利用メッセージ」覧に以下のいずれかを記入。

●は運用中。○は平成26年度中に導入予定。△はテスト運用あるいはシステム構築中

		利用 メッセージ	方針・計画	推進上の課題
(記入例)	購買見積 依頼	●		
(4) 購買見積	購買見積 回答	●		
	見積不採用 通知	△	平成27年度導入を目指す	社内ユーザの教育
(1) 建築見積	建築見積 依頼			
	建築見積 回答			
(2) 設備見積	設備見積 依頼			
	設備見積 回答			
(3) 設備機器 見積	設備機器 見積依頼			
	設備機器 見積回答			
(4) 購買見積	購買見積 依頼			
	購買見積 回答			
	見積不採用 通知			
(5) 注文	確定注文			
	注文請け			
	合意解除 申込			
	合意解除 承諾			
	一方的解 除通知			
	鑑項目合 意変更申 込			
	鑑項目合 意変更承 諾			
	一方的打 切通知			

(6) 出来高請 求	出来高要 請			
	出来高報 告			
	出来高確 認			
	請求			
	請求確認			
	合意精算 申込			
(7) 立替	合意精算 承諾			
	立替金報 告			
(8) 支払通知	立替金確 認			
	支払通知			
(9) 契約外請 求	工事物件 案内			
	契約外請 求			
	契約外請 求確認			

3. 契約件数、契約金額、出来高件数、出来高金額、取引業者数別の電子化率（全取扱いに占めるCI-NETで取扱ったものの割合）についてお答えください。

ご記入にあたっては、年間の件数、比率等できるだけ精度の高い数値を下表の 欄にご記入ください。

会 社 名	契約件数			契約金額（単位：百万円）			出来高件数 通常1契約に対して複数件数			出来高金額（単位：百万円） 通常1契約に対して複数件数			取引業者数		
	紙＋電子	電子	率	紙＋電子	電子	率	紙＋電子	電子	率	紙＋電子	電子	率	紙＋電子	電子	率
記入例	12,500	4,160	33%	175,000	97,125	56%	21,500	3,330	15%	161,500	35,853	22%	1,070	249	23%
			#####			#####			#####			#####			#####

4. 御社でCI-NETの普及展開を図っていく上で、店（地域）別・事業別・調達方法別等の区分別に電子化率を把握されている場合、各区分別の内訳、各区分毎の電子化率、今後の展開方針・計画、及び、推進上の課題をお答えください。

【設問4の回答方法について】

- ・御社で上記の区分別では電子化率を把握されていない等、算出が困難な場合は、お答え頂かなくて結構です。
 - ・各区分別（店、事業、決裁部署等）の内訳（構成比）は、金額を基準に算出してください。
 - ・電子化率はそれぞれの区分毎に、契約件数を基準に算出してください。契約件数が難しい場合は契約金額でも結構です。
 - ・また、完工高の割合あるいは電子化率の算出が困難な場合、以下の記入例を参考にした概算値でも結構です。
- （記入例） ●：50%以上、◎：50～30%以上、○：30～10%以上、△：10%未満、×：未実施

（1）店別の電子化率についてお答えください。

なお、ご回答にあたっては店別ではなく、都道府県単位、ブロック単位の数字でも結構です。

【記入例】

電子化率については店／ブロック毎に率をご記入ください。

店名／ブロック	店別／ブロックの内訳 (a. b.いずれかのみ記入でも可。)		各店／ブロック での電子化率	方針・計画	推進上の課題
	(a. 完工高の割合)	(b. 完工高) (単位：百万円)			
(例1) 東北支店	25%		60%		
(例2) 東北支店	○：30～10%以上		●：50%以上		
(例3) 東北支店		12,500百万円	60%		
(例4) 東北支店	25%	12,500百万円	60%		
	0%		0%		
	0%		0%		
	0%		0%		
	0%		0%		
合計	100%		0%		

（2）建築・土木等の事業別の内訳、及び、各事業での電子化率についてお答えください。

また、それぞれの事業での今後の展開方針・計画、及び、推進上の課題について具体的にご記入ください。

【記入例】

電子化率については事業毎に率をご記入ください。

（例えば、建築の完工高における割合が70%、建築の電子化率が50%の場合は「50%」と記入してください。以下の表をご参照ください。）

事業	事業別の内訳 (a. b.いずれかのみ記入でも可。)		各事業での 電子化率	方針・計画	推進上の課題
	(a. 完工高の割合)	(b. 完工高) (単位：百万円)			
(例1) 建築	40%		60%		
(例1) 土木	60%		30%		
(例1) その他	0%		0%		
(例1) 合計	100%		42%		
(例2) 建築	◎：50～30%以上		●：50%以上		
(例2) 土木	●：50%以上		◎：50～30%以上		
(例2) その他	×：未実施		×：未実施		
(例2) 合計	100%		◎：50～30%以上		
建築	0%		0%		
土木	0%		0%		
その他	0%		0%		
合計	100%		0%		

(3) 建築及び土木事業において、決裁権限（調達先と折衝し調達金額を決定する権限）を持つ部署別での調達金額の内訳、及び、それぞれの電子化率についてお答えください。また、それぞれの部署への今後の展開方針・計画、及び、推進上の課題について具体的にご記入ください。

(ア) 建築

【記入例】

電子化率については決裁権限を持つ部署毎に率をご記入ください。

(例えば、内勤の決裁権限別の内訳(調達金額における割合)が70%、内勤の電子化率が50%の場合は「50%」と記入してください。)

決裁権限を持つ 部署	決裁権限別の内訳（調達金額の割合） (a. b. のいずれかのみの記入でも可。)		各区分の 電子化率	方針・計画	推進上の課題
	(a. 完工高の割合)	(b. 完工高) (単位：百万円)			
内勤（調達部、 購買部等）	0%		0%		
外勤（現場等）	0%		0%		
合計	100%		0%		

どのような基準(資材、労務、外注等の原価要素別、金額等)で、決裁権限が内勤と外勤に分かれるか、具体的にお書きください。

(イ) 土木

【記入例】

電子化率については決裁権限を持つ部署毎に率をご記入ください。

(例えば、内勤の決裁権限別の内訳(調達金額における割合)が70%、内勤の電子化率が50%の場合は「50%」と記入してください。)

決裁権限を持つ 部署	決裁権限別の内訳（調達金額の割合） (a. b. のいずれかのみの記入でも可。)		各区分の 電子化率	方針・計画	推進上の課題
	(a. 完工高の割合)	(b. 完工高) (単位：百万円)			
内勤（調達部、 購買部等）	0%		0%		
外勤（現場等）	0%		0%		
合計	100%		0%		

どのような基準(資材、労務、外注等の原価要素別、金額等)で、決裁権限が内勤と外勤に分かれるか、具体的にお書きください。

(4) 建築及び土木事業において、資材、労務、外注等の原価要素別の調達金額の内訳、及び、それぞれの電子化率についてお答えください。また、それぞれの要素に対する今後の展開方針・計画、及び、推進上の課題について具体的にご記入ください。

(ア) 建築

【記入例】

電子化率については要素毎に率をご記入ください。

(例えば、資材の内訳(調達金額における割合)が70%、資材の電子化率が50%の場合は「50%」と記入してください。)

要素	要素別の内訳（調達金額の割合） (a. bのいずれかのみ記入でも可。)		各要素の 電子化率	方針・計画	推進上の課題
	(a. 完工高の割合)	(b. 完工高) (単位：百万円)			
資材	0%		0%		
労務	0%		0%		
外注（請負）	0%		0%		
その他（経費等）	0%		0%		
合計	100%		0%		

(イ) 土木

【記入例】

電子化率については要素毎に率をご記入ください。

(例えば、資材の内訳(調達金額における割合)が70%、資材の電子化率が50%の場合は「50%」と記入してください。)

要素	要素別の内訳（調達金額の割合） (a. bのいずれかのみ記入でも可。)		各要素の 電子化率	方針・計画	推進上の課題
	(a. 完工高の割合)	(b. 完工高) (単位：百万円)			
資材	0%		0%		
労務	0%		0%		
外注（請負）	0%		0%		
その他（経費等）	0%		0%		
合計	100%		0%		

5. 電子商取引普及のために情報化評議会(CI-NET)が行う方策について

(1) 電子商取引対象業務拡大は、社内システムの更改のタイミングがよいと聞いております。社内システムの更改計画はございますか。対象業務と対象時期をお答えください。

--

(2) 新規利用企業の拡大をはかるため、コンプライアンスの向上を、アピールポイントに活用していくことを検討していますが、CI-NETを導入して社内コンプライアンス上改善されたことがありましたらお書きください。

--

(3) 建設業振興基金では受注者側の利用拡大を目的とし、地域での受注者向けの合同説明会の実施を計画しています。実施の有効性、社内計画と関連したご要望等がございましたらお書きください。

--

(4) CI-NET利用企業の導入意欲を高める為、CI-NETを利用することでメリットが得られるような中長期的な課題に、新たに取り組んでいくことを検討しております。現在、検討テーマと以下の(ア)、(イ)2点が候補として挙がっていますが、これらの項目の関して、ご要望等がございましたらお答えください。

--

(ア) 電子商取引の周辺分野への拡大

現在CI-NETはゼネコンと協力会社との間に取引業務(見積・契約・支払等)を中心に展開していますが、その対象業務の拡大を進めていきたいと考えています。
現在、建築主との電子契約、基本契約書等の他の契約業務への適用等は候補にあがっていますが、それらの領域における問題点・課題など、取組みに対するご意見をお聞かせください。
また、それ以外に、貴社として拡大を希望する分野、あるいは、拡大の可能性があると考えられる分野等がございましたら、具体的にご記入ください。

--

(イ) 国や自治体の施策に関連した優遇措置

国では、建設業界における契約前着手や保険未加入問題等の排除を推進しており、経営事項審査の減点幅拡大等の措置が取られています。
これらの状況を踏まえて、CI-NETの導入企業に対する「国や自治体の施策における優遇措置」等について、貴社の希望する優遇策、あるいは、実現性が高いと思われる施策等がございましたら、具体的にご記入ください。

--

(ウ) その他

上記2点以外に新たに取り組んだ方がよいと思われる検討テーマがございましたら、具体的にご記入ください。

(例：作業員名簿の企業間連絡にCI-NETを活用できるようにする等)

--

6. 建設業振興基金に対して、CI-NETへの要望事項等がございましたら、具体的にご記入ください。

(c) 調査結果

1) 企業情報（営業地域）

■は該当する □は該当しない

	大手				中堅（全国）										中堅（地域）									
	2	3	7	8	1	4	5	6	9	10	11	12	18	20	13	14	15	16	17	19	21	22	23	24
(a) 全国	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		□		□		□	□	□		□
(b) 都道府県	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		■		■		■	■	■		■

	大手				中堅（全国）										中堅（地域）									
	2	3	7	8	1	4	5	6	9	10	11	12	18	20	13	14	15	16	17	19	21	22	23	24
北海道																□		□		□	□	□		■
青森県																□		□		□	□	□		□
秋田県																□		□		□	□	□		□
岩手県																□		□		□	■	□		□
山形県																□		□		□	□	□		□
宮城県																□		■		□	■	■		□
福島県																□		□		□	□	■		□
茨城県																■		□		□	□	■		□
栃木県																□		□		□	□	■		□
群馬県																□		□		□	□	■		□
埼玉県																■		□		□	□	■		□
千葉県																■		□		□	□	■		□
東京都																■		■		□	□	■		□
神奈川県																■		□		■	□	□		□
山梨県																□		□		□	□	□		□
新潟県																□		■		□	□	□		□
長野県																□		□		□	□	□		□

	大手				中堅（全国）										中堅（地域）									
	2	3	7	8	1	4	5	6	9	10	11	12	18	20	13	14	15	16	17	19	21	22	23	24
岐阜県																□		□		□	□	■		□
静岡県																□		□		□	□	□		□
愛知県																■		□		□	□	■		■
三重県																□		□		□	□	■		□
富山県																□		□		□	□	□		■
石川県																□		□		□	□	□		□
福井県																□		□		□	□	□		■
鳥取県																□		□		□	□	□		□
島根県																□		□		□	□	□		□
岡山県																□		□		□	□	□		□
広島県																□		□		□	□	□		□
山口県																□		□		□	□	□		□
滋賀県																■		□		□	□	□		□
京都府																■		□		□	□	□		□
大阪府																■		□		□	□	□		□
兵庫県																■		□		□	□	□		□
奈良県																■		□		□	□	□		□
和歌山県																□		□		□	□	□		□
香川県																□		□		□	□	□		□
徳島県																□		□		□	□	□		□
愛媛県																□		□		□	□	□		□
高知県																□		□		□	□	□		□
福岡県																□		□		□	□	□		□
佐賀県																□		□		□	□	□		□
長崎県																□		□		□	□	□		□
熊本県																□		□		□	□	□		□
大分県																□		□		□	□	□		□
宮崎県																□		□		□	□	□		□
鹿児島県																□		□		□	□	□		□
沖縄県																□		□		□	□	□		□

2) CI-NET で利用されている業務メッセージ

●は運用中。○は平成 26 年度中に導入予定。△はテスト運用あるいはシステム構築中

		大手				中堅（全国）										中堅（地域）									
業務 メッセージ		2	3	7	8	1	4	5	6	9	10	11	12	18	20	13	14	15	16	17	19	21	22	23	24
(1) 建築見 積	建築見 積依頼	×	×	×	×	×	●	△	×	×	×	×	×	×	×		×		×		×	×	×		×
	建築見 積回答	×	×	×	×	×	●	△	×	×	×	×	×	×	×		×		×		×	×	×		×
(2) 設備見 積	設備見 積依頼	○	×	×	○	△	●	△	×	×	○	×	×	×	×		×		×		×	×	×		×
	設備見 積回答	○	×	×	○	△	●	△	×	×	○	×	×	×	×		×		×		×	×	×		×
(3) 設備機器見 積	設備機 器見積 依頼	×	×	×	×	×	●	△	×	×	×	×	×	×	×		×		×		×	×	×		×
	設備機 器見積 回答	×	×	×	×	×	●	△	×	×	×	×	×	×	×		×		×		×	×	×		×
(4) 購買見 積	購買見 積依頼	●	●	●	●	●	●	△	●	●	●	●	●	×	●		×		△		●	×	△		×
	購買見 積回答	●	●	●	●	●	●	△	●	●	●	●	●	×	●		×		△		●	×	△		△
	見積不 採用通 知		●	×	×	×	●	△	×	×	×	×	×	×	×		×		△		×	×	△		×
(5) 注文	確定注 文	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●		●		●		●	●	●		●
	注文請 け	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	×	●	●		●		●		●	●	●		●
	合意解 除申込	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	×	×	×	●		●		●		×	△	●		●
	合意解 除承諾	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	×	×	×	●		●		●		×	△	●		●
	一方的 解除通 知	×	●	●	×	×	●	○	×	×	●	×	×	×	×		●		●		×	△	×		●
	鑑項目 合意変 更申込	●	●	●	×	●	×	○	●	×	●	×	×	×	●		●		●		×	△	●		●
	鑑項目 合意変 更承諾	●	●	●	×	●	×		●	×	●	×	×	×	●		●		●		×	△	●		●
	一方的 打切通 知	●	×	×	×	×	×	○	×	×	●	×	×	×	×		×		●		×	△	×		●
(6) 出来高 請求	出来高 要請	×	●	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	△		×		△		△	×	×		×
	出来高 報告	●	●	●	●	●	×	△	×	×	○	×	×	×	△		×		△		△	×	●		×
	出来高 確認	●	●	●	●	●	×	△	×	×	○	×	×	×	△		×		△		△	×	●		×
	請求	●	●	●	●	●	×	△	×	×	○	×	×	×	△		×		△		△	×	●		×
	請求確 認	●	●	●	●	×	×	△	×	×	○	×	×	×	△		×		△		△	×	●		×
	合意精 算申込	×	×	×	×	●	×	△	×	×	○	×	×	×	△		×		△		×	×	×		×
	合意精 算承諾	×	×	×	×	●	×	△	×	×	○	×	×	×	△		×		△		×	×	×		×
(7) 立替	立替金 報告	×	●	×	●	●	×	△	×	×	○	×	×	×	×		×		×		△	×	×		×
	立替金 確認	×	●	×	●	●	×	△	×	×	○	×	×	×	×		×		×		△	×	×		×

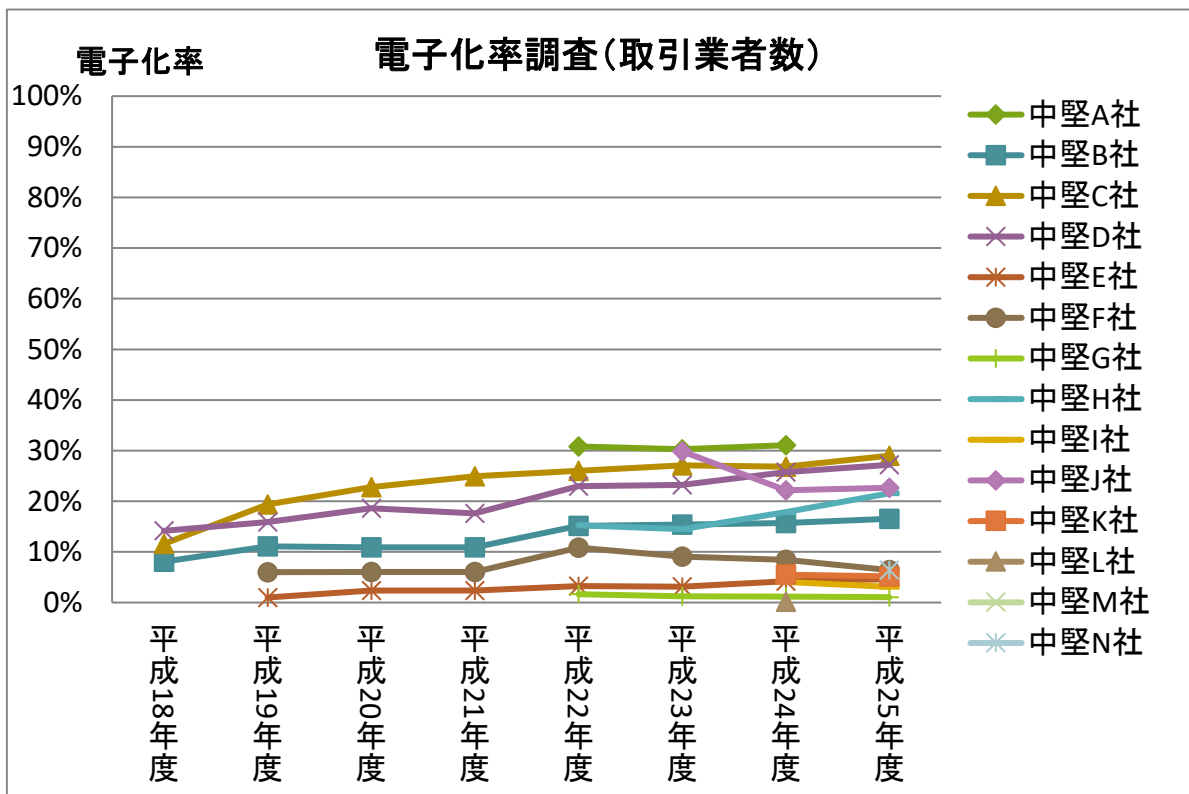
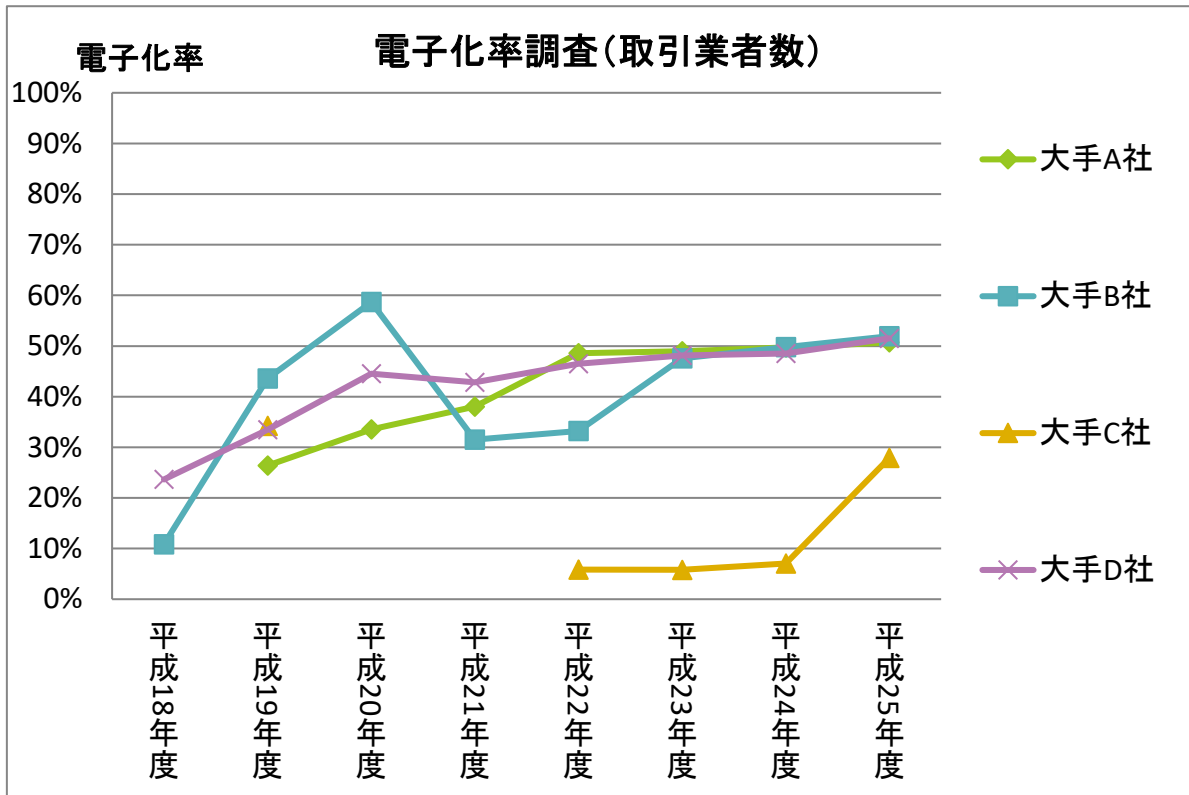
		大手				中堅（全国）										中堅（地域）									
業務メッセージ		2	3	7	8	1	4	5	6	9	10	11	12	18	20	13	14	15	16	17	19	21	22	23	24
(8) 支払通知	支払通知	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×		×		×		×	×	×		×
(9) 契約外請求	工事物件案内	×	×	×	×	△	×	△	×	×	△	×	×	×	×		×		×		×	×	△		×
	契約外請求	×	×	×	×	△	×	△	×	×	△	×	×	×	×		×		×		×	×	△		×
	契約外請求確認	×	×	×	×	△	×	△	×	×	△	×	×	×	×		×		×		×	×	△		×
(1) 建築見積	建築見積依頼	×	×	×	×	×	●	△	×	×	×	×	×	×	×		×		×		×	×	×		×
	建築見積回答	×	×	×	×	×	●	△	×	×	×	×	×	×	×		×		×		×	×	×		×
(2) 設備見積	設備見積依頼	○	×	×	○	△	●	△	×	×	○	×	×	×	×		×		×		×	×	×		×
	設備見積回答	○	×	×	○	△	●	△	×	×	○	×	×	×	×		×		×		×	×	×		×
(3) 設備機器見積	設備機器見積依頼	×	×	×	×	×	●	△	×	×	×	×	×	×	×		×		×		×	×	×		×
	設備機器見積回答	×	×	×	×	×	●	△	×	×	×	×	×	×	×		×		×		×	×	×		×
(4) 購買見積	購買見積依頼	●	●	●	●	●	●	△	●	●	●	●	●	×	●		×		△		●	×	△		×
	購買見積回答	●	●	●	●	●	●	△	●	●	●	●	●	×	●		×		△		●	×	△		△
	見積不採用通知		●	×	×	×	●	△	×	×	×	×	×	×	×		×		△		×	×	△		×
(5) 注文	確定注文	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●		●		●		●	●	●		●
	注文請け	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	×	●	●		●		●		●	●	●		●

業務名	利用メッセージ	方針・計画	推進上の課題	ID
(1) 建築見積	設備見積依頼／回答	平成 26 年度導入を目指す		1
(1) 建築見積		別システムにて運用のため		6
(2) 設備見積	設備見積依頼／回答	平成 27 年度導入を目指す	自社システムとの連携	2
(2) 設備見積		別システムにて運用のため		6
(2) 設備見積	設備見積依頼／回答	メッセージの送受信システムについて基本機能部分は構築済み。 本年より自社見積作成システムの Ver2.1 用データの取込・提供機能利用展開を開始。 利用が定着した支店についてメッセージ利用のテスト運用を行う。	下見積徴集の方法が地域毎に異なっているため、一斉に運用開始できない。 専門工事業者の対応状況も様々で徴集会社数も多く、業務効率の低下が懸念され、それを補完するための社内システムの機能追加・整備が必要と考えている。	8
(2) 設備見積		テスト運用		10
(3) 設備機器見積		別システムにて運用のため		6
(5) 注文			協力業者の参加	16
(5) 注文	確定注文／注文請け	本社については電子契約率増を目指す		18
(5) 注文	確定注文／注文請け		全業者が導入していないので、紙ベースでも実施	21
(6) 出来高請求	8 メッセージ	2014 年度検証開始		4

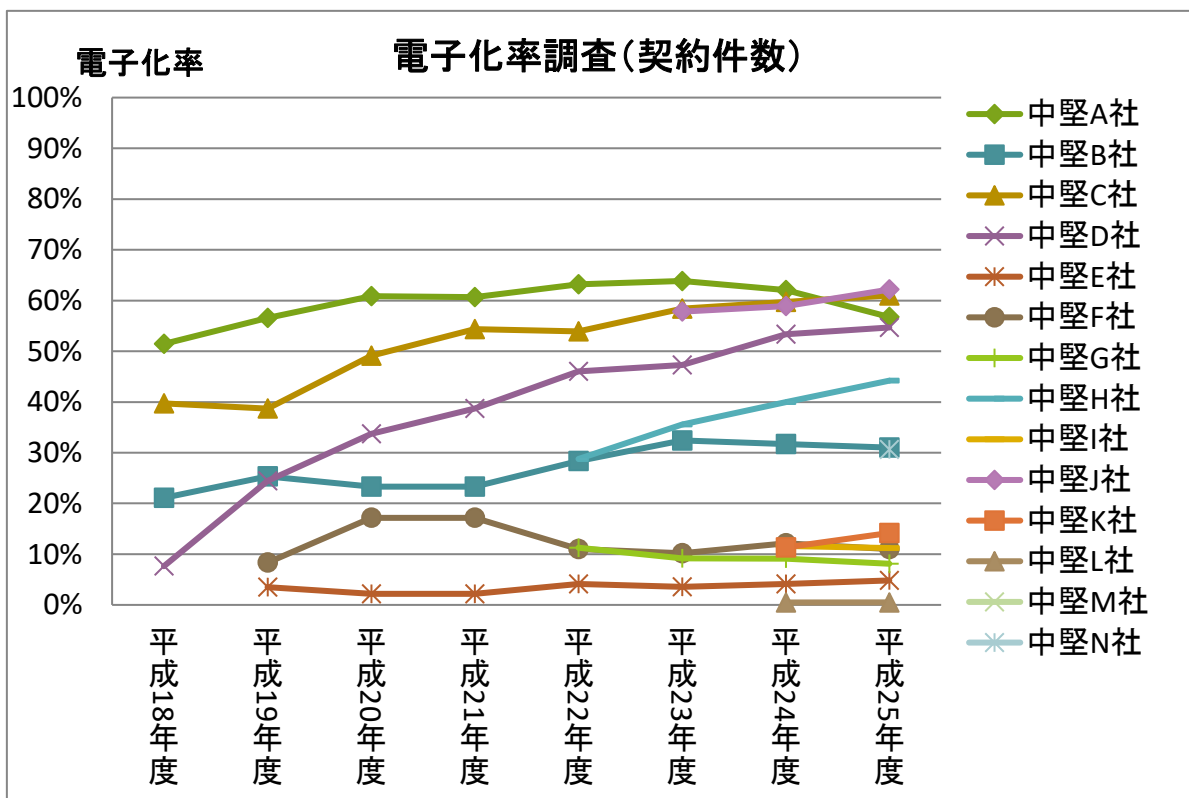
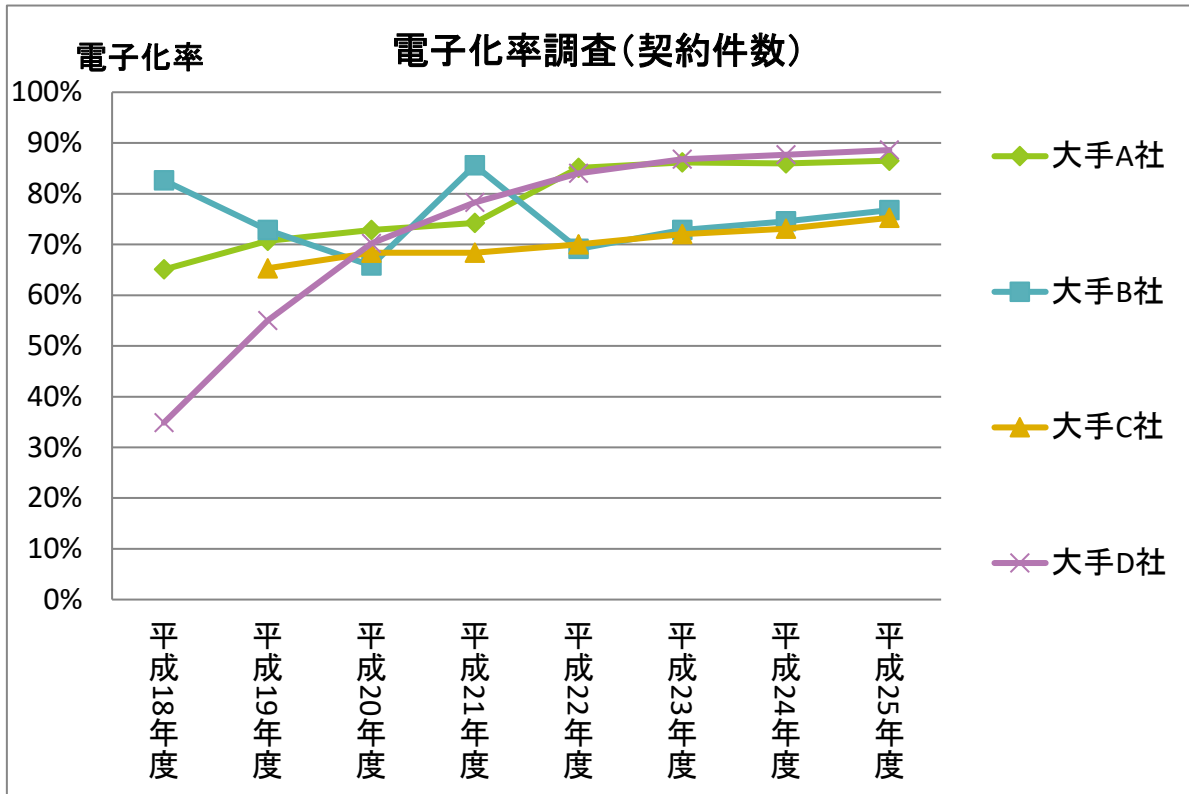
業務名	利用メッセージ	方針・計画	推進上の課題	ID
(6) 出来高請求	合意精算申込／承諾	2014 年度運用開始予定	社内運用体制の整備。協力会社の運用体制。	10
(6) 出来高請求	出来高報告／確認、請求・請求確認	パイロット運用中。順次拡張予定	社内運用体制の整備。協力会社の運用体制。	10
(6) 出来高請求	出来高要請／報告／確認 請求／請求確認	いずれは実施する可能性有り。	受注者側に内訳明細を全てCI-NET 上で記入してもらうようにする必要がある。	19
(6) 出来高請求	8 メッセージ	今後検討予定	既存システムの改修	20
(7) 立替	立替金報告／確認	2014 年度運用開始予定	社内運用体制の整備。協力会社の運用体制。	10
(9) 契約外請求	工事物件案内、契約外請求／請求確認	平成 28 年度導入を目指す		1

3) 電子化率（概要）

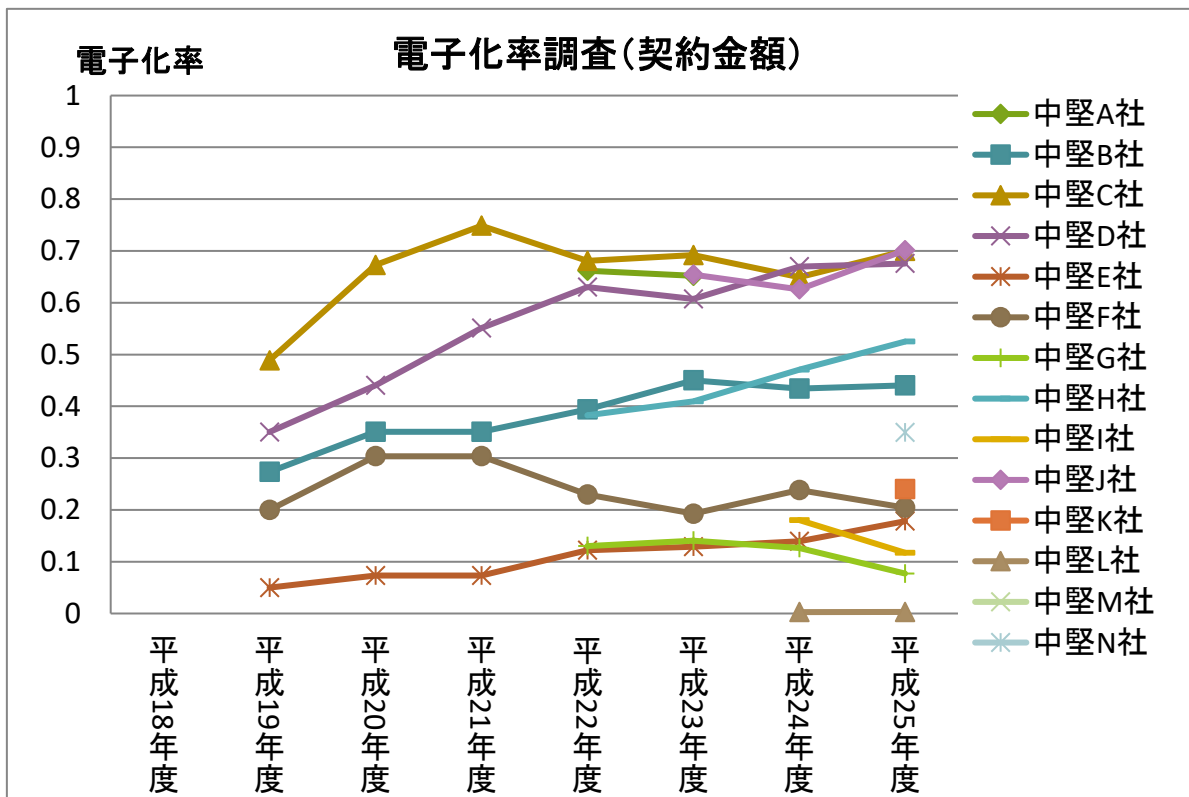
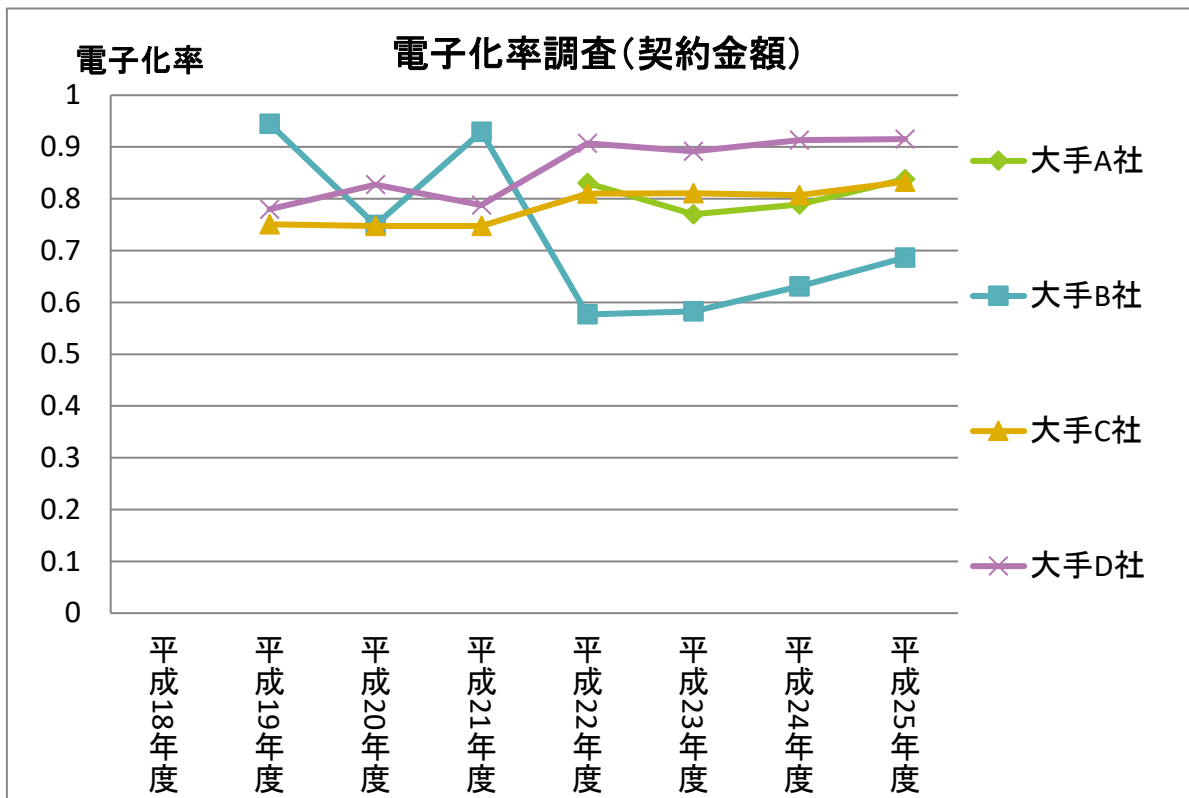
a) 取引業者数



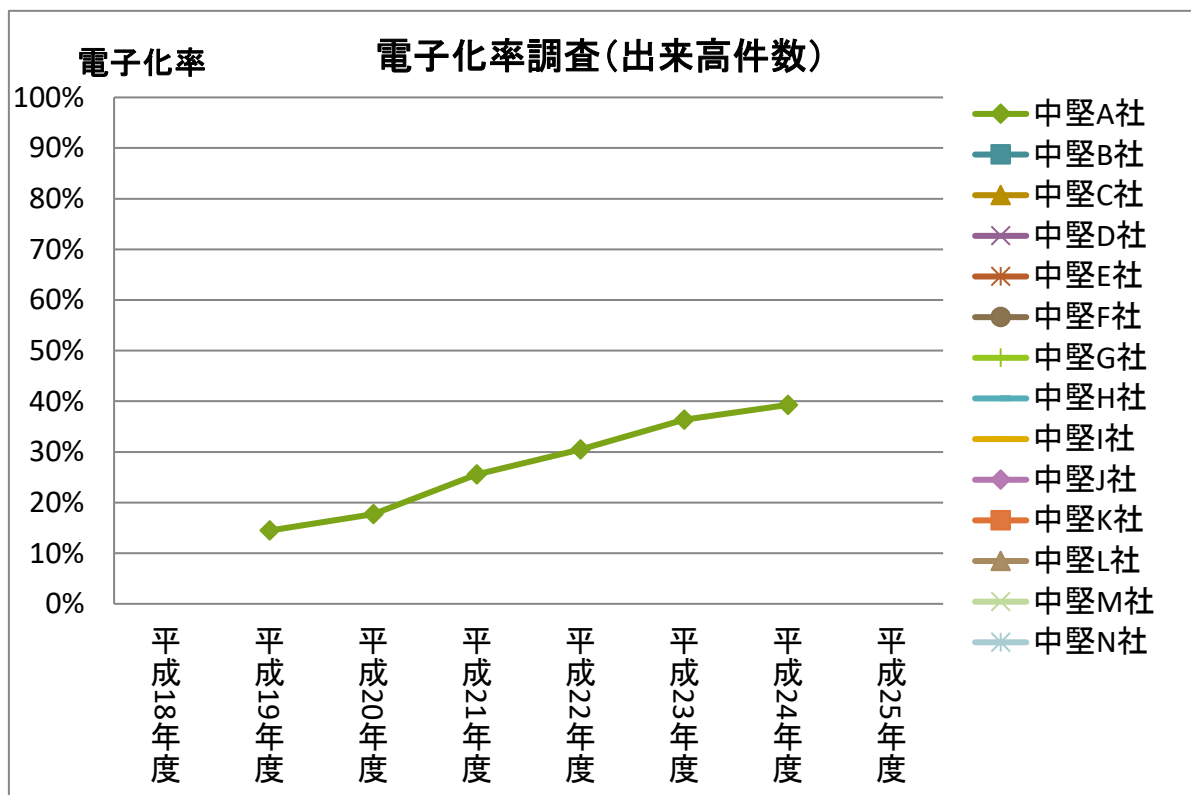
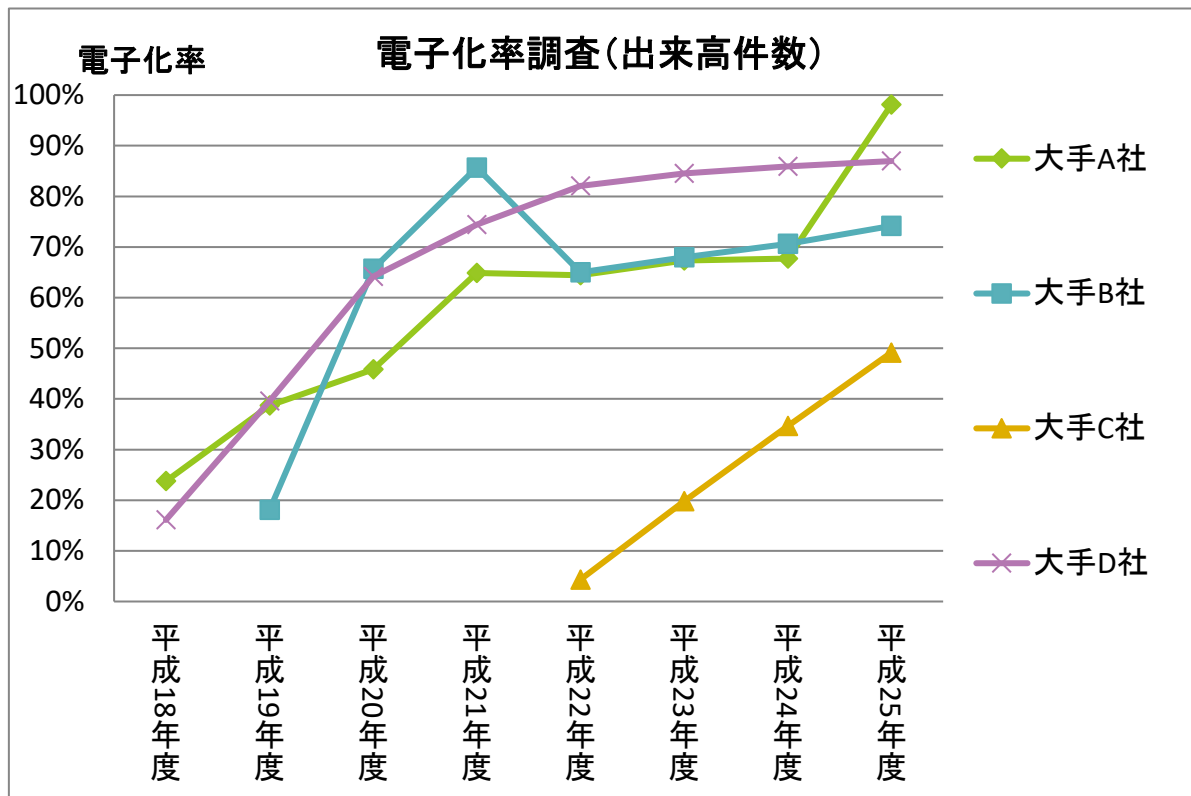
b) 契約件数



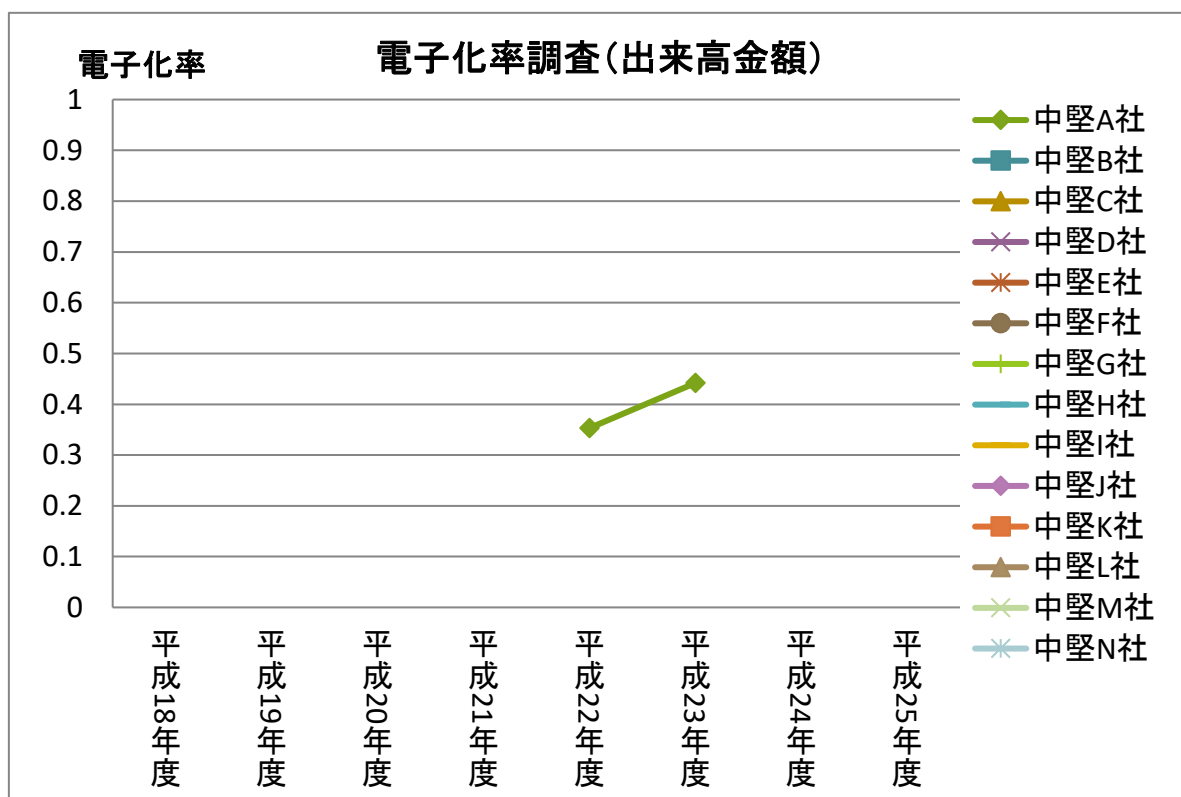
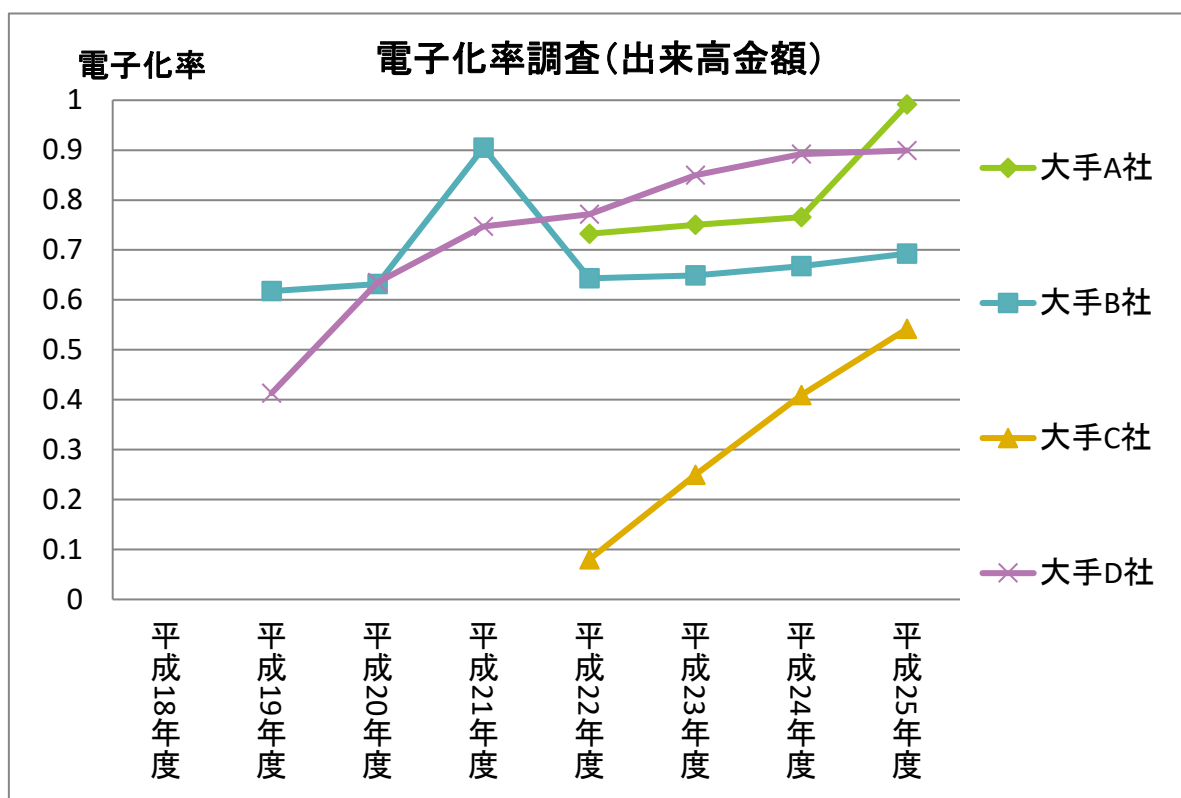
c) 契約金額



d) 出来高件数



e) 出来高金額



4) 電子商取引普及方策

a) 社内システムの更改計画

- 購買システム 2014/6～2015/10
- 原価管理システムの導入・2015/04
- 原価管理システム。時期未定。
- 社内システム更改と同時に行うと、問題の切り分けが困難になる可能性もある。
- CI-NET での取引を開始する約 2 ヶ月程前から業務フローの見直し（電子・紙での見積から注文までの流れ）を行い、電子に切り替えたタイミングでその業務フローに沿った業務運用を開始しました。今後の計画として、経理部門による重複入力の問題があるので時期等は決まっていますが、改善していく予定です。
- 2014 年 8 月に原価管理システムを更新予定です。
- 更改計画は経理システムとの関連もあるため現時点では未定。
- 平成 28 年 4 月から新会社の統合システム 運用開始、会計・工事収益等
- 現行システムのサーバが老朽化しており、来年度中までには何らかの対策が必要と考えています。
- 取引規模等会社の状況が変わってきており、費用対効果を考え、利用停止も含めて検討する予定です。

b) CI-NET の導入により社内コンプライアンス上で改善されたこと

- 立替金の相殺手続きを CI-NET 利用に標準化し、従来、電話や F A X を使って協力会社の承諾を取付けていた業務の効率化や経費削減も図られた。
- 電子契約化により、従来月次での契約処理がデイリーで可能となり、かつ社内システムを整備することにより契約時期遅延管理も容易になり、早期契約に寄与した。
- 決裁および回付状況が可視化されたために、結果として契約手続きが遅延するなどの事態を防止する効果が挙げられている。
- 小額取引に対しても契約の徹底を図ることができた。
- 紙での取引だと電話など口頭でのやりとりで見積金額が決定することもあり、見積書の金額が一方的に決定したものと判断されることがありました。しかし、CI-NET を利用して見積依頼（発注者）→見積回答（受注者）をすることによって、双方の合意で最終金額を決定したと判断できるので CI-NET を利用することで結果的にコンプライアンスの向上につながりました。
- 注文書発送～請書受領までのリードタイムが郵送に比べて短縮されたことで、着工前に工事請書を受領できた注文案件が増えた。
- コンプライアンスは、社内において厳しく指導されていますが、C I - N E T の導入とは特に絡めていません。
- CI-NET に限らず、システム化・標準化はコンプライアンス向上に有効と感じています。

- 未契約着工防止に貢献できる。
- 合意精算メッセージの使用により、契約・請求の時間が短縮された。
- システム制約により、手順を飛び越えた処理やデータの改ざんが出来なくなっていることはコンプライアンスの向上に寄与しています。

c) 受注者向けの合同説明会の実施の有効性、社内計画と関連したご要望等

- 受注者様の担当者の負担が大きく、導入に踏み切れないケースがあると思われる。ASPベンダー様からの積極的な勧誘およびサポートが利用拡大には必要ではないでしょうか。
- 全店的に展開が完了している為、特に地方での合同説明会等への要望はありません。
- 受注者向けの説明会を実施することも必要ですが、発注者向けの説明会をより多く実施すること。受注者は、CI-NETを導入しているゼネコンが多数いなければ導入の際にメリットや金銭面も考えて検討しないと思います。なので、まず発注者を増やしていくことが利用拡大につながると思います。
- 発注者企業に、説明会への出席を要望する受注者企業の聞き取りをする。その受注者企業宛の説明会の案内には出席を要望した発注者企業名(複数の場合は全て)を記載する。そうすることで、説明会への出席率も上がるうえ、導入への動機付けにもなる。さらに、説明会を建設業振興基金殿と地域のCI-NET導入済み発注者企業との共催という形にして、CI-NET導入によって取引が拡大が図れるということを意識してもらおう。また、発注者企業としても(当社の場合は)、実際電子化率を上げたいのでCI-NET導入済み受注者企業との取引は進めたいと考えている。
- 複数の発注者が対応していることを説明してくださるよう希望します。
- 受注者側は受身の姿勢で発注者側から要請があれば導入を検討するというスタンスだと思います。発注者主催で導入を前提とした「説明会形式」でないと普及促進効果は薄いと思います。
- 社内でも普及展開に努めているが加入率が低い地域もあるためそうした地域を中心に説明会を開催してもらえればと考える。
- 経営者向けの説明会を開催して欲しい。また、導入して欲しい発注者の調査結果を活かせる場を設けてほしい。
- 地域の発注者が合同で実施することで、受注者へのアピールとなる。

d) CI-NETの利用メリット創出に向けた中長期的な課題

- 建築主との電子契約化については、相当の導入経費や手続きがかかる反面、効果を図りかねる印象があるため、慎重に議論していくことが必要と思われる。
- システム利用料がネックで加入しない会社もあると聞くので改善頂きたい。

e) 電子商取引の周辺分野への拡大

- 建築主との電子契約…導入される企業(建築主)様の拡大は、現在の受注者様と同様の課題を抱えると思われます。
- 適用業務の拡大分野：建設副産物関連の委託契約の電子化への適用
- 経営事項審査の加点、総合評価の加点等、国交省に働きかけて欲しいです。最終的には、電子入札→電子商取引→電子納品と CI-NET で契約できるのが理想的です。
- 今のままでは拡大はしないと思う。いろんな電子化が進んでいる中でのただの一つの事項。
- 図面の配信

i) 国や自治体の施策に関連した優遇措置

- CI-NET は各社様の経営判断で導入するひとつのツールであるため、国または自治体の施策による優遇策の対象する場合、公平性の担保が難しいと思います。
- 国の施策でもある I T 技術の利用を促進させるため、電子商取引実施企業の経営事項審査評価点への加点が有効と考えます。
- 事務面などで困難も予想されますが検討を望みます。
- 3 年毎の CI-NET 更新手続きの際に、社会保険の加入状況と反社会的勢力でないことの「確約書」を添付させる。
- 導入企業に対する総合評価での加点措置。※導入済の業者は総合評価落札方式による入札で優位にたてる等の優遇措置があると一気に導入業者は増えます。
- 具体的なアイデアはありませんが、この 4 月からの印紙税の軽減措置の拡充により CI-NET 導入のメリットが小さくなっており、受注者企業への導入推進の足かせとなっています。コストメリットの出る優遇措置を希望します。
- 入札時の CI-NET 導入企業への加点などが、CI-NET 普及に効果が高いと思います。
- 何らかの優遇措置があれば普及促進につながると思いますが、導入範囲や電子化率等をどう優遇措置に反映させるかが難しい課題と感じます。
- 工期が短かかったり単発の工事の場合、加入に躊躇する会社もあると聞くのでそうした会社にもメリットがある方策を考えてほしい。
- 経営事項審査の加点措置については、是非検討して頂きたい。
- 経営事項審査や競争参加資格審査における加点項目とする。

ii) その他

- 協力会社の事業所単位の許可業種の情報を元請と連携するのに CI-NET を活用する。
- 元請（ゼネコン）と一次下請け間だけでなく、下請け間での電子取引が運用コスト等の敷居を下げて活性化できれば CI-NET 活用の裾野が広がるのでは。
- 市販の見積ソフト、会計ソフトの CI-NET 対応（アドオンでも可）による受注者の

2 重入力手間削減。市販ソフトの CI-NET 対応開発費用は国からの補助金でベンダに実施してもらう。

- 購入する受注者への補助。
- 今回問題となっている保険未加入問題の件で、弊社では協力業者が保険に入っているかどうか把握することが非常に苦勞している部分であります。ですから、各企業の情報（保険の加入・未加入状況・整理記号、企業情報等）を CI-NET 上で一括管理できるような方法があれば、今後様々な面で役立つと思います。現在は、個々で企業情報を登録して管理していますが、自社で登録した情報が他企業のソフトに自動で更新されるようなシステムを作れば情報の一括管理もでき、確かな情報を変更した際にすぐに各 CI-NET 利用業者先に届けることができると考えました。
- これ以上幅広く展開しても意味がない。
- CI-NET 導入済みの発注者企業と受注者企業のマッチングをコーディネートするような仕組み。

5) その他の要望

- 今後の CI-NET 拡大するうえで、受注者へのアプローチよりも発注者（総合工事業者）を増やす施策が必要。
- また、国や建設業振興基金は新たな施策を打ち出して欲しい。例えば…
 - 電子証明書・標準企業コード取得、更新手数料の軽減および有効期間の延長（資本金で更新金額が違うのも変？）
 - 公共工事入札条件項目に CI-NET 導入有無を記入（記入させるだけでも効果は望めるのでは？）
- 早く、もっと発注者側の利用者を増やしてほしい。
- 首都圏以外の受注者様への積極的な働きかけを期待しております。
- 電子商取引の導入拡大には、元請企業の導入拡大が先決と考えます。短期的取組みとして元請業界団体（日建連など）での広報や、同団体幹部会（各社の役員クラス）での有力元請企業への個別要請を行ってもらってはどうか。
- 前シートの 5-(2)でコンプライアンス上のアピールポイントの話がありましたが、発注者側の導入効果としては、電子契約化に併せて社内システムを整備することにより、契約明細の見える化や価格比較など、元請業務の質と効率向上につながることも挙げられます。こういうこともアピールポイントとしてはどうでしょうか。
- 神奈川県地域のゼネコン各社への CI-NET 普及（CI-NET 導入発注者の増加）を求めています。なので、総合工事業者各社へ CI-NET を広めていくことで自然と受注者となる業者を増やすことができると考えています。
- 毎月利用料が請求される仕組みもどうなのかなって思う。導入したが、さほど CINET 契約していない業者に対し、毎月やめるかどうかを検討する通知書が来るみたいだ。そして、こういうのが最近多いのも現状。電子マニフェストとか。。

(2) 「CI-NET 利用状況調査」の実施

(a) 調査概要

1) 実施内容

CI-NET 導入企業に対する CI-NET 利用の実態把握および普及のための課題把握

2) 調査対象

CI-NET 企業識別コード登録企業のうち、企業識別コード取得手続き外目的での連絡先使用許諾企業 4,224 社

3) 調査時期

平成 26 年 5 月 13 日～平成 26 年 5 月 23 日

4) 回収状況

回答企業数：2,126 社

回収率：50.3%

(b) 調査票

本調査は、Web アンケートにより実施した。

CI-NET 導入企業アンケート

このアンケートは、一般財団法人建設業振興基金が、CI-NET をより使いやすく効率的なシステムとすることを目的として、受注業務にご利用いただいている企業様を対象にして実施しています。お忙しいところ恐縮ですが、ぜひご協力ください。

なお、個別の企業名や回答内容等は建設業振興基金で責任を持って管理いたしますので、忌憚のないご回答をお寄せください。

このアンケートについて、ご不明の点等あれば、下記担当者までご連絡ください。

問い合わせ先：一般財団法人建設業振興基金 担 当： 帆 足、荒 井

電 話：03-5473-4573

e メール：ci-net@kensetsu-kikin.or.jp

協力案内状(PDF 版)および調査票(PDF 版)は[こちら](#)から印刷可能です。

——まず、貴社の企業内容についておうかがいいたします。——

問 1. 貴社は建設業許可を取得していますか？

☐ 1. 建設業許可を取得している ⇒問2へ

- ☐ 2. 建設業許可を取得していない ⇒問3へ

＜問 1 で、「1.建設業許可を取得している」を選んだ方に＞

問 2 貴社の許可業種を、以下の選択肢の中からいくつでも選んでください。

- | | | |
|--|--|--------------------------------------|
| ☐ 1. 土木工事業 | ☐ 2. 建築工事業 | ☐ 3. 大工工事業 |
| ☐ 4. 左官工事業 | ☐ 5. とび・土木工事業 | ☐ 6. 石工事業 |
| ☐ 7. 屋根工事業 | ☐ 8. 電気工事業 | ☐ 9. 管工事業 |
| ☐ 10. タイル・れんが・ブロック工事業 | ☐ 11. 鋼構造物工事業 | ☐ 12. 鉄筋工事業 |
| ☐ 13. ほ装工事業 | ☐ 14. しゅんせつ工事業 | ☐ 15. 板金工事業 |
| ☐ 16. ガラス工事業 | ☐ 17. 塗装工事業 | ☐ 18. 防水工事業 |
| ☐ 19. 内装仕上工事業 | ☐ 20. 機械器具設置工事業 | ☐ 21. 熱絶縁工事業 |
| ☐ 22. 電気通信工事業 | ☐ 23. 造園工事業 | ☐ 24. さく井工事業 |
| ☐ 25. 建具工事業 | ☐ 26. 水道設備工事業 | ☐ 27. 消防設備工事業 |
| ☐ 28. 清掃設備工事業 | | |

＜問 1 で、「2. 建設業許可を取得していない」と回答された方に＞

問 3 貴社の業種について、次の選択肢の中からあてはまるものをいくつでも選んでください。「5.その他」を選ばれた場合は、空欄に具体的に内容をご記入ください。

- ☐ 1. 資材
- ☐ 2. リース・レンタル
- ☐ 3. 商社
- ☐ 4. 警備保障
- ☐ 5. その他

＜以下、全員の方に＞

問 4 貴社の資本金を、以下の選択肢の中から 1 つだけ選んでください。

- | | | |
|--|--|--|
| ☐ 1. なし(個人) | ☐ 2. 200 万円未満 | ☐ 3. 200 万円以上 500 万円未満 |
| ☐ 4. 500 万円以上 1,000 万円未満 | ☐ 5. 1,000 万円以上 2,000 万円未満 | ☐ 6. 2,000 万円以上 3,000 万円未満 |

- ☐ 7. 3,000 万円以上 5,000 万円未満
- ☐ 8. 5,000 万円以上 1 億円未満
- ☐ 9. 1 億円以上 10 億円未満
- ☐ 10. 10 億円以上 50 億円未満
- ☐ 11. 50 億円以上

問 5. 貴社の年間の概算取引金額を、以下の選択肢の中から 1 つだけ選んでください。

- ☐ 1. 1000 万円未満
- ☐ 2. 1000 万円以上 5,000 万円未満
- ☐ 3. 5,000 万円以上 1 億円未満
- ☐ 4. 1 億円以上 5 億円未満
- ☐ 5. 5 億円以上 10 億円未満
- ☐ 6. 10 億円以上 20 億円未満
- ☐ 7. 20 億円以上 40 億円未満
- ☐ 8. 40 億円以上 60 億円未満
- ☐ 9. 60 億円以上 80 億円未満
- ☐ 10. 80 億円以上 100 億円未満
- ☐ 11. 100 億円以上

問 6. 貴社の 1 年間の収入印紙代概算額を次の選択肢の中から選んでください。

- ☐ 1. 5 万円未満
- ☐ 2. 5 万円以上 10 万円未満
- ☐ 3. 10 万円以上 30 万円未満
- ☐ 4. 30 万円以上 50 万円未満
- ☐ 5. 50 万円以上 100 万円未満
- ☐ 6. 100 万円以上

問 7. 貴社が元請となる比率(完工高)を、以下の選択肢の中から選んでください。

- ☐ 1. 元請 30%未満
- ☐ 2. 元請 30%以上 50%未満
- ☐ 3. 元請 50%以上

問 8. 貴社は公共工事において、これまで電子入札を行ったことがありますか？

- ☐ 1. ある
- ☐ 2. ない

問 9. 貴社の営業地域は全国ですか？

- ☐ 1. 全国である ⇒問 11 へ

- ☐ 2. 全国ではない ⇒問 10 へ

問 10. 貴社の営業地域を都道府県単位でいくつでも選んでください。

- | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 1. 北海道 | ☐ 2. 青森県 | ☐ 3. 秋田県 |
| ☐ 4. 岩手県 | ☐ 5. 山形県 | ☐ 6. 宮城県 |
| ☐ 7. 福島県 | ☐ 8. 茨城県 | ☐ 9. 栃木県 |
| ☐ 10. 群馬県 | ☐ 11. 埼玉県 | ☐ 12. 千葉県 |
| ☐ 13. 東京都 | ☐ 14. 神奈川県 | ☐ 15. 山梨県 |
| ☐ 16. 新潟県 | ☐ 17. 長野県 | ☐ 18. 岐阜県 |
| ☐ 19. 静岡県 | ☐ 20. 愛知県 | ☐ 21. 三重県 |
| ☐ 22. 富山県 | ☐ 23. 石川県 | ☐ 24. 福井県 |
| ☐ 25. 滋賀県 | ☐ 26. 京都府 | ☐ 27. 大阪府 |
| ☐ 28. 兵庫県 | ☐ 29. 奈良県 | ☐ 30. 和歌山県 |
| ☐ 31. 鳥取県 | ☐ 32. 島根県 | ☐ 33. 岡山県 |
| ☐ 34. 広島県 | ☐ 35. 山口県 | ☐ 36. 香川県 |
| ☐ 37. 徳島県 | ☐ 38. 愛媛県 | ☐ 39. 高知県 |
| ☐ 40. 福岡県 | ☐ 41. 佐賀県 | ☐ 42. 長崎県 |
| ☐ 43. 熊本県 | ☐ 44. 大分県 | ☐ 45. 宮崎県 |
| ☐ 46. 鹿児島県 | ☐ 47. 沖縄県 | |

問 11. 貴社では、CI-NET をどの立場で利用されていますか？以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。

- ☐ 1. 発注者の立場としてのみ利用している ⇒問 29 へ
- ☐ 2. 発注者・受注者の立場で利用している ⇒問 12 へ
- ☐ 3. 受注者の立場で利用している ⇒問 12 へ

＜問 12 から問 28 までは、問 11 で 2 または 3 を選んだ方(CI-NET を受注者の立場でご利用いただいている方)におうかがいします。受注者の立場でご回答ください。＞

問 12. 貴社の CI-NET の利用年数を、以下の選択肢の中から選んでください。

- ☐ 1. 1年未満 ☐ 2. 1年以上3年未満 ☐ 3. 3年以上5年未満
- ☐ 4. 5年以上10年未満 ☐ 5. 10年以上

問 13. 貴社がこれまで CI-NET を行った発注元企業数を、以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。

- ☐ 1. 1社 ☐ 2. 2社 ☐ 3. 3社
☐ 4. 4社 ☐ 5. 5社 ☐ 6. 6社
☐ 7. 7社以上

問 14. 貴社が現在 CI-NET を行っている発注元企業数を、以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。

- ☐ 1. 0社 ☐ 2. 1社 ☐ 3. 2社
☐ 4. 3社 ☐ 5. 4社 ☐ 6. 5社
☐ 7. 6社 ☐ 8. 7社以上

問 15. 貴社の平成 25 年度(平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)の電子商取引の件数を、以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。

- ☐ 1. 0 件 ☐ 2. 1 件以上 3 件未満 ☐ 3. 4 件以上 6 件未満
☐ 4. 7 件以上 9 件未満 ☐ 5. 10 件以上 30 件未満 ☐ 6. 30 件以上 50 件未満
☐ 7. 50 件以上 80 件未満以下 ☐ 8. 80 件以上 100 件未満 ☐ 9. 100 件以上

問 16. 貴社の平成 25 年度(平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)の主要な取引のうち、電子商取引の割合を「取引件数ベース」でお答えください。なお「取引件数ベース」の割合が不明な場合は「契約金額ベース」でお答えください。

- ☐ 1. 10 % 未 満 ☐ 2. 10%以上 20%未満 ☐ 3. 20%以上 30%未満
☐ 4. 30%以上 40%未満 ☐ 5. 40%以上 50%未満 ☐ 6. 50%以上 60%未満
☐ 7. 60%以上 70%未満 ☐ 8. 70%以上 80%未満 ☐ 9. 80 % 以 上

問 17. 問 16 でお選びいただいた比率は、「取引件数ベース」ですか、それとも「契約金額ベース」ですか？お答えいただいたベースを一つだけ選んでください。

- ☐ 1. 取引件数ベースでの比率
☐ 2. 契約金額ベースでの比率

問 18. 貴社での全体の取引件数に占める電子商取引の割合の傾向について、あてはまるものを以下

の選択肢の中から1つだけ選んでください。

- ☐ 1. 増加している ☐ 2. やや増加している ☐ 3. 変わらない
☐ 4. やや減少している ☐ 5. 減少している

問 19. 貴社内で普段 CI-NET でご利用いただいている業務を、以下の選択肢の中からいくつでも選んでください。

- ☐ 1. 建築見積回答 ☐ 2. 設備見積回答 ☐ 3. 購買見積回答
☐ 4. 注文請け ☐ 5. 出来高報告・請求 ☐ 6. 支払通知(受信)

問 20. CI-NET をご利用されていて、以下の項目について、以下のどのよう to 思われますか。それぞれの項目ごとに貴社のお考えに近い選択肢を1つずつ選んでください。

	1 メリットに感 じる	2 ややメリットに 感じる	3 どちらともいえ ない	4 デメリットに感 じる
1. 収入印紙代の削減	☐	☐	☐	☐
2. 通信費、交通費の負担 軽減	☐	☐	☐	☐
3. 伝票作成作業の負担軽 減	☐	☐	☐	☐
4. 転記・照合負担軽減	☐	☐	☐	☐
5. 保管作業軽減	☐	☐	☐	☐
6. 取引伝票の一括管理	☐	☐	☐	☐
7. 契約までの時間短縮	☐	☐	☐	☐
8. データの見える化	☐	☐	☐	☐
9. 企業イメージの向上	☐	☐	☐	☐
10. 見積依頼件数や受注 件数の増加	☐	☐	☐	☐

問 21. 貴社では、CI-NET を導入することによって、収入印紙税負担の軽減がありましたか？以下の
選択肢の中から1つだけ選んでください。

- ☐ 1. 軽減した ⇒問 22 へ

- ☐ 2. やや軽減した ⇒問 22 へ
- ☐ 3. 変わらない ⇒問 23 へ

＜問 21 で「1.軽減した」または「2. やや軽減した」を選らんだ方へ＞

問 22. 貴社の最近 1 年間における収入印紙税の削減額を、以下の選択肢の中から 1 つだけ選んでください。

- ☐ 1. 5 万円未満 ☐ 2. 5 万円以上 10 万円未満 ☐ 3. 10 万円以上 30 万円未満
- ☐ 4. 30 万円以上 50 万円未満 ☐ 5. 50 万円以上 100 万円未満 ☐ 6. 100 万円以上

問 23. 最近 1 年間で、貴社の収入印紙税額削減額と CI-NET の利用費用とを比較してどちらがどの程度大きいとお考えですか？以下の選択肢の中から 1 つだけ選んでください。

- ☐ 1. 収入印紙税削減額が大きいと思う
- ☐ 2. やや収入印紙削減額が大きいと思う
- ☐ 3. 同じくらいであると思う
- ☐ 4. やや CI-NET 利用費用が大きいと思う
- ☐ 5. CI-NET 利用費用が大きいと思う

問 24. CI-NET 利用費用について、どのようにお考えですか。以下の選択肢の中から 1 つだけ選んでください。

- ☐ 1. 安いと思う ☐ 2. やや安いと思う ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. やや高いと思う ☐ 5. 高いと思う

問 25. 貴社では、紙の契約と電子契約が混在することを煩雑だと感じますか？以下の選択肢の中から 1 つだけ選んでください。

- ☐ 1. 煩雑だと感じる ⇒問 27 へ
- ☐ 2. やや煩雑だと感じる ⇒問 27 へ
- ☐ 3. どちらともいえない ⇒問 27 へ
- ☐ 4. あまり煩雑だと感じない ⇒問 26 へ
- ☐ 5. 煩雑だと感じない ⇒問 26 へ

＜問 25 で「4. あまり煩雑だと感じない」または「5. 煩雑だと感じない」を選んだ方へ＞

問 26. 紙契約と電子契約が混在していても業務が煩雑にならないために工夫していることがあれば、どのようなことでも結構ですのご自由にご記入ください。

問 27. 貴社では、紙契約の場合、見積から契約まで平均して何日程度を要しますか？具体的な日数でご記入ください。【半角】

契約まで 日程度

問 28. それでは、貴社では、電子契約の場合、見積から契約まで平均して何日程度を要しますか？具体的な日数でご記入ください。【半角】

契約まで 日程度

————ここからは、今後の CI-NET のご利用について全員の方におうかがいいたします。————

問 29. 貴社が電子化率を向上させるために CI-NET を導入してほしいゼネコンがあれば、以下の空欄に具体的にゼネコン名をいくつでもご記入ください。

問 30. 拡大してほしい業務（例えば注文請けだけでなく出来高請求まで拡大してほしい等）がございましたら、以下の空欄に具体的にご記入ください。また、業務を拡大してほしい対象となるゼネコン名も具体的にご記入ください。

問 31. 電子商取引の効果を実感するにはどの程度の電子化率（完工高または取引件数）が必要だとお考えですか。以下の選択肢の中から 1 つだけ選んでください。

☐ 1. 30%未満

- ☐ 2. 30%以上 40%未満
- ☐ 3. 40%以上 50%未満
- ☐ 4. 50%以上 60%未満
- ☐ 5. 60%以上
- ☐ 6. わからない

問 32. 社内システム(自社構築システム、業務パッケージシステム等)に CI-NET データをどのように取り込んでいますか。以下の選択肢の中から 1 つだけ選んでください。

- ☐ 1. 自動で取り込んでいる
- ☐ 2. ファイル単位で取り込んでいる
- ☐ 3. 一度紙で出力し、手入力している(取り込んでいる)

問 33. 貴社が 1 次下請で電子商取引をご利用の場合、2 次下請電子商取引を展開したいとお考えですか。

- ☐ 1. 展開したいと思う
- ☐ 2. 現在検討中である
- ☐ 3. 今のところ考えていない

問 34. 2 次下請けへの電子商取引の展開について、具体的な計画などあればご記入ください。

問 35. CI-NET について、ご意見やご要望、課題、お困りのこと等、どのようなことでも結構ですので自由にご記入ください。

問 36. 一般財団法人建設業振興基金について、ご意見やご要望等、どのようなことでも結構ですので自由にご記入ください。



問 37. 現在、CI-NET 利用企業は現在企業名、企業識別コードを公開しておりますが、加えて営業地域、業種の公開を検討しています。貴社は営業地域と業種の公開に賛成ですか。

- ☐ 1. 賛成である
- ☐ 2. 反対である

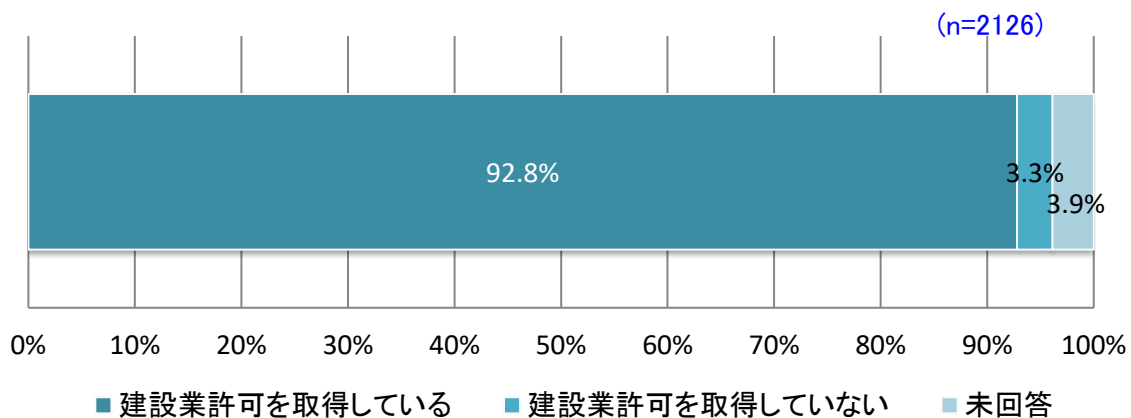
アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

(c) 集計結果報告（詳細）

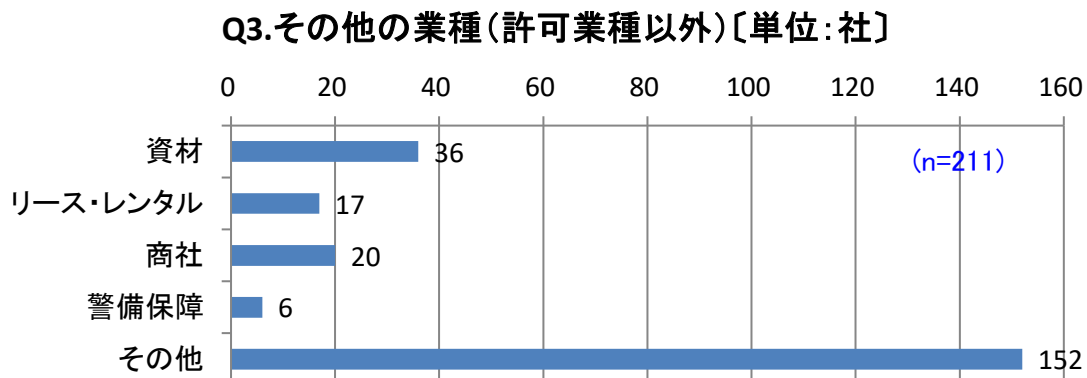
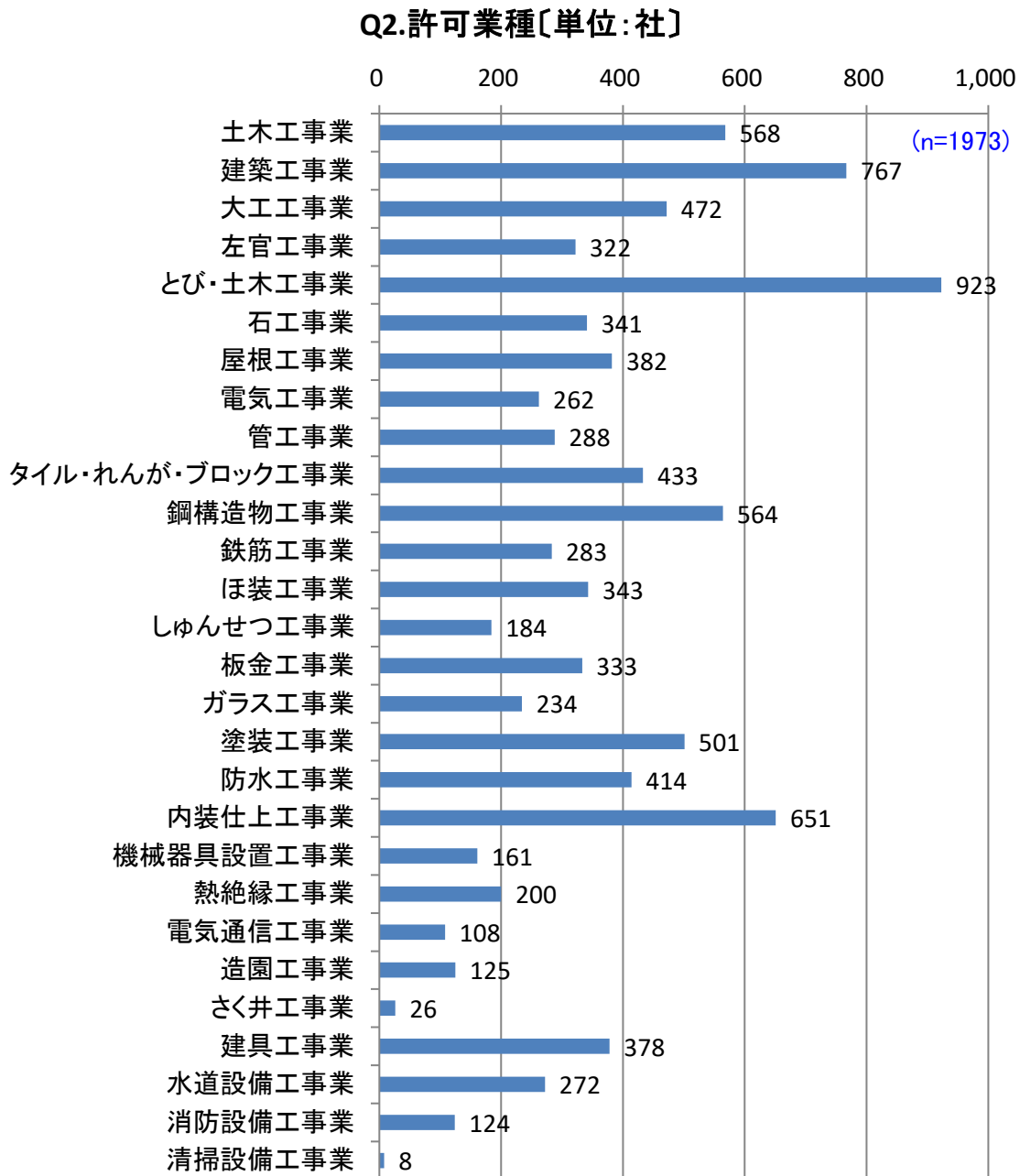
1) 回答企業のプロフィール

a) 建設業許可の取得状況

Q1.建設業許可の取得の有無〔単位：社〕



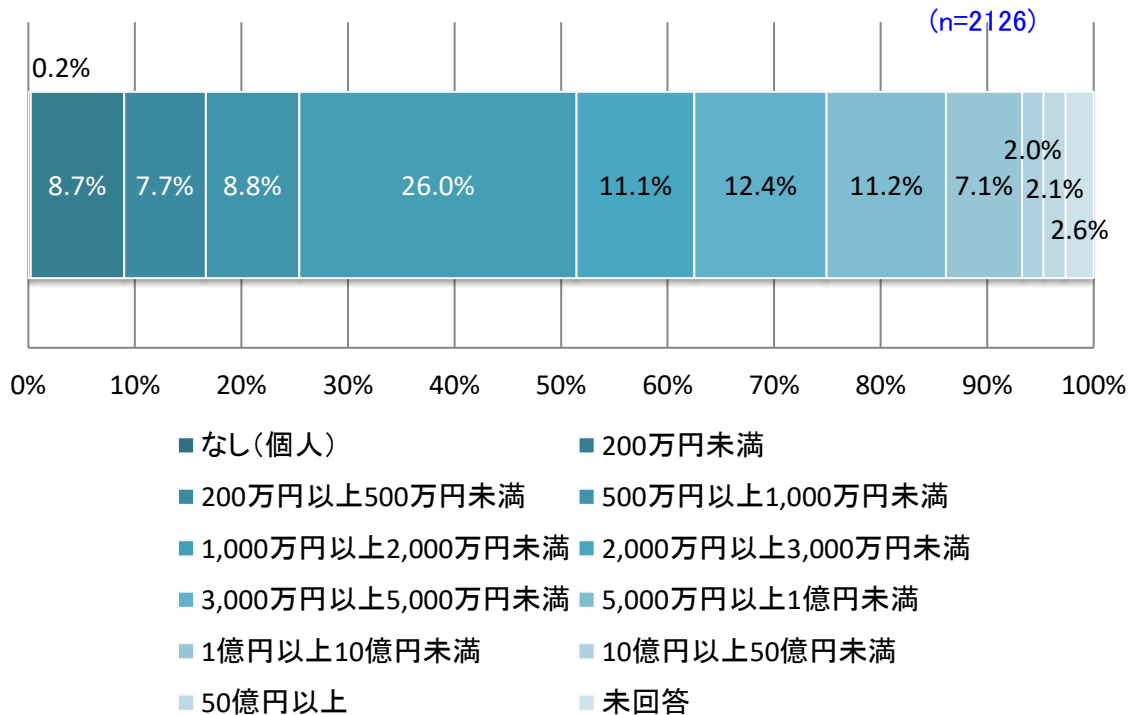
b) 許可業種、その他の業種



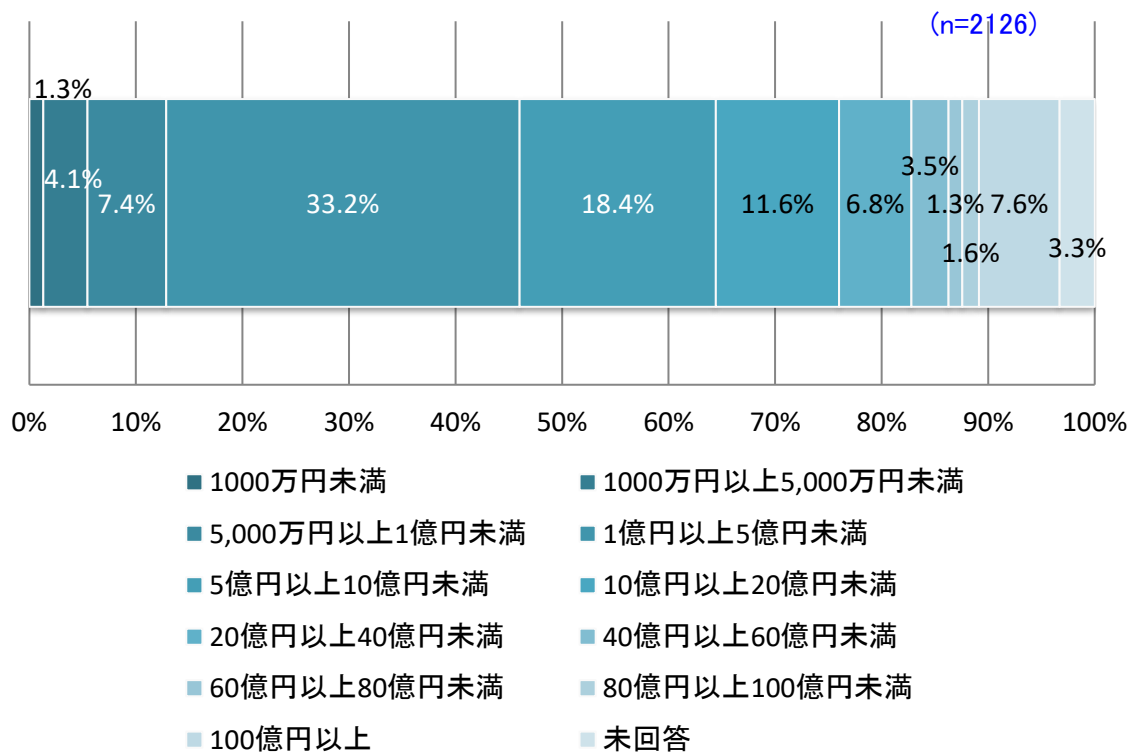
c) 資本金、概算取引金額（年間）、収入印紙代概算額（年間）

回答企業の半数以上が資本金 2000 万円未満、16.4%が 500 万円未満の小規模事業者であった。また、概算取引金額（年間）は、1 億円以上 5 億円未満が 33.2%と最も多く、1 億円未満の企業は 12.8%となっている。一方で 20.8%の企業が 20 億円以上となっている。

Q4.資本金〔単位：社〕

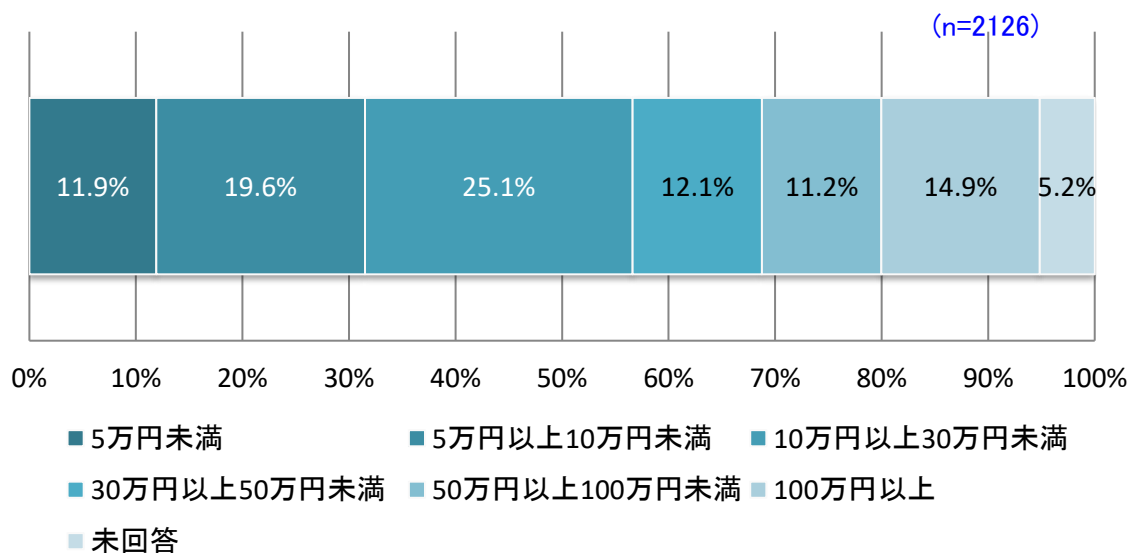


Q5.年間の取引金額〔単位：社〕



収入印紙代（年間）は、10 万円以上の企業が 63.3%となっており、さらに 50 万円以上の企業が 26.1%となっている。一方で、5 万円未満の企業は 11.9%となっている。

Q6.年間の収入印紙代〔単位：社〕

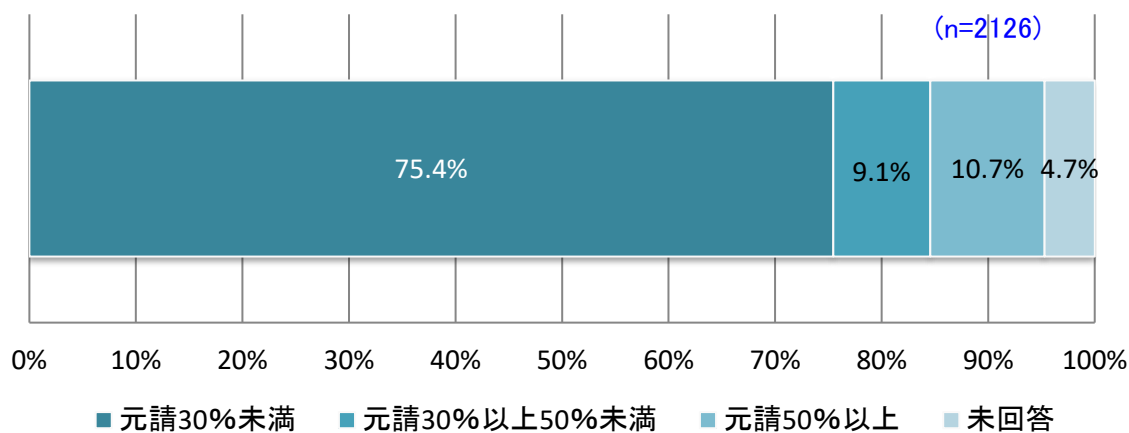


d) 元請比率、電子入札の有無

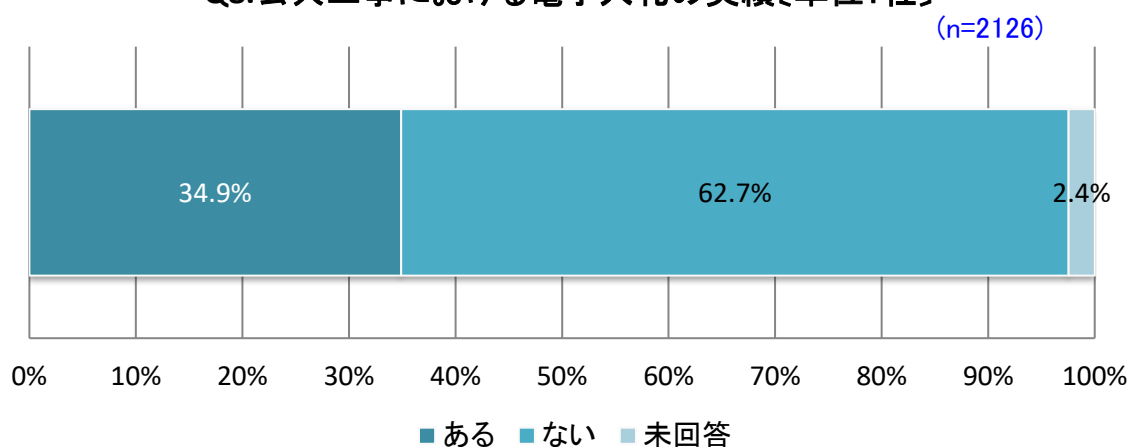
元請け比率は 30%未満が 75.4%となっている。また、電子入札を実施している企業

は 34.9%となっている。

Q7. 自社が元請となる比率(完工高)〔単位:社〕



Q8. 公共工事における電子入札の実績〔単位:社〕



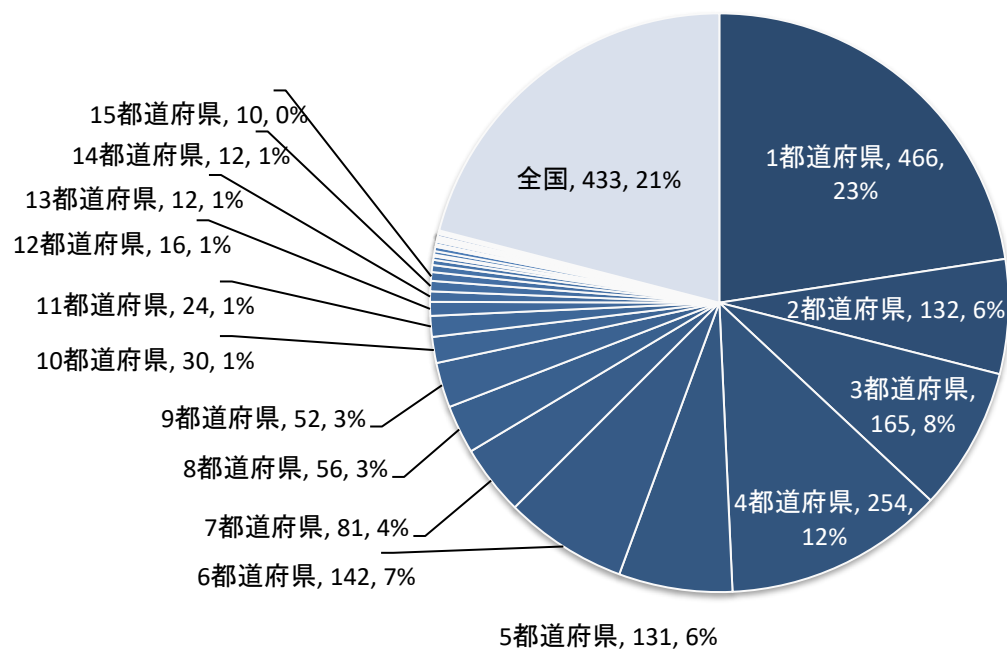
e) 営業地域

全国展開している企業は 21%となっている。一方で、営業地域が 1 都道府県の企業は、23%となっており、ほぼ半数の企業で営業地域の都道府県数が 4 つ以下となっている。

また、都道府県別では、首都圏 4 都県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）では企業分布が比較的高くなっている他、愛知県および大阪府の近県も企業分布がやや高くなっている。

Q9、Q10.営業地域数(都道府県単位)[単位:社]

(n=2126)

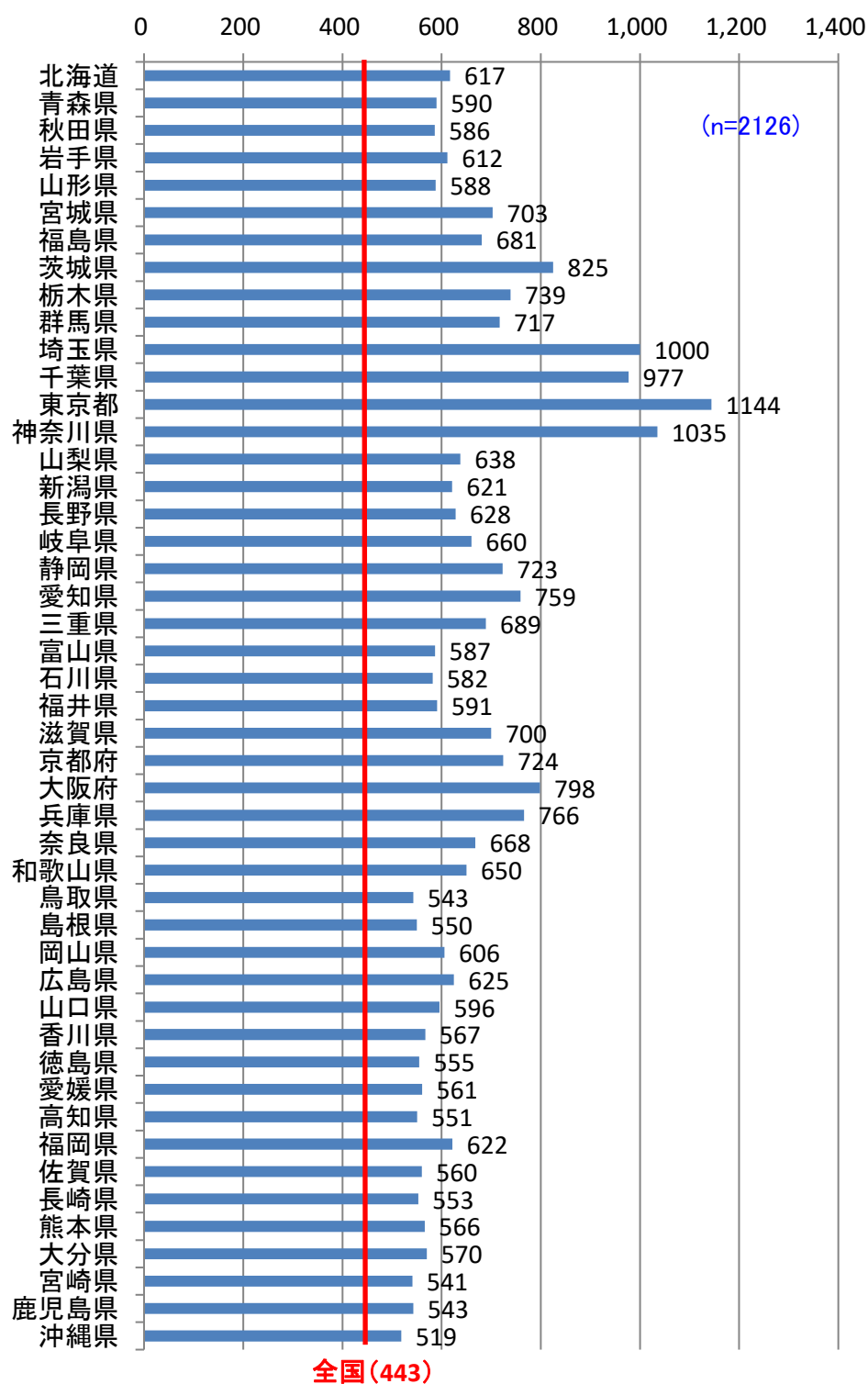


(注1)「N 都道府県」は、当該企業における営業地域が N 個の都道府県であることを表す。

N 都道府県、企業数 (社)、割合 (%)

(注2) 1%未満の都道府県数の集計値は、表示を省略。

Q9、Q10.営業地域(都道府県単位)[単位:社]

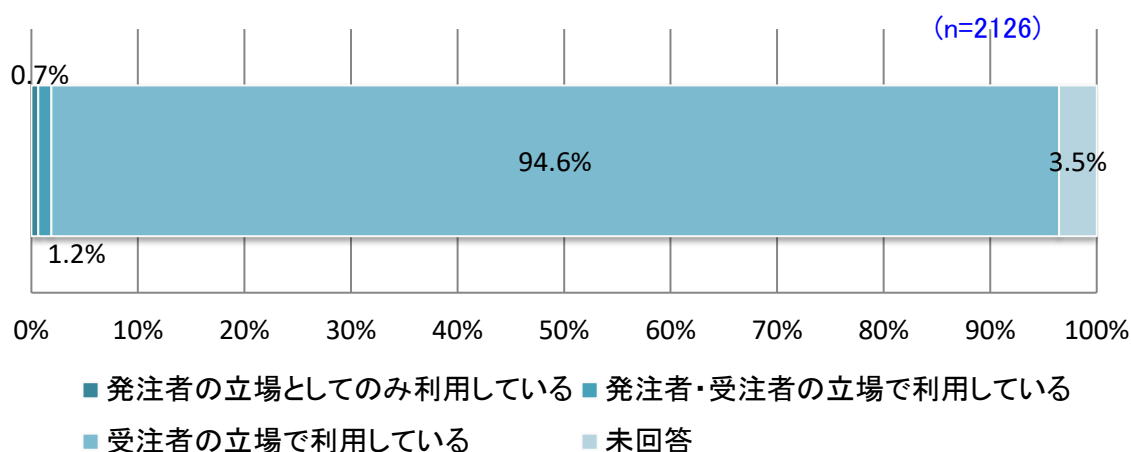


(注) 各都道府県において営業している企業数(営業地域が全国である企業433社を含む)を示している。

f) 受発注の立場

回答企業の 95.8% (2,037 社) が受注者の立場で CI-NET を利用している。また、76.0% の企業が CI-NET を 3 年以上利用しており (一度以上の更新をしている)、24.3% の企業が 3 年未満の新規加入者となっている。

Q11.CI-NET利用時の立場〔単位:社〕

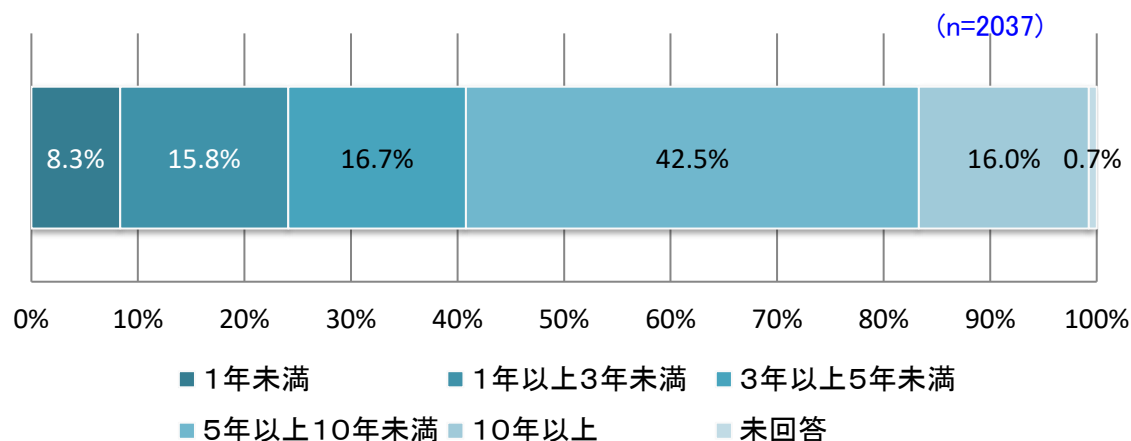


以降は、受注者の立場で CI-NET を利用している企業 2,037 社の集計結果である。

g) CI-NET の利用年数

75.2% の企業が CI-NET を 3 年以上利用しており (一度以上の更新をしている)、24.1% の企業が 3 年未満の新規加入者となっている。

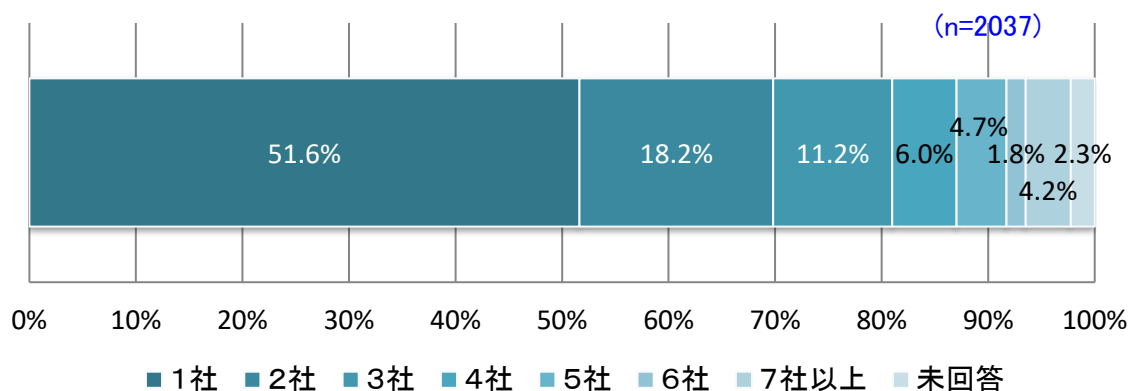
Q12.CI-NET利用年数〔単位:社〕



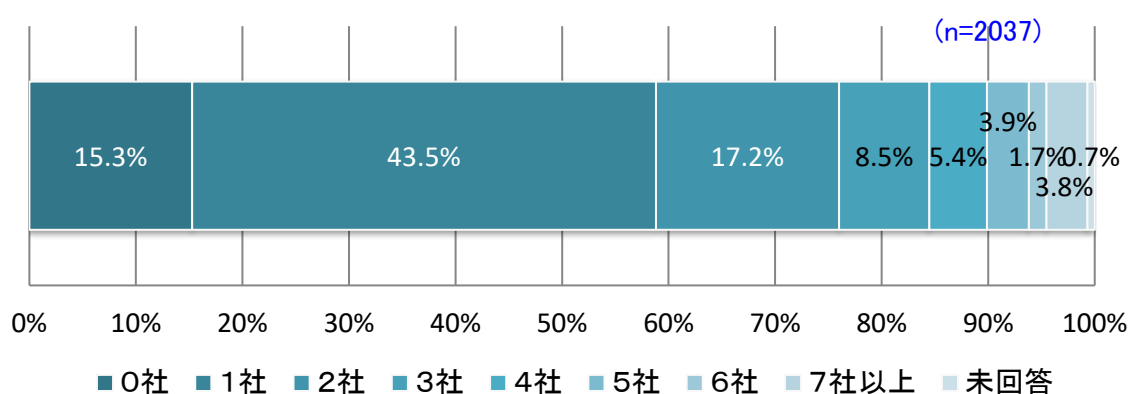
h) 発注元企業数

取引先の発注元企業数は、累積でも1社のみの企業が51.6%、5社以上の発注元企業がある企業は10.7%となっている。また、現時点で取引先の発注元企業がない企業が15.3%となっている。

Q13.これまでCI-NETを行った発注元企業数〔単位：社〕

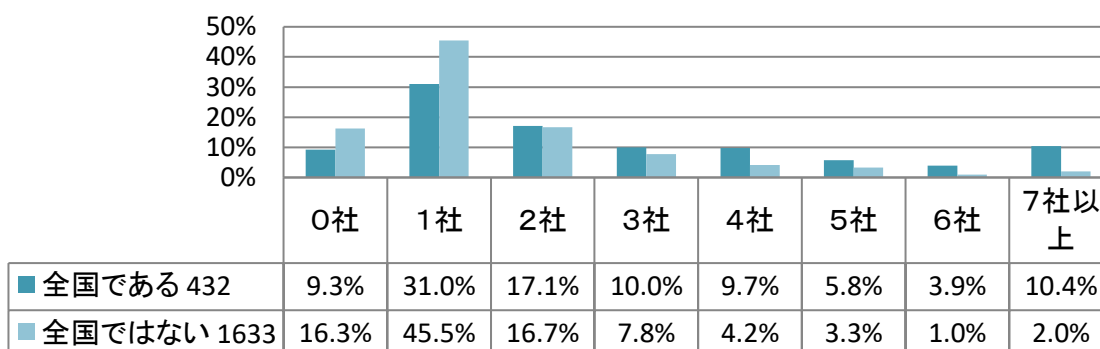


Q14.現在CI-NETを行っている発注元企業数〔単位：社〕



営業地域が全国である企業と全国ではない企業を比較すると、全国ではない企業の方が、現行の発注元企業数が0社または1社である比率が高くなっている。

Q9.営業地域(全国／地域の別)×Q14.現在CI-NETを行っている発注元企業数



i) 電子商取引の実施件数、割合

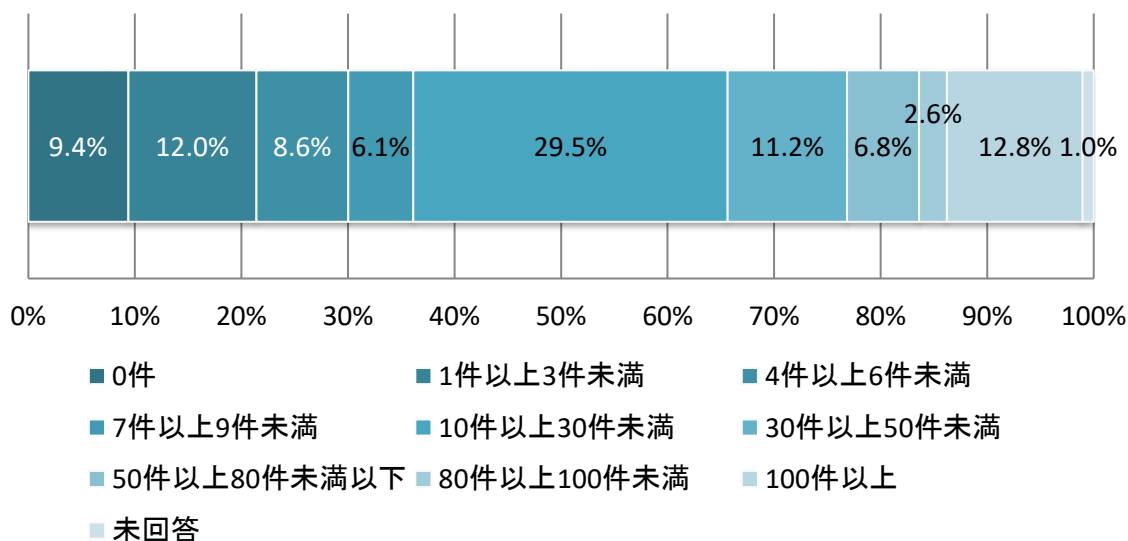
電子商取引の実施件数は、10 件以上 30 件未満の企業が 29.5%と最も多く、50 件以上は 22.1%、100 件以上は 12.8%となっている。一方で、3 件未満の企業が 21.4%、0 件の企業は 9.4%となっている。

これを利用率で見ると、10%未満が 38.4%、30%未満が 62.1%となっている。一方で、60%以上の企業は 18.7%となっている。

Q15.電子商取引の利用件数(平成25年4月～平成26年3月)

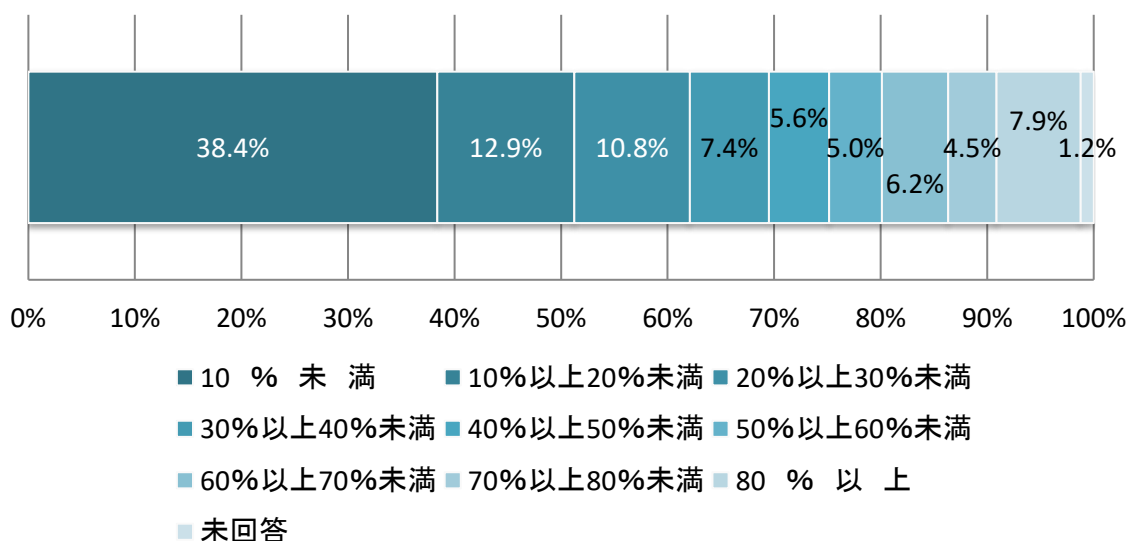
〔単位:社〕

(n=2037)

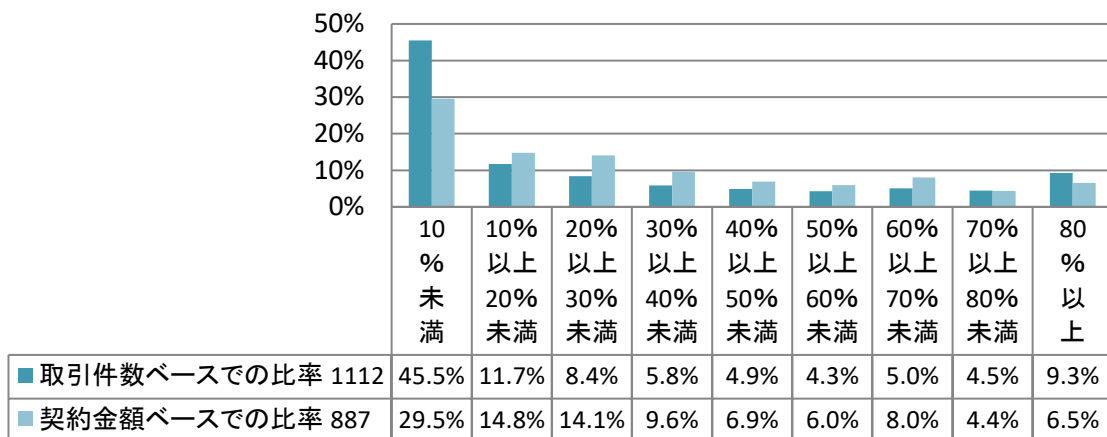


Q16.電子商取引の利用率(平成25年4月～平成26年3月)〔単位:社〕

(n=2037)

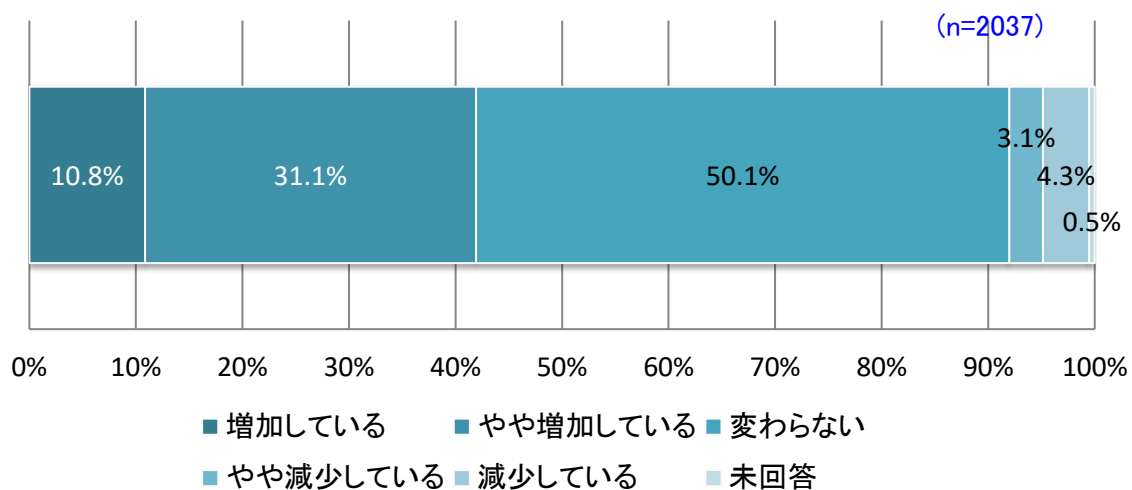


Q17.ベース×Q16.電子商取引の割合



電子商取引の増減傾向については、50.1%の企業が「変わらない」と回答しているが、増加傾向のある企業は 41.9%となっている。

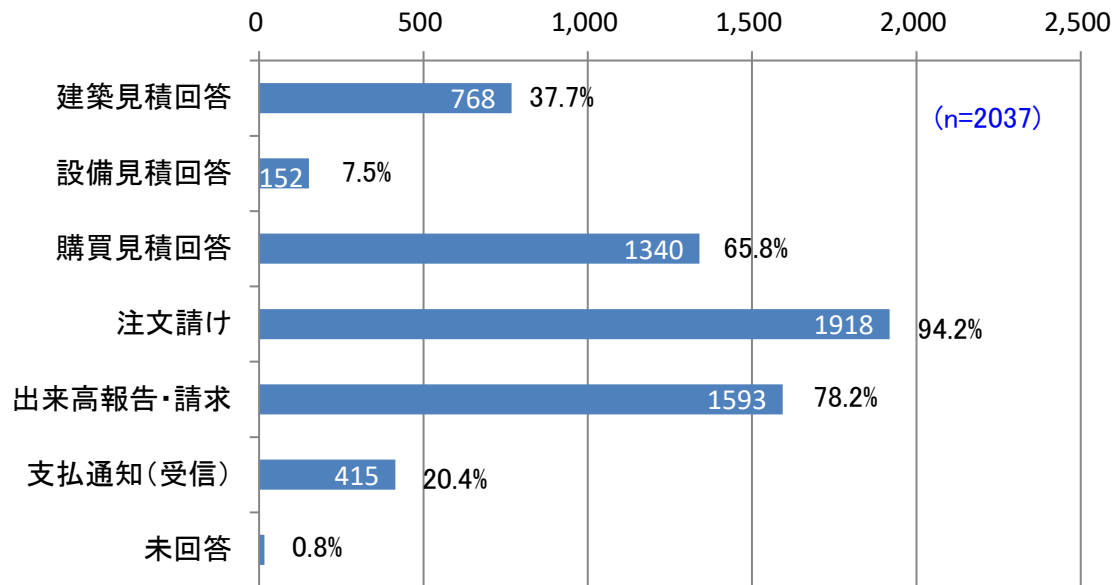
Q18.電子商取引の増減傾向〔単位：社〕



j) CI-NET 利用業務

利用業務は、「注文請け」が 94.2%で最も多く、次いで、「出来高報告・請求」が 78.2%、「購買見積回答」が 65.8%となっている。

Q19.CI-NETを利用している業務〔単位：社〕



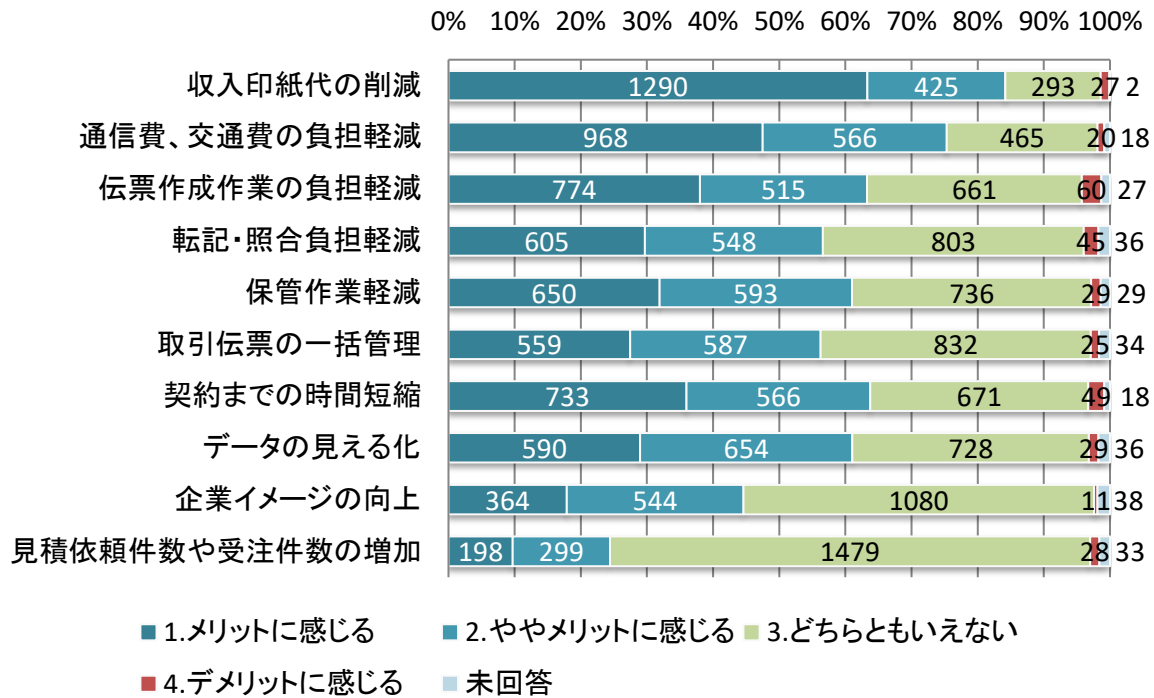
2) CI-NET の導入メリット、費用対効果

a) 利用メリット

利用メリットとして感じられる効果は「収入印紙代の削減」が最も多く、「メリットを感じる」、「ややメリットを感じる」を合わせると 8 割を超えている。次いで、「通信費・交通費の負担軽減」、「伝票作成の負担軽減」、「保管作業軽減」、「契約までの時間短縮」、「データの見える化」がいずれも 6 割を超えている。

Q20.CI-NETの利用によるメリット〔単位：社〕

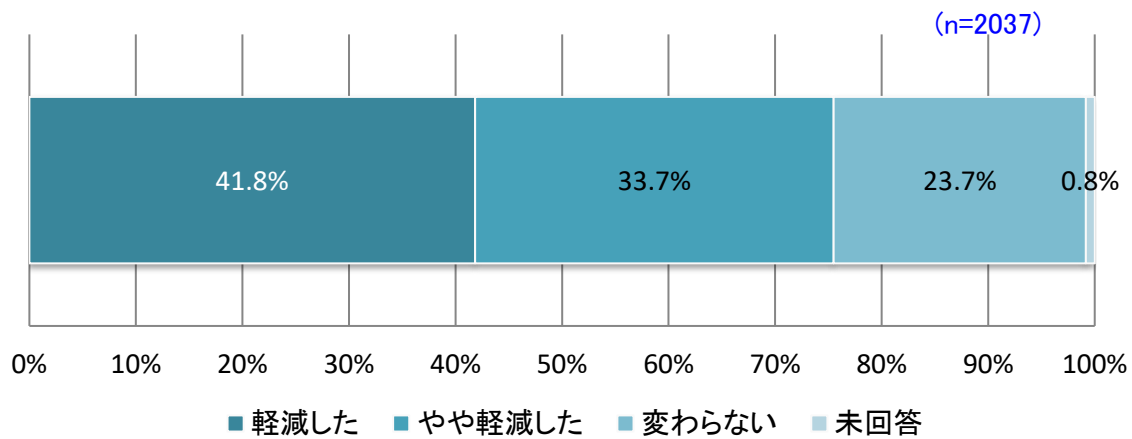
(n=2037)



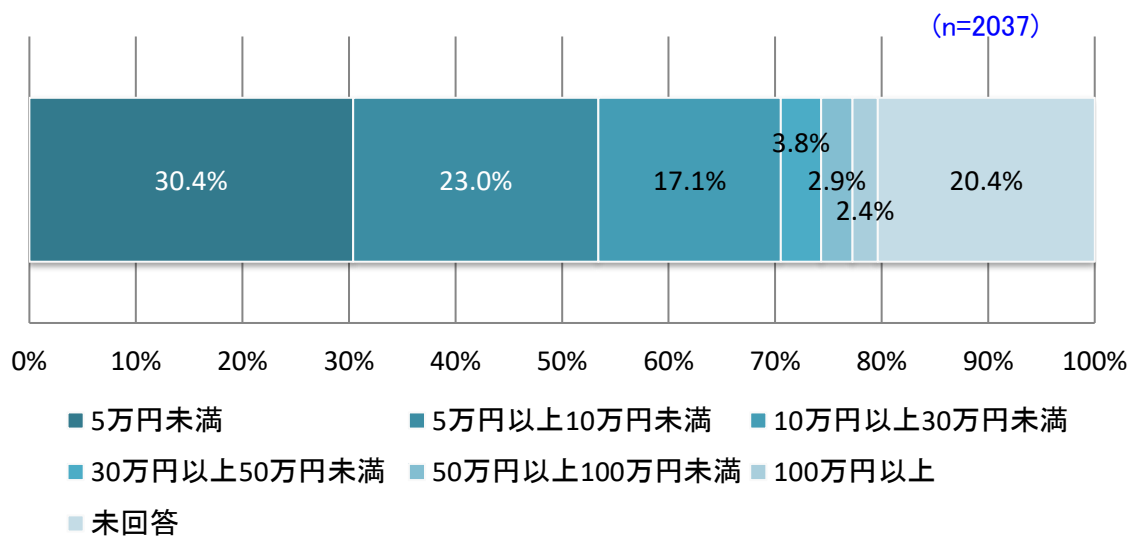
b) 収入印紙税の負担軽減

75.5%の企業が収入印紙税の負担軽減があったと回答している。また、削減額については、5万円未満の企業が30.5%、5万円以上10万円未満が23.0%、10万円以上が26.2%となっている。収入印紙税額削減額とCI-NETの利用費用との比較では、「収入印紙税削減額の方が大きい」～「同じくらい」と回答した企業が65.5%となっており、「CI-NET利用費用の方がやや大きい」～「CI-NET利用費用の方が大きい」と答えた企業は31.0%となっている。また、CI-NET利用費用については、「高い」または「やや高い」が41.1%、「安い」または「やや安い」が11.6%、「どちらともいえない」が46.9%となっている。

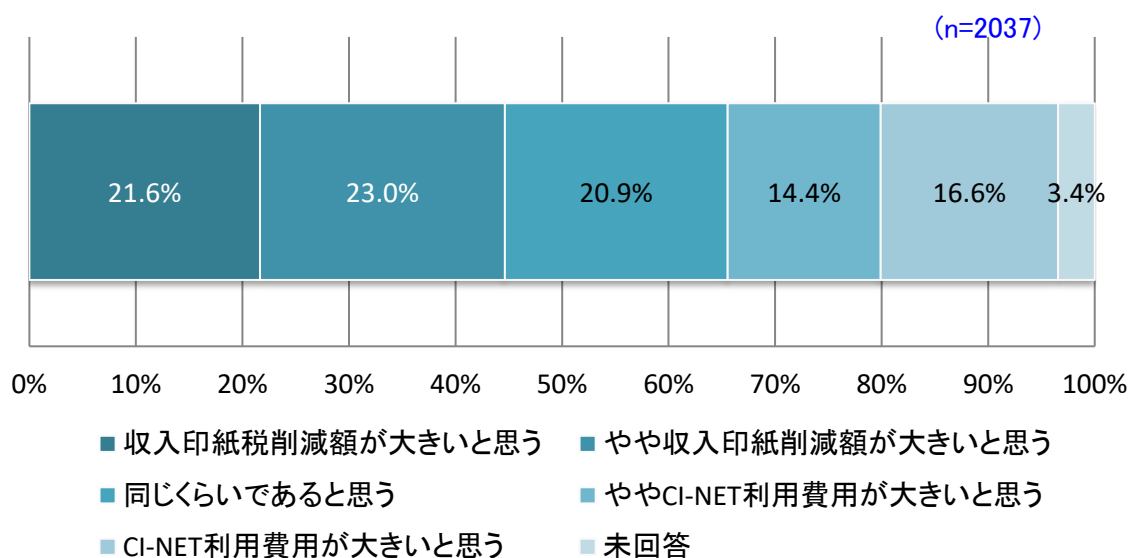
Q21.収入印紙税負担の軽減効果〔単位：社〕



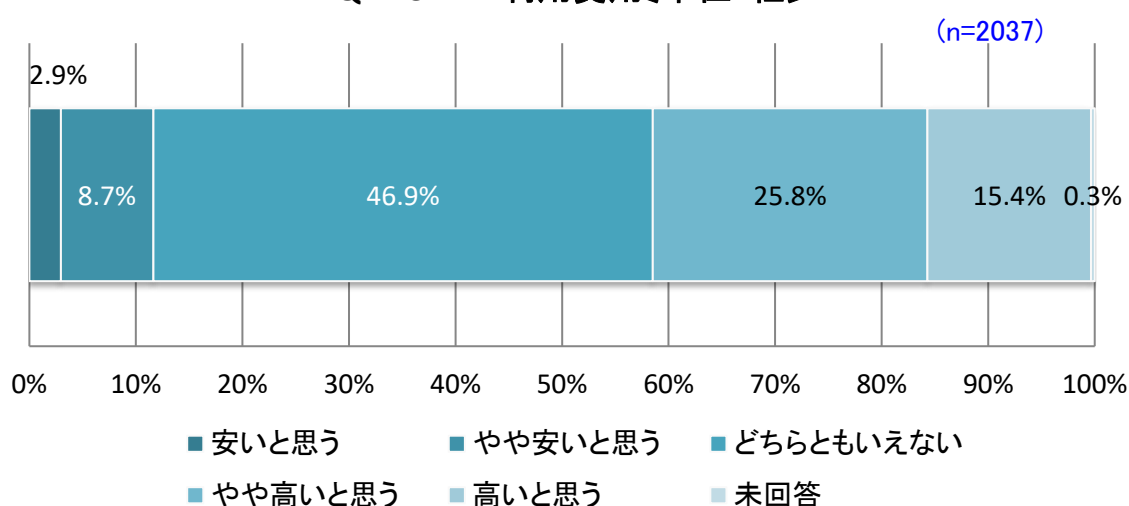
Q22.最近1年間の収入印紙税の削減額〔単位：社〕



Q23.最近1年間の収入印紙税額削減額とCI-NETの利用費用との比較〔単位：社〕



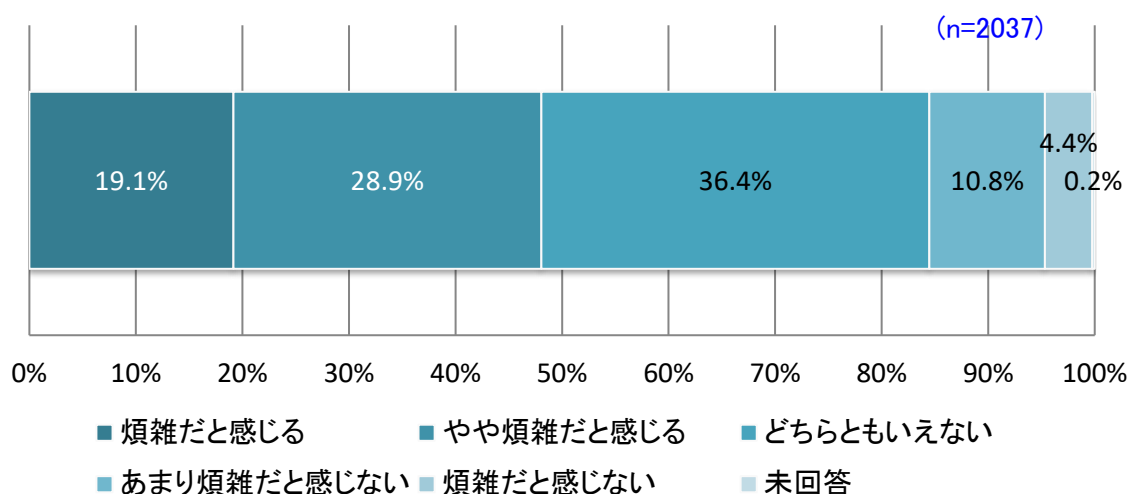
Q24.CI-NET利用費用〔単位：社〕



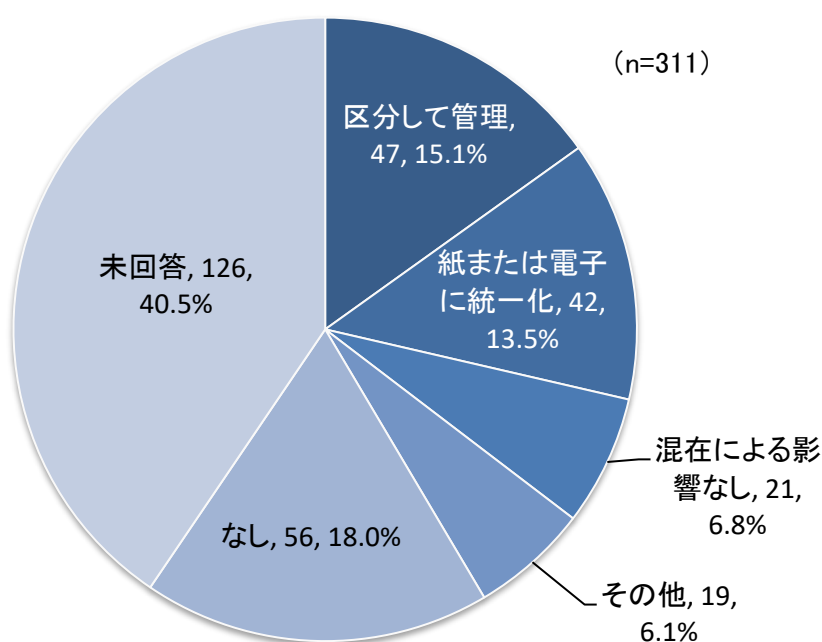
c) 社内業務上での利用状況

電子と紙の混在により「煩雑」または「やや煩雑」であると感じている企業は、48.1%、「煩雑でない」または「あまり煩雑でない」と感じている企業は 15.3%となっている。「煩雑でない」または「あまり煩雑でない」と感じている企業では、28.6%の企業が何らかの工夫をしている。

Q25.紙の契約と電子契約の混在による煩雑さ〔単位：社〕

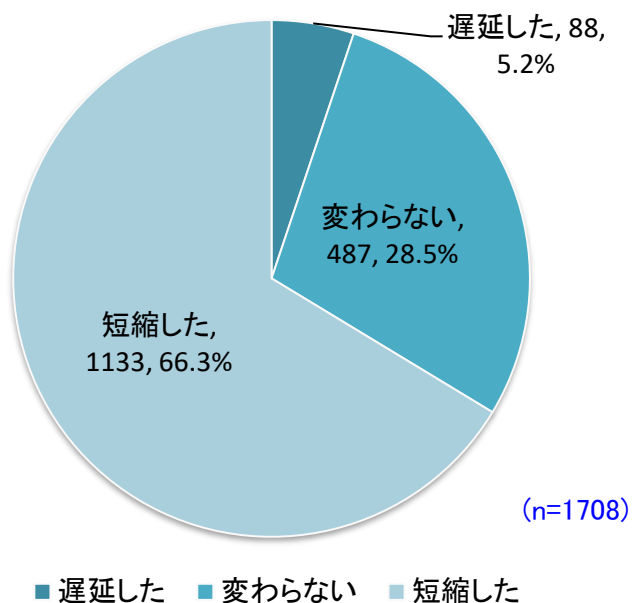


Q26.紙契約と電子契約が混在していても業務が煩雑にならないために工夫していること

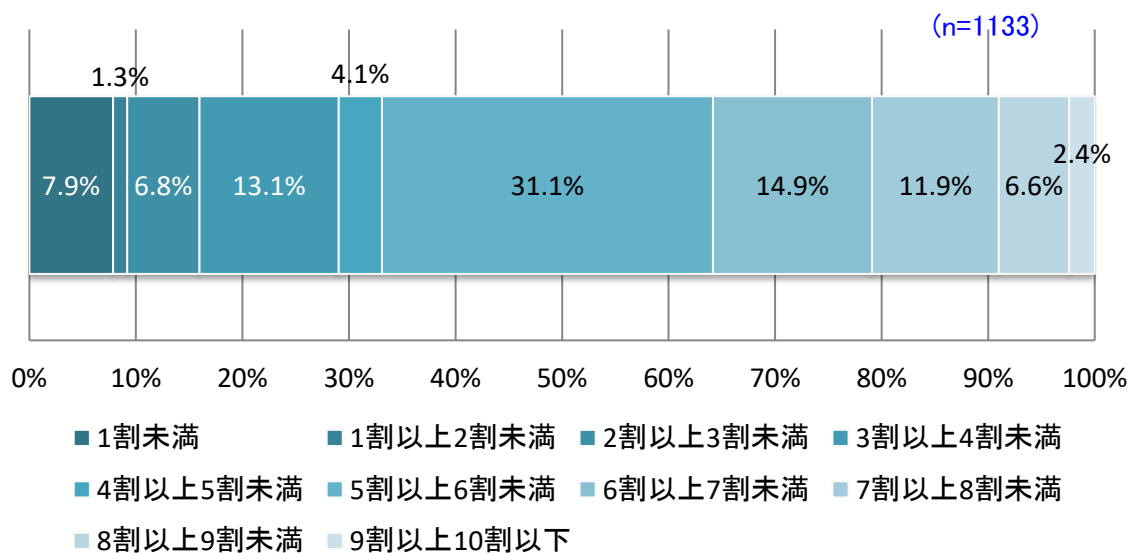


契約を紙から電子に変えたことによる見積から契約までの所要日数の変化に関しては、電子化前後で契約所要日数の変わらないという企業は28.5%となっており、66.3%の企業では電子化により契約所要日数が短縮されている。また、契約所要日数が短縮された企業の66.9%で、契約所要日数が5割以上短縮されている。

Q27、Q28見積から契約までを紙から電子に変えたことによる所要日数の変化〔単位：社〕

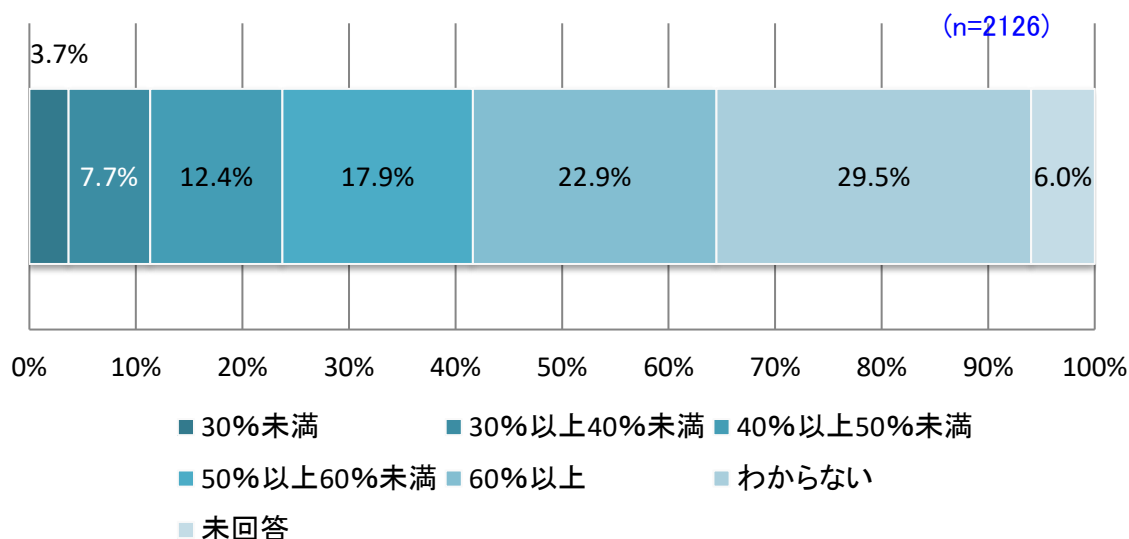


Q27、Q28見積から契約までを紙から電子に変えたことによる所要日数の変化〔単位：社〕



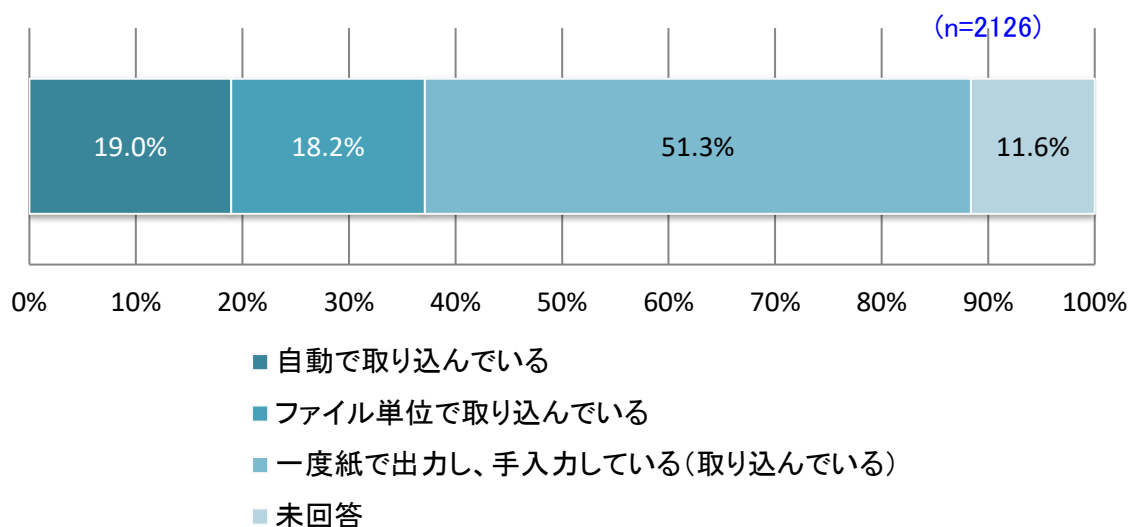
電子商取引の効果を実感するために必要な電子化率については、「わからない」と未回答を除いた回答のうち5割を超える企業が50%以上と回答している。

Q31電子商取引の効果を実感できる電子化率〔単位:社〕



社内システム（自社構築システム、業務パッケージシステム等）へのCI-NETデータの取り込み方法については、51.3%の企業が一度紙で出力し手入力している。一方で37.2%の企業が、ファイル取り込み等による効率的な連携を導入し、活用している。

Q32.CI-NETデータの社内システムへの取込方法〔単位:社〕



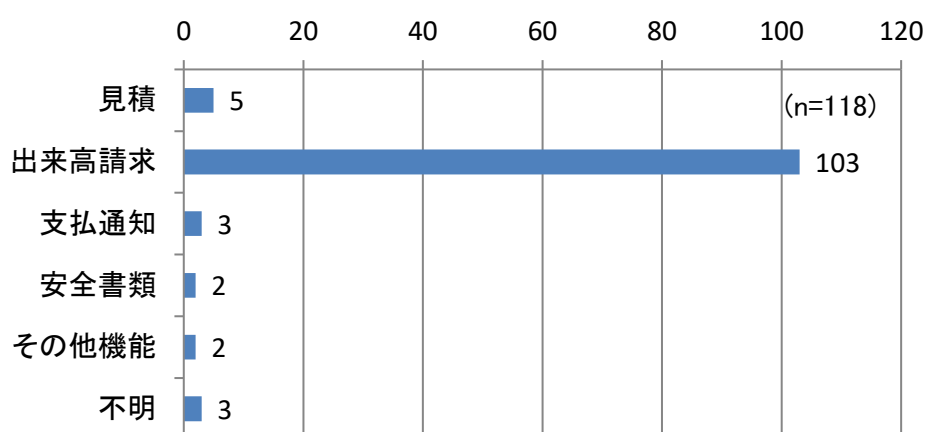
3) 今後の展開

a) CI-NET を導入してほしいゼネコン

電子化率を向上させるために CI-NET を導入してほしいゼネコンについて、371 社が導入してほしい企業を自由記入回答しており、具体的なゼネコン企業名として 200 社程が挙げられた。

また、ゼネコンに拡大してほしい業務に関する自由記入回答では、ほとんどの回答企業が「出来高請求業務」を挙げている。

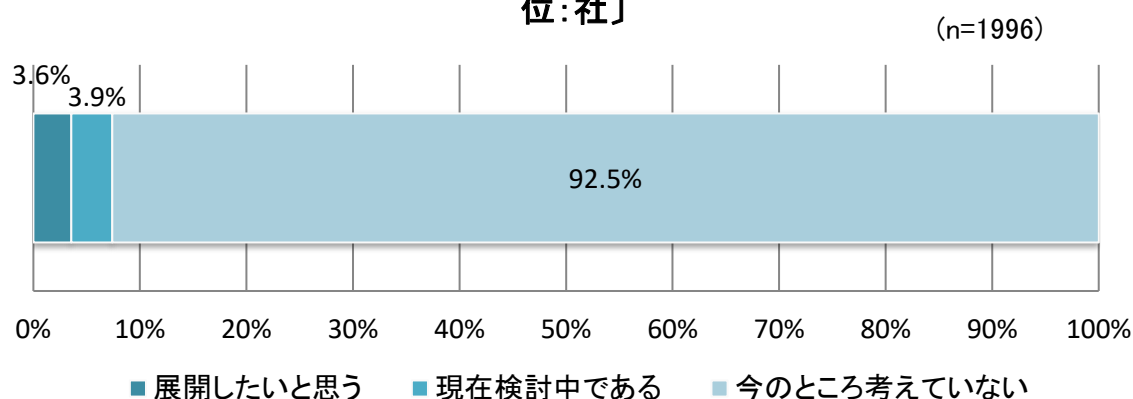
Q30ゼネコンに拡大してほしい業務〔単位:社〕



b) 1 次下請と 2 次下請間への展開

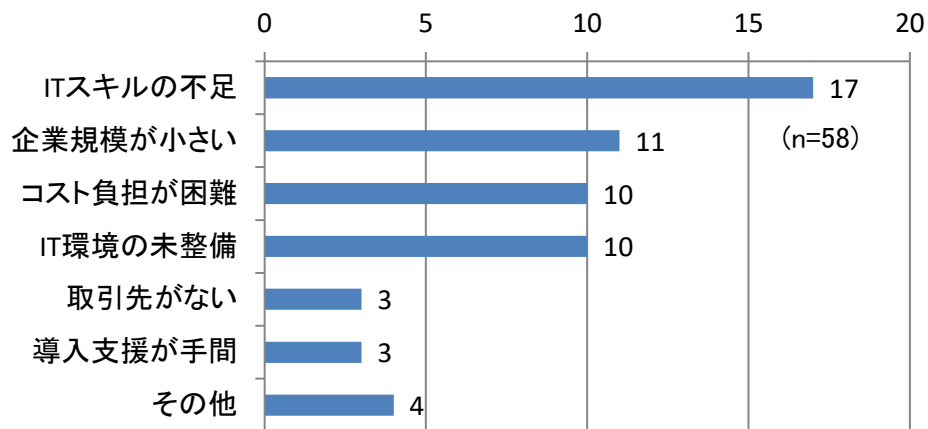
本調査対象の企業の多くが 1 次下請企業であるが、このうち、自らが発注企業となる 2 次下請企業との取引に CI-NET の導入を行いたいと考える企業は、7.5%となっている。

Q33.一次請け業者における二次請け業者への展開希望〔単位:社〕



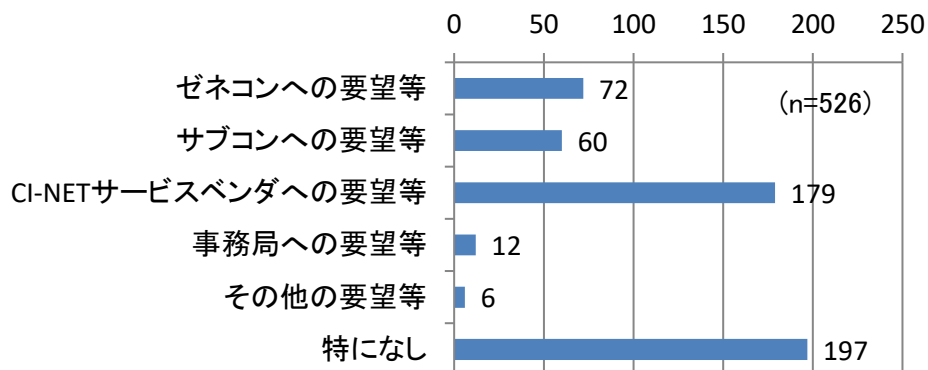
2 次下請企業との取引に CI-NET の導入を検討していない理由（自由回答）として、取引先（2 次下請企業等）では、IT スキルが不足している、企業規模が小さい、コスト負担が大きすぎる、IT 環境が整っていない、等が挙げられている。

Q34.導入意思なしの理由〔単位：社〕



c) CI-NET に対する要望等

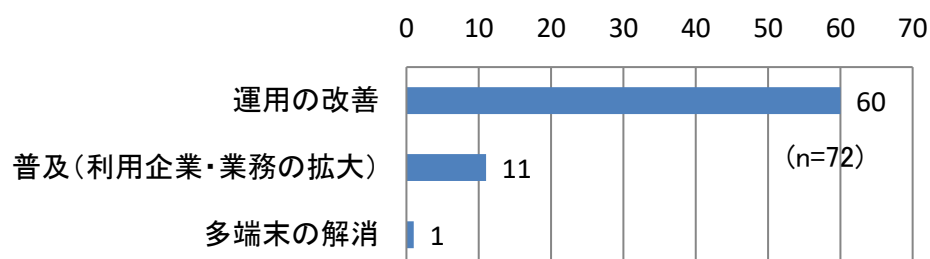
Q35.CI-NETについて、ご意見やご要望、課題、お困りのこと等〔単位：社〕



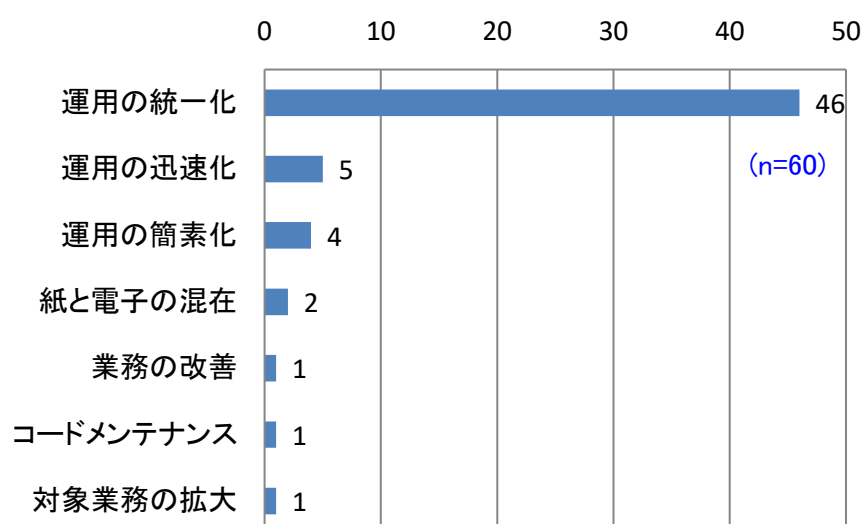
要望先毎の要望内容は、概ね以下のとおりである。

d) ゼネコンへの要望等

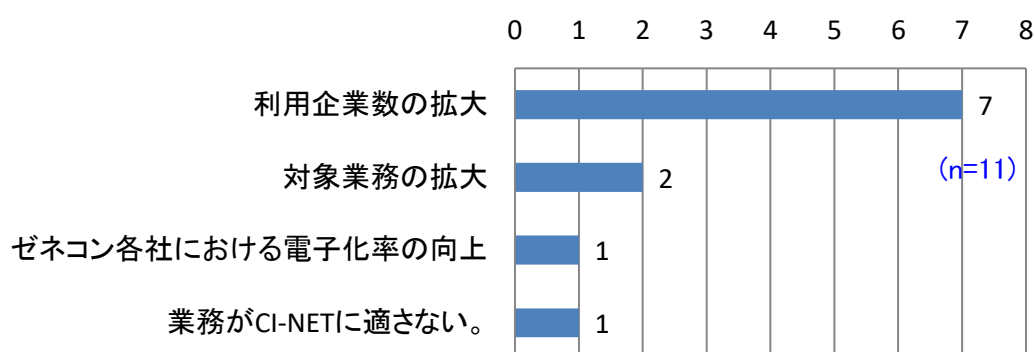
Q35.CI-NETについて、ご意見やご要望、課題、お困りのこと等(ゼネコン向け)[単位:社]



Q35.CI-NETについて、ご意見やご要望、課題、お困りのこと等(運用の改善)[単位:社]

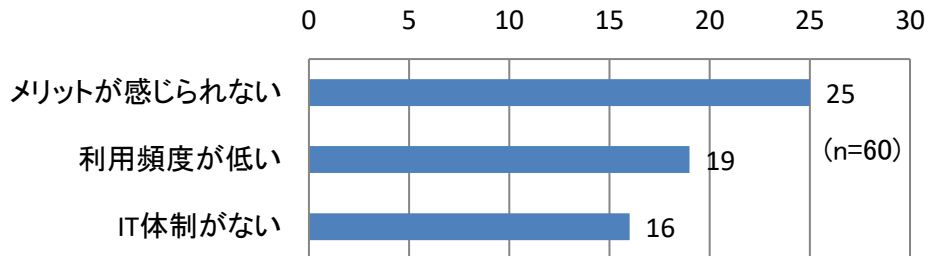


Q35.CI-NETについて、ご意見やご要望、課題、お困りのこと等(普及(利用企業・業務の拡大))[単位:社]



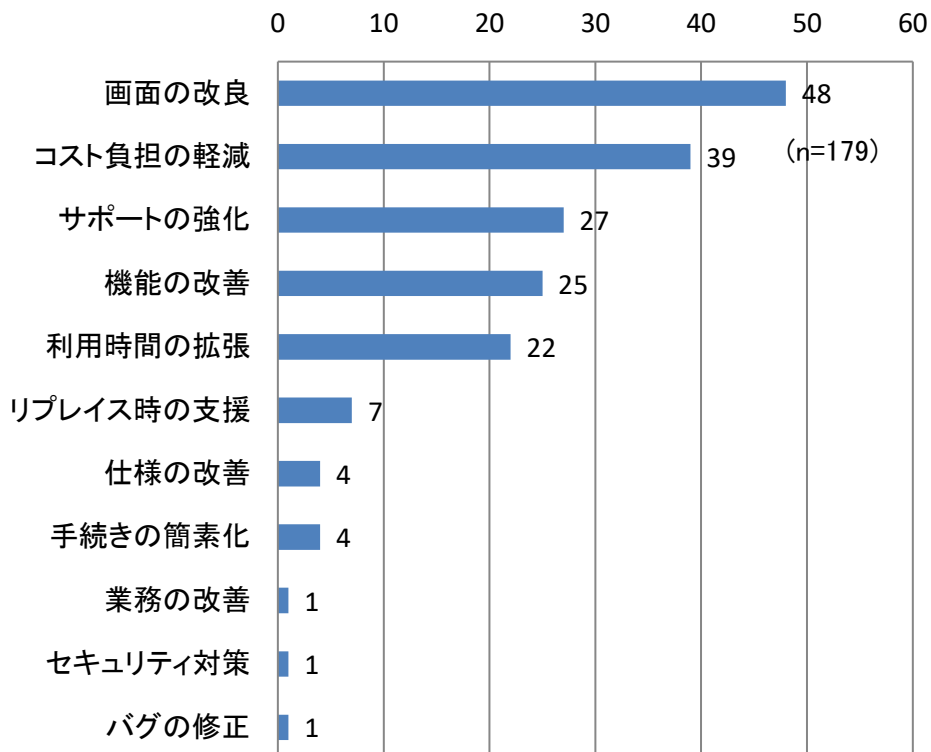
e) 専門工事業者への要望等

Q35.CI-NETについて、ご意見やご要望、課題、お困りのこと等(サブコン向け)[単位:社]



f) CI-NET サービスベンダへの要望等

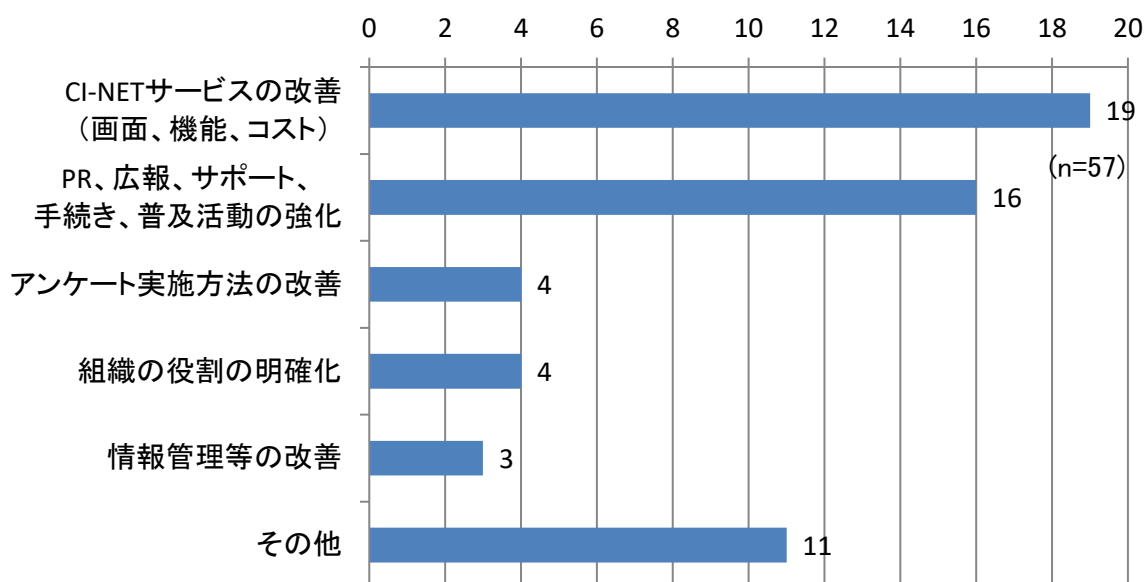
Q35.CI-NETについて、ご意見やご要望、課題、お困りのこと等(CI-NETサービスベンダ向け)[単位:社]



g) CI-NET 事務局への要望等

事務局への意見、要望等については、「CI-NET サービスの改善」と「広報活動の強化」に関する事項の回答が最も多くなっている。

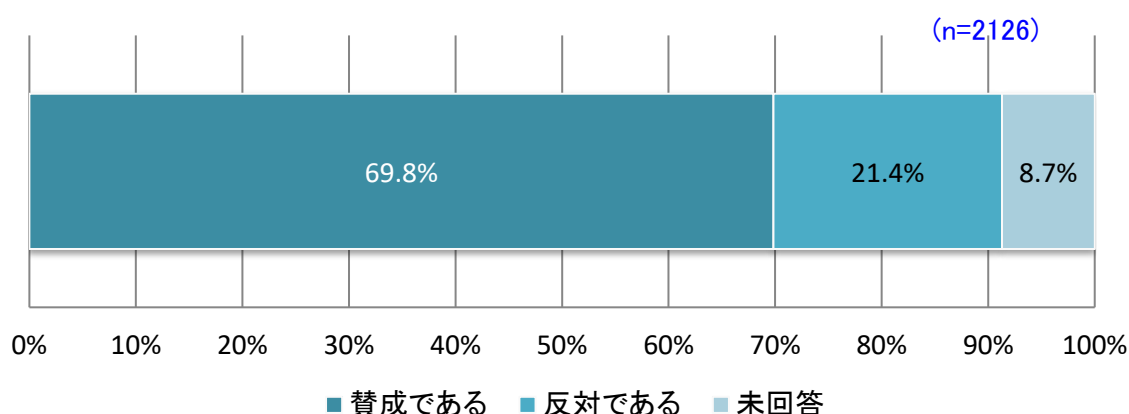
Q36.CI-NET事務局 へのご意見やご要望等〔単位：社〕



h) 情報公開

Q9 および Q10 で回答した営業地域および Q2 の許可業種について、CI-NET の会員向けホームページ等で個社情報を公開することに関して、69.8%の企業が「賛成である」と回答している。

Q37.営業地域、許可業種等の公開〔単位：社〕



8.1.2. 設備見積 WG

(1) 運用ルールを検討

(a) CI-NET 設備見積実運用テスト（第1回）

1) 実証パターンの整理

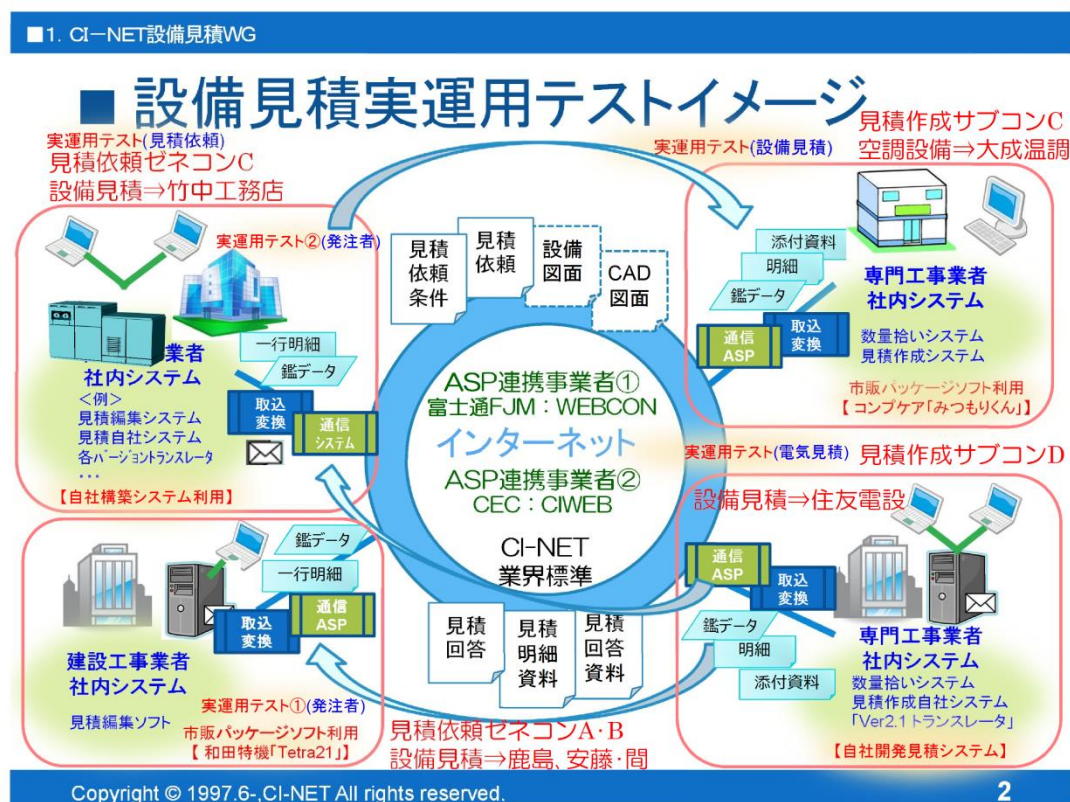


図 8.1-1 設備見積もり実運用テストの概要

2) 実施概要（第1回実証実験）

a) 参加企業

主に業務パッケージを利用しているケースについて、実証を行った。

- ・ 見積依頼ゼネコン：鹿島建設(株)、(株)安藤・間
- ・ 見積作成サブコン：住友電設(株)、大成温調(株)
- ・ ASP ベンダ：(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム（CIWEB）、(株)富士通マーケティング（WEBCON）
- ・ 業務パッケージ（見積ソフト）ベンダ：和田特機(株)（Tetra21）、(株)コンプケア（みつもりくん）

b) メッセージの範囲

本運用確認では、設備見積依頼と設備見積回答に係る下記メッセージを対象とする。

- 設備見積依頼⇔回答
- 見積条件等依頼事項内容の確認
- 鑑項目の現状内容確認
- 見積明細 ASP 入出力

「設備見積」の各メッセージについては、ASP 実装状況を踏まえ、運用イメージ確認動作試験を行うこととする。

i) 「見積依頼」①→②→③→④

- ①和田特機「Tetra21」(見積依頼作成)→
- ②富士通 FJM「WEBCON」(見積依頼送信 ASP-1)→
- ③CEC「CIWEB」(見積依頼受信 ASP-2)→
- ④コスモソフト「みつもりくん」(見積書作成)

ii) 「見積回答」④→③→②

見積依頼の逆で見積作成→回答→内容確認

c) 確認項目の範囲

設備見積「実運用確認テスト」では、ASP 間で基本的な情報が適切に受け渡せるかを確認する範囲にとどめ、送信結果通知については、次回以降の検証課題とする。

確認項目は下記の通りである。

- 設備見積の ASP 連携の運用イメージの確認
- 既存 ASP(WEBCON・CIWEB)実装状況確認
- 設備見積の依頼事項の鑑情報への反映確認
- ASP 内で完備出来ない内容のパッケージソフト(Tetra21・みつもりくん)での編集連携確認
- 見積依頼メッセージ本文へのセット情報、見積明細の添付状況

3) 実施概要（第 2 回実証実験）

a) 参加企業

主に社内システム 等との ASP 連携運用確認を目的とする実証を行った。

- 見積依頼ゼネコン：(株)竹中工務店、(株)安藤・間、(株)熊谷組
- 見積作成サブコン：住友電設(株)、大成温調(株)
- ASP ベンダ：(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム (CIWEB)、(株)富士通マーケティング (WEBCON)
- 業務パッケージ（見積ソフト）ベンダ：和田特機(株) (Tetra21)、(株)コンプケア (みつもりくん)

b) メッセージの範囲

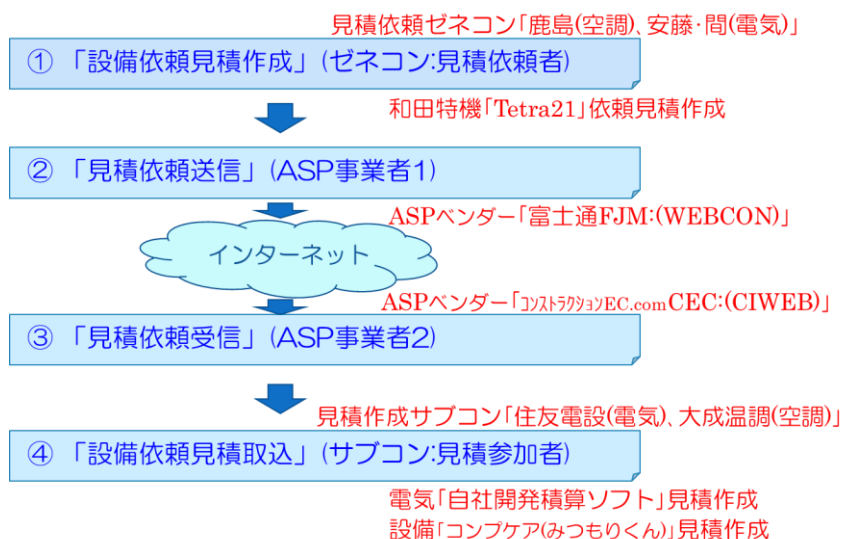
本運用確認では、設備見積依頼と設備見積回答に係る下記メッセージを対象とする。

- 設備見積依頼⇔回答
- 見積条件等依頼事項内容の確認
- 鑑項目の現状内容確認
- 見積明細 ASP 入出力

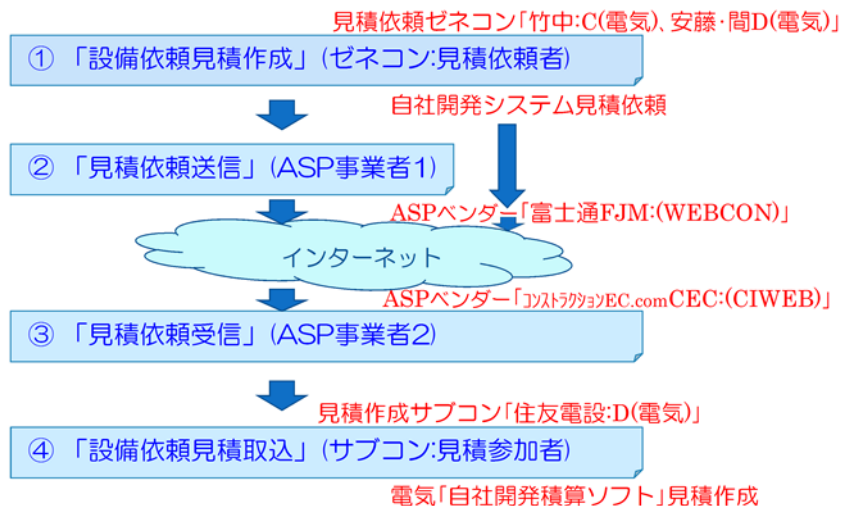
i) 「見積依頼」①→②→③→④

- ①和田特機「Tetra21」(見積依頼作成)→
- ②富士通 FJM「WEBCON」(見積依頼送信 ASP-1)→
- ③C E C「CIWEB」(見積依頼受信 ASP-2)→
- ④コンプケア「みつもりくん」(見積書作成) 積算ソフト：みつもりくん

<実証実験 1>



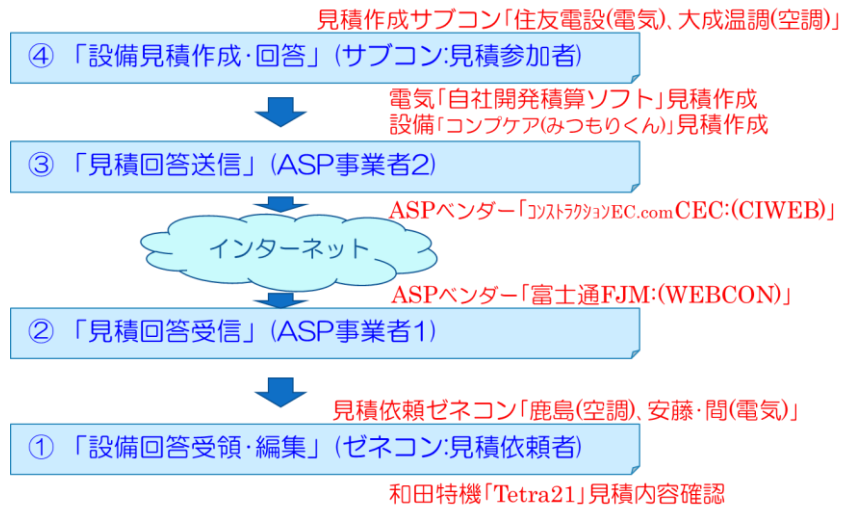
<実証実験 2>



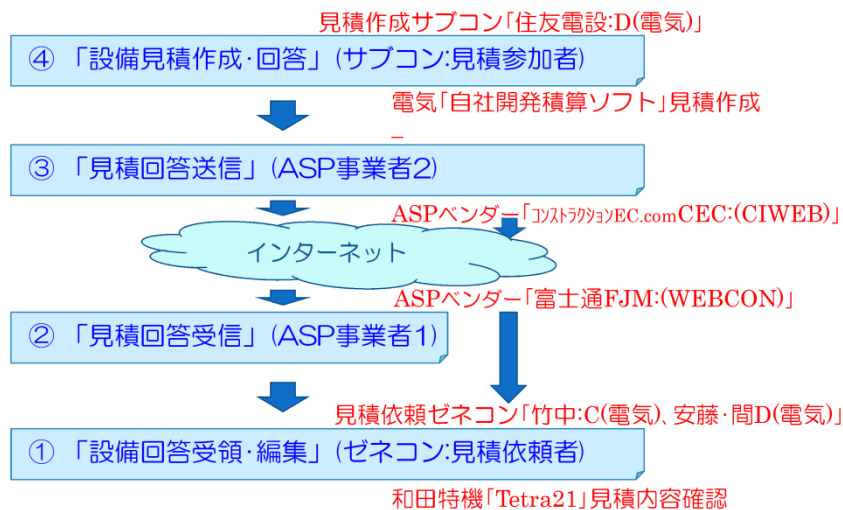
ii) 「見積回答」④→③→②

見積依頼の逆で見積作成→回答→内容確認

<実証実験 1>



<実証実験 2>



c) 確認項目の範囲

設備見積「実運用確認テスト」では、ASP間で基本的な情報が適切に受け渡せるかを
確認する範囲にとどめ、送信結果通知については、次回以降の検証課題とする。

確認項目は下記の通りである。

- 設備見積のASP連携の運用イメージの確認
- 既存ASP(WEBCON・CIWEB)実装状況確認
- 設備見積の依頼事項の鑑情報への反映確認
- ASP内で完備出来ない内容のパッケージソフト(Tetra21・みつもりくん)での編集連携確認
- 見積依頼メッセージ本文へのセット情報、見積明細の添付状況

4) 検証結果（見積依頼の画面イメージ）

a) 設備見積依頼データイメージ(Tetra)

Tetra 2.1 - [空調設備工事<M2014-0001>]

品名	仕 様	定価	定価率	招出数量	補給率	基準数量	単位	基準単価	基準金額	数量	提出率	単
空調設備工事							1 式	0	0	1		
空調設備工事							1 式	0	0	1		

Tetra21 Client...

Tetra 2.1 - [空調設備工事<M2014-0001>]

品名	仕 様	定価	定価率	招出数量	補給率	基準数量	単位	基準単価	基準金額	数量	提出率	単
空調設備工事							1 式	0	0	1		
空調設備工事							1 式	0	0	1		

NUM 2 16:3

全体情報（鑑）

項目名	属性	データ
[1] データ処理No.	9(5)	1
[2] 情報区分コード	X(4)	0303
[3] データ作成日	9(8)	20140908 (平成26年 9月 9日)
[4] 発注者コード	X(12)	117330999017 (振興建設株式会社)
[5] 受注者コード	X(12)	
[1197] サブセット・バージョン	X(12)	REQSET02.00
[1198] 契約変更識別コード	X(2)	
[9] 訂正コード	X(1)	1
[1006] 工事コード	X(12)	
[1306] 変更工事コード	X(12)	
[1007] 帳票No.	X(14)	A-201406-028
[1300] 注文番号枝番	X(2)	
[1008] 帳票年月日	9(8)	20140703 (平成26年 7月 3日)
[1009] 参照帳票No.	X(14)	
[1010] 参照帳票年月日	9(8)	
[1181] 帳票名称	K(60)	
[1301] 参照帳票No.2	X(14)	
[1023] 受注者コード2	X(10)	
[1046] 取引件名(注文件名)コード	X(8)	
[1191] 原価要素名	K(16)	
[1192] 原価要素コード	X(5)	
[1193] 原価科目名	K(40)	
[1194] 原価科目コード	X(5)	
[1195] 原価細目名	K(24)	
[1196] 原価細目コード	X(5)	
[1013] 受注者名	K(40)	基金設備株式会社
[1015] 受注者名代表者名	K(28)	

赤色の文字は、必須項目です。

OK キャンセル

テスト

名前	更新日時	種類	サイズ
SMI00000.DAT	2014/09/09 16:43	DAT ファイル	1 KB
SMI00000.INF	2014/09/09 16:43	セットアップ情報	1 KB

2 個の項目

b) 設備見積依頼(空調設備工事一式) (鹿島建設)

工事コード		送信回数	1
工事場所・受渡し場所名称	〇〇〇〇ビル新築工事		
帳票No.	A-201406-028-0	帳票年月日	2014年07月03日

工事情報(工事・受渡場所)	
工種・科目コード	設備工事 空調調和設備工事
工事コード	
工事・受渡場所名称	〇〇〇〇ビル新築工事
取引件名(注文件名)	空調設備工事
工事・受渡場所郵便番号	105-0001
工事・受渡場所住所	東京都港区虎ノ門4-2-2
工事・受渡場所電話番号	
工事・受渡場所FAX番号	
工事・受渡場所所在地コード	

取引情報	
見積提出期限_年月日	2014年08月10日

発注者情報	
発注者コード	11733099017
発注者名	振興建設株式会社
担当部署名	東京支店 経算センター設備グループ
担当者名	振興次郎
発注者情報2	
担当部署名2	
担当者名2	

受注者情報	
受注者コード	002000000002
受注者名	基金設備株式会社

工事・納期指定	自:2014年8月1日 至:2016年3月31日
支払条件	

発注者の見積条件

提出書類、特記事項、見積条件、その他は、添付資料を参照のこと。

発注者の専用使用欄

発注者担当者メールアドレス: XXXX@XXX.CO.JP

受注者の専用使用欄

行 No	階層	明細属性	品名・名称 品名・名称2	規格・仕様・摘要 規格・仕様・摘要2	数量	単位	単価	金額	備考
1 ○	1	設備本体	空調設備工事			1 式			

c) CI-NET 空調設備見積_添付_依頼書(鹿島建設)

(掲載省略)

d) 設備見積依頼(電気設備工事一式) (安藤・間)

工事コード		通信回数	1
工事場所・受渡場所名称	〇〇〇〇ビル新築工事		
帳票No.	A-201406-027	帳票年月日	2014年07月03日

工事情報(工事・受渡場所)	
工事・科目コード	設備工事 電気設備工事
工事コード	
工事・受渡場所名称	〇〇〇〇ビル新築工事
取引件名(注文件名)	電気設備工事
工事・受渡場所郵便番号	105-0001
工事・受渡場所住所	東京都港区虎ノ門4-2-2
工事・受渡場所電話番号	
工事・受渡場所FAX番号	
工事・受渡場所所在地コード	

取引情報	
見積提出期限_年月日	2014年08月10日

発注者情報	
発注者コード	117330999017
発注者名	テストWEB CON建設
担当部署名	東京支店 経算センター設備グループ
担当者名	振興次郎
発注者情報2	
担当部署名2	
担当者名2	

受注者情報	
受注者コード	123456000002
受注者名	基金設備株式会社

工事・納期指定	自:2014年8月1日 至:2015年3月31日
支払条件	

発注者の見積条件

提出書類、特記事項、見積条件、その他は、添付資料を参照のこと。

発注者の専用使用欄

発注者担当者メールアドレス: XXXX@XXX.CO.JP

受注者の専用使用欄

行 No	階層	明細属性	品名・名称 品名・名称2	規格・仕様・摘要 規格・仕様・摘要2	数量	単位	単価	金額	備考
1	1	設備本体	電気設備工事		1	式			

5) 検証結果（見積回答の画面イメージ）

a) CI-NET 空調設備見積回答データ出力画面(大成温調)

工事コード			送信回数	1
工事場所・受渡し場所名称	〇〇〇〇ビル新築工事			
参照帳票No.	A-201406-028-0	参照帳票年月日	2014年07月03日	
帳票No.	A-201406-028-0	帳票年月日	2014年07月03日	

工事情報(工事・受渡場所)		取引情報	
帳票名称		見積有効期間	
工種・科目コード	設備工事 空調調和設備工事		
工事コード		消費税コード	外税
工事・受渡場所名称	〇〇〇〇ビル新築工事	課税分類コード	課税
取引件名(注文件名)	空調設備工事		
工事・受渡場所郵便番号	106-0001	明細金額計	125,320,000円
工事・受渡場所住所	東京都港区虎ノ門4-2-2	明細金額計調整額	
工事・受渡場所電話番号		調整後帳票金額計	125,320,000円
工事・受渡場所FAX番号		消費税額	10,025,600円
工事・受渡場所所在地コード		最終帳票金額	135,345,600円

発注者情報		受注者情報	
発注者コード	117330999017	受注者コード	002000000002
発注者名	振興建設株式会社	受注者名	基金設備株式会社
担当部署名	東京支店 統算センター設備グループ	担当部署名	営業部
担当者名	振興次郎	担当者名	一般利用者
発注者情報2		担当郵便番号	900-9999
担当部署名2		担当住所	大阪府大阪市
担当者名2		担当電話番号	06-2222-2222

工事・納期指定	自:2014年8月1日 至:2016年3月31日
支払条件	

備考	
----	--

自由使用欄	
-------	--

発注者の専用使用欄
発注者担当者メールアドレス: XXXX@XXX.CO.JP

受注者の専用使用欄

b) 設備見積回答 CIWEB 見積・注文作業中物件一覧

CIWEB 見積・注文作業中物件一覧 [CIWEB130]

123456-000002 小規模物件

1ヶ月以内の削除予定物件

物件一覧CSV 一括非表示

No.	見積 No.	見積 名称	作業 状況	情報区分	取引 名称	工事 コード	見積 回答者	注文 者工事コード	見積 年月日
1	0001	設備見積依頼	取付済	A-201409-010	001	〇〇〇ビル新築工事	2014/09/10		2014/09/04
2	001	設備見積回答	作業中	001	消費税率変更テスト	koba1000		001	2014/06/19
3	0000	注文確定	作業中	0000	型枠工事	koba-100421			2014/03/24
					本番環境改善工事	ジャパン建設	20100426		12:44:47

c) 設備見積回答 CIWEB 鑑項目編集

CIWEB -- Web ページ ダイアログ

鑑項目編集

データ検索No. 00001

設備見積回答 (編集)

注文者名: 株式会社〇〇〇〇ビル新築工事

工事名称: 消費税率変更テスト

取引名称: 型枠工事

最終報告金額 (消費税込み) ¥125,345,600 (見積金額)

工事コード	情報区分	取引名称	注文者工事コード
A-0001	001	〇〇〇ビル新築工事	11732000001
A-201409-010	001	消費税率変更テスト	12345600002
000000	0000	型枠工事	20100426

項目	内容	項目	内容
工事コード	A-0001	取引年月日	2014/09/04
情報区分	001	報告年月日 (全角入力)	2014/09/04
取引名称	〇〇〇ビル新築工事	取引年月日	2014/09/04
注文者名 (全角入力)	株式会社〇〇〇ビル新築工事	注文者工事コード	11732000001
工事名称	消費税率変更テスト	注文者工事コード	12345600002
取引名称	型枠工事	注文者工事コード	20100426
最終報告金額 (消費税込み)	¥125,345,600	最終報告金額 (消費税込み)	¥125,345,600

項目	内容	項目	内容
工事コード	A-0001	取引年月日	2014/09/04
情報区分	001	報告年月日 (全角入力)	2014/09/04
取引名称	〇〇〇ビル新築工事	取引年月日	2014/09/04
注文者名 (全角入力)	株式会社〇〇〇ビル新築工事	注文者工事コード	11732000001
工事名称	消費税率変更テスト	注文者工事コード	12345600002
取引名称	型枠工事	注文者工事コード	20100426
最終報告金額 (消費税込み)	¥125,345,600	最終報告金額 (消費税込み)	¥125,345,600

項目	内容	項目	内容
工事コード	A-0001	取引年月日	2014/09/04
情報区分	001	報告年月日 (全角入力)	2014/09/04
取引名称	〇〇〇ビル新築工事	取引年月日	2014/09/04
注文者名 (全角入力)	株式会社〇〇〇ビル新築工事	注文者工事コード	11732000001
工事名称	消費税率変更テスト	注文者工事コード	12345600002
取引名称	型枠工事	注文者工事コード	20100426
最終報告金額 (消費税込み)	¥125,345,600	最終報告金額 (消費税込み)	¥125,345,600

d) CI-NET 電気設備見積回答データ出力画面(住友電設)

工事コード			送信回数	1
工事場所・受渡し場所名称	〇〇〇〇ビル新築工事			
参照帳票No.	A-201406-027-0	参照帳票年月日	2014年07月03日	
帳票No.	A-201406-027-0	帳票年月日	2014年06月27日	

工事情報(工事・受渡場所)		取引情報	
帳票名称		見積有効期間	
工種・科目コード	設備工事 電気設備工事	消費税コード	外税
工事コード		課税分類コード	課税
工事・受渡場所名称	〇〇〇〇ビル新築工事		
取引件名(注文件名)	電気設備工事		
工事・受渡場所郵便番号	105-0001	明細金額計	485,999,000円
工事・受渡場所住所	東京都港区虎ノ門4-2-2	明細金額計調整額	
工事・受渡場所電話番号		調整後帳票金額計	485,999,000円
工事・受渡場所FAX番号		消費税額	38,879,920円
工事・受渡場所所在地コード		最終帳票金額	524,878,920円
/ ▲上へ			

発注者情報		受注者情報	
発注者コード	117330999017	受注者コード	002000000002
発注者名	振興建設株式会社	受注者名	竹田建設株式会社
担当部署名	東京支店 経算センター設備グループ	担当部署名	営業部
担当者名	振興次郎	担当者名	一般利用者
発注者情報2		受注者情報2	
担当部署名2		担当郵便番号	900-9999
担当者名2		担当住所	大阪府大阪市
		担当電話番号	06-2222-2222

工事・納期指定	自:2014年8月1日 至:2016年3月31日		
支払条件			

備考	

自由使用欄	

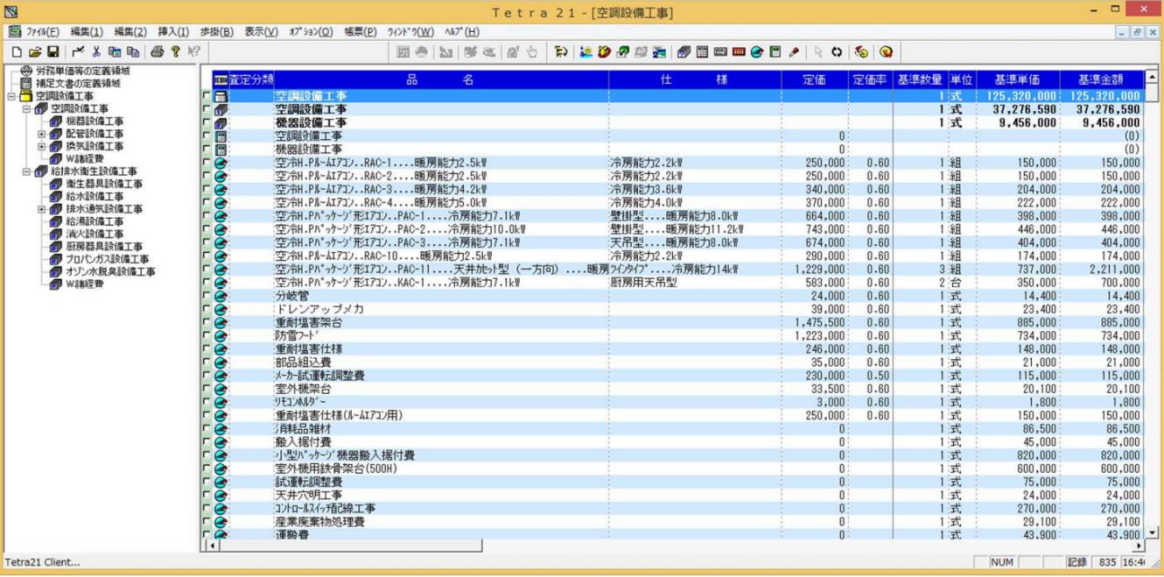
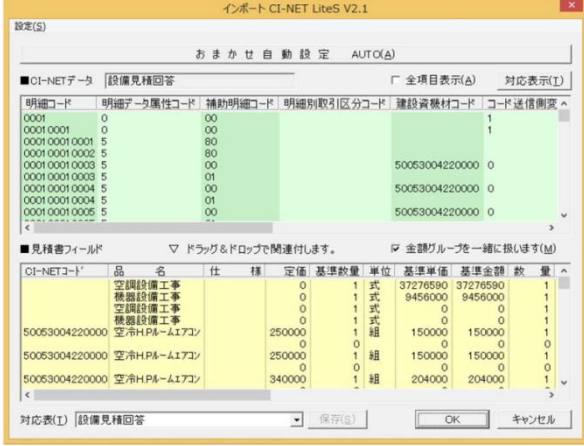
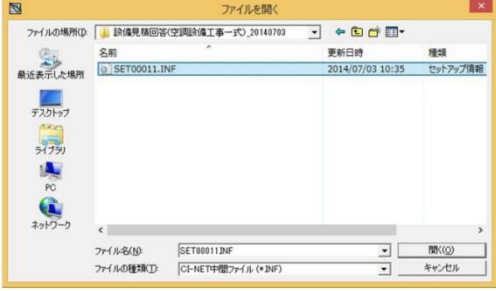
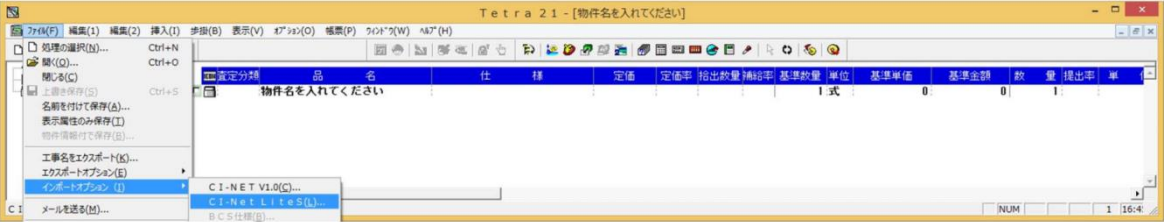
発注者の専用使用欄

発注者担当者メールアドレス: XXXX@XXX.CO.JP

受注者の専用使用欄

受注者担当者メールアドレス: XXXX@XXX.CO.JP

e) 設備見積回答データイメージ(Tetra)



6) 検証結果（自社開発システムによる画面イメージ）

a) 見積依頼送信時（竹中工務店）

設備情報総合管理 (CIMAS) - Windows Internet Explorer

調達EDI 変更履歴 ログアウト 設備見積依頼一覧 調達EDIメニュー 01_0102_01

新規見積依頼 見積依頼送信 不要指定/解除 未送信依頼削除 設備見積依頼 CSV取込 調達EDIメニューに戻る

高見明子 管轄:東京本店直轄直轄 権限:見積担当者(設備見積利用可)

処理状況 すべて 管轄 210 東京本店直轄 プロジェクト 協力会社コード

設備品目 すべて 担当者コード 9211041 作成日 年 月 日 ~ 年 月 日 検索

この20件 | 次の20件 | (1件中 1~1件)

No.	処理状況	プロジェクトコード	プロジェクト名称	見積依頼No.	協賛No.	協賛会社名称	取引先名称	設備品目	担当者コード	担当者名	依頼/見積提出日時	見積依頼作成日時	見積依頼更新日時	
1	22 回答待ち	M9211041001	設備見積依頼テスト	00001	01	8725209 住友電設(株)	設備見積依頼テスト	10100 電気設備工事	9211041	高見明子	1	2015/02/02/ 13:08:34	2015/02/02/ 13:11:35	2015/02/02/ 13:11:35

この20件 | 次の20件 | (1件中 1~1件)

設備情報総合管理 (CIMAS) - Windows Internet Explorer

調達EDI 設備見積依頼 表紙編集

保存 保存して戻る 資料添付 設備見積依頼一覧に戻る

高見明子

【工事概要】

*:必須入力

プロジェクトコード	* M9211041001	管轄区分	211 東京本店直轄直轄
プロジェクト名称(全角)	* 設備見積依頼テスト		
設備品目	10100 電気設備工事	工種・科目	3001000 電気設備工事
取引先名称(全角)	* 設備見積依頼テスト		
工期・納期指定(全角)	なし		

【見積依頼先】

依頼先追加 依頼先削除

選択	No.	協力会社 *	CI-NET 利用可能	標準企業コード *	送信 状況
☐	1	8725209 住友電設(株)	可	213030000000	済

【当社側見積条件】

当社側見積条件1 施工範囲	施工範囲は当社「協力会社施工範囲基準」による
当社側見積条件2	
当社側見積条件3	
当社側見積条件4	
当社側見積条件5	
当社側見積条件6	
当社側見積条件7	
当社側見積条件8	

b) 見積回答受信時（竹中工務店）

原価情報統合管理 (CIMAS) - Windows Internet Explorer

調達EDI 業務選択 ログアウト 設備見積依頼一覧 設備EDIメニュー 01_0102_01

新規見積依頼 見積依頼送信 不要指定/解除 未送信依頼削除 設備見積依頼 CSV取込 調達EDIに戻る

処理状況 すべて 管轄 210 東京本店直轄 プロジェクト 協力会社コード

設備品目 すべて 担当者コード 9211041 作成日 年 月 日 ~ 年 月 日 検索

10/2/2015 10/2/2015 (1件中 1-1件)

選択	No.	処理状況	プロジェクトコード	プロジェクト名称	見積依頼No.	依頼SUENo.	添付協力会社コード	協力会社名称	取引件名	設備品目	担当者コード	依頼/見積提出日時	見積依頼作成日時	見積依頼更新日時	見積依頼承認日時	
1	22	回答待ち	M9211041001	設備見積テスト	00001	01	8725209	住友電設(株)	設備見積依頼テスト	10100 電気設備工事	9211041	高見明子	1	2015/02/02/ 13:08:34	2015/02/02/ 13:11:35	2015/02/02/ 13:11:35

10/2/2015 10/2/2015 (1件中 1-1件)

原価情報統合管理 (CIMAS) - Windows Internet Explorer

調達EDI 業務選択 ログアウト 設備見積依頼一覧 設備EDIメニュー 01_0102_01

新規見積依頼 見積依頼送信 不要指定/解除 未送信依頼削除 設備見積依頼 CSV取込 調達EDIに戻る

処理状況 すべて 管轄 210 東京本店直轄 プロジェクト 協力会社コード

設備品目 すべて 担当者コード 9211041 作成日 年 月 日 ~ 年 月 日 検索

10/2/2015 10/2/2015 (1件中 1-1件)

選択	No.	処理状況	プロジェクトコード	プロジェクト名称	見積依頼No.	依頼SUENo.	添付協力会社コード	協力会社名称	取引件名	設備品目	担当者コード	依頼/見積提出日時	見積依頼作成日時	見積依頼更新日時	見積依頼承認日時	協力会社見積受領日時	
1	31	回答受理	M9211041001	設備見積テスト	00001	01	8725209	住友電設(株)	設備見積依頼テスト	10100 電気設備工事	9211041	高見明子	1	2015/02/02/ 13:08:34	2015/02/02/ 14:20:53	2015/02/02/ 13:13:40	2015/02/02/ 13:18:00

10/2/2015 10/2/2015 (1件中 1-1件)

原価情報統合管理 (CIMAS) - Windows Internet Explorer

調達EDI 業務選択 ログアウト 設備見積回答一覧

設備見積CSV出力 設備見積依頼一覧へ戻る

高見!

プロジェクトコード	M9211041001	プロジェクト名称	設備見積テスト	見積依頼No.	00001	依頼SUENo.	01
協力会社コード	8725209	協力会社名	住友電設(株)	依頼/見積提出日時		依頼/見積提出日時	
取引件名	設備見積依頼テスト	設備品目	10100 電気設備工事	担当者コード	9211041	担当者名	高見明子

選択	No.	処理状況	回答/回答	回答金額	添付有無	見積回答受信日時
1	41	回答査定中	1	23,120,640	有	2015/02/02 14:14:00

選択	No.	処理状況	回答/回答	回答金額	添付有無	見積回答受信日時

原簿情報統合管理 (CIMAS) - Windows Internet Explorer

調達EDI 設備見積回答 表紙参照

資料添付 設備見積回答一覧に戻る

高

【工事概要】

プロジェクトコード	M9211041001	管轄区分	211 東京本店直轄直轄
プロジェクト名称	設備見積テスト		
設備品目	10100 電気設備工事	工種・科目	3001000 電気設備工事
取引件名	設備見積調達テスト		
工期・納期指定	なし		

【金額】

明細金額	21,408,000
調整額(値引き)	0
見積価格	21,408,000
消費税額	1,712,640
見積金額(税込)	23,120,640
消費税コード	2 外税
課税分類コード	課税

【見積依頼先】

協力会社コード	8725209	標準企業コード	2130300000000
協力会社名	住友電設(株)		
支払条件			
住 所	5508550 大阪市西区阿波座2-1-4		
部 門	西部本部 設計核算部		
担当者名	松山 隆一		
見積提出期限	年 月 日		
見積有効期間			
協力会社側見積条件			
備考			

【当社側見積条件】

当社側見積条件1 施工範囲	施工範囲は当社「協力会社施工範囲基準」による
当社側見積条件2	
当社側見積条件3	
当社側見積条件4	
当社側見積条件5	
当社側見積条件6	
当社側見積条件7	
当社側見積条件8	

【依頼者】

担当者コード	9211041	意見明子	
記号番号・コード	株式会社 竹中工務店	当社標準企業コード	2140200000000
部門名	東京本店 見積部		
電話番号		FAX番号	

【作業所】

ASコード	
施工場所郵便番号	
施工場所住所	

【システム項目】

登録ユーザID	
作成日時	2015年02月02日 14:20:42
更新ユーザID	
更新日時	2015年02月02日 14:20:42

(2) 資機材コードの検討

中分類 光源・部材を定義	
-----------------	--

光源区分	関連小分類
000 -	-
010 蛍光灯器具	用途
013 蛍光灯器具(非常灯BAT内蔵)	旧コード
016 蛍光灯器具(非常灯BAT別置)	旧コード
020 白熱灯器具	用途
023 白熱灯器具(非常灯BAT内蔵)	旧コード
026 白熱灯器具(非常灯BAT別置)	旧コード
030 高圧放電灯	用途
036 高圧放電灯(非常灯BAT別置)	旧コード
040 避難口誘導灯(BAT内蔵)	旧コード
043 避難口誘導灯(BAT別置)	旧コード
050 通路誘導灯(BAT内蔵)	旧コード
053 通路誘導灯(BAT別置)	旧コード
060 特殊照明器具	旧コード
500 未定・その他光源器具	用途
510 LED器具	用途
520 有機EL器具	用途

部材区分	関連小分類
070 照明制御システム	各部材
075 ランプ・光源	各部材
080 安定器	各部材
170 照明用ポール	各部材
190 照明器具部材	各部材

小分類 用途を定義	
--------------	--

用途区分	関連細分類
00 -	-
01 一般	10 一般施設用照明器具 標準
02 防水・防湿	20 特定施設用照明器具 標準
03 密閉	30 特殊用途用照明器具 特殊用途
04 安全増防爆	50 非常用照明器具 標準
05 耐圧防爆	51 非常用照明 電池内蔵 標準
06 低温用器具	52 非常用照明 電池別置 標準
07 高温用器具	60 誘導灯 誘導灯
08 耐食耐酸器具	61 通路誘導灯 電池内蔵 誘導灯
09 クリーンルーム用器具	62 通路誘導灯 電池別置 誘導灯
	65 避難口誘導灯 電池内蔵 誘導灯
	66 避難口誘導灯 電池別置 誘導灯
	70 住宅・店舗意匠照明器具 標準
	80 その他屋内用照明器具 標準
	90 屋外照明器具 標準
	91 建物周辺部用照明器具 標準
	92 景観・道路用照明器具 標準
	93 屋外特殊施設用照明器具 標準

旧コードは省略。内容は用途の黄色部分に同じ

各部材テーブルは個別に設定されているため省略
(ランプ・光源にLED関連を追加、航空障害灯を調整した以外変更)

細分類 形状を定義

標準区分
000 -
003 直付け
006 吊り下げ
007 下面開放
009 埋込み(半埋込み)
010 埋込カバー
012 ブラケット
015 ダウンライト
018 コードペンダント
021 システム
024 投光器
027 庭園灯
030 外灯

誘導灯区分		
01	小型・直付け	1 一般型
02	小型・吊り下げ	2 薄型
03	小型・埋込み	3 スリム型
04	中型・直付け	4 点滅式
05	中型・吊り下げ	5 点滅式誘導音付
06	中型・埋込み	6 減光形
07	大型・直付け	7 四面型
08	大型・吊り下げ	8 防水型
		9 防爆型

特殊用途区分
000 -
010 シャンデリア
020 スタンド
030 殺菌灯
040 防虫蛾・誘蛾灯
041 電撃殺虫器
042 誘蛾灯
050 医療用照明器具
060 暗室用照明器具
070 検査用照明器具
080 水中照明
090 レーザー光線
100 建築化照明
110 航空障害灯装置
111 航空障害灯装置 2灯式

【考え方】

会議提示の原案で機械的にコードを作成すると、照明だけで24万行になる(現行CI-NETコードは1050行程度)ため、会議中に頂戴した案、ならびに現状のCI-NETコードとの引当を鑑み、コード内容を整理した。

整理した上表の関連設定をもとに、別シートのコード案を作成した。
上位分類が確定したら、関連をもとに下位分類を設定していった。
例えば、010蛍光灯器具の場合、小分類は設定に従い用途テーブルを、080安定器の場合は部材テーブルを利用する。
小分類も同様で、01_60(誘導灯一般)の場合には、細分類は誘導灯区分を利用することとした。

赤字部分は新コードの内容ではないが、旧CI-NETコードと互換性を担保するため挿入してあるもの。
備考(コード案I列)に旧コード引当用と記載を行った。また、新コードにおける移動先を記載しているので確認願いたい。

中分類		小分類		細分類	備考
中分類C	中分類名称	小分類	小分類名称	細分類C 細分類名称	備考
010	蛍光灯器具	0000	-	000	-
010	蛍光灯器具	0100	一般	000	-
010	蛍光灯器具	0200	防水・防湿	000	-
010	蛍光灯器具	0300	密閉	000	-
010	蛍光灯器具	0400	安全増防爆	000	-
010	蛍光灯器具	0500	耐圧防爆	000	-
010	蛍光灯器具	0600	低温用器具	000	-
010	蛍光灯器具	0700	高温用器具	000	-
010	蛍光灯器具	0800	耐食耐酸器具	000	-
010	蛍光灯器具	0900	クリーンルーム用器具	000	-
013	蛍光灯器具(非常灯BAT内臓)	0000	-	000	旧コード引当用
013	蛍光灯器具(非常灯BAT内臓)	0100	蛍光灯器具(非常灯BAT内臓) 一般	000	旧コード引当用
013	蛍光灯器具(非常灯BAT内臓)	0200	蛍光灯器具(非常灯BAT内臓) 防水	000	旧コード引当用
013	蛍光灯器具(非常灯BAT内臓)	0300	蛍光灯器具(非常灯BAT内臓) 密閉	000	旧コード引当用
013	蛍光灯器具(非常灯BAT内臓)	0400	蛍光灯器具(非常灯BAT内臓) 安増	000	旧コード引当用
013	蛍光灯器具(非常灯BAT内臓)	0500	蛍光灯器具(非常灯BAT内臓) 防爆	000	旧コード引当用
016	蛍光灯器具(非常灯BAT別置)	0100	蛍光灯器具(非常灯BAT別置) 一般	000	旧コード引当用
016	蛍光灯器具(非常灯BAT別置)	0200	蛍光灯器具(非常灯BAT別置) 防水	000	旧コード引当用
016	蛍光灯器具(非常灯BAT別置)	0300	蛍光灯器具(非常灯BAT別置) 密閉	000	旧コード引当用
016	蛍光灯器具(非常灯BAT別置)	0400	蛍光灯器具(非常灯BAT別置) 安増	000	旧コード引当用
016	蛍光灯器具(非常灯BAT別置)	0500	蛍光灯器具(非常灯BAT別置) 防爆	000	旧コード引当用
020	白熱灯器具	0000	-	000	-
020	白熱灯器具	0100	一般	000	-
020	白熱灯器具	0200	防水・防湿	000	-
020	白熱灯器具	0300	密閉	000	-
020	白熱灯器具	0400	安全増防爆	000	-
020	白熱灯器具	0500	耐圧防爆	000	-
020	白熱灯器具	0600	低温用器具	000	-
020	白熱灯器具	0700	高温用器具	000	-
020	白熱灯器具	0800	耐食耐酸器具	000	-
020	白熱灯器具	0900	クリーンルーム用器具	000	-
023	白熱灯器具(非常灯BAT内臓)	0000	-	000	旧コード引当用
023	白熱灯器具(非常灯BAT内臓)	0100	白熱灯器具(非常灯BAT内臓) 一般	000	旧コード引当用
023	白熱灯器具(非常灯BAT内臓)	0200	白熱灯器具(非常灯BAT内臓) 防水	000	旧コード引当用
023	白熱灯器具(非常灯BAT内臓)	0300	白熱灯器具(非常灯BAT内臓) 密閉	000	旧コード引当用
023	白熱灯器具(非常灯BAT内臓)	0400	白熱灯器具(非常灯BAT内臓) 安増	000	旧コード引当用
023	白熱灯器具(非常灯BAT内臓)	0500	白熱灯器具(非常灯BAT内臓) 防爆	000	旧コード引当用
026	白熱灯器具(非常灯BAT別置)	0000	白熱灯器具(非常灯BAT内臓) 防爆	000	旧コード引当用
026	白熱灯器具(非常灯BAT別置)	0100	白熱灯器具(非常灯BAT別置) 一般	000	旧コード引当用
026	白熱灯器具(非常灯BAT別置)	0200	白熱灯器具(非常灯BAT別置) 防水	000	旧コード引当用
026	白熱灯器具(非常灯BAT別置)	0300	白熱灯器具(非常灯BAT別置) 密閉	000	旧コード引当用
026	白熱灯器具(非常灯BAT別置)	0400	白熱灯器具(非常灯BAT別置) 安増	000	旧コード引当用
026	白熱灯器具(非常灯BAT別置)	0500	白熱灯器具(非常灯BAT別置) 防爆	000	旧コード引当用
030	高圧放電灯	0000	-	000	-
030	高圧放電灯	0100	一般	000	-
030	高圧放電灯	0200	防水・防湿	000	-
030	高圧放電灯	0300	密閉	000	-
030	高圧放電灯	0400	安全増防爆	000	-
030	高圧放電灯	0500	耐圧防爆	000	-
030	高圧放電灯	0600	低温用器具	000	-
030	高圧放電灯	0700	高温用器具	000	-
030	高圧放電灯	0800	耐食耐酸器具	000	-
030	高圧放電灯	0900	クリーンルーム用器具	000	-
036	高圧放電灯(非常灯BAT別置)	0000	-	000	旧コード引当用
036	高圧放電灯(非常灯BAT別置)	0100	高圧放電灯(非常灯BAT別置) 一般	000	旧コード引当用
036	高圧放電灯(非常灯BAT別置)	0200	高圧放電灯(非常灯BAT別置) 防水	000	旧コード引当用
036	高圧放電灯(非常灯BAT別置)	0300	高圧放電灯(非常灯BAT別置) 密閉	000	旧コード引当用
036	高圧放電灯(非常灯BAT別置)	0400	高圧放電灯(非常灯BAT別置) 安増	000	旧コード引当用
036	高圧放電灯(非常灯BAT別置)	0500	高圧放電灯(非常灯BAT別置) 防爆	000	旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0000	-	000	旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0100	避難口誘導灯(BAT内臓) 小型・直付け	000	旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0200	避難口誘導灯(BAT内臓) 小型・吊り下げ	000	旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0300	避難口誘導灯(BAT内臓) 小型・埋込み	000	旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0400	避難口誘導灯(BAT内臓) 中型・直付け	000	旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0500	避難口誘導灯(BAT内臓) 中型・吊り下げ	000	旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0600	避難口誘導灯(BAT内臓) 中型・埋込み	000	旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0700	避難口誘導灯(BAT内臓) 大型・直付け	000	旧コード引当用

中分類		小分類		細分類		備考
中分類C	中分類名称	小分類	小分類名称	細分類C	細分類名称	備考
510	LED器具	0300	密閉	000	—	光源増設項目
510	LED器具	0400	安全増防爆	000	—	光源増設項目
510	LED器具	0500	耐圧防爆	000	—	光源増設項目
510	LED器具	0600	低温用器具	000	—	光源増設項目
510	LED器具	0700	高温用器具	000	—	光源増設項目
510	LED器具	0800	耐食耐酸器具	000	—	光源増設項目
510	LED器具	0900	クリーンルーム用器具	000	—	光源増設項目
520	有機EL器具	0000	—	000	—	光源増設項目
520	有機EL器具	0100	一般	000	—	光源増設項目
520	有機EL器具	0200	防水・防湿	000	—	光源増設項目
520	有機EL器具	0300	密閉	000	—	光源増設項目
520	有機EL器具	0400	安全増防爆	000	—	光源増設項目
520	有機EL器具	0500	耐圧防爆	000	—	光源増設項目
520	有機EL器具	0600	低温用器具	000	—	光源増設項目
520	有機EL器具	0700	高温用器具	000	—	光源増設項目
520	有機EL器具	0800	耐食耐酸器具	000	—	光源増設項目
520	有機EL器具	0900	クリーンルーム用器具	000	—	光源増設項目

8. 2. 標準化委員会

8. 2. 1. チェンジリクエスト

(1) 建設資機材コードのメンテナンス方法に係る改善要望

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄	
発 信 日 2014 年 6 月 5 日		受 信 日 年 月 日	
会 社 名 : LiteS 委員会		事務局処理記入欄	
企業識別コード			
部 署 名			
担当者名			
TEL: 連 絡 先 FAX:			
件 名 建設資機材コードのメンテナンスについて			
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)			
【要求内容】 建設資機材コードのメンテナンスを適切かつ効率的に実施するために、標準ビジネスプロトコル Ver1.5p.207 に記載のメンテナンス方法に関する以下の 3 点について、改訂することを要求する。 (1) 建設資機材コード改訂の頻度 建設資機材コードの改訂を行う頻度について、「月 1 回」と定められているが、必要が生じた際に随時行うことに変更する。 (2) 建設資機材コード改訂に係る審議主体 建設資機材コードの改訂に係る審議は、「標準化委員会コードメンテナンス WG」が主体となることが定められているが、WG を特定せず、「標準化委員会」が主体となることに変更する。 (3) 建設資機材コード改訂に係る照会先 標準ビジネスプロトコル Ver1.5 には、建設資機材コードのすべてを掲載しておらず、大分類コード表のみ掲載しているが、掲載の大分類コードは策定当時の例示であることからこれを明示的に「例示」と記す。			

また、本文中の「詳細については推進センターまで照会」するは、大分類表の例示の補足説明として記載する。「大分類コード表の内容は変更されている場合がある。」についても、同様に大分類表の例示の補足説明とし、変更が大分類コード表に限定されないことから、「大分類コード表の」を削除する。

以上の３点を反映して、以下のとおり変更する。

変更前	<本文> なお、本コードは標準化委員会コードメンテナンス WG が主体となり、月 1 回のメンテナンス（コードリストの追加など）が行われる。このため次表の大分類コード表の内容は変更されている場合がある。詳細については推進センターまで照会されたい。
変更後	<本文> 大分類までのコード表を次表に例示する。本コードは標準化委員会が主体となり、メンテナンス（コードの追加など）が行われる。 <大分類表の補足説明> コード表の内容は変更されている場合がある。詳細については推進センターまで照会されたい。

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

建設資機材コードのメンテナンスを適切かつ効率的に実施するため、改訂の頻度や審議主体を変更すべきと考えられる。

建設資機材コードは、取引実態等を反映して最新性を維持することが望ましい。一方で、建設資機材コードの改訂は、運用中のシステム等へ影響するため、更新頻度を低くすることが望ましい。このため、建設資機材コードの改訂は、その必要性和時期を十分に考慮した上で実施すべきである。

また、建設資機材コードの審議主体については、稼働当初は CI-NET LiteS 実装規約と建設資機材コードともに更新頻度が高いと想定され、各々の審議主体として WG を設置していたが、安定的な稼働時期に入り、今後は更新頻度が低くなると予想されることから、標準化委員会で一体的に取り扱うことが効率的と考えられる。

【既存ユーザ等への影響】

既存ユーザ等への影響に配慮して適切な頻度で建設資機材コードを更新することとする。

(2) 建設資機材コード等の掲載先に関する記述の変更(CI-NET 標準ビジネスプロトコル P. 208, P. 211)

発信者記入欄		事務局記入欄					
発 信 日 2015 年 3 月 11 日		受 信 日 年 月 日					
会 社 名: 標準化委員会		事務局処理記入欄					
企業識別コード							
部 署 名							
担当者名							
TEL: 連 絡 先 FAX:							
件 名 建設資機材コードの掲載に関する記述の変更							
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)							
【要求内容】 建設資機材コードの掲載先に係る以下の記述について、現状の実態に合致しない記述となる可能性があるため、改訂することを要求する。 (1) 国土交通省の補正予算により策定した建設資機材コードに関する記述の削除 国土交通省の補正予算により策定した建設資機材コードの掲載に関する記述を削除する。 (2) C-CADEC 機器分類コードリストの掲載先に関する記述の削除 C-CADEC 機器分類コードリストの掲載先として記載している URL を削除する。 以上の 2 点を反映して、以下のとおり変更する。 <CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 P.208> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td> <本文> また平成 12 年度、国土交通省の補正予算により策定した建設資機材コードを参考資料7に掲載している。以下の URL でも公開している。 (建設業振興基金: http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/code_mlit/code_predwn.html 建設資機材コードの標準化検討業務 概要報告書 より) </td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td> <本文> ～削除～ </td> </tr> </table>				変更前	<本文> また平成 12 年度、国土交通省の補正予算により策定した建設資機材コードを参考資料7に掲載している。以下の URL でも公開している。 (建設業振興基金: http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/code_mlit/code_predwn.html 建設資機材コードの標準化検討業務 概要報告書 より)	変更後	<本文> ～削除～
変更前	<本文> また平成 12 年度、国土交通省の補正予算により策定した建設資機材コードを参考資料7に掲載している。以下の URL でも公開している。 (建設業振興基金: http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/code_mlit/code_predwn.html 建設資機材コードの標準化検討業務 概要報告書 より)						
変更後	<本文> ～削除～						

<CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 P.211>

変更前	<本文> C-CADEC 機器分類コードは、CI-NET & C-CADEC コードデータベースの「C-CADEC Stem 機器コード」に整理されており、そちらを参照されたい。 (URL: http://cinet.voi-kensetsu.com/top.html)
変更後	<本文> C-CADEC 機器分類コードは、建設資機材コードとの統合を行い、C-CADEC アーカイブの「評議会／成果物／CI-NET 建設資機材コード」に整理されている。

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

(1) 国土交通省の補正予算により策定した建設資機材コードに関する記述の削除

平成 12 年度は、国土交通省が補正事業を利用して「建設資機材コードの標準化検討事業」を展開し、これを基金が受託したことで、本委員会の下に急遽「コード策定部会」を設置し、建設資機材コード(CI-NET で既に標準化済みの設備工事分野以外)の標準化検討を行った。その結果を記載したものであり、標準化委員会の承認には至っていないため、削除する。

(2) C-CADEC 機器分類コードリストの掲載先に関する記述の削除

C-CADEC 機器分類コードリストは、平成 26 年度に建設資機材コードとの統合を行い、CI-NET 建設資機材コードとして平成 27 年 3 月末に公表する予定である。

また、建設資機材コードの改訂や、CI-NET ホームページの改訂等に応じて、変更される場合がある。一方で、これらの掲載先に変更が生じた場合は、その都度、チェンジリクエストの手続、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの変更に一定の時間を要することから、実態に合致しない場合の可能性がある。

これらの状況を考慮し、C-CADEC 機器分類コードリストの掲載先 URL については、CI-NET 標準ビジネスプロトコルへの掲載は行わないことが望ましい。

【既存ユーザ等への影響】

建設資機材コードについては、広く周知を図る必要があることから、CI-NET のホームページ等において、掲載場所やコードメンテナンス時の通知等が適切に行われるよう、配慮する必要がある。

(3) 建設資機材コードの構成に係る記述の変更 (CI-NET 標準ビジネスプロトコル P. 206)

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄	
発 信 日 2015 年 3 月 11 日		受 信 日 年 月 日	
会 社 名 : 標準化委員会		事務局処理記入欄	
企業識別コード			
部 署 名			
担当者名			
TEL: 連 絡 先 FAX:			
件 名 建設資機材コードの構成に係る記述の変更			
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)			
【要求内容】 建設資機材コードの構成に係る記述について、補足説明が必要であるため、改訂することを要求する。 (1) 5 つの分類項目の解説の追記 建設資機材コードのコード体系に関して、これを構成する 5 つの分類の「分類名」および「byte 数」の記載はあるが、各分類名の定義が明記されていないため、建設資機材コードの構成を説明する図中において、各分類名の定義を明記する。 (2) 異なる分類レベルに基づくコード間の対応付けに関する運用方法の解説の追記 建設資機材コードでは、14 桁全桁での引当てを必須としておらず、任意の分類階層まででの使用を認めているため、事業者間で異なる分類階層を使用している場合におけるコードの対応付けの方法を解説する。 以上の 2 点を反映して、以下のとおり変更する。			

<標準ビジネスプロトコル P.206>

変更前

<本文>

分類名	分 野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレータ	スペック
byte数	2	2	3	4	3	1 "&"	可変長 最大25byte

固定長部分 (14byte)

図3.2.3-20 建設資機材コードの構成

変更後

<本文>

分類名	分 野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレータ	スペック
byte数	2	2	3	4	3	1 "&"	可変長 最大25byte

固定長部分 (14byte)

分野:建設業の分野を示す。(例)建築資材、電気設備、機械設備など。

大分類:各分野における、資機材の最も大括りの分類を示す。

(例)電気設備の場合:配線、照明器具、防災機器など。

中分類:各大分類項目における、資機材の種類を示す。

(例)電気設備／配線の場合:電力用電線、通信用電線など。

小分類:各中分類項目における、資機材の最小分類を示す。

(例)電気設備／配線／電力用電線の場合:CVケーブル、耐火電線など。

細分類:小分類を細分化し補完する場合に用いる。性能区分、形状、材質などを示す。

(例)電気設備／配線／電力用電線／CVケーブルの場合:(定格電圧)600V、6kVなど。

スペック部:資機材の規格・サイズを示す。

図3.2.3-20 建設資機材コードの構成

<標準ビジネスプロトコル P.206>

変更前	<本文> なお、スペックの展開にあたっては次の点に注意が必要である。 (1)細分類1コードにつき複数のスペック書式が定められている場合もある。 ～(中略)～ (2)スペックが小数点を含む場合、小数点以下に余計な「0」を付けない。 ～(中略)～ (3)スペックが複数ある場合には、スペックとスペックの区切りに " _ " (アンダーバー) を用いる。 ～(中略)～
-----	---

	(4)スペックの付加は任意である。 ～(中略)～
変更後	<本文> (1)建設資機材コードのマッチングに係る留意点 建設資機材コードは分類コード体系を採用している。前表のとおり、分野からスペックまでの 6 階層に分類され、これを利用する事業者の業態(総合工事業者、専門工事業者等)や利用する業務用途(見積業務、請求業務等)等に応じて、必要な分類階層のみ(例:分野+大分類+中分類までを使用し、小分類と細分類の特定は行わない等)を選択して活用することを可能としている。このため、利用する分類階層の異なる事業者間において、コードの対応付けを行う場合には、「段階的マッチング」の方法を用いる必要がある。この方法を用いることにより、コード変換率の向上に寄与する。 「段階的マッチング」とは、まず、コード全桁でマッチングを行い、マッチするコードがなければ、順番に上位の分類によるマッチングを行う方法である。 分野 大分類 中分類 小分類 細分類 40 50 1301 300 000

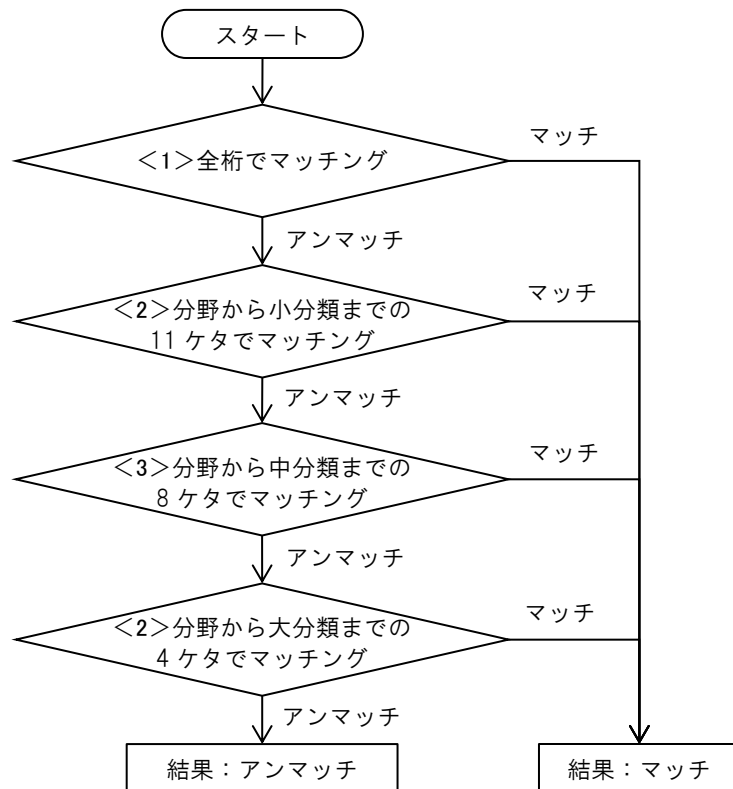


図 分類階層毎の段階的マッチングの手順

(例)

中分類まで使用している A 社が、小分類まで使用している B 社と取引する場合は、「ガス漏れ警報器」を「セキュリティ装置」に引き当てる。大分類まで使用している C 社が、同 B 社と取引する場合は、「ガス漏れ警報器」を「防災機器」に引き当てる。

CI-NET コード	分野	大分類	中分類	小分類	細分類
40000000000000	電気設備				
40500000000000	電気設備	防災機器			
40501300000000	電気設備	防災機器	セキュリティ装置		
40501301300000	電気設備	防災機器	セキュリティ装置	ガス漏れ警報器	

(2) スペックの展開に係る留意点

スペックの展開にあたっては次の点に注意が必要である。

(a) 細分類1コードにつき複数のスペック書式が定められている場合もある。

～(中略)～

(b) スペックが小数点を含む場合、小数点以下に余計な「0」を付けない。

～(中略)～

(c) スペックが複数ある場合には、スペックとスペックの区切りに “_” (アンダーバー) を用いる。

～(中略)～

	(d)スペックの付加は任意である。 ～(中略)～	
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい) 【要求の理由】 建設資機材コードは、これを利用する事業者の業態(総合工事業者、専門工事業者等)や利用する業務用途(見積業務、請求業務等)等に応じて、必要な分類階層のみ(例:分野+大分類+中分類まで)を使用し、小分類と細分類の特定は行わない等)を選択して活用することを可能としている。 各事業者における既存の社内コード等と建設資機材コードの対応付けを行う際に、当該事業者において使用することが適切な分類階層を判断するため、各分類の解説を付記することが望ましいと考えられる。 また、EDI 取引においては、利用する分類階層の異なる事業者間でコードの対応付けを行う必要があるが、14 桁の完全合致では照合できないことから、コードマッチングの運用において多様な方法が生じないような運用方法について、予め周知しておくことが望ましいと考えられる。 なお、このルールを承知していないユーザーから、建設資機材コードのヒット率が悪いとの評価がある。これは、14 桁全桁で建設資機材のコード引き当てを行っているからであり、EDI の効果を半減していると言える。CI-NET 標準ビジネスプロトコに明文化することにより、今後このような誤解を払拭することができる。(現行では殆ど参照されることのない『CI-NET 導入マニュアルー設備見積回答業務版ー平成 9 年 11 月』に記載されているのみである。) 【既存ユーザ等への影響】 各事業者における適切な建設資機材コードの利用が促されるとともに、EDI 取引における取引先の使用する建設資機材コードとのマッチングの適切な運用が実現される。		

(4) 請求確認コードの改訂 (CI-NET 標準ビジネスプロトコル p.198)

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄												
発 信 日	2015 年 3 月 11 日	受 信 日	年 月 日											
会 社 名 : LiteS 委員会		事務局処理記入欄												
企業識別コード														
部 署 名														
担当者名														
TEL:														
連 絡 先														
FAX:														
件 名 請求確認コードの改訂														
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)														
【要求内容】 請求確認時の基本フローに則った運用を促すため、請求確認コードの定義文をより適切な内容とするよう、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 p.198 を以下のとおり改訂することを要求する。 (1) 請求確認コードの改訂 請求確認コードの「1: 出来高査定を受けたうえで再度請求するよう、受注者に求める」を「1: 出来高報告が承認されていないため、出来高報告を送るよう、受注者に求める。」に変更する。 上記を反映して、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 p.198 を以下のとおり変更する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>コード</th> <th>発注者の表意内容</th> <th>想定される状況と対応の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>1</td> <td>出来高査定を受けた上で再度請求するよう、受注者に求める</td> <td> - 発注者の誤りによって出来高確認（承認）を受けられないまま請求締日が到来し、請求した場合。 → 受注者は出来高報告を行って発注者の査定を受け、出来高確認（承認）を受けた後に請求する。 - タイミングにより、今回請求に間に合う場合と、次回になる場合があり得る。 </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>請求メッセージに誤り等があ</td> <td>出来高実績、請求額は出来高査定</td> </tr> </tbody> </table>				変更前	コード	発注者の表意内容	想定される状況と対応の例		1	出来高査定を受けた上で再度請求するよう、受注者に求める	- 発注者の誤りによって出来高確認（承認）を受けられないまま請求締日が到来し、請求した場合。 → 受注者は出来高報告を行って発注者の査定を受け、出来高確認（承認）を受けた後に請求する。 - タイミングにより、今回請求に間に合う場合と、次回になる場合があり得る。	2	請求メッセージに誤り等があ	出来高実績、請求額は出来高査定
変更前	コード	発注者の表意内容	想定される状況と対応の例											
	1	出来高査定を受けた上で再度請求するよう、受注者に求める	- 発注者の誤りによって出来高確認（承認）を受けられないまま請求締日が到来し、請求した場合。 → 受注者は出来高報告を行って発注者の査定を受け、出来高確認（承認）を受けた後に請求する。 - タイミングにより、今回請求に間に合う場合と、次回になる場合があり得る。											
	2	請求メッセージに誤り等があ	出来高実績、請求額は出来高査定											

		るので、修正して再送信するよう、受注者に求める。	業務において合意されているが、それら以外の請求メッセージの記載に軽微な誤りがあった場合。 → 受注者は誤りを修正して請求する。
	3	既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。	・発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場合。 → 重複分の請求を受注者が撤回したことにすることに、双方同意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。
	4	請求は承認/受理したが、支払を遅らせる。	・出来高実績、請求額は合意されているが、何らかの事情により支払が遅れる場合。
変更後			
	コード	発注者の表意内容	想定される状況と対応の例
	1	出来高報告が承認されていないため、出来高報告を送るよう、受注者に求める。	・発注者の誤りによって出来高確認（承認）を受けられないまま請求締日が到来し、請求した場合。 → 受注者は出来高報告を行って発注者の査定を受け、出来高確認（承認）を受けた後に請求する。タイミングにより、今回請求に間に合う場合と、次回になる場合があり得る。
	2	請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。	・出来高実績、請求額は出来高査定業務において合意されているが、それら以外の請求メッセージの記載に軽微な誤りがあった場合。 → 受注者は誤りを修正して請求する。
	3	既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同	・発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場

		意するよう、受注者に求める。	合。 → 重複分の請求を受注者が撤回したことにすることに、双方同意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。
	4	請求は承認/受理したが、支払を遅らせる。	・出来高実績、請求額は合意されているが、何らかの事情により支払が遅れる場合。

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

請求確認時には、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver. 1.5 p.198 に記載の基本フローに則ることと定められているが、これに則った運用がなされず、出来高報告を送信せずに請求のみ送信されるケースが散見されることから、請求確認時の基本フローに則った運用を促すため、請求確認コードの定義文をより適切な内容とするよう、改訂することが望ましい。

【既存ユーザ等への影響】

文言修正のみであり、内容の変更は生じないため、既存ユーザ等への影響はない。

(5) 課税分類コードの補足説明文追記 (CI-NET 標準ビジネスプロトコル p.190)

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄							
発 信 日 2015 年 3 月 11 日		受 信 日 年 月 日							
会 社 名 : LiteS 委員会		事務局処理記入欄							
企業識別コード <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>									
部 署 名									
担当者名									
TEL: 連 絡 先 FAX:									
件 名 課税分類コードの補足説明文追記									
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)									
【要求内容】 消費税率変更に伴う経過措置の対象となる場合に、課税分類コードの「4」を使用することができることを明記するため、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver. 1.5 p.190 を以下の通り改訂することを要求する。 (1) 建設資機材コード改訂の頻度 課税分類コードのコード毎に、消費税計算方法を明記するための説明文を追記する。 上記を反映して、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver. 1.5 p.190 を以下のとおり変更する。									
変更前	3.11.3 課税分類コードリスト 「1」・・・当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 「2」・・・当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続きの処理を行う。 「3」・・・当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続きの処理を行う。 「4」・・・当該取引が経過措置の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。 「9」・・・当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。								
変更後	3.11.3 課税分類コードリスト 「1」・・・当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 「2」・・・当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続きの処理を行う。 「3」・・・当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続きの処理を行う。 「4」・・・当該取引が経過措置の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。 「9」・・・当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。								

	なお、「1」または「4」の場合は、[1096]消費税額 の計算を行い、「2」、「3」、「9」のいずれかの場合は、[1096]消費税額 の計算を行わない。
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい) 【要求の理由】 消費税率の段階的な引き上げに伴う経過措置対応に関して、消費税率変更に伴う経過措置の対象となる場合は、その旨を取引先へ通知する必要があるが、その手段の1つとして、CI-NET LiteS 実装規約では、[59]課税分類コードの「4」を使用することができ、税率引き上げの実施日以降においても、引き上げ前の消費税率が適用される。しかし、消費税率が5%から8%へ引き上げられた平成26年4月時には、CI-NET 利用者の一部において、本仕様が認識されておらず、適切な消費税の計算が行われていなかったことから、[59]課税分類コードの消費税計算方法について、明記する必要がある。 【既存ユーザ等への影響】 [59]課税分類コードを用いて消費税を算出する処理を有する各システム(ASPサービス、ゼネコン各社の社内システム等)のうち、今回明記された計算方法に合致しない実装を行っているものについては、次期消費税率変更の経過措置開始前までに、計算方法のプログラム改修が必要となる。	

8.2.2. チェックリスト

(1) 建設資機材コードのメンテナンス方法に係る改善要望

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2014 年 6 月 5 日
審議機関	(委員会／WG 名等を記載) 標準化委員会

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 建設資機材コードのメンテナンス方法の変更
------	---

チェック項目		チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	① 実稼動しているシステムの改修度合	○	建設資機材コードが改訂された場合は、EDI サービスおよびこれと連携する業務システム等のコードマッピングテーブルを任意に変更することとなるが、本チェンジリクエストによるメンテナンス方法の変更により、建設資機材コードの改訂頻度は適正化されるため、影響は最小化されと考えられる。
	② 業務の見直し、変更への影響度合	○	建設資機材コードの改訂頻度が適正化されることにより、業務との整合をより維持し易くなると考えられる。
	③ いずれのユーザの負担が大きいか	○	建設資機材コードが改訂された場合は、EDI サービス提供者では建設資機材コードの入れ替えが生じる。また、ユーザでは建設資機材コードの入れ替えおよび社内コードとのマッピングテーブルの変更が生じる。
	④ 及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○	③に記載のとおり、及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤ 即時の対応が可能か否か	△	建設資機材コードが改訂された場合は、EDI サービス提供者では即時の対応が可能であるが、ユーザでは社内コードとのマッピングテーブルの作成に時間を要すると考えられ、即時の対応は難しい場合があると考えられる。
	⑥ 立場の違いなく対応が可能か否か	○	EDI サービス提供者およびユーザがいずれも対応する必要があり、立場の違いによる対応の

			差異は特にない。
2.各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	△	建設資機材コードの改訂頻度に関しては、取引実態に則して改訂頻度を高めるべきとの意見と、改訂を既存システムへ反映されることが手間であり頻繁に改訂すべきでないとの意見がある。このため、これらの意見の違いに配慮し、建設資機材コードの改訂に際しては、改訂への対応を行わない場合でも影響のないよう工夫することが重要である。
	②業務の変更による対応可否の検討有無	○	建設資機材コードの改訂による業務の変更は特に生じない。
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	/	
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	/	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	現行の実装規約に記載の建設資機材コードの改訂頻度は、実態に則していないため、速やかに改訂することが望ましい。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

(2) 建設資機材コード等の掲載先に関する記述の変更(CI-NET 標準ビジネスプロトコル P. 208, P. 211)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2015 年 3 月 11 日
審議機関	(委員会／WG 名等を記載) 標準化委員会

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 建設資機材コード等の掲載先に関する記述の変更
------	---

チェック項目		チェック	指摘事項等
1.既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	○	実稼動しているシステムの改修には影響しない。
	②業務の見直し、変更への影響度合	○	業務の見直し、変更には影響しない。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	○	ユーザへの影響は発生しない。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○	③に記載のとおり、及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	○	即時の対応が可能である。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○	③に記載するユーザへ等しく影響するものであり、立場の違いによる対応の差異は特にない。
2.各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	/	
	②業務の変更による対応可否の検討	/	

	有無		
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	/	
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	/	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	現行の CI-NET 標準ビジネスプロトコルに記載されている建設資機材コードおよび C-CADEC 機器分類コードリストの掲載先 URL は、実態に合致していないため、速やかに改訂することが望ましい。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) 建設資機材コードが改訂された場合は、③に該当するユーザに対して、適切な時期および手段で周知する代替方策が必要である。

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

(3) 建設資機材コードの構成に係る記述の変更（CI-NET 標準ビジネスプロトコル P. 206）

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2015 年 3 月 11 日
審議機関	（委員会／WG 名等を記載） 標準化委員会

改訂内容	（提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載） 建設資機材コードの構成に係る記述の変更
------	--

チェック項目		チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	① 実稼動しているシステムの改修度合	○	実稼動しているシステムの改修には影響しない。
	② 業務の見直し、変更への影響度合	○	業務の見直し、変更には影響しない。
	③ いずれのユーザの負担が大きいか	○	ユーザへの負担は発生しない。
	④ 及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○	③に記載のとおり、及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤ 即時の対応が可能か否か	○	①および②に記載のとおり、実稼働しているシステムや業務への影響はないため、即時の対応は可能である。
	⑥ 立場の違いなく対応が可能か否か	○	③に記載するユーザへ等しく影響するものであり、立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	① 他ユーザの賛同の有無	/	
	② 業務の変更による対応可否の検討有無	/	

3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	/	
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	/	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	○	本改訂により定義は明確化される。
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	本改訂により説明が追記される「段階的マッチング」の方法を用いることにより、コード変換率の向上に寄与することから、速やかに改訂することが望ましい。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

(4) 請求確認コードの改訂 (CI-NET 標準ビジネスプロトコル p.198)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2015 年 3 月 11 日
審議機関	(委員会／WG 名等を記載) 標準化委員会

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 請求確認コードの改訂
------	---

チェック項目		チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	① 実稼動しているシステムの改修度合	△	コードの定義文を画面や帳票等に表示しているシステムにおいては、改修が必要である。
	② 業務の見直し、変更への影響度合	○	業務の見直し、変更には影響しない。
	③ いずれのユーザの負担が大きいか	△	コードの定義文を画面や帳票等に表示しているシステムを利用するユーザに影響する。
	④ 及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○	③に記載のとおり、及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤ 即時の対応が可能か否か	△	①に記載のとおり、システム改修を伴うため、即時の対応は困難であると考えられる。
	⑥ 立場の違いなく対応が可能か否か	○	③に記載するユーザへ等しく影響するものであり、立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	① 他ユーザの賛同の有無	/	
	② 業務の変更による対応可否の検討有無	/	

3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目か否か	／	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	／	
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	／	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	○	本改訂により定義が明確化される。
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	請求確認時の基本フロー（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 p.308 に記載）則った運用を促すため、速やかに改訂することが望ましい。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載) △が3項目あるが、改訂は必要である。
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

／：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

(5) 課税分類コードの補足説明文追記（CI-NET 標準ビジネスプロトコル p. 190）

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2015 年 3 月 11 日
審議機関	（委員会／WG 名等を記載） 標準化委員会

改訂内容	（提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載） 課税分類コードの補足説明文追記
------	--

チェック項目		チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	① 実稼動しているシステムの改修度合	△	[59]課税分類コードの定義に明記される消費税計算方法処理を行うよう、プログラムを改修する必要がある。
	② 業務の見直し、変更への影響度合	○	業務の見直し、変更には影響しない。
	③ いずれのユーザの負担が大きいか	△	[59]課税分類コードを用いて消費税を算出する処理を有する各システム（ASP サービス、ゼネコン各社の社内システム等）のうち、今回明記された計算方法に合致しない実装を行っているシステムを有するユーザに影響する。
	④ 及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○	③に記載のとおり、及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤ 即時の対応が可能か否か	△	①に記載のとおり、システム改修を伴うため、即時の対応は困難であると考えられる。
	⑥ 立場の違いなく対応が可能か否か	○	③に記載するユーザへ等しく影響するものであり、立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	① 他ユーザの賛同の有無	／	
	② 業務の変更による対応可否の検討	／	

	有無		
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	/	
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	/	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	次期消費税率変更の経過措置開始前までに、 1. ②に記載するプログラム改修が必要となる。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載) △が3項目あるが、改訂は必要である。
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

8.3. 広報委員会

8.3.1. 広報セミナー

- (1) CI-NET を活用した電子商取引説明会（専門工事業者より「CI-NET を導入して欲しい企業」として社名の挙げられたゼネコン向け広報セミナー）

1) 開催方法

a) 対象

「CI-NET 利用状況調査」（平成 26 年 5 月実施）において、「CI-NET を導入して欲しい」として社名を挙げられたゼネコン

表 8.3-1 CI-NET 受注者へのアンケートで導入を希望された総合工事業者における都道府県別の分布状況

No.	都道府県	全要望数を集計	要望数 5 以上を集計
1	東京都	41	15
2	北海道	2	
3	宮城県	1	
4	茨城県	1	
5	群馬県	1	
6	埼玉県	5	
7	千葉県	1	
8	神奈川県	5	1
9	長野県	2	1
10	新潟県	1	
11	富山県	1	
12	石川県	1	
13	静岡県	1	
14	愛知県	8	2
15	岐阜県	3	1
16	奈良県	1	
17	大阪府	17	5
18	和歌山県	1	
19	兵庫県	1	
20	岡山県	1	1
21	広島県	1	
22	福岡県	1	
		97 社	26 社

出所：平成 26 年 5 月実施の CI-NET 利用状況調査から集計

b) 主催

情報化評議会（広報委員会）

c) 開催場所

建設業振興基金会議室

d) 開催内容

i) 国土交通省の電子商取引への取組、狙い（20 分）

講演概要： 国土交通省における最近の施策動向等とともに、これらへの対応策としての電子商取引の推進について

講演者： 国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課

ii) CI-NET の概要、最新動向（20 分）

講演概要：業界における CI-NET の導入状況等の最新動向を紹介

講演者：情報化評議会 事務局

iii) CI-NET の導入事例紹介（40 分）

講演概要：大手ゼネコンのみならず、地方の中堅総合工事業者でも導入が進みつつある CI-NET の導入事例について、最新の導入企業より体験談を紹介

CI-NET を導入することによるメリットや導入の課題等についても、コスト面やコンプライアンス面等から、具体的に説明

講演者：CI-NET 導入企業（発注者として 3 年以内に導入実績のある企業）

iv) CI-NET の導入に向けた支援活動（20 分）

講演概要：企業規模等に応じた CI-NET の導入・運用方法の検討、導入費用の算出、社内外への説明資料の作成等を、情報化評議会が直接、個別の企業を支援する取り組み（勉強会等）について紹介

講演者：情報化評議会

v) 質疑応答

e) 配付資料

- | | | |
|------|-----|---------------------------|
| 資料 1 | 1 | 国土交通省における電子量取引への取り組みについて |
| | 1-1 | 建設業における法令遵守の徹底チラシ |
| | 1-2 | ガイドライン「技術的基準と施工体制台帳」 |
| 資料 2 | 2 | CI-NET を利用した電子商取引について |
| | 2-1 | CI-NET による電子商取引パンフレット |
| | 2-2 | スモールスタートで安価・簡易に CI-NET 導入 |
| | 2-3 | ASP 簡易画面イメージ |
| | 2-4 | CI-NET の導入メリット（受注者側） |

	2-5	CI-NET 利用状況調査結果概要
	2-6	社内システムと CI-NET の連携方法
	2-7	相談できるベンダ企業（リーフレット）
資料 3	3-1	株式会社鴻池組導入事例発表資料
	3-2	株式会社小俣組導入事例発表事例
	3-3	株式会社近藤組導入事例発表資料
資料 4	4-1	建設業電子商取引 導入支援「勉強会」のご紹介
	4-2	CI-NET 導入稟議書（雛形）
	4-3	建設業電子商取引導入支援コストシミュレーション表
参考資料 1		建設業しんこう 2014/4 月号
参考資料 2		建設業しんこう 2012/7 月号
参考資料 3		建設業振興基金ご案内（金融 3 事業ご案内）

2) 開催結果

a) 開催実績

表 8.3-2 CI-NET を活用した電子商取引説明会（専門工事業者より「発注者として CI-NET を導入して欲しい企業」として社名の挙げられたゼネコン向け広報セミナー）の開催実績

開催回	開催日時	講演者	参加者
第 1 回	平成 26 年 8 月 27 日 14:00～16:30	国土交通省土地・建設産業局建 設市場整備課 株式会社鴻池組 株式会社小俣組 株式会社近藤組 情報化評議会 事務局	8 社 16 名
第 2 回	平成 26 年 9 月 5 日 14:00～16:30	国土交通省土地・建設産業局建 設市場整備課 株式会社鴻池組 株式会社小俣組 株式会社近藤組 情報化評議会 事務局	9 社 14 名

b) 広報セミナー開催時の主な意見等

広報セミナー開催時の主な質問や要望として、以下の事項が挙げられた。

なお、参加企業のうち、業務パッケージを利用している企業は 1 社であり、その他はいずれも自社開発であった。

<質問>

- CI-NET 導入は、ボトムアップとトップダウンのいずれで進めたか。
- 検討当初から導入対象を CI-NET と決めていたのか、もしくは、システムの効率化などの解決策を模索した結果として CI-NET 導入に至ったのか。
- 初年度導入時のコストは 10 万円程度との記載があるが、実際にその程度のコストであったか。また、協力先企業で利用する場合にも、同額のコストがかかるのか。
- 注文請書の紙と電子の振り分け処理はどのように行っているか。
- 導入希望の協力会社は複数社あるが、ASP サービスのいずれに加入しても相互接続が可能か。
- 建設部門では CI-NET を導入済みだが、土木部門は準備中との記載がある。土木の方が難しい等の理由があるのか。

c) 会場アンケートの集計結果

Q 1 : 本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○を ひとつ お付けください。

- (1) 「国土交通省における電子商取引への取り組み」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる[4] ②ちょうど良い[23] ③範囲が狭すぎる[1]
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる[1] ②ちょうど良い[23] ③難しすぎる[4]
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
- (_____)
- (2) 「CI-NET の概要、最新動向」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる[3] ②ちょうど良い[25] ③範囲が狭すぎる[0]
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる[1] ②ちょうど良い[23] ③難しすぎる[4]
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
- (_____)
- (3) 「CI-NET 導入事例 (株鴻池組)」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる[1] ②ちょうど良い[26] ③範囲が狭すぎる[1]
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる[1] ②ちょうど良い[26] ③難しすぎる[1]
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
- ・導入・運用コスト、注文データ抽出(印刷時)よくわかりました。
 - ・社内システムとの連携が参考になった。
- (4) 「CI-NET 導入事例 (株小俣組)」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる[1] ②ちょうど良い[24] ③範囲が狭すぎる[2]
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる[1] ②ちょうど良い[26] ③難しすぎる[0]
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
- ・コンプライアンス、CI-NET 効果が理解できた。
 - ・レベル分けを行った上での説明会開催の必要性を考慮いただき、参考になった。
- (5) 「CI-NET 導入事例 (株近藤組)」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる[1] ②ちょうど良い[27] ③範囲が狭すぎる[0]
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる[0] ②ちょうど良い[26] ③難しすぎる[2]
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
- ・準備時から現在までの会社側の取組方法、協力会社との出来高請求業務で苦労することがわかった。

- ・弊社ではCI-NET 統括者がいないので、導入の妨げになっている。
- ・現状における課題が参考になった。

- (6) 「CI-NET の導入に向けた支援活動」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる[2] ②ちょうど良い[22] ③範囲が狭すぎる[0]
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる[0] ②ちょうど良い[23] ③難しすぎる[1]
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(_____)

Q 2 : 説明会全般についてあてはまる番号に○を ひとつ お付けください。

- ① 大変満足[2] ②満足[16] ③どちらでもない[8] ④不満[1] ⑤大変不満[0]

Q 3 : Q 2 で①、②または④、⑤の回答をされた方にお聞きします。

どのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

- ・CI-NET の採用により、注文・請書がスムーズになる。
- ・3社の事例が聞けて、状況がリアルタイムに伝わった。
- ・事例が参考になった。
- ・全体の内容、現状がよく理解できた。
- ・事例が同規模であり参考になった。
- ・具体的な利用方法の説明が欲しかった。
- ・具体的な導入事例が聞けて良かった。
- ・もう少しCI-NET について勉強した上で参加すれば良かった。
- ・導入事例を自社に置き換えて考えられたので、大変有意義でした。

Q 4 : 貴社の CI-NET 導入予定・検討状況について

- ① 導入を検討している[1]
- ② まだ検討段階である[3]
- ③ 資料収集中である[10]
- ④ 導入の予定はない[4]
- ⑤ その他[4]
- ・保留中
 - ・購買部門と協議する。
 - ・社内協議してから検討する。

Q 5 : 情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス（勉強会等）を無償で実施しております。希望されますか。

- ① 希望する（Q 6 へ）[6]
- ② 希望しない（Q 7 へ）[8]

Q 6 : Q 5 で「①希望する」と回答された方にお聞きします。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください（複数選択可）。

(1) 導入メリット検討支援

- ① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介)[3]
- ② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス)[3]

(2) 導入・運用費用の検討支援[0]

- ① 適切なシステム構成方法[3]
- ② 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス[4]
- ③ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス[1]
- ④ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介[2]

(3) その他の情報提供（事例紹介）

- ① CI-NET の概要（主な仕様、普及状況等）[1]
- ② 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等[1]
- ③ 進め方（実施体制、導入スケジュール、導入ステップ（段階的な拡張計画等）等）[2]
- ④ 関係者（経営層、社内現場部門、取引先）への説明方法[2]
- ⑤ システム概要（必要な環境、社内システムとの関係等）[1]
- ⑥ 導入・運用コスト等（導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等）[3]
- ⑦ 同業他社状況

Q 7：CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、（一財）建設業振興基金に要望することがありましたら、ご自由にお書きください。

- ・前向きに検討したい
- ・もう少し CI-NET について勉強してから再度検討したいと思います。
- ・他の EDI サービスを利用するので、連携が取れば協力業者のメリットが出るかも知れない。

Q 8：電子商取引に関して、（一財）建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。

- (1) 必要[7]：①CI-NET の最新の動向[6] ②ASP サービス[3] ③その他[1]（・事例）
(2) 不要[5]

(2) CI-NET の導入検討可能性のある完工高 50 億円以上の建設企業向け広報セミナー

1) 開催方法

a) 目的

CI-NET の状況や導入に向けた情報提供を行うこと。

b) 対象

平成 24 年 11 月に実施した「発注業務における電子商取引に関する調査」を送付した完成工事高 50 億円以上の企業：327 社

c) 主催

情報化評議会（広報委員会）

d) 開催場所

建設業振興基金会議室

東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目 MT ビル 2 号館

e) 開催日

平成 26 年 11 月 14 日（金）、21 日（金）

f) 開催内容

i) 国土交通省の電子商取引への取組（10 分）

講演概要： 情報化評議会と進める電子商取引の普及活動について

講演者： 国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課

ii) CI-NET の概要、最新動向および導入に向けた支援活動（20 分）

講演概要：業界における CI-NET の導入状況等の最新動向企業規模等に応じた CI-NET の導入・運用方法の検討、導入費用の算出、社内外への説明資料の作成等を情報化評議会が直接、個別の企業を支援する取り組み（勉強会等）について紹介

講演者：情報化評議会

iii) CI-NET の導入事例紹介（75 分）

講演概要：大手ゼネコンのみならず、地方の中堅ゼネコンでも導入が進みつつある CI-NET の導入事例について、最新の導入企業より体験談を紹介

CI-NET を導入することによるメリットや導入の課題等についても、コスト面やコンプライアンス面等から、具体的に説明

iv) 質疑応答

g) 配付資料

- | | | |
|------|------|--|
| 資料 1 | 1 | 国土交通省における電子商取引への取り組みについて |
| | 1-1 | 建設業における法令遵守の徹底チラシ |
| | 1-2 | 電子契約の「技術的基準」に係るガイドラインと CI-NET の関係 |
| 資料 2 | 2 | CI-NET による電子商取引 |
| | 2-1 | CI-NET による電子商取引パンフレット |
| | 2-2 | スモールスタートで安価・簡易に CI-NET 導入 |
| | 2-3 | CI-NET サービス（ASP 等）における発注者向け「確定注文」作成・送信画面 |
| | 2-4 | CI-NET の導入メリット |
| | 2-5 | CI-NET 利用状況調査報告書 |
| | 2-6 | 社内システムと CI-NET の連携 |
| | 2-7 | CI-NET 導入検討について相談できるベンダ企業紹介 |
| | 2-8 | 建設業電子商取引 導入支援「勉強会」のご紹介 |
| | 2-9 | CI-NET 導入稟議書（雛形） |
| | 2-10 | 建設業電子商取引導入支援コストシミュレーション表 |

資料 3	3-1	株式会社小俣組導入事例発表資料
	3-2	株式会社近藤組導入事例発表事例
	3-3	株式会社鴻池組導入事例発表資料
	3-4	株式会社安藤・間 導入事例
	3-5	フジタビルメンテナンス株式会社
参考資料		建設業しんこう 2014/4 月号
		建設業しんこう 2014/7 月号
		建設業振興基金ご案内（金融 3 事業ご案内）

2) 開催結果

a) 開催実績

表 8.3-3 広報セミナー（CI-NET の導入検討可能性のある首都圏所在の建設企業向け）の開催実績

開催回	開催日	講演者	参加者
第 1 回	平成 26 年 11 月 14 日（金） 14:00～16:30	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 株式会社安藤・間 株式会社小俣組 情報化評議会 事務局	15 社 20 名
第 2 回	平成 26 年 11 月 21 日（金） 14:00～16:30	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 株式会社安藤・間 フジタビルメンテナンス株式会社 情報化評議会 事務局	17 社 25 名

b) 広報セミナー開催時の主な意見等

広報セミナー開催時の主な質問や要望として、以下の事項が挙げられた。

<質問>

- 売り上げの 4 割が建設完成高工事だが、その他は下請法の基での整備委託、役務の提供が多い。今後、これらに対応することを期待する。副資材、資機材の発注は、CI-NET で対応可能か。
- 下請けの利用率はどうなっているか。
- 下請けにアンケートをしたところ、参加しない、わからないとの回答が 6 割を超えていた。ただし 10%弱は他の取引で CI-NET を導入済みである。導入する段階で 80～90%の利用率でスタートすることを理想と考えているが、紙の全廃は将来的にもやはり難しいか。
- ヘルプデスクや社内人員の確保はどのようにすればよいか。人員の構成を現在のまま変更せず導入可能か。ベンダには、ヘルプデスクも全て委託可能か。

- ・ 導入に関する社内調整には相当な労力が必要になる。発注者との契約にはまだ CI-NET は使っていないとのことだが、発注者側から、CI-NET 使ってもらいたい、と言われるようなことはないか。
- ・ 注文書と日付が揃わないようなケースがあった場合、対応できるのか。
- ・ ネット上に金額の入ったデータを流すことは、(セキュリティ上、情報漏洩などの) 問題になることはないか。

c) 会場アンケートの集計結果

Q 1 : 本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○を ひとつ お付けください。

- (1) 「国土交通省における電子商取引への取り組み」について
 - a) 内容について ①範囲が広すぎる[2] ②ちょうど良い[33] ③範囲が狭すぎる[3]
 - b) 理解の度合い ①簡単すぎる[5] ②ちょうど良い[31] ③難しすぎる[2]
 - c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
 - ・費用対効果について
 - ・CI-NET と施工体制台帳の一元管理できるような仕組みは作れないか。
 - ・導入積極性
- (2) 「CI-NET の概要、最新動向」について
 - a) 内容について ①範囲が広すぎる[3] ②ちょうど良い[34] ③範囲が狭すぎる[2]
 - b) 理解の度合い ①簡単すぎる[2] ②ちょうど良い[33] ③難しすぎる[3]
 - c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(_____)
- (3) 「CI-NET 導入事例 (株小俣組)」について
 - a) 内容について ①範囲が広すぎる[3] ②ちょうど良い[32] ③範囲が狭すぎる[1]
 - b) 理解の度合い ①簡単すぎる[2] ②ちょうど良い[31] ③難しすぎる[3]
 - c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
 - ・導入にあたってのきっかけ
 - ・拡大するための施策 (未実施、発注者の拡大) はとても参考になる。
 - ・導入目的
 - ・導入後のサポート体制
- (4) 「CI-NET 導入事例 (株近藤組、株鴻池組)」について
 - a) 内容について ①範囲が広すぎる[2] ②ちょうど良い[35] ③範囲が狭すぎる[0]
 - b) 理解の度合い ①簡単すぎる[2] ②ちょうど良い[32] ③難しすぎる[3]
 - c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
 - ・業務フロー
 - ・連携自動化 (社内システムからの連携) は可能か。
 - ・注文書から請求書の流れを担当しているので、その部分が気になった。
 - ・導入目的
 - ・鴻池組の質疑での発言 (デメリットはないよ) は説得力があった。
- (5) 「CI-NET 導入事例 (株安藤・間)」について
 - a) 内容について ①範囲が広すぎる[3] ②ちょうど良い[34] ③範囲が狭すぎる[1]
 - b) 理解の度合い ①簡単すぎる[1] ②ちょうど良い[34] ③難しすぎる[3]
 - c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
 - ・導入までの流れ
 - ・工事契約外の取引 (ASP) は期待したい。
 - ・30%以上取引が CI-NET 化されるとメリットが実感できる点。

・社内導入方法

Q 2 : 説明会全般についてあてはまる番号に○をひとつお付けください。

- ①大変満足[3] ②満足[17] ③どちらもない[20] ④不満[3]
⑤大変不満[0]

Q 3 : Q 2 で①、②または④、⑤の回答をされた方にお聞きます。どのような点が満
または不満であったか具体的にお書きください。

- ・将来的に必ず導入が必要になってくると思うので、参加させて頂きました。導入後のメリットについて、社に戻って上司と相談します。
- ・導入については、まず範囲を広げ過ぎず、的を絞ってから対応する（鴻池組：発注業務より始める）。
- ・思っているよりも簡易に導入できる、導入にあたっての情報を得ることができた点。
- ・各社様々な導入事例の紹介
- ・会社毎で掘り下げる分野を変えてゆっくり丁寧に説明をして欲しかった。
- ・CI-NET とは何かよく分かった。会社ぐるみの取組のため、経営者の理解を求める必要があり、まず、自信がより理解を深める必要があると思った。
- ・CI-NET のデモを行って欲しかった。イメージがわからない。大量の資料で理解不十分。
- ・現状で導入の検討をしていない会社に対して、もう少し CI-NET 導入のメリットを説明して頂きたかった。（導入ありきの説明会であった様に感じた。）
- ・検討してみたいと思う。
- ・CI-NET の現状を理解できた。
- ・最近の導入事例を知ることができた。スモールスタートが参考になった。
- ・導入された会社がどのようなプロセスで導入していったかを具体的に説明してくれたのは大変良かった。
- ・官側からの説明があり、導入に向けてのサポート体制を感じることができた。
- ・各説明よく分かった。
- ・西武建設の質問 3 項目は非常に的を得ていた。聞きたい所であった。
- ・安藤・間の西村さんのお話は大変丁寧で細部に渡り分かりやすかった。ありがとうございました。
- ・初めてのことでニュートラルな状態で聞かせて頂いた。
- ・導入の実例について情報を入手できた。
- ・導入効果があまり見えない。取引件数に比べ導入化率が少ないように思われる。
- ・現在、資料収集中であり、CI-NET の概要を知るという目的に関し有意義でした。
- ・説明が飛びすぎて具体視できない。今後の展開に関してあまり詳しいことが不明。

(3) 地域別の広報セミナー（平成 25 年度より継続）

1) 開催方法

a) 開催内容

- i) CI-NET による電子商取引について
- ii) 建築施工管理 CPD 制度について

b) 配付資料

- 資料 1 パンフレット CI-NET による電子商取引
- 資料 2 CI-NET を活用した電子商取引
- 資料 3 リーフレット 「スモールスタート」で安価・簡易に CI-NET 導入
- 資料 4 鴻池組 CI-NET 導入事例
- 資料 5 小俣組 CI-NET 導入事例

- 資料 6 近藤組 CI-NET 導入事例
 資料 7 フジタビルメンテナンス CI-NET 導入事例
 資料 8 熊本県電子証明書保有企業一覧
 資料 9 建設業における法令順守の徹底

2) 開催結果

a) 開催実績

表 8.3-4 広報セミナー（域別の広報セミナー（平成 25 年度より継続））の開催実績

開催県	開催日時、場所	主催	参加社
熊本県	平成 26 年 12 月 8(月) 15:00～熊本県建設会 館会議室	(一社)熊本県建築協会 経営雇用委員会勉強会	熊本県建築協会経営雇 用委員 14 社 15 名
島根県	平成 27 年 1 月 28(水) 10:00～ホテル宍道湖 会議室	島根県建築技術協会	島根県建築技術協会会 員（松江地区）33 社 34 社
	平成 27 年 1 月 29(木) 10:00～島根県浜田地 区建設業協会会議室	島根県建築技術協会	島根県建築技術協会会 員（浜田地区）20 社 20 名

b) 意見交換

表 8.3-5 広報セミナー（域別の広報セミナー（平成 25 年度より継続））における意見交換

No.	質問	回答
1	ASP サービスを利用するにあたり、帳票の様式は標準的なものがあるのか。	標準様式、ゼネコン様式どちらでも対応できる。
2	基本契約は CI-NET で締結できるか。	できるように検討している。
3	1 社が導入するのではメリット感がない。協会全体で取り組むとなると熊本県全体を網羅することになり、メリットは大きい。協会で取り組む場合、ハードルがかなり高くなるが、県内取引先へどのように説明をしたら良いか。	協会主催で取引先説明会を開催し、県内取引先へ参加を呼びかけたらどうか。
4	電子商取引の場合、注文請書には収入印紙は不要なのか。	不要である。福岡国税の Q&A にコメントがある。
5	CI-NET の操作画面はどのようなものか。	資料「ASP 簡易画面イメージ」にて説明。詳細は相談できるベンダに照会するよう説明。

8.3.2. 資料検索システム

(a) 利便性等を高めるための機能改修等

1) 資料検索システムトップページへのアクセス件数

対象月	H25. 12	H26. 1	H26. 2	H26. 3	H26. 4	H26. 5	H26. 6	H26. 7	H26. 8	H26. 9	H26. 10
件数	144	305	486	210	371	194	166	246	593	163	204
説明会									8/27		
実施日									9/5		

対象月	H26. 11	H26. 12	H27. 1	H27. 2	H27. 3
件数	121	140	122	131	92
説明会	11/14	12/8	1/28		
実施日	11/21		1/29		

2) カテゴリキーワードによる検索件数（カテゴリキーワード別）

カテゴリ	キーワード	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
対象部門								
	経営者（経営層）	16	3	5	1	6	1	32
	業務所管部門	17	3	4	3	7	2	36
	情報システム部門	21	3	4	3	5	3	39
	協力会社	19	4	5	4	8	1	41
	ベンダー	17	7	4	1	5	2	36
利用者の業態								
	ゼネコン	16	8	1	4	9	1	39
	設備業者	19	7	2	5	8	2	43
	ハウズビルダー	14	5	2	3	5	1	30
	その他	15	4	1	6	6	2	34
予算規模								
	数万～数十万円規模	17	5	1	4	5	2	34
	数百万円規模	16	4	1	1	4	1	27
	数千万円規模	17	4	1	2	6	2	32
システム形態								
	自社構築タイプ	16	4	1	3	5	2	31
	ASP 活用タイプ	15	3	1	5	7	5	36
	業務ソフト活用タイプ	15	4	1	4	8	4	36
適用業務								
	見積業務	15	4	1	4	12	4	40
	注文業務	16	5	2	7	13	5	48
	出来高・請求業務	17	5	1	5	12	5	45

カテゴリ	キーワード	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
適用業種								
	資材	14	2	3	4	9	2	34
	外注	15	2	1	6	9	3	36
	労務	15	2	1	4	9	2	33
	経費	12	2	1	4	9	2	30
事前検討～社内合意形成								
	概要（CI-NET とは）	17	5	2	6	9	4	43
	施策・コンプライアンス	15	5	1	4	9	2	36
	関連法規	14	4	1	4	10	2	35
	業界動向	15	3	1	4	10	3	36
	導入コスト	15	3	1	5	10	2	36
	対象業務	17	3	1	4	10	2	37
	業務フロー	16	3	2	5	10	2	38
	システム概要（構成、機能）	15	5	2	4	10	3	39
	社内システムとの連携	17	3	2	4	10	2	38
	導入・拡大の動機、経緯	15	2	1	4	8	2	32
	導入の手順、スケジュール	15	2	1	5	9	2	34
	導入後の問題点・課題と改善策	16	2	1	4	9	3	35
	導入・運用体制	16	3	1	5	8	3	36
	CI-NET の仕様（規約）	19	2	3	4	9	2	39
	導入効果（定性）	16	2	1	4	8	2	33
	導入効果（定量）	15	2	1	4	8	2	32
	現行業務・システム分析シート	15	2	1	4	10	2	34
	企画書	15	2	1	4	8	2	32
取引先との調整								
	導入説明会開催・教育	17	2	1	1	7	2	30
	利用者拡大・取引先拡大	14	2	1	1	5	1	24
システム構築								
	手続関連	17	3	4	2	7	0	33
	データ交換仕様関連	20	5	5	2	7	0	39
システム運用								
	運用マニュアル	22	2	1	3	8	1	37
	操作マニュアル	15	2	1	3	6	1	28
資料作成時の目的								
	導入事例紹介	16	2	1	2	6	2	29
	導入手順の解説	16	3	1	1	8	1	30
	事務手続き	17	2	1	1	6	1	28
	CI-NET 仕様書	16	5	2	1	7	0	31
	セミナー等資料	14	2	1	2	7	0	26
	国の施策説明	14	2	1	1	7	0	25

3) コンテンツファイルのダウンロード回数（コンテンツファイル別）

（注）「資料検索システムトップページ」を経由せず、他の CI-NET ホームページからリンクしてコンテンツファイルをダウンロードした場合を含む。

資 料 名	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
CI-NET の受注者導入メリット紹介	103	44	194	68	56	44	465
CI-NET による電子商取引(パンフレット)	77	57	80	44	55	44	313
電子商取引の導入・運用事例(地域建設業)	85	42	54	45	54	51	280
国土交通省における建設業の電子商取引への取り組みについて	72	45	33	30	46	42	226
建設産業における電子商取引の推進について	42	45	59	58	70	43	274
購買 EDI の導入と現状（戸田建設）	35	49	51	64	62	56	261
電子商取引の導入・運用事例（鹿島建設）	36	49	43	42	46	42	216
CI-NET による電子商取引	53	33	32	24	43	28	185
社内システムと CI-NET の連携方法(リーフレット)	50	32	35	20	25	19	162
CI-NET 導入・利用概算費用表（導入タイプ別）	42	26	41	36	31	32	176
CI-NET 導入検討に向けて相談できるベンダ企業紹介（一覧）	49	20	39	17	19	19	144
CI-NET を活用した電子商取引のご案内	53	22	31	28	38	22	172
EDI データの保存について『正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程』（電子帳簿保存法 施行規則第 8 条 1 項二号の規程 参考例）	36	33	36	52	56	53	213
電子商取引の現状と導入企業の事例体験談（フジタ）	27	34	43	36	34	25	174
CI-NET 導入雛形参考例	37	35	31	30	28	31	161
スモールスタートで安価・簡易に CI-NET 導入（リーフレット）	45	23	28	19	23	25	138
電子商取引の導入・運用事例一覧表	36	30	28	32	34	29	160
ガイドライン「技術的基準と施工体制台帳」（リーフレット）	41	25	22	27	35	12	150
CI-NET サービス（ASP 等）における発注者向け「確定注文」作成・送信画面／受注者向け「確定注文」受信閲覧画面（リーフレット）	41	24	23	25	31	17	144
CI-NET を活用した電子商取引説明会（元請企業向け）のご案内	44	40					84
CI-NET 導入ガイド	43	24	16	22	28	18	133
電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン	35	27	16	8	21	13	107
電子商取引の現状と導入企業の事例体験談（安藤建設）	30	24	24	53	34	27	165
電子商取引導入効果シミュレーション（発注者編注文業務版）	37	14	27	14	18	19	110
建築積算データチェックツール	37	18	22	5	5	18	87
電子契約の契約内容確認ツール「CLContViewVer. 1.2」（操作説明書）	30	19	28	18	14	19	109

資 料 名	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
電子商取引の導入・運用事例(本間組)	32	22	21	16	18	14	109
プロセス図（現行業務図・CI-NET 適用時 想定図・詳細版）	29	25	21	18	20	18	113
建設工事の電子契約についての解説 「建 設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定 する『技術的基準』に係るガイドライン」 の解説	37	16	20	7	11	17	91
電子商取引の導入・運用事例(鴻池組)	33	16	22	17	20	20	108
建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）	28	21	22	15	18	14	104
プロセス図（現行業務図・CI-NET 適用時 想定図）	33	21	16	20	27	17	117
建設業電子商取引 導入支援「勉強会」の ご紹介	35	17	16	11	21	16	100
電子商取引の導入・運用事例（土屋ホール ディングス）	32	15	21	7	11	11	86
建設業における法令遵守の徹底(パンフレ ット)	32	18	17	11	23	16	101
CI-NET 導入に伴う社内システム修正内訳 （事例）	31	18	17	11	17	10	94
建設産業における電子商取引発注者の CI-NET 導入に向けた具体的手順 冊子	32	16	18	10	23	17	99
電子データ交換協定書（例）	33	14	19	17	12	26	95
CI-NET 導入プレスリリース	30	16	20	14	11	19	91
建設業電子商取引体験講習会テキスト（平 成 22 年版）	28	16	22	21	17	19	104
電子契約の契約内容確認ツール 「CLContViewVer. 1.2」（ツール）	26	21	18	21	7	18	93
「建設業電子商取引（CI-NET）導入検討事 例集」の公開	32	14	19	19	13	11	97
CI-NET 利用状況調査報告書	33	14	16	13	9	10	85
異なる ASP を利用する企業間での CI-NET を利用した電子商取引の実現に向けて	27	20	15	6	14	9	82
電子商取引の導入・運用事例（鴻池組）	27	14	19	11	10	16	81
電子商取引の導入・運用事例（五洋建設）	29	17	13	11	11	11	81
請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に 係る対応について「電子契約を行った場合 の施工体制台帳の取扱いに関するガイド ライン」の解説	31	15	12	13	9	10	80
建設業法令遵守の推進	30	16	11	11	13	11	81
電子商取引導入効果シミュレーション利 用者マニュアル（発注者編詳細版）	24	17	14	19	10	9	84
建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規 定する「技術的基準」に係るガイドライン	25	17	11	5	18	11	76
建設業の生産高度化に向けた先進的業務 モデル導入マニュアル	23	17	13	8	7	10	68
発注者・受注者間における建設業法令遵守 ガイドライン	26	13	13	5	22	10	79
消費税率変更に伴う CI-NET の対応例	22	14	15	8		8	59

資 料 名	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」の解説	25	8	17	13	9	10	72
電子商取引導入効果シミュレーション（発注者編詳細版）	25	12	11	11	15	18	74
電子商取引の導入・運用事例（ミルックス）	23	9	13	7	9	10	61
CI-NET の規約理解促進のために	6	16	12	12	12	9	58
CI-NET を活用した電子商取引説明会のご案内	2	0					2

この報告書は、一般財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センターが刊行し、
情報化評議会 会員のみ限定して配布するものである。

平成26年度 一般財団法人建設業振興基金 建設産業情報化推進センター 情報化評議会
活動報告書

【禁無断転載】

平成 27 年 3 月 第一版発行

発行者 一般財団法人 建設業振興基金
建設産業情報化推進センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12
虎ノ門 4 丁目MTビル 2 号館

TEL : 03-5473-4573

FAX : 03-5473-4580

E-mail : ci-net@kensetsu-kikin.or.jp

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>